

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年1月29日
【計算期間】	第11期(自 令和元年8月1日 至 令和2年7月31日)
【ファンド名】	エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション (Emerging Bond Fund Currency Selection) - 米ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオ (USD (BRL-hedged) Portfolio) - 豪ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオ (AUD (BRL-hedged) Portfolio)
【発行者名】	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)
【代表者の役職氏名】	デュプティ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー 小林 央明
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通 り 287 - 289番 (287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三浦 健 同 青山 正幸
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

(注1) 各サブ・ファンドは、それぞれ異なる通貨を参照通貨としており、異なる定めがない限り、金額表示は参照通貨で行う。各サブ・ファンドの参照通貨は以下の通りである。

米ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオ: アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)

豪ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオ: オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)

(注2) 別途定める場合を除き、米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、2020年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=103.89円および1豪ドル=76.91円による。以下同じ。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(注4) 本書の中で、計算期間(以下「会計年度」ということもある。)とは8月1日に始まり翌年7月31日に終了する一年を指す。ただし、第1会計年度は、2010年1月21日(ファンドの運用開始日)から2010年7月31日までの期間を指す。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオおよび豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ（以下、個別にまたは総称して「サブ・ファンド」という。）は、ケイマン諸島の法律に基づき、2009年４月28日付信託証書（改訂済）に従って同日付で設定されたアンブレラ・ファンドであるエマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション（以下「ファンド」という。）の投資信託（サブ・ファンド）である。なお、アンブレラとは、１つの投資信託の下で１または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。現在、ファンドは、サブ・ファンドに加え、米ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、豪ドル・ポートフォリオおよび南アフリカランド・ポートフォリオの合計６本の投資信託（サブ・ファンド）により構成されている。このうち、本書では、サブ・ファンドの受益証券が募集される。なお、アンブレラとは、１つの投資信託の下で１または複数の投資信託（サブ・ファンド）を設定できる仕組みのものを指す。

サブ・ファンドの投資目的は、ケイマン諸島のユニット・トラストであるピムコ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドＢ（以下「フィーダー・ファンドＢ」または「フィーダー・ファンド」という。）のクラスＤ（ＢＲＬ）受益証券またはクラスＡ（ＢＲＬ）受益証券への投資を通じて、エマージング証券市場を有する国と経済的な結びつきを有する発行体の債券またはかかる証券のデリバティブに投資することにより、最大限のトータル・リターンを追求することにある。

ファンドにおける当初の信託金の最低限度額の定めはない。

ファンドの性格

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

ファンドは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）および関係する政省令に定められる「ファンド・オブ・ファンズ」である。

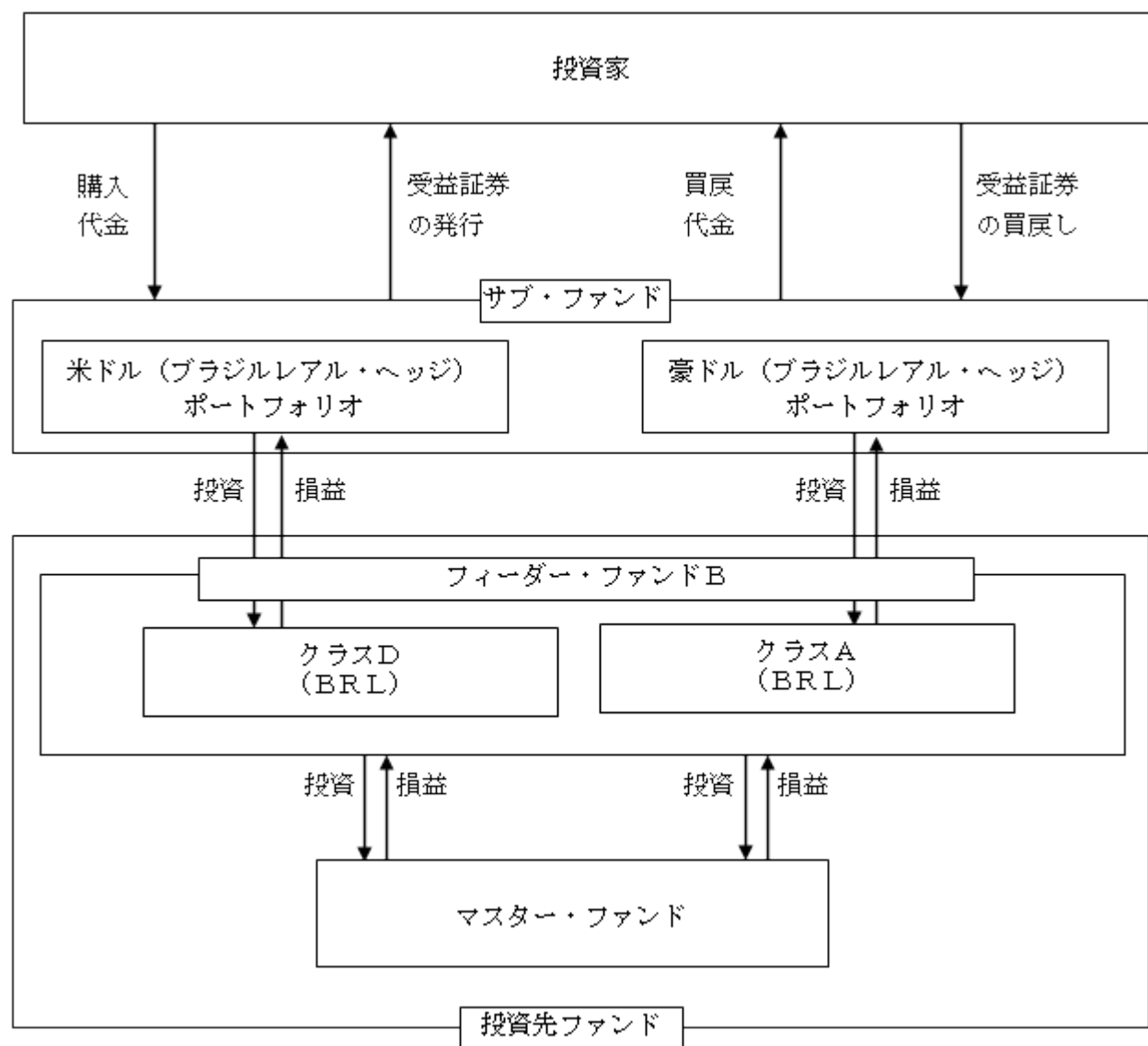
管理会社は、各サブ・ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の受益者は、日本における販売会社を通じて管理会社に対して通知することにより、毎取引日に保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買い戻された受益証券について支払われる買戻価格は、買戻が行われる取引日の受益証券１口当たりの純資産価格を参照して計算される。

管理会社が受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、各サブ・ファンドは、2024年６月30日をもって終了する。

（２）【ファンドの沿革】

1974年４月11日	管理会社設立
2009年４月28日	信託証書締結
2009年11月30日	補遺信託証書締結
2009年12月25日	日本におけるファンド証券の募集開始
2010年１月21日	サブ・ファンドの運用開始
2015年７月９日	補遺信託証書締結

(注) サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)	管理会社 保管会社 管理事務代行会社	2009年4月28日付で信託証書(改訂済)を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。 2009年5月13日付で保管・管理事務代行契約(注1)を受託会社と締結。同契約は、ファンドの資産保管業務および管理事務代行業務について規定している。
ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド (FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	2009年4月28日付で信託証書(改訂済)を管理会社と締結。信託証書は、ファンドの資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A. (MUFG Lux Management Company S.A.)	副管理会社	2014年4月30日を効力発生日として投資運用およびリスク・マネジメント委託契約(改訂済)(注2)を管理会社と締結。同契約は、投資運用業務およびリスク管理業務について規定している。
ミツビシ・UFJ・アセット・マネジメント(UK)リミテッド (Mitsubishi UFJ Asset Management (UK) Ltd.)	投資運用会社	2014年4月30日を効力発生日として投資運用契約(改訂済)(注3)を副管理会社と締結。同契約は、投資運用業務について規定している。
ピムコジャパンリミテッド (PIMCO Japan Ltd)	副投資運用会社	2010年1月21日付で副投資運用契約(注4)を投資運用会社と締結する。同契約は、副投資運用業務について規定している。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2009年12月7日付で管理会社との間で代行協会員契約(改訂済)(注5)を締結。代行協会員契約は、代行協会員業務について規定している。 2009年12月7日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(改訂済)(注6)を締結。受益証券販売・買戻契約(改訂済)は、日本における販売会社としての業務について規定している。

(注1) 保管・管理事務代行契約とは、ファンドの資産保管業務および管理事務代行業務の提供を約する契約である。

(注2) 投資運用およびリスク・マネジメント委託契約(改訂済)とは、管理会社によって任命された副管理会社が、管理会社に対し、投資運用業務およびリスク管理業務の提供を約する契約である。

(注3) 投資運用契約(改訂済)とは、副管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンドに対し、投資運用サービスを提供することを約する契約である。

- (注4) 副投資運用契約とは、投資運用会社によって任命された副投資運用会社が副投資運用業務を提供することを約する契約である。
- (注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびファンド証券に関する目論見書および運用報告書その他の書類の販売会社への送付等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。
- (注6) 受益証券販売・買戻契約(改訂済)とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概況

() 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグ大公国の1915年8月10日付商事会社法(改正済)(以下「1915年商事会社法」という。)に基づき、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に設立された。1915年商事会社法(改正済)は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

() 事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

() 資本金の額(2020年11月末日現在)

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル(約194億円)

発行済株式総数 5,051,655株(一株37.04米ドルの記名式額面株式)

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

() 会社の沿革

1974年4月11日	設立
2006年1月1日	会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに変更
2007年4月2日	会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイに変更
2016年5月1日	会社名をミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイからルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に変更

() 大株主の状況

(2020年11月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	5,002,575株	99.03%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

(1) 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法(2020年改訂)(以下「信託法」という。)に基づき登録されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2020年改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)により規制されている。

(2) 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法は、

英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が、登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られる。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

一旦設定されたケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができる。

サブ・ファンドは、信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、2024年6月30日に終了する。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

ミューチュアル・ファンド法

下記「（６）監督官庁の概要」の項を参照のこと。

（５）【開示制度の概要】

（１）ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に提出しなければならない。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- （ ）弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- （ ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （ ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）関係する法令および規則に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）のケイマン諸島事務所である。ファンドの会計監査は、国際監査基準に基づいて行われる。

ファンドは、毎年1月31日までに前年7月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出する。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度末は、毎年7月31日である。第一回の監査済年次財務書類は、2010年7月31日までの期間について作成された。会計書類は、アメリカ合衆国で承認されている会計基準に従って作成される。会計年度末から6か月以内に、監査済会計書類が作成され、半期末から3か月以内に未監査会計書類が作成される。

(2) 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における１億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（ＥＤＩＮＥＴ）等において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後６か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後３か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をＥＤＩＮＥＴ等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実の販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法により、ファンドの代行協会のホームページにおいて掲載される。

（６）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。したがって、ファンド（および受託会社）は、特に、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン当局に申請書ならびに監査済年次財務諸表および年次報告書を提出しなければならない。ファンドは、規制された投資信託として、ミューチュアル・ファンド法に基づきＣＩＭＡの監督に服し、ＣＩＭＡは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をＣＩＭＡが特定する一定の期日までにＣＩＭＡに提出するよう指示することができる。さらに、ＣＩＭＡは、受託会社にＣＩＭＡがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、ファンドに関するすべての記録を、合理的な時間に、ＣＩＭＡに提出または開示しなければならず、ＣＩＭＡは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。これらの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、ＣＩＭＡは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、ＣＩＭＡは、一定の措置を取ることができる。ＣＩＭＡの権限には、ファンドの登録の取消し、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。ＣＩＭＡは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府の許可を受けている。受託会社は、ＣＩＭＡの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

２【投資方針】

（１）【投資方針】

．投資目的および投資方針

サブ・ファンドの投資目的および投資方針

サブ・ファンドの投資目的は、フィーダー・ファンドへの投資を通じて、エマージング証券市場を有する国と経済的な結びつきを有する発行体の固定利付金融商品またはかかる証券に関連するデリバティブに投資することにより、最大限のトータル・リターンを追求することにある。

かかる長期的成長を目指す投資目的が実現できる保証はない。

サブ・ファンドは、ケイマン諸島のユニット・トラストであるピムコ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドＢ（以下「フィーダー・ファンドＢ」または「フィーダー・ファンド」という。）のクラスＤ（ＢＲＬ）受益証券またはクラスＡ（ＢＲＬ）受益証券のみに投資する。

サブ・ファンドのうち、米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオは、フィーダー・ファンドＢの米ドル建てクラス受益証券であるクラスＤ（ＢＲＬ）、豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオはフィーダー・ファンドＢの豪ドル建てクラス受益証券であるクラスＡ（ＢＲＬ）にそれぞれ投資する。

フィーダー・ファンドの投資目的および投資戦略

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドは、その資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（Ｍ）（以下「マスター・ファンド」という。）に投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）その他の金融商品に投資することができ、直接為替ヘッジ取引を行うこともできる。フィーダー・ファンドの受託会社によってピムコ・ケイマン・トラストの投資顧問会社として選任されているパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「ＰＩＭＣＯ」という。）は、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。

クラスＤ（ＢＲＬ）およびクラスＡ（ＢＲＬ）は、ブラジルリアルの米ドルに対する為替変動に関する為替エクスポージャーを反映することができる。かかる意味において、ブラジルリアルを、サブ・ファンドの「取引対象通貨」という。上記目的を達成するため、クラスＤ（ＢＲＬ）およびクラスＡ（ＢＲＬ）のクラス受益証券は通常、95%から105%の間で取引対象通貨（ブラジルリアル）の為替エクスポージャーを得ることを目指す。

そのため、米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオはブラジルリアルの米ドルに対する、豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオはブラジルリアルの豪ドルに対する為替エクスポージャーの変動をそれぞれ反映することを目指す。

為替エクスポージャーの変動が常に完全に反映され、フィーダー・ファンドの投資顧問会社が為替取引の利用に成功し、またはサブ・ファンドに為替エクスポージャーが常に反映される保証はない。

マスター・ファンドの投資戦略および投資制限

マスター・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。マスター・ファンドのベンチマーク・インデックスは、ＪＰモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド（JPMorgan Emerging Markets Bond Index Global Diversified）である。

マスター・ファンドは、通常の状況において、純資産の80%以上をエマージング証券市場を有する国と経済的な結びつきを有する発行体の固定利付金融商品またはかかる証券のデリバティブに対して投資することにより、その投資目的を達成することを目指す。ＰＩＭＣＯは、ピムコ・ケイマ

ン・トラストの受託会社によって選任された投資顧問会社として、マスター・ファンドの資産の投資について責任を負う。PIMCOは、「エマージング市場」国として適格であると判断する国を特定し、これに投資することにつき、広範な裁量を有する。かかる裁量を行行使する際、PIMCOは、マスター・ファンドの戦略目標に一致するエマージング市場国を特定する。例えば、PIMCOは、世界銀行もしくはその関連組織または国際連合もしくはその機関等の国際機関により新興経済国または発展途上経済国として分類されているか否かまたはエマージング市場インデックスを構成する目的でエマージング市場国とみなされているか、等の多数の要因に基づき、ある国がエマージング市場国であるかどうかを検討することができる。

マスター・ファンドが投資を行う固定利付金融商品には次のものが含まれる。

- ・ 政府、政府機関、関係当局もしくは下部機構が発行または保証する証券または政府支援企業が発行または保証する証券(以下「政府証券」という。)
- ・ コマーシャルペーパー
- ・ デュレーション1年以下のモーゲージ・バック証券
- ・ 政府が発行するインフレ連動債
- ・ 譲渡性銀行預金証書、定期預金および銀行引受手形
- ・ レボ契約および逆レボ契約
- ・ 国際機関または超国家的機関の債務証書

マスター・ファンドによる米国以外の通貨建ての有価証券および米国以外の発行体の有価証券に対する投資に制限はない。マスター・ファンドはまた、制限なしに新興市場経済の国に基盤を有する発行体による証券に投資することができる。ただし、マスター・ファンドは、途上国(または新興国)の現地通貨建ての債券に対して総資産の5%を超えて投資することはできない。マスター・ファンドは、単一の国に対して、ネット・ショート・ポジションを持つことはできない。

マスター・ファンドは通常、為替レートの変動から生じる損失のリスクを低減させるために、米ドル以外の通貨の米ドルに対するエクスポージャーを反映することを目指す。常に反映され、またはPIMCOが為替取引の活用成功を保証はない。

マスター・ファンドのポートフォリオ平均デュレーションは通常、PIMCOの金利予測に基づき、3年から8年の間で変動する予定である。マスター・ファンドが投資を行う有価証券は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」という。)からCaa格、またはS&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)もしくはフィッチ・レーティングスまたはその他の米国全土で認知された統計格付機関(NRSRO)による同等の格付けを付与されたものとし、また、格付けを付与されていない場合は、PIMCOが同等の格付けと判断するものに限られる。マスター・ファンドは、B格以上の最低平均信用格付けを維持する。短期金融商品は、少なくともS&PからA-1格またはムーディーズからP1格が付与されていることを要する。

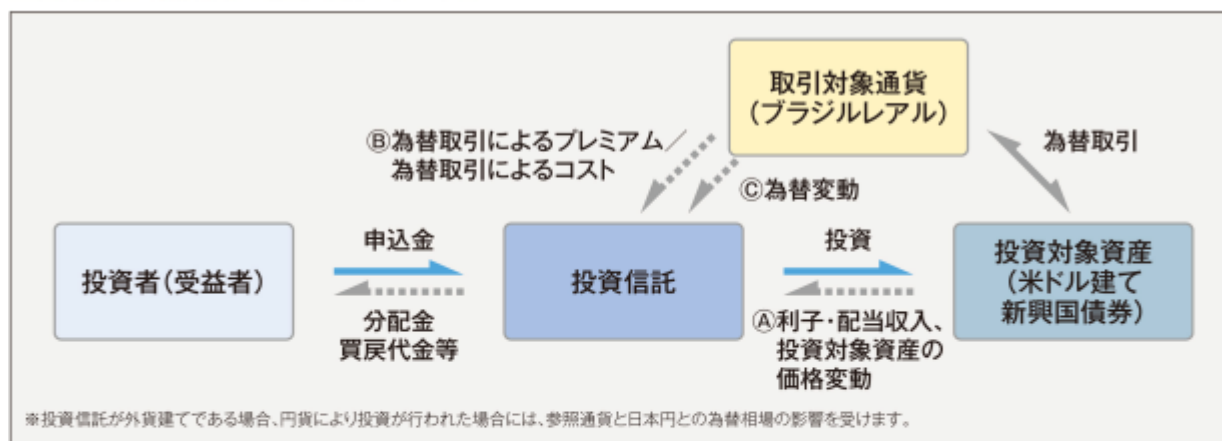
マスター・ファンドは、オプション契約、先物契約、先物契約のオプション、スワップ契約(ロングおよびショートのクレジット・デフォルト・スワップならびに先渡しスワップ・スプレッド・ロックを含むがそれらに限らない。)およびスワップションなどのデリバティブ商品に投資することができるが、投資をする義務を負うものではない。ただし、マスター・ファンドは、米ドル以外の通貨建ての金利スワップに投資することができない。さらに、マスター・ファンドが通常の状態において、クレジット・デフォルト・スワップに対して投資することができるのは、純資産の10%までに限られる。マスター・ファンドは、収益を得るために、ポートフォリオ証券をブローカー、ディーラーその他の金融機関に対して貸し付けることができる。マスター・ファンドは、一連の売買契約の締結またはその他の投資技法(バイ・バックまたはドル・ロール等)の利用により、主として投資している証券に対するマーケット・エクスポージャーの獲得を目指すことができる。

マスター・ファンドは、１種類の金融商品または１発行体に対して、総資産の10%を上限として投資することができる。ただし、政府証券についてはかかる制限はない。

マスター・ファンドは、モーゲージその他の資産担保のＩＯ（金利部分）証券もしくはＰＯ（元本部分）証券、モーゲージ・デリバティブまたはインバース・フローター証券が組み合わさった商品には投資を行うことができない。ただし、期間１年以下のコマーシャル・モーゲージ担保证券に対しては投資を行うことができる。マスター・ファンドは、社債に投資しない。マスター・ファンドは、ディレイド・ファンディング・ローンまたはリボルビング・クレジット・ファシリティについて、契約を締結し、または取得することはできない。マスター・ファンドは、政府が発行したものに限りインフレ連動債に投資することができる。マスター・ファンドは、イベント連動債に投資することはできない。マスター・ファンドは、純資産の15%を上限として流動性に欠ける証券に投資することができる。

収益／損失に関する留意事項

■ 通貨選択型の投資信託の収益／損失のイメージ図



通貨選択型投資信託とは、投資者が選択できる複数の通貨コースにより構成され、組入資産による収益の他、当該コースの通貨による複数の収益(為替取引によるプレミアム及び為替差益)を追求する投資信託です。

○通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

① 利子・配当収入、投資対象資産の価格変動(上図(A)部分)

- ・投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となります。
- ・逆に、投資対象資産が値下がりした場合には、期待した収益が得られず、受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となります。

② 為替取引によるプレミアム／為替取引によるコスト(上図(B)部分)

- ・取引対象通貨(ブラジルレアル)の短期金利が、投資信託の投資対象資産の通貨の短期金利よりも高い場合は、その金利差によるプレミアムが期待できます。
- ・逆に、取引対象通貨(ブラジルレアル)の短期金利の方が低い場合には、その金利差によるコストが生じます。
- ※新興国通貨の場合などについては、金利差がそのまま反映されない場合があります。

③ 為替差益／差損(上図(C)部分)

- ・上図(B)部分とは異なり、上図(C)部分については為替取引を行っていないため、取引対象通貨(ブラジルレアル)と各サブ・ファンドの参照通貨が異なることにより、参照通貨に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- ・取引対象通貨(ブラジルレアル)の対参照通貨レートが上昇した場合は、為替差益を得ることができます。
- ・逆に、取引対象通貨(ブラジルレアル)の対参照通貨レートが下落した場合は、為替差損が発生します。
- ・この他、参照通貨が外貨建てであるため、円貨により投資が行われた場合には参照通貨と日本円の為替リスクが生じます。

➡ これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。

収益の源泉	=	(A)利子・配当収入 投資対象資産の価格変動	+	(B)為替取引によるプレミアム／ 為替取引によるコスト	+	(C)為替差益／為替差損
収益を得られる ケース		投資対象資産の市況の 好転(金利の低下等)* 投資対象資産(債券等)の 価格の上昇		取引対象通貨の短期金利が 米ドルの短期金利を上回る 為替取引によるプレミアム (金利差相当分の収益)の発生		取引対象通貨が 対参照通貨で上昇 為替差益の発生
損失やコストが 発生するケース		投資対象資産(債券等)の 価格の下落 投資対象資産の市況の悪化 (金利の上昇、発行体の 信用状況の悪化等)*		為替取引によるコスト (金利差相当分の費用)の発生 取引対象通貨の短期金利が 米ドルの短期金利を下回る		為替差損の発生 取引対象通貨が 対参照通貨で下落

*投資対象資産の価格の上昇／下落の要因は、資産の種類(債券、株式、不動産等)によります。

（２）【投資対象】

サブ・ファンドは、ケイマン諸島のユニット・トラストであるピムコ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるフィーダー・ファンドＢのクラスＤ（ＢＲＬ）受益証券またはクラスＡ（ＢＲＬ）受益証券のみに投資する。

サブ・ファンドのうち、米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオはフィーダー・ファンドＢの米ドル建てクラス受益証券であるクラスＤ（ＢＲＬ）、豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオはフィーダー・ファンドＢの豪ドル建てクラス受益証券であるクラスＡ（ＢＲＬ）にそれぞれ投資する。

（３）【運用体制】

（イ）サブ・ファンドの運用体制

管理会社と投資運用およびリスク・マネジメント委託契約（随時改訂される。）を締結している副管理会社は、投資運用契約（随時改訂される。）を締結し、投資運用会社にポートフォリオの投資運用を委託している。

投資運用会社の運用体制

（ ）投資行動のモニタリング

投資運用会社では、運用担当チームが日々副投資運用会社の運用の適切性を確認し、逸脱がある場合は速やかに是正を指示する。また、運用担当チームから独立したコンプライアンス担当者は、日次でコンプライアンス・ルールの遵守状況を記録・保管し、必要に応じて運用担当チームに是正を指示する。

投資運用会社は、ポートフォリオの運用に際して、副投資運用会社や投資運用グループ各拠点の情報および分析等を活用して、ポートフォリオの運用・管理に関する監督を行う。

（ ）ファンドの運用に係る法人等の管理

副投資運用会社等のファンドの運用に係る法人については、その業務に関する投資運用会社の運用担当チームが、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング、評価を実施し、必要に応じて副投資運用会社に是正を指示する。

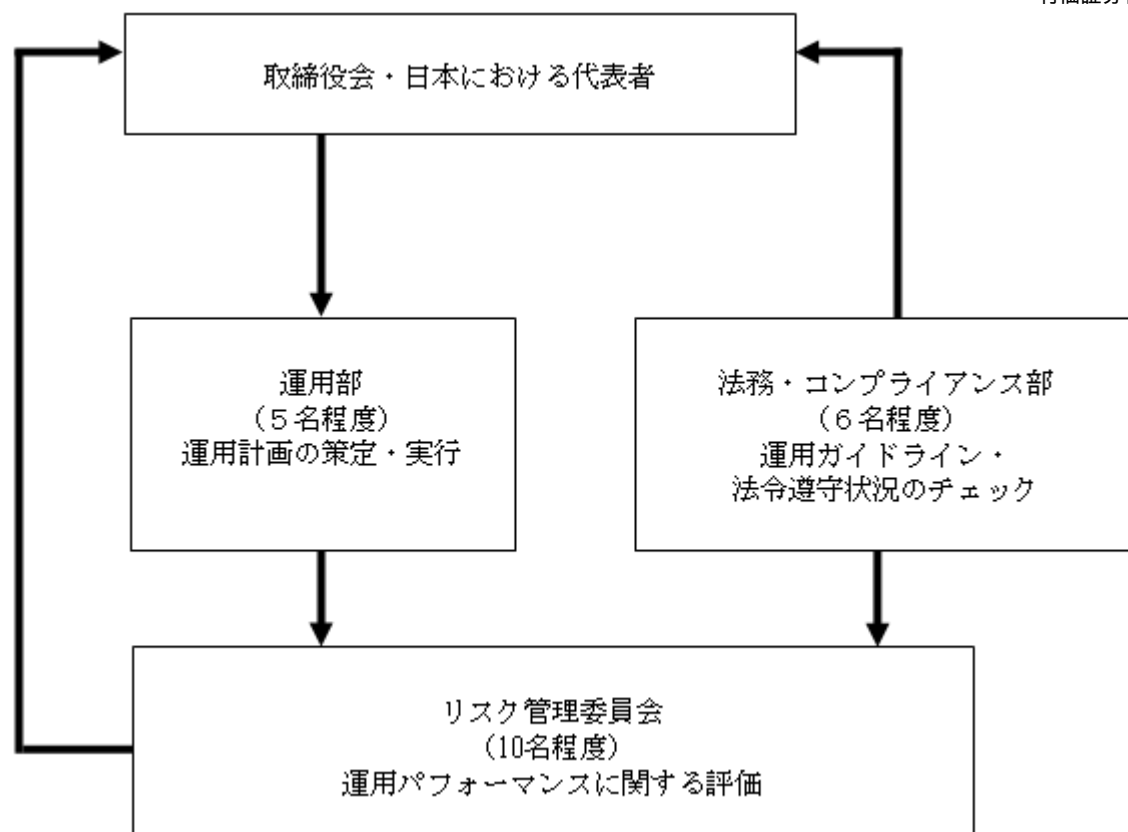
副投資運用会社の運用体制

投資運用会社は、副投資運用契約を締結し、副投資運用会社にポートフォリオの保有資産の運用を委託している。ポートフォリオの運用は、副投資運用会社が、副投資運用会社のグループ拠点が運用するケイマン籍投資信託に投資することによって行われる。

副投資運用会社として行為するピムコジャパンリミテッドでは運用部が中心となり、運用に関する各種調査および分析、投資戦略の策定のプロセスを通じて行う。

ピムコジャパンリミテッドは、ＰＩＭＣＯグループの日本における拠点である。

副投資運用会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織等は以下のとおりである。



運用に関する主な社内規定は以下のとおりである。

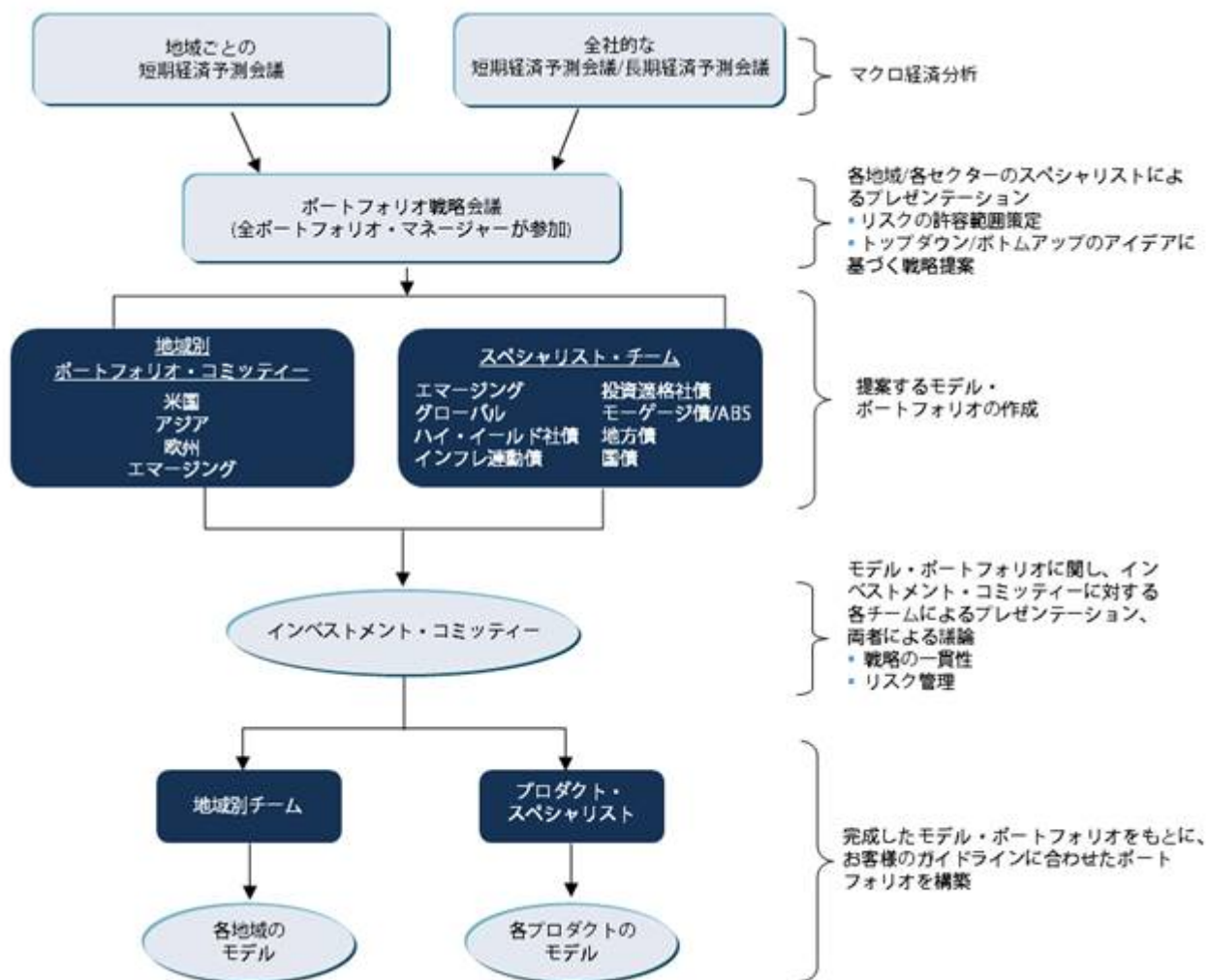
内部者取引未然防止規程

最良執行規程

上記運用体制は、2020年12月末日現在のものであり、今後変更する場合がある。

(ロ) 投資先ファンドの運用体制

運用プロセス



(2020年12月末日現在)

PIMCOの投資プロセスにはトップダウンとボトムアップ両方の意思決定過程が含まれている。かかるプロセスにおける最初の最も重要なステップは、長期的な方向づけである。経済趨勢や政治の影響を分析することは、健全なポートフォリオの決定の基本的条件であるとPIMCOは考えている。確固たる長期的見解を維持することは、往々にして金融市場を特徴付ける周期的な好況と不況の反復に左右されることに対する防御として有益である。PIMCOは、短期的な市場動向に適合させる能力よりも、経済ファンダメンタルズおよび信用分析を通して長期的価値を見極めることを遙かに得意としている。

PIMCOは、趨勢分析を重要と考えていることから、「長期経済予測会議」に毎年1週間を費やしている。投資プロフェッショナルから選り抜かれたメンバーは、金融財政政策、インフレーション、人口統計、情報技術の経済と生産性動向への影響を含む特定分野を担当し、年間を通じ監視する責務を負っている。「長期経済予測会議」において、社内プレゼンターは、PIMCOの投資プロフェッショナル全員のためにかかる問題に対処する。そのほか、外部からのアナリストや学者を招聘し、見通しに密接な関係がある金融問題や経済問題に関するその専門知識をPIMCOと交換する。かかる社内と社外からのプレゼンテーションは、当グループによるさらなる議論や討論の背景として役立っている。「長期経済予測会議」の目的は、経済や債券市場についての3年ないし5年の見通しを得ることである。

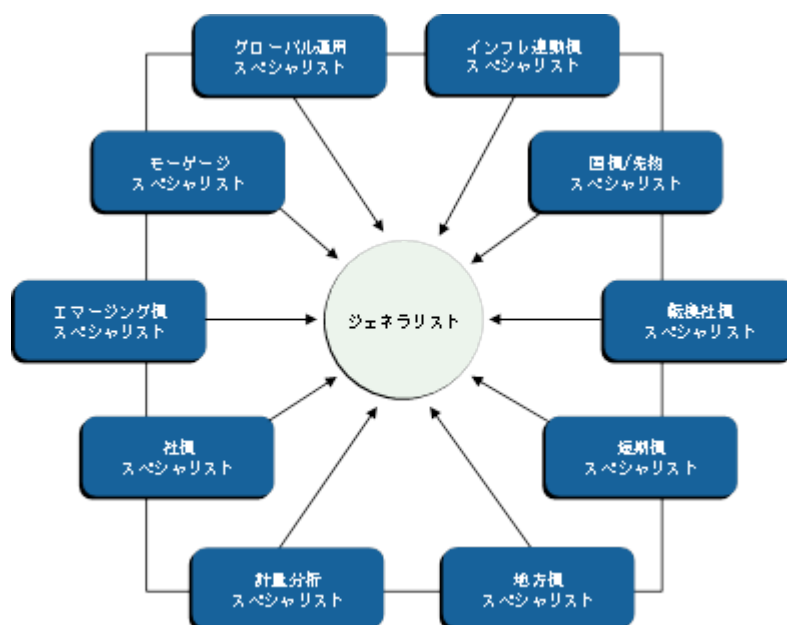
PIMCOのプロセス上の次のステップは、循環的動向または景気循環動向の分析である。PIMCOの投資プロフェッショナルは、いわゆる「短期経済予測会議」で四半期毎に会合し、景気循

環の視野から成長率とインフレ率を評価する。これらの会合では、社内リサーチや最近の経済データを評価し、ＧＤＰ成長率やインフレ率が市場の一般的な見込みを上回るか、下回るかを判断する。その結論は、短期的（２ないし４四半期間）な経済動向の予想を調整し、更新する一助となっている。

PIMCOの長期経済予測会議と短期経済予測会議の次に、シニア・ポートフォリオ・マネージャーから成るインベストメント・コミッティーの常任メンバーと、その他のポートフォリオ・マネージャーから選出された非常任メンバーで構成されるインベストメント・コミッティーが、全ポートフォリオのモデルとなる主要戦略の開発のために一致団結して作業する。インベストメント・コミッティーは、各フォーラムによって提供されたトップダウンの見通しのほか、様々な債券セクターを重視する専門家からのボトムアップの入力情報も利用する。インベストメント・コミッティーが達成目標を定める組入証券の特性項目には、デュレーション、イールドカーブ・エクスポージャー、共分散、セクター別集中度および信用性が含まれる。

運用体制

- ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリスト・チームによる運用体制
- トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を図ります。



（2020年12月末日現在）

次に、PIMCOのポートフォリオ運用グループが個別ポートフォリオの構築を行う。このグループの体制は、車のハブとスポークとの関係に類似し、ハブを構成するシニア・ジェネラリスト・ポートフォリオ・マネージャーとスポークとしてのセクター別スペシャリストグループを備えている。PIMCOは、各アカウントに対しジェネラリスト・ポートフォリオ・マネージャーを配置する。すべてのポートフォリオがインベストメント・コミッティーによって定められたモデル・ポートフォリオを反映するように構成されていることを監視するのはジェネラリストの責任である。ジェネラリストは、タイミングや銘柄選択の面で一定の裁量範囲を与えられているが、モデルの達成目標周辺の範囲内にポートフォリオの特質を維持することが求められる。ジェネラリストは、国債、モーゲージ証券、社債、米ドル建以外の債券、新興市場債、転換証券、インフレ連動債の市場を含む世界中の債券群の各分野を網羅するセクター別スペシャリスト・チームから情報入手し、戦略的構想を得る。これらセクター別チームは、各々のセクターで10年以上の経験を持つ経験豊富なポートフォリオ・マネージャーが率いている。ジェネラリストは、各々の担当ポートフォ

リオの一切の売買について最終的責任を負うが、セクター別スペシャリストのポートフォリオ・マネージャーに取引執行の支援を指図することができる。

ボトムアップによる証券の選定は、ポートフォリオの構築上重要な側面である。セクター別スペシャリストは、各々のセクター内で相対的価値を確定することを任され、証券選定上の中心的役割を果たす。セクター別スペシャリストのための重要なリソースは、PIMCOの経験豊富なアナリストであって、これらアナリストは、独自の証券分析を行う。PIMCOは、各証券のリスクや相対的価値を数量化する上で役立つ幅広い自社所有の分析用ソフトウェアのライブラリーも活用する。

内部運用規定

PIMCOの運用口座は、クライアント・ガイドライン、適用される規制上の要件およびPIMCO内部規則を遵守するためにモニターされている。さらに、PIMCOは、最良執行、ソフト・ダラー取引および取引配分に関する方針など、その投資運用活動に適用される方針を採用している。

PIMCOは、クライアント勘定のためのポートフォリオ証券、オプションおよび先物の売買の注文すべてを、多くのブローカー／ディーラーを通じて行っている。その際にPIMCOは、すべてのクライアント勘定のために可能な限り最適な価格を入手し取引を履行するため最善を尽くしている。そのため、PIMCOはクライアントの最大の利益を念頭に、例えば、価格、取引規模、関連する証券の市場の性質、（該当の場合）手数料の額、市場の価格や動きを考慮した取引のタイミング、関与するブローカー／ディーラーの評判、経験および財務の安定性、ならびにブローカー／ディーラーのサービスの質などを含む、関連があると思われるすべての要因を考慮する。また、PIMCOは、ソフト・ダラー取引を行わない方針である。

PIMCOは、証券の「一括取引」、つまり特定の証券の複数の売買注文に関し、当該注文が複数のクライアントの勘定に配分される場合、かかる配分をモニターしている。PIMCOは、クライアント勘定の間で公正かつ公平な扱いを行うことを、取引配分の手続上での最優先の目的とする。PIMCOは、取引配分がタイムリーに行われ、特定のクライアントが不当な優遇を受けず、個別的に見た場合にはある取引が特定の勘定を優遇する結果となったとしても、長期的にはクライアントの勘定が公平に扱われるような手続きを策定している。

（４）【分配方針】

管理会社は、その裁量により、2010年３月以降、毎月20日（当該日が営業日でない場合は翌営業日）に、純投資収入、純実現・未実現キャピタルゲインおよび配当可能資本から分配を宣言することができる。

分配は、分配宣言（同日を含む。）から５営業日以内に受益者（日本においては、日本における販売会社）に対して行われる。

分配は、基準日現在登録されている受益者に対して、保有されている特定のサブ・ファンドの受益証券の数に応じて行われなければならない。分配金を受領する権利を有している受益者は、分配宣言の日から５年を超えて請求しなかった場合、その権利を失うものとし、請求されなかった分配金にかかる日より、受託会社または管理会社が適切であると判断した方法により、ファンドのために利益を生じるものとする。

受託会社または管理会社は、受益者に対する分配金のうち、信託証書の条項により受益者が支払義務を負うものの、未払いの状態にある金額を控除することができる。

受託会社または管理会社は、信託証書の条項により明示的に授權されているか否かを問わず、受益証券に対する分配金その他の支払から、公課・費用等もしくはその他の税金、手数料またはその他のあらゆる性質の評価額について、法律によって、受託会社または管理会社が行うことを義務づけられているかまたは行う権限を有するその他の控除を行うことができる。

（注）上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものでない。

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

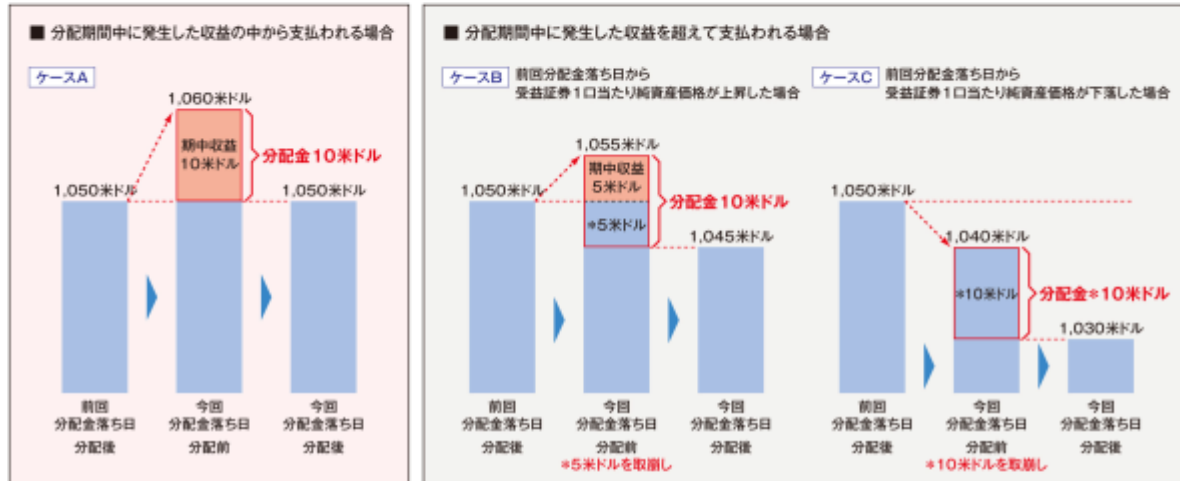
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格は、前回分配金落ち日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間における各サブ・ファンドの収益率を示すものではありません。

(注)「分配期間」とはある分配金落ち日から次の分配金落ち日までの期間をいいます。

■ 分配金と受益証券1口当たり純資産価格の関係(イメージ)



(注)上図はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

○分配金は、ファンドの分配方針に基づいて支払われます。

○上図のそれぞれのケースにおいて、前回分配金落ち日から今回分配金落ち日まで保有した場合の損益をみると、次の通りとなります。

ケースA：分配金受取額10米ドル＋今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当たり純資産価格の差	0米ドル＝	10米ドル
ケースB：分配金受取額10米ドル＋今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当たり純資産価格の差	▲5米ドル＝	5米ドル
ケースC：分配金受取額10米ドル＋今回分配金落ち日と前回分配金落ち日との受益証券1口当たり純資産価格の差	▲20米ドル＝	▲10米ドル

➡ A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、受益証券1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の受益証券1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

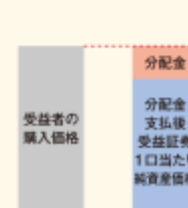
(注)受益証券1口当たり純資産価格の計算および分配金の支払いは、各サブ・ファンドの参照通貨(米ドルまたは豪ドル)で行われます。

受益者のサブ・ファンドの購入価格によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。サブ・ファンド購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

■ 分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



■ 分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに該当する場合



○受益者の購入価格にかかわらず、分配金はすべて課税対象となります。

(5)【投資制限】

サブ・ファンドの投資制限

各サブ・ファンドに適用される投資制限は以下のとおりである。

- (イ) 各サブ・ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産総額を超えないものとする。
- (ロ) サブ・ファンドの純資産総額の10%を超えて、借入れを行うものではない。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的に、かかる10%を超える場合はこの限りではない。
- (ハ) 管理会社の運用する証券投資信託およびミューチュアル・ファンドの全体において、一発行会社の議決権総数の50%を超えて投資を行ってはならない。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。
(注) 上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。
- (ニ) サブ・ファンドは、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対しその純資産の15%を超えて投資を行わない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準(随時改訂または修正されることがある。)(外国証券の取引に関する規則第16条)に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではない。
(注) 上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。
- (ホ) 投資対象の購入、投資および追加の結果、サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、日本の金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。
- (ヘ) 管理会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害するサブ・ファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止される。
- (ト) サブ・ファンドは、日本証券業協会により、1973年12月4日に採択された「外国証券の取引に関する規則」(改訂済)第16条第9号に従い、信用リスクを管理する方法として管理会社が定めた合理的な方法に反する取引を行わないものとする。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にサブ・ファンドに適用される制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じるものとする。

フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの投資制限

日本における受益証券の販売に関する方針

日本の投資信託協会の規則および日本証券業協会が定める「外国証券の取引に関する規則」の選別基準に基づく日本の公募投資信託の制限に関連して、投資先ファンドは、以下の投資制限を採用している。

空売りの制限 空売りされる有価証券の時価総額は、投資先ファンドの純資産価額を超えてはならない。

借入れの制限 投資先ファンドの借入れ時の純資産価額(借入額を除く。)の10%を超えて(低価法または現行価値によるものとする。)、借入れを行うものではない。ただし、合併・買収等の特別緊急事態により、3か月までの期間において一時的にかかる10%を超える場合はこの限りでない。

一発行会社の株式の取得制限 一発行会社(日本の公募投資信託たるファンド・オブ・ファンズの場合に限り、投資信託会社を含む。)の発行済株式の50%を超えて投資を行ってはならない。ただし、契約型投資信託の場合、同一の運用者により運用されている投資先ファンド全体において、かかる投資を行ってはならないものとする。

流動性が欠ける証券に対する投資の制限 いずれの投資先ファンドも、非登録株式、非上場株式または証券化関連商品等、流動性に欠けるものに対し、その純資産の15%を超えて投資を行わない。投

投資先ファンドが、私募株式、非上場株式またはその他の流動性を欠く商品に対し投資する場合、これら証券の適正価格を決定する方法を確保するものとする。

利害関係者との取引の禁止 ＰＩＭＣＯが自己または各投資先ファンドの受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、または各投資先ファンドの資産の適切な運用を害するＰＩＭＣＯによる取引は、すべて禁止される。

各投資先ファンドは、自己のファンドの純資産価額の50%を超えて、日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号、改訂済）第2条第1項に規定される当該「有価証券」の定義に該当する証券並びに当該「有価証券」に関連するデリバティブ商品に対し投資することができる。

ＰＩＭＣＯは、ＰＩＭＣＯの可能な限り、アイルランドの2011年欧州共同体（ＵＣＩＴＳ）規則およびアイルランド中央銀行が発行したＵＣＩＴＳ通達に記載されるリスク管理方法に従って、投資先ファンドの信用リスクを管理するものとする。投資先ファンドは、その純資産の35%を超えて、以下のリスト（元々はアイルランド中央銀行が2014年5月付ＵＣＩＴＳ申請フォームに記載したリストから選出されたものである。）から選定される発行体に投資する予定である；経済協力開発機構加盟国政府（ただし、関連する銘柄が投資適格であることを条件とする。）、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、欧州鉄道金融公社、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行（世界銀行）、米州開発銀行、欧州連合、連邦抵当金庫（ファニー・メイ）、連邦住宅貸付抵当公社（フレディ・マック）、連邦政府抵当金庫（ジニー・メイ）、連邦奨学金融資金庫（サリー・メイ）、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社およびストレートＡファンディング・エルエルシー。ＰＩＭＣＯは、これらの個々の発行体の証券への投資に伴う信用リスクを十分に管理するものとする。

受益証券の買戻しまたは日本における直接販売のため日本において届け出られている投資先ファンドの期間満了の場合、かかる投資先ファンドの受益証券は現金にて受益者から買い戻される。投資先ファンドにおいて現物による買戻しは認められていない。投資先ファンドの受益証券が日本で募集されている期間中いつでも、上記制限が、投資信託協会の規則または日本証券業協会の選別基準に該当しなくなる場合には、当該規制または選別基準（適用ある場合）が適用されなくなる。

３【投資リスク】

（１）リスク要因

ファンドは、リスクの高い事業を行っているため、ファンドへの投資は、証券、金融デリバティブおよび税務について相当の経験および個人的な知識を有し、かつ損失を負担することができる投資家によってのみ行われるべきである。受益証券への投資により生じる損失に対する保証や、いずれかのサブ・ファンドの投資目的が達成される保証はない。世界的な証券および金融商品への投資が一定のリスクを伴うのと同様に、受益証券への投資は以下に言及するリスク等のリスクを伴う。以下のリストはすべてのリスクを網羅するものではない。投資予定者は、本書および目論見書全体を慎重に検討し、受益証券の申込みを行う前に自らの専門アドバイザーに相談するべきである。過去の実績は必ずしも将来の業績を示すものではない。利益が実現される保証や、多額の損失を被らない保証はない。

市場リスク

価格変動リスク

ファンドは、公社債を実質的な主要投資対象としており、公社債の投資に係る価格変動リスクを伴う。一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。

為替変動リスク

ファンドの純資産価格の算定は外貨建てにより行われるので、日本円により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合がある。

（米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ）

実質的な主要投資対象である海外の公社債は主に米ドル建て資産であるが、サブ・ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行うため、ブラジルレアルの対米ドルでの為替変動の影響を受ける。そのため、為替相場がブラジルレアルに対して米ドル高方向に進んだ場合には、純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。なお、為替取引を行う場合でブラジルレアル金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分がコストとなる。

（豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ）

実質的な主要投資対象である海外の公社債は主に米ドル建て資産であるが、サブ・ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行うため、ブラジルレアルの対豪ドルでの為替変動の影響を受ける。そのため、為替相場がブラジルレアルに対して豪ドル高方向に進んだ場合には、純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。なお、為替取引を行う場合でブラジルレアル金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分がコストとなる。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいう。ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けるので、純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、ファンドはそのリスクを伴う。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性がある。この場合、純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがある。

カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、市場・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性がある。この場合、純資産価格の下落により損失を被り、投資元金を割り込む可能性が高まることがある。

フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの主なリスクの概要

各サブ・ファンドは、フィーダー・ファンドへの投資およびフィーダー・ファンドを通じたマスター・ファンド（フィーダー・ファンドおよび／またはマスター・ファンドを以下「投資先ファンド」という。）への投資により以下のリスクにさらされる。以下のリスク要因は、ファンドに対する投資に伴うリスクの完全な記述を意図するものではない。

金利リスク

金利リスクとは、金利の上昇により確定利付証券、有配当の株式および投資先ファンドの組入証券中のその他の商品の価額が下落するリスクである。名目金利が上昇すると、投資先ファンドが保有する一定の確定利付債券または有配当の株式の価額が下落する傾向がある。名目金利は、実質金利と予想インフレ率との合計といえることができる。金利の変動は突発的で予測できないことがあるため、金利の動向の結果として投資先ファンドが損失を被ることがある。投資先ファンドは、金利の変動に対してヘッジを行えないか、または費用もしくはその他の理由によりヘッジの実施を選択しない場合がある。さらに、ヘッジが意図されていた機能を果たさない場合がある。比較的長期のデュレーションを有する確定利付債券は、金利変動の影響を受けやすく、比較的短期のデュレーションを有する証券よりも変動しやすい。株式およびその他の非確定利付証券の価額も、金利変動により下落することがある。米国インフレ連動国債を含むインフレ連動債券は、実質金利が上昇すると価額が下落する。実質金利が名目金利を上回る速度で上昇するといった一定の環境のもとでは、インフレ連動債券は、同じデュレーションの他の確定利付債券と比べてより大きな損失を被る可能性がある。様々な要因により金利が上昇することがある（中央銀行の金融政策、インフレ率、全般的な経済情勢等）。

変動利付証券は一般的に、金利変動に対して敏感ではないが、証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しなかった場合、価額が下落することがある。逆に、金利が低下する場合には、一般的に、変動利付証券の価額は上昇しない。逆変動利付証券は、金利が上昇した場合に価額が下落することがある。逆変動利付証券は、同等の信用度を有する確定利付債務よりも大きな価額の乱高下を示すことがある。投資先ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の下落（または、逆変動利付証券の場合には上昇）は当該証券より受領する収益および投資先ファンドの受益証券の純資産価額に悪影響を及ぼす。

有配当の株券、中でもその市場価格が利回りに緊密に関連しているものは、金利の変動に対してより敏感なことがある。金利が上昇する期間中、かかる株券の評価額は下落する場合があります、投資先ファンドの損失につながる可能性がある。

金利または米国財務省証券の利回り（もしくは他の種類の債権の利回り）は、幅広い要因（中央銀行の金融政策、インフレ率、全般的な経済状況等）により上昇することがある。金利または債券利回りが歴史的な低水準で推移している現在の市況は、まさにそのような状況にある。そのため、確定利付債券に投資する投資先ファンドは現在、金利および／または債券利回りの上昇に関するリスク水準の

高まりに直面している。これは様々な要因(中央銀行の金融政策、インフレもしくは実質経済成長率の推移、一般的な経済状況、債券発行の増加または低利回りの投資対象に対する市場の需要の低下を含むがこれらに限られない。)により引き起こされることがある。

金利が非常に低いまたはマイナスとなっている期間中、投資先ファンドは、プラスのリターンを維持できない場合がある。米国および世界の多くの地域(一部のヨーロッパ諸国を含む。)における金利は、過去最低水準にある。一部のヨーロッパ諸国では、近年、特定の確定利付商品の金利がマイナスとなっている。金利が非常に低いまたはマイナスとなっている場合、金利リスクが増大するおそれがある。金利の変動(金利がゼロを下回る場合を含む。)により、市場が予想外の影響を受け、市場ボラティリティが高まり、また、投資先ファンドがかかる金利リスクにさらされている場合はそのパフォーマンスが低くなるおそれがある。

平均デュレーション等の指標は、投資先ファンドの正確な金利感応度を的確に反映していないことがある。これは、特に、投資先ファンドを構成する証券のデュレーションが非常に幅広い場合に当てはまる。よって、一定の水準の金利リスクを示す平均デュレーションを有している投資先ファンドでも、実際には、かかる平均が示すよりも大きな金利リスクにさらされる場合がある。このリスクは、投資先ファンドがその運用に関連してレバレッジまたはデリバティブを利用する場合はより大きくなる。

コンベクシティとは、証券または投資先ファンドの金利感応度を理解するために利用される追加的な指標である。コンベクシティは、金利の変動に対してデュレーションがどの程度の割合で変化するかを測定する。証券の価格に関しては、コンベクシティ(プラスまたはマイナス)が大きい場合、金利の変動に対する価格の変動が大きいことを意味している。コンベクシティは、プラスの場合とマイナスの場合がある。コンベクシティがマイナスの場合、金利の上昇によりデュレーションが長期化するため、金利上昇に対する価格感応度が高いことを意味する。そのため、コンベクシティがマイナスの証券(従来型のコール条項付債券や、一部のモーゲージ・バック証券を含むことがある。)は、金利上昇時に大きな損失を被ることがある。したがって、このような証券を保有する投資先ファンドは、金利上昇時の損失が拡大するリスクにさらされる場合がある。

コール・リスク

コール・リスクとは、ある発行体が予定より早い時期に確定利付債券を償還する(「コール」する)権利を行使する可能性を指す。発行体は、多くの理由(金利の低下、信用スプレッドの推移および発行体の信用力の回復等)により、償還日より前に発行済の証券をコールすることができる。投資先ファンドが投資した証券を発行体がコールする場合、投資先ファンドは、最初に投資した全額を回収できないことがあり、利回りが低い証券、信用リスクが高い証券またはその他の不利な特徴のある証券への再投資を迫られることがある。

信用リスク

確定利付債券(貸付証券の担保のために購入された証券を含む。)の発行体もしくは保証人またはデリバティブ契約、レボ契約、組入証券貸付けの相手方当事者が適時に元本および/または利息の支払、またその他義務を履行できない(または履行しようとししない)場合、または(市場参加者、格付機関、値付業者などにより)履行できないまたは履行しようとしないとみなされる場合、投資先ファンドは、損失を被る可能性がある。投資先ファンドが保有する証券の格下げは、その価格を下落させる可能性がある。証券は、信用リスクの程度(多くの場合信用格付けに反映される。)の変更による影響を受ける。平均信用度等の指標は、投資先ファンドの正確な信用リスクを的確に反映していないことがある。これは、特に、投資先ファンドを構成する証券に付与されている信用格付けが非常に幅広い場合に当てはまる。よって、一定の信用度があることを示す平均信用格付けが付与されている投資先ファンドでも、実際には、かかる平均が示すよりも大きな信用リスクにさらされる場合がある。このリスクは、投資先ファンドがその運用に関連してレバレッジまたはデリバティブを利用する場合はより大きくなる。地方債は、訴訟、法律制定その他の政治的事情、地域経済状況または発行体の倒産のために発行体の元本および/または利息の支払能力に重大な影響を及ぼす可能性があるというリスクにさらされる。

ハイ・イールド証券リスク

ハイ・イールド証券および同等の信用度の格付のない証券（一般に「ジャンク債」と称される。）に投資するファンドは、かかる証券に投資しないファンドに比べて、より大きな信用リスク、コール・リスクおよび流動性リスクにさらされる。これらの証券は、発行体が元本および利息を継続して支払うことができる能力に関して、極めて投機的であると考えられ、他の種類の証券よりも変動が大きい場合がある。経済的な低迷または個別企業の動向が、これらの証券の市場に悪影響を及ぼし、ファンドが有利な時期および価格でハイ・イールド証券を売却する能力を低下させる可能性がある。経済的な低迷は、一般的に、不払い率の上昇を招き、ハイ・イールド証券は、債務不履行が発生するよりも前に市場価値が大幅に下落する場合がある。ゼロ・クーポン債または現物支払証券としての仕組みを有するハイ・イールド証券は、金利上昇による価格上昇圧力またはスプレッド拡大に対する感応度が特に高いことにより、価格変動が特に大きくなる傾向があり、投資先ファンドが現金を実際に受領していなくても帰属収入による課税対象の分配を求められる場合がある。ハイ・イールド証券の発行体が「コール」を行うか償還日前に発行証券を償還する権利を付与されている場合があり、支払われる金利がより低い他のハイブリッド証券または類似の商品に投資先ファンドが収益を再投資しなければならない場合がある。また、投資先ファンドは、ハイ・イールド証券に投資を行わない投資信託よりも高い水準の流動性リスクにさらされる場合がある。さらに、投資先ファンドが投資するハイ・イールド証券は、いずれの取引所にも上場していない場合があり、かかる証券の流通市場は、より流動性の高い他の確定利付証券の市場に比べて相対的に流動性が低いことがある。よって、ハイ・イールド証券の取引は、より活発に取引されている証券の取引よりもコストが高額になることがある。一定の状況において、特に、入手可能な公開情報が不足していること、取引が不規則に行われること、および買呼値と売呼値のスプレッドが広いことにより、ハイ・イールド債が、他の種類の証券または商品に比べて、有利な時期または価格で売却することが困難となる場合がある。これらの要因により、投資先ファンドは、かかる証券の価値の全額を換金することができないおそれ、および／またはハイ・イールド証券の売却後長期間にわたり、当該売却の手取金を受け取ることができないおそれがあり、いずれの場合も、投資先ファンドに損失が生じる可能性がある。ハイ・イールド証券への投資にはリスクを伴うため、当該有価証券に投資する投資先ファンドへの投資は投機的であると判断されかねない。

市場リスク

投資先ファンドが保有する証券の市場価格は、時に急速にまたは予測を超えて、上下に変動する。証券の価値は、証券市場に一般的に影響する要因または証券市場の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券の価値は、一般に、不利な経済状況もしくはそのおそれ、特定の証券もしくは商品の需給、会社の収益一般的見通しの変化、金利もしくは為替レートの変化、信用市場の悪化または投資家心理の悪化等の特定の会社とは特段関係のない一般的な市況により下落することがある。証券の価値はまた、労働力不足、生産コストの増加、産業内における競争環境等の特定の産業に影響する要因により下落することがある。証券市場の全般的な下降局面においては、複数の資産クラスの前額が同時に下落する可能性がある。株式は、一般に、債券よりも大きな価格ボラティリティを有する。信用格付の引き下げも、投資先ファンドが保有する有価証券にマイナスの影響を及ぼすことがある。市場の好調時であっても、投資先ファンドが保有する投資対象の価格が市場全般とともに上昇するとの保証はない。さらに、市場リスクには、地政学上その他のイベントが国または世界的な水準で景気を悪化させるリスクも含まれる。例えば、戦争、テロ、市場の不正操作、政府のデフォルト、政府機関の閉鎖、公衆衛生上の緊急事態（感染症、流行病および伝染病の蔓延など）および自然／環境災害はすべて、証券市場にマイナスの影響を及ぼすことがあり、これにより、投資先ファンドの価格が低下しかねない。これらの出来事は、消費者需要または経済生産を減少させ、市場閉鎖、旅行制限または検疫を生じさせ、経済に多大な悪影響を及ぼす可能性がある。米国における現在の論争の起きやすい政治状況ならびに米国内外における政治上および外交上の出来事（長期予算および赤字削減案に関して米国政府が時に合意に至らないことなど）は、過去において米国政府の閉鎖をもたらしており、将来においてもこれをもたらす可能性があり、これは投資先ファンドの投資および運営

に悪影響を及ぼす可能性がある。さらなるおよび／または長期にわたる米国連邦政府の閉鎖は、投資家および消費者の信頼感に影響を及ぼす可能性があり、おそらく突然に、かつ、相当程度、金融市場およびより広範な経済に悪影響を及ぼす可能性がある。世界中の政府当局および準政府当局ならびに規制当局は、過去に、企業への直接の資本注入、新たな金融制度および非常に低い金利を含むがこれらに限られないさまざまな財政政策および金融政策の大幅な変更によって深刻な経済混乱に反応したことがある。これらの方針の予期せぬもしくは突然の転換またはこれらの方針の効果がでないことは、証券市場のボラティリティを上昇させる可能性があり、これは投資先ファンドの投資に悪影響を及ぼす可能性がある。市場の機能が停止し、投資先ファンドが適切なタイミングで有利な投資判断を下すことを妨げる場合もある。地政学上の市場混乱に見舞われた地域に集中して投資を行った限度で、投資先ファンドはより高い損失リスクにさらされるが、世界の経済および金融市場の間の相互接続性の高まりにより、一つの国、地域または金融市場における出来事または状況が、異なる国、地域または金融市場に悪影響を及ぼすことになる可能性がある。そのため、投資家は、特定の投資先ファンドが各々の財務上のニーズおよびリスク許容度を充足しているか否かを決定するために、現在の市況を注意深く検証すべきである。

現在の市況においては、債券に投資する投資先ファンドのリスクが上昇する可能性がある。米国の金利は、歴史的な低水準で推移している。このように、債券市場は、金利、ボラティリティおよび流動性リスクの水準の上昇に影響されることがある。金利がこの先上昇すれば、債券に投資するいかなる投資先ファンドも価値が低下する可能性がある。金利の上昇により投資先ファンドの価値が大きく損なわれた場合、投資先ファンドに対する受益者の買戻請求が増加し、投資先ファンドが不利な時期および価格での投資対象の現金化を余儀なくされ、その結果、投資先ファンドおよび受益者に悪影響が及ぶ可能性がある。

取引所および証券市場が、取引終了の繰上げ、繰下げ、または特定もしくは一般的に有価証券の取引停止を行う可能性があり、その結果、投資先ファンドが有利な時期での有価証券もしくは金融商品の売買または組み入れている投資対象の正確な値付けを行えなくなる場合がある。また、投資先ファンドは、純資産価格の算出のために各種の第三者の情報源を利用することができる。その結果、投資先ファンドが、サービス・プロバイダーおよびサービス・プロバイダーのデータ収集源に依拠することに伴う一定の業務リスクを負担する。特に、エラーまたはシステムの不具合およびその他の技術的な問題が、投資先ファンドの純資産価額の算出に悪影響を及ぼす場合があり、このような純資産価額の決定上の問題により、純資産価額の算出が不正確になり、純資産価額の算出が遅れ、および／または、期間を延長しても純資産価格の算出ができない場合がある。投資先ファンドが、かかる失敗による損失を回復できないこともありうる。

投資先ファンドが米国外証券に投資する場合、米国企業の証券にのみ投資した場合に比べて、より急激な価格変化を経験することがある。米国外の証券市場の多くは比較的小規模であり、限られた数の企業が数少ない産業を代表している。さらに、米国外証券の発行体は、普通、米国発行体が服している規制と同程度の規制に服していない。米国外の報告、会計および監査基準は、ときにはかなりの程度、米国の基準とは違っている。世界経済および金融市場はますます相関関係を深めており、ある一つの国、地域もしくは金融市場の状況や事象が、別の国、地域もしくは金融市場における発行体に悪影響を及ぼすことがある。また、国有化、公用収用、没収的課税、通貨障害、政治的変動または外交的变化が、投資先ファンドの米国外の投資に悪影響を及ぼす可能性がある。国有化、公用収用またはその他の没収のあった場合、投資先ファンドはその米国外証券への投資をすべて失うおそれがある。特定の地域における不利な状況が、外見上無関係な他の国の証券に悪影響を及ぼすことがある。投資先ファンドが特定の地域にその相当部分の資産を投資する限度で、投資先ファンドは、一般的に、米国外の投資に伴う地域経済のより大きなリスクにさらされることになる。米国外証券は、米国の発行体の証券に比べ流動性が低く、評価が難しい場合もある。同様に、特定の国またはある国の特定の発行体へ投資を集中させる場合、当該国の経済的、規制上のまたは政治的展開に大きく影響を受ける可能性がある。

新興市場リスク

非米国への投資リスクは、新興市場証券に投資先ファンドが投資する場合、とりわけ高くなる。これらの証券は、先進国と経済的に結びついている証券および商品に対する投資に伴うリスクと異なる、または場合によってはより大きい、市場、信用、通貨、流動性、法的、政治的およびその他のリスクをもたらすことがある。

投資先ファンドが特定の地域、国または国の集合体と経済的な関係がある新興市場の証券に投資する限度で、投資先ファンドは、当該地域、国または国の集合体に不利な影響を及ぼす政治的または経済的な事象に対して敏感に反応することがある。経済的、事業的、政治的および社会的な不安定さが、先進国市場の有価証券に対するものとは異なる、時により深刻な影響を新興市場の有価証券に与えることもある。新興市場証券の複数の資産クラスへ集中して投資を行う限度で、投資先ファンドは、新興市場証券全体に不利な状況下において、損失を低減する能力を制限されることがある。新興市場証券は、先進国と経済的に結びついている証券に比べて、変動が大きく、流動性が低く、価格評価が難航する場合がある。新興市場の有価証券の取引および決済のための仕組みおよび手続きは、未成熟で透明性が低いため、取引の決済に時間がかかることがある。金利の上昇と信用スプレッドの拡大とが相俟って、新興国市場の債務の評価額にマイナスの影響が及び、新興市場の発行体の資金調達コストが上昇する可能性がある。このようなシナリオにおいては、新興市場の発行体は債務を返済できず、新興市場債務の取引市場の流動性は低下し、投資している投資先ファンドはいずれも損失を被る可能性がある。

ソブリン債リスク

ソブリン債リスクとは、ソブリン機関が発行する確定利付商品について、かかる発行体が適時に元本または利息の支払いを行うことができないまたはその意思がないことに起因する債務不履行またはその他の不利な信用事由により、当該商品の価値が下落するリスクをいう。ソブリン機関による債務の適時返済の不履行は、外貨準備高が不足している、または通貨の相対的な価値の変動を十分に管理できないこと、債務返済または経済改革に関する債権者および／または関連する国際機関の要求を満たすことができないまたはその意思がないこと、国内総生産および税収に比べて債務負担の規模が大きいこと、キャッシュ・フローが低下したこと、ならびにその他の政治上および社会上の勘案事項等の多くの要因に起因しうる。ソブリン債の債務不履行またはその他の不利な信用事由が発生した場合における投資先ファンドの損失リスクは、ソブリン債の保有者としての投資先ファンドの権利を行使する正式な求償権または手段が得られる見込みがない場合に高まる。さらに、投資先ファンドの支配の及ばない事業体および要因により決定されうるソブリン債の再編により、投資先ファンドが保有するソブリン債の価値が下落するおそれがある。

発行体リスク

投資先ファンドが保有する証券の価値は、経営業績、資金の借入れ、発行体の商品・サービスに対する需要の減少等のほか、発行体の過去および将来の収益や資産価値等、発行体に直接関連する多数の理由により下落することがある。一発行体の財政状態の変化が証券市場全体に影響することがある。

流動性リスク

特定の投資証券の売買が困難な時には、流動性リスクが生じる。流動性リスクは、活発な市場が存在しないこと、売買高の減少および確定利付証券でマーケット・メイクを行うための従来型の市場参加者の能力に起因するもので、金利上昇局面や、確定利付型の投資信託の投資者からの買い戻しが通常よりも拡大して、売却により市場での流通量が増加するようなその他の状況下において、増大する。流動性の低い投資対象とは、当該投資対象の時価を大幅に変更した上で売却または処分しない限り7暦日またはそれより短い期間内に現行の市況下で売却または処分できないと投資先ファンドが合理的に予想する投資対象のことである。流動性の低い投資対象は、特に市場の変動時に、価格設定が難航する場合がある。投資先ファンドが流動性の低い投資対象に投資することにより、投資先ファンドは流動性の低い投資対象を有利な時期または価格で売却することができなくなるため、投資先ファンドのリターンが減少することがある。これにより、投資先ファンドがその他の投資機会を利用でき

なくなることもある。また、一定の投資市場は、特定の発行体の状況の具体的な悪化に関係なく、市場状況または経済状況の悪化を受けて、流動性を欠く可能性がある。債券市場は、ここ30年を通じて絶えず拡大しているが、債券取引に従事する従来型のディーラーの量は不安定で、一部で減少しているケースもある。その結果、金融取次機関の「マーケット・メイク」の能力の主要な提供元となっていたディーラーが取り扱う在庫が、市場規模に対して、低水準または過去最低に近い水準にある。マーケット・メイカーは、自らの取次業務を通じて市場を安定させているが、ディーラーの在庫が大幅に減少すれば、確定利付市場の流動性の低下およびボラティリティの上昇を招くおそれがある。このような発行債券は、景気の先行きが不透明な時期に増加する場合がある。

かかる場合、流動性の低い投資対象に対する投資制限およびかかる証券または商品の売買困難のため、投資先ファンドは、一定のセクターへの望ましい水準のエクスポージャーを達成できないことがある。流動性の欠如は、投資先ファンドが保有する商品の評価にも悪影響を及ぼすことがある。投資先ファンドの主要な投資戦略が時価総額の低い投資対象、米国以外の証券、ルール144 A証券、流動性が低いセクターの債券、市場および／もしくは信用リスクが高いデリバティブもしくは証券が含まれる範囲において、投資先ファンドは最大の流動性リスクにさらされる傾向がある。さらに、償還残存期間が長い確定利付債券は、償還残存期間が短い確定利付債券に比べて、流動性リスクの水準が高い。結論として、流動性リスクは、機関投資家などの大口の受益者からの異常に多くの買戻請求やその他の通常起こらない市況のリスクを伴うもので、これにより、投資先ファンドが認められる期限内で買戻請求に応じるための投資対象の売却が困難になる可能性がある。投資先ファンドは、このような買戻請求を充足するために、低価格または不利な状況での有価証券の売却を余儀なくされ、この場合、投資先ファンドの価値が損なわれることになる。また、その他の市場参加者が投資先ファンドと同時期に確定利付債券の持高の清算を意図している場合、市場での流通量が増加し、流動性リスクおよび価格低下圧力が増大することがある。

買戻しに事前通知が必要であるおよび／または買戻代金の支払いまでの期間が長い投資先ファンドは、いずれの営業日においても買戻しができる投資先ファンドに比べ、受益証券の買戻請求に制限が多い。したがって、そうした投資先ファンドもしくはクラスへの投資は、いずれの営業日においても受益証券の買戻しが可能である投資先ファンドもしくはクラスへの投資に比べ、流動性が低い。投資家は、買戻請求を行った日から買戻しが実現する適用の取引日までの期間中に、投資先ファンドもしくはクラス的大幅な価格変動が生じるリスクを負う。

デリバティブ・リスク

デリバティブは、その価値が原資産の価値、参照レートまたはインデックスに依拠、由来する金融商品である。投資先ファンドが活用する多様なデリバティブ商品については、後記「投資先ファンドが利用する証券および投資手法の特性およびリスク デリバティブ」を参照のこと。投資先ファンドは、典型的には、原資産のポジションの代用として、および／または、例えば発行体、イールドカーブのポジション、インデックス、セクター、通貨および／もしくは地域のエクスポージャーを得るために、ならびに／または、金利リスク、信用リスク、為替リスク等他のリスクに対するエクスポージャーを軽減する戦略の一環としてデリバティブを活用する。投資先ファンドは、またレバレッジのためにデリバティブを活用することがあるが、この場合、レバレッジ・リスクを伴うことがある。一部のケースでは、投資先ファンドが無制限の損失を被る場合がある。デリバティブの利用により、投資先ファンドの投資リターンが、投資先ファンドが保有していない有価証券の運用実績に影響され、その結果、投資先ファンドの投資エクスポージャーの合計が組入銘柄の価値を上回る可能性がある。

投資先ファンドがデリバティブ商品を使用する場合、証券への直接投資および他の伝統的な投資に伴うリスクとは異なる、またはその場合より大きいリスクを伴う。デリバティブは、証拠金率の変更から生じるリスクはもちろん、流動性リスク（高度にカスタマイズされたデリバティブの場合に増大する可能性がある。）、金利リスク、市場リスク、コール・リスク、信用リスク、マネジメント・リスクに加えて、証拠金規制の変更から生じるリスクといった多数のリスクにさらされる。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないリスクを伴う。デリバティブ商品に投資することにより、投資先ファンドは当初の投資額を超える損失を被る可能性があり、デリバティブにより、市況が

通常ではないまたは極端な時を中心に、投資先ファンドのボラティリティが上昇することがある。また、適切なデリバティブ取引は、いかなる場合にも行うことができるものではなく、投資先ファンドが利益を得ている場合において他のリスクに対するエクスポージャーを軽減するためにデリバティブ取引を行ったり、利用した場合に、当該戦略が成功するという保証はない。さらに、投資先ファンドがデリバティブ取引を利用することにより、受益者が支払うべき税額が増額され、または繰り上がることもある。

デリバティブ商品のための市場への参加には、かかる戦略を利用しない場合に負担しなかったはずの投資リスクおよび取引コストを伴う。デリバティブ戦略の遂行を成功させるために必要とされる技術は、その他の種類の取引に必要とされる技術と異なる場合がある。投資先ファンドが有価証券、通貨、金利、カウンターパーティまたはデリバティブ取引に伴うその他の経済的要因の評価および/もしくは信用性の予測を誤った場合、投資先ファンドがかかるデリバティブ取引を行っていないければ投資先ファンドの運用成績は上昇していたということがあるかもしれない。特定のデリバティブ商品に伴うリスクおよび契約上の債務を評価する際には、投資先ファンドおよびそのカウンターパーティの双方が合意する場合に限り修正または終了することができるデリバティブ取引もあれば、特定の投資先ファンド関連事由またはカウンターパーティ関連事由が発生した場合にカウンターパーティまたは投資先ファンド(場合による。)が終了することができるデリバティブ取引もあり、かかる修正や終了により、投資先ファンドとカウンターパーティとの間で締結されたデリバティブ取引の市場価値に応じて投資先ファンドに損失または利益が生じる可能性がある点に留意することが肝要である。また、かかる早期終了により、課税事由が発生し、課税目的による利益または損失の認識が早期に行われる場合がある。投資先ファンドは、終了日または満期日より前にデリバティブ取引に伴う投資先ファンドの債務または投資先ファンドのリスクに対するエクスポージャーを、修正、清算または相殺できない場合があり、これにより、投資先ファンドがボラティリティの上昇および/または流動性の低下にさらされる可能性がある。特定の契約の満了または終了時に、投資先ファンドが同様の契約の締結によりデリバティブ商品による投資先ファンドのポジションの構築を意向している場合であっても、元々の契約のカウンターパーティが新規契約の締結を望まない場合や、他に適切なカウンターパーティを確保できない場合は、かかるポジションを構築できないおそれがあり、このような場合、投資先ファンドが一定の望ましい投資エクスポージャーを維持することができない、または他の投資ポジションもしくはリスクをヘッジすることができない可能性があり、その場合、投資先ファンドが損失を被るおそれがある。さらに、かかる特定の契約の満了または終了後、投資先ファンドは、追加のデリバティブ取引を行うカウンターパーティがより少なくなる場合があり、その場合、一または複数のカウンターパーティに対するカウンターパーティ・リスク・エクスポージャーがより大きくなる可能性があるとともに、一定のデリバティブを締結するコストが増加する可能性もある。このような場合、投資先ファンドが損失を被るおそれがある。

一定のデリバティブ取引のための市場(米国以外の国々に所在する市場を含む。)は、比較的新しく、なお発展途上にあるため、リスク管理およびその他の目的上、すべての状況において適切なデリバティブ取引を執行できない場合がある。そのような市場を利用できない場合、投資先ファンドの流動性リスクや投資リスクが上昇する場合がある。

投資先ファンドが保有するポジションに対するヘッジとしてデリバティブを利用する場合、デリバティブにより発生する損失は、基本的に、ヘッジされる投資対象からの利益により事実上相殺され、その逆の場合も同様である。ヘッジにより、損失が減少または低下することがあるが、利益が減少または低下することもある。デリバティブと投資先の有価証券との間のマッチングが不完全なことによりヘッジに影響が及ぶ場合もあるため、投資先ファンドのヘッジ取引(または投資先ファンドのークラスのヘッジ取引)が効果を発揮するとの保証はない。

デリバティブ市場の規制がここ数年間強化されているため、デリバティブ市場の将来的な追加規制により、デリバティブのコスト負担が増加する、デリバティブの利用可能性が制限される、またはデリバティブの価値もしくはパフォーマンスに別の形で悪影響が及ぶおそれがある。このような不利な進展により、投資先ファンドのデリバティブ取引の効果が損われ、投資先ファンドの価値が低下する可能性がある。

デリバティブ取引が執行される市場の一部が、「店頭取引」または「ディーラー間取引」市場となる場合がある。当該市場への参加者は、基本的に、取引所ベースの市場の会員のような信用評価および規制監督下にはない。そのため、投資先ファンドは、取引当事者がカウンターパーティの信用力または流動性の問題を理由として取引条件に従った取引決済を行わないリスクにさらされる。取引所で取引されるデリバティブの主な信用リスクは、取引所自体または関連する決済ブローカーの信用度である。また、当該市場が、取引ベースの市場に存在するような、市場参加者間の対立の迅速な解決に向けて確立された規則や手続きを備えていないため、（誠実か不誠実かを問わず）契約条件を巡る対立の結果として決済が遅延する可能性もある。これらの要因により、代替取引またはその他の手段が講じられる場合でも不利な市場動向により投資先ファンドが損失を被るおそれがある。このような「カウンターパーティ・リスク」は、スワップにおいても存在し、イベントの発生が決済を妨げるような償還残存期間が長い取引や、投資先ファンドが単一のカウンターパーティまたは小規模なカウンターパーティのグループとの取引に集中する場合に、増大する可能性がある。

先物契約リスク

先物契約は、証券、通貨またはコモディティ等の原資産を、将来の期日に定められた価格で売買する契約を伴うデリバティブ商品である。先物契約を含むデリバティブ商品を投資先ファンドが利用することに付随するリスクは、「デリバティブ・リスク」の項でさらに詳しく説明されている。先物契約を売買した結果、先物契約への投資金額を上回る損失が生じるおそれがある。先物契約と原資産の価格の推移に相関性があるとの保証はない。また、先物市場と原資産の市場が大きく乖離した結果、各市場間の相関性が薄れる場合もある。相関性の不完全の程度は、原資産の先物および先物オプションに対する投機的市場の需要の推移（先物取引および先物オプションにおけるテクニカル要因の影響を含む。）ならびに金利水準、償還残存期間および発行体の信用力等を要因とする先物契約と原資産の乖離等の状況に依拠している。

先物契約は、取引所で取引されるため、当事者は、大半のケースにおいて、原資産を引き渡すことなく、ポジションを取引所で現金により手仕舞いすることができる。投資先ファンドが利用する先物が取引所で取引されている場合、先物契約における主な信用リスクは、取引所そのものの信用力である。先物の取引所が、一定の先物契約価格において一取引日の値幅制限を課す場合がある。投資先ファンドが先物または先物オプションのポジションの清算を意図する時点で市場に流動性があるとの保証はなく、投資先ファンドはポジションが清算されるまでマージン請求を充足する義務を負い続ける可能性がある。

さらに、一定の先物契約は、取引実績に乏しい、比較的新しい商品の場合がある。その結果、活発な流通市場が発展または持続的に存在するとの保証はない。

商品リスク

投資先ファンドは商品連動デリバティブ商品への投資により、伝統的な証券に投資する場合よりもより大きな価格変動にさらされる。商品連動デリバティブ商品の価額は、全般的な市場変動、商品指数ボラティリティ、金利変動、または干ばつ、洪水、天候、家畜病、公衆衛生上の緊急事態、通商禁止、関税および国際経済、政治および規制の発達など、特定の業界または商品に影響する要因の影響を受けることがある。

モーゲージ関連リスクおよびその他アセット・バック証券のリスク

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券は、多くの場合、信託される消費者ローンや債権等の担保またはその他の資産の「プール」における持分であり、別の種類の債券投資のリスクとは異なるリスクや別の種類の債券投資のリスクに関連するよりも重大なリスクを伴うことがある。一般的に金利の上昇により確定利付モーゲージ関連証券のデュレーションは延長される傾向にあるため、確定利付モーゲージ関連証券は金利変動の影響を受けやすくなる。その結果、金利上昇時期において、個々の担保権者が期限前償還のオプションを行使することは少ないため、モーゲージ関連証券の価値にさらに下降圧力がかかり、投資先ファンドが損失を被ることがあり、投資先ファンドがモーゲージ関連証券を保有する場合、そのボラティリティは大きくなる。これが延長リスクと呼ばれるも

のである。モーゲージ・バック証券は、金利の上昇に非常に敏感に反応することがあり、ごく僅かな変動により投資している投資先ファンドが損失を被ることがある。モーゲージ・バック証券のうち、特に、政府の保証に裏付けられていない種類の場合は、信用リスクを伴う。さらに、調整可能モーゲージ関連証券および確定利付モーゲージ関連証券は期限前償還リスクを伴う。金利が下落する場合、借主は予定より早くモーゲージを返済することがある。これにより、投資先ファンドが比較的低い実勢金利で返済金の再投資を行わなければならないため、投資先ファンドのリターンは減少されることがある。投資先ファンドはその他アセット・バック証券にも投資を行い、モーゲージ関連証券に関連するのと同様のリスクにさらされ、また資産の性質および当該資産の利払いに関連する追加的リスクにもさらされる。アセット・バック証券の元利金の支払は、有価証券の裏付資産が創出するキャッシュフローに大きく依拠することがあり、アセット・バック証券は、関連資産内で担保権による利益を得ることができない可能性がある。

さらに、アセット・バック証券の価値は、業務提供会社の実績に関連するリスクを伴う。一定の状況下において、サービサーまたはオリジネーターが原担保に関連する文書の取り扱いミス（例えば、原担保の担保権の適切なドキュメンテーションを行わないこと等）を起こした場合、原担保におけるおよび原担保に対する担保権者の権利に影響を与えることがある。

為替リスク

投資先ファンドが米国以外の通貨、米国以外の通貨建てで取引されるか収益を受け取る証券、または米国以外の通貨へのエクスポージャーを伴うデリバティブに直接投資を行う場合、当該通貨の価額が米ドルに対して下落するリスクにさらされ、また、ヘッジを行っている場合には、米ドルの価額がヘッジされている通貨に対して下落するリスクがある。

米国以外の為替レートは、米国または同国以外の金利変動、政府、中央銀行もしくは国際通貨基金等の国際機関による介入（もしくは介入の失敗）または米国もしくは同国以外の通貨統制その他の政治的展開を含む多数の理由により、短期間でも相当変動する。その結果、投資先ファンドが外貨建て証券に投資する場合、そのリターンが減少することがある。

投資先ファンドは、為替レートの変動による損失リスクを軽減するために通貨へのエクスポージャーをヘッジすることがある。それにより投資先ファンドは、投資先ファンドまたはクラス（該当する場合）の表示通貨の値動きを他の通貨に対してヘッジする予定である。投資先ファンドまたはクラスが常にヘッジされ、または投資顧問会社であるＰＩＭＣＯ（以下、単に「ＰＩＭＣＯ」という。）がヘッジの活用成功を保証はない。為替ヘッジ行為を行う投資先ファンドのいずれかのクラスに関して、かかるヘッジ行為は明らかにかかる投資先ファンドの当該クラスに帰属し、かかるヘッジ取引により生じるあらゆる費用および利益／損失は当該クラスが負担するものとする。かかる投資先ファンドまたはクラスの表示通貨が基準通貨および／または当該投資先ファンドもしくはクラスの一部もしくはすべての資産の表示通貨に対して下落する場合、ヘッジ戦略の活用は、投資先ファンドまたはクラスの受益者の利益を著しく制限することがある。

投資先ファンドが、新興国と経済的に結びついている米国以外の通貨に投資を行い、または当該通貨の取引を行う場合、為替リスクは特に高くなる可能性がある。そうした通貨取引は、米国以外の先進国の通貨への投資や米国以外の先進国と経済的に結びついている通貨の取引を行う場合とは異なる市場リスク、信用リスク、為替リスク、流動性リスク、法的リスク、政治的リスクおよびそれ以外のリスクや、より重大なリスクを伴うことがある。

投資先ファンドに適用される追加の為替リスクは、後記「投資先ファンドが利用する証券および投資手法の特性およびリスク 通貨および通貨取引」および同「デリバティブ」を参照のこと。

発行体の非分散リスク

少数の発行体、産業もしくは通貨への集中投資はリスクを高める。比較的少数の発行体に投資を行うファンドは、より分散した投資を行うファンドに比べ、経済的、政治的または規制上の単一の出来事によるリスクの影響を受けやすい。当該発行体の中には、重大な信用リスクまたはその他のリスクをもたらすものが含まれる可能性がある。

レバレッジ・リスク

一定の取引はレバレッジの形式をとることがあり、一定の投資先ファンドは相当なレバレッジを利用することがある。かかる取引には、とりわけ、銀行からの直接借入れ、逆レポ取引、組入証券の貸付け、銀行借入れおよび発行時取引、繰延受渡および先渡取引を含むことがある。レバレッジは、ファンドの投資規模を増大するかもしれない取引の決済を促進するのが有利と見極められる場合に行われることがある。レバレッジは、投資先ファンドにより大きなトータル・リターンをもたらす機会を生む一方、損失を増幅することもある。デリバティブの使用によりレバレッジ・リスクが生ずることもある。

投資先ファンドは、投資目的で金銭を借入れることによりレバレッジ・リスクにさらされることがある。レバレッジの活用により、投資先ファンド（または該当する場合はそのクラス）は、義務の履行または分別要求の達成のため、有利ではないときにポートフォリオのポジションを清算することがある。借入れを含むレバレッジにより、投資先ファンド（または該当する場合はそのクラス）は、レバレッジがかけられていない場合よりも変動しやすくなる可能性がある。これは、レバレッジにより、投資先ファンドの組入証券の価値の増減が増幅される傾向にあるためである。資産の分別または相殺ポジションにより取引がカバーされる限り、当該取引はレバレッジをかけられているとみなされることはない。

マネジメント・リスク

投資先ファンドは、アクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、マネジメント・リスクにさらされる。PIMCOは、投資先ファンドの投資決定の過程において投資手法およびリスク分析を適用するが、これらが期待される結果を生むという保証はない。投資先ファンドが投資しようとする一部の証券またはその他の商品が、希望する数で利用できないことがある。このような場合、PIMCOまたはポートフォリオ・マネージャーが、代用として他の証券または商品の購入を決定することがある。このような代用としての証券または商品が、希望するパフォーマンスを上げることができない場合に、投資先ファンドが損失を被ることがある。投資先ファンドが価格設定上の非効率性の認識を目標とする戦略、アービトラージ戦略または類似の戦略を採用する場合、投資先ファンドは、かかる戦略に関係する証券および商品の価格設定または評価が予想外に変動するリスクにさらされ、かかる変動が生じた場合、投資先ファンドのリターンが減少する、または投資先ファンドに損失が生じるおそれがある。さらに、法令上、規制上もしくは税務上の制限、政策または展開が、フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの運用においてPIMCOが利用する投資手法に影響し、投資目的を達成するためのフィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。PIMCOの人員がすべて、今後もPIMCOと関係を持ち続けるとの保証はない。PIMCOの一または複数の重要な従業員による業務が行われない場合、投資先ファンドが投資目的を達成するための能力に悪影響が及ぶことがある。投資者は、ある特定期間において、フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドが行う投資や達成する業績が、フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドと同様の名称、投資対象および投資方針を有するサブ・ファンドを含む、PIMCOが投資顧問業務を行う他の投資ビークルによる投資や業績と一致するとは限らないことを認識すべきである。これは、それぞれ他の同様のポートフォリオと比較して、特定のポートフォリオが運用を開始した際における別のポートフォリオ管理チームもしくは戦略の使用または特定のポートフォリオの規模等の様々な要因に起因しうる。

中小企業リスク

中小企業により発行された証券への投資は大企業への投資よりも大きなリスクを伴う。中小企業により発行された証券の価値は、大企業と比べ市場が狭く、また運用上、財政上のリソースも限られるため、時に急激にかつ予期せずして上下する場合がある。投資先ファンドの中小企業への投資は、ポートフォリオのボラティリティを増加させる可能性がある。

裁定リスク

２つの証券の価格の間に見られる相関関係を利用するため裁定戦略に従って購入された証券またはデリバティブのポジションへの投資には一定のリスクがある。裁定戦略においては、投資先ファンドは、ある証券を、他の証券を合成的に空売りするデリバティブを利用して購入することができる。かかる戦略に従ってとった合成的な空売りポジションからは、意図した通りのパフォーマンスを得られない可能性があり、それにより投資先ファンドが損失を被る可能性がある。さらに、裁定戦略に従って購入された証券の発行体はしばしば、事業再編、買収、合併、株式公開買付または交換、もしくは清算といった重大な企業イベントに取り組んでいる。かかる企業イベントは、当初の計画通り完了しないことや失敗することがある。

フィーダー・ファンドに関するリスク

フィーダー・ファンドは、ケイマン諸島法に基づき、アンブレラ型のユニット・トラストとして設立されたピムコ・ケイマントラストのサブ・ファンドであり、受託会社は、それぞれが別の信託とされる複数のファンドを設定することができる。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドを含む複数のファンドが設立されており、フィーダー・ファンドはマスター・ファンドの受益証券を発行される。フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドは、その資産および負債に関しても別の信託であることを意図して構成されている。したがって、受託会社は、あるフィーダー・ファンドに関連する負債について当該フィーダー・ファンドの資産から補償を受ける権利を有し、かかる負債が二つ以上のフィーダー・ファンドに関連する場合は複数のフィーダー・ファンドの資産から補償を受ける権利を有する。フィーダー・ファンドの債権者は、代位弁済によって同様の権利を得ることがあり、受託会社が契約条項を特定のフィーダー・ファンドに限定しない等の場合には、追加の権利を得ることがある。また、この構造の有効性はいずれのケイマン諸島裁判所の決定にも服していないため、各フィーダー・ファンドの分離性が尊重される絶対的な保証はなく、他の法域の裁判所がかかる分離性を尊重すべきであると決定する保証はない。

アロケーション・リスク

フィーダー・ファンドは、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドの受益証券に投資するため、フィーダー・ファンドへの投資に伴うリスクは、マスター・ファンドが保有する証券その他の投資対象に関連するリスクと密接に関係する。フィーダー・ファンドがその投資目的を達成する能力は、マスター・ファンドがその投資目的を達成する能力に依存する。マスター・ファンドの投資目的が達成される旨の保証はない。さらに、マスター・ファンドが、大きなリターン結果が見込まれる市場をアンダーウェイトすることで、投資妙味の高い投資機会を逃したり、大幅な下落が見込まれる市場をオーバーウェイトすることにより、損失を被る可能性がある。

シニア・ローン・リスク

投資先ファンドがシニア・ローンに投資する場合、投資先ファンドは、かかる証券に投資しない投資先ファンドに比べて、高い水準の信用リスク、コール・リスク、決済リスクおよび流動性リスクにさらされるおそれがある。かかる商品は、発行体が元本および利息を継続して支払う能力に関して、極めて投機的であると考えられ、他の種類の証券よりも変動が大きい場合がある。経済的な低迷または個々の企業の動向が、これらの商品の市場に悪影響を及ぼし、投資先ファンドが有利な時期または価格でこれらの商品を売却する能力を低下させる可能性がある。経済的な低迷は、一般的に、不払い率の上昇を招き、シニア・ローンは、債務不履行が発生するよりも前に市場価値が大幅に下落する場合がある。また、投資先ファンドは、シニア・ローンに投資を行わない投資先ファンドよりも高い水準の流動性リスクにさらされる場合がある。さらに、投資先ファンドが投資するシニア・ローンは、いずれの取引所にも上場していない場合があり、かかるローンの流通市場は、より流動性の高い他の確定利付証券の市場に比べて相対的に流動性が低いことがある。よって、シニア・ローンの取引は、より活発に取引されている証券の取引よりもコストが高額になることがある。一定の状況において、特に、ローン契約に譲渡制限が設定されていること、入手可能な公開情報が不足していること、取引が不規則に行われること、および買呼値と売呼値のスプレッドが広いことにより、シニア・ローンが、他の種類の証券または商品に比べて、有利な時期または価格で売却することが困難となる場合が

ある。これらの要因により、投資先ファンドは、シニア・ローンの価値の全額を換金することができないおそれ、および／またはシニア・ローンの売却後長期間にわたり、当該売却の手取金を受け取ることができないおそれがあり、いずれの場合も、投資先ファンドに損失が生じる可能性がある。シニア・ローンは、取引決済期間が長期化し、投資先ファンドが現金を直ちに利用できなくなるおそれがある。その結果、決済が遅れたシニア・ローンの取引は、投資先ファンドが追加投資し、または投資先ファンドの買戻義務を履行する能力を制限することがある。投資先ファンドは、とりわけ、ポートフォリオ資産の売却、追加現金の保有または銀行およびその他の潜在的な資金調達源との一時借入覚書の締結により、長期間の取引決済プロセスから生じる短期的な流動性需要を満たすことを目指す。シニア・ローンの発行体が満期より前に当該ローンを返済または償還した場合、支払われる金利がより低い他のシニア・ローンまたは類似の商品に投資先ファンドが収益を再投資しなければならない。シニア・ローンは、米国証券法に基づく証券とは見なされない場合がある。かかる場合、投資先ファンドによるシニア・ローンへの投資に関し、法的保護をほとんど受けられない場合がある。特に、シニア・ローンが、米国証券法に基づく証券とは見なされない場合、詐欺や虚偽記載等に対する対抗措置として米国証券法に基づいて証券への投資者が通常利用できる法的保護を、受けられない場合がある。シニア・ローンへの投資にはリスクを伴うため、当該商品に投資する投資先ファンドへの投資は投機的であると判断すべきである。

投資者は、投資先ファンドまたは投資顧問会社が、投資先ファンドによるシニア・ローンへの投資により、発行体に関する重大な未公開情報であると見なされる情報を取得する場合があることに、留意すべきである。かかる場合、かかる発行体の証券の取引が限定されることにより、投資先ファンドの投資機会が制限されることがある。さらに、投資顧問会社が、シニア・ローンの発行体に関する重大な未公開情報の取得を未然に防ぐよう努める場合がある。その結果、投資顧問会社が、一定の投資機会を見送ったり、シニア・ローンの発行体から取得する情報に関して制限を受けない他の投資家に比べて、不利な状況に置かれる場合がある。

空売りリスク

投資先ファンドの空売り（もしあれば）は特別なリスクにさらされている。空売りは、後日より低い価格で同一の証券を購入することを見込んで、ファンドが所有していない証券を売却することを意味する。投資先ファンドは先渡しコミットメントを通じてショート・ポジションを取ることができ、先物契約またはスワップ契約によりデリバティブのショート・ポジションをとることができる。証券またはデリバティブの価格がその間に上昇した場合は、投資先ファンドは空売りが開始された時以降の価格の上昇ならびに第三者に支払われるプレミアムおよび利息に相当する損失を負担することになる。それゆえ、空売りは、損失が増大し、投資の実費よりも多額の損失を生じ得るリスクを伴う。これに対して、ロング・ポジションにかかる損失は、証券価格が下落することで生じ、証券価格がゼロ以下に下落することは有り得ないため損失は限定的である。また、空売りに関係する第三者が契約条件の遵守を怠り、投資先ファンドに損失をもたらすリスクもある。

オペレーショナル・リスク

投資先ファンドへの投資には、他のファンドと同様に、処理の誤り、人的ミス、内外の不適切な手続きまたは手続漏れ、システムおよび情報技術における失策、人員の異動ならびに第三者としての業務提供者により生じるエラー等の要因によるオペレーショナル・リスクを伴うことがある。これらの失策、エラーおよび違反のいずれかが発生した結果、情報漏洩、規制当局による監査、評判の失墜またはその他の事象が発生し、そのいずれかが投資先ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。投資先ファンドは、管理および監視を通じてこのような事象を最小限に抑えるよう努めるが、それでもなお、失策が生じ、投資先ファンドが損失を被る可能性がある。

サイバーセキュリティのリスク

業務におけるテクノロジーの利用がより一般的になってきたことに伴い、投資先ファンドがサイバーセキュリティ違反を通じてオペレーショナル・リスクの影響を受けやすくなってきている。サイバーセキュリティ違反は、意図的または意図的ではない出来事の双方を指し、いずれの場合も、投資

先ファンドが機密情報の喪失、データの損失または業務運営能力の喪失を招くことがある。これが転じて、投資先ファンドが規制上の罰則を課されたり、評判が損なわれたり、是正措置に伴う追加の法令遵守費用および／または金銭的な損失を負担することがある。サイバーセキュリティ違反が、投資先ファンドのデジタル情報システムへの（「ハッキング」または悪質なソフトウェアのプログラミング等を通じた）不正アクセスを伴う場合があるが、サービス拒否（ＤｏＳ）攻撃（対象ユーザーによるネットワーク・サービスの利用を不能とするための行為）等の外部からの攻撃に起因する場合もある。さらに、投資先ファンドは、投資先ファンドの第三者としての業務提供者（管理事務代行会社、名義書換事務代行会社および保管会社等）または投資先ファンドが投資する発行体のサイバーセキュリティ違反により、直接的なサイバーセキュリティ違反に伴うリスクと類似のリスクの多くを負担する場合もある。ＰＩＭＣＯは、一般的なオペレーショナル・リスクの場合と同様に、サイバーセキュリティに伴うリスクの低減のために設計されたリスク管理システムを確立している。ただし、特に、投資先ファンドは発行体または第三者としての業務提供者のサイバーセキュリティ・システムの直接的な管理を行っていないことから、かかる措置が成功するとの保証はない。

金融市場における政府介入

世界中の様々な政府は、2008年から2009年の金融市場の低迷およびその後の金融市場の不安定性から、極端な変動や、場合によっては流動性の欠如に直面している特定の金融機関および金融市場のセグメントを支援するために、多くの前例のない措置を講じるようになってきている。特に、米国政府は、金融サービス業界および消費者信用市場を含む広範囲にわたる規制の枠組みを制定したが、それが投資先ファンドが保有する証券価格にどのように影響するかは予見できない。米国連邦、州、およびその他の政府、それらの規制機関または自主規制機関は、予見不可能な方法で、投資先ファンドが投資する金融商品またはかかる金融商品の発行者に関する規制に影響を及ぼす措置を講じることがある。また、法律制定または規制により、投資先ファンドに対する規制方法が変更されることがある。かかる法律制定または規制は、投資先ファンドが投資目的を達成する能力を制限または阻害する可能性がある。

金融サービス業界全般、特に私募ファンドおよびその投資顧問会社の行為について、法律および規制上の監視が強化されてきている。このような監視は、投資先ファンドおよび／またはマネジャーに対する規制当局の監督または関与を増加させることに加え、投資先ファンドおよび／またはマネジャーの法律上、コンプライアンス上、管理上およびその他の関連する負担および費用も増加させる可能性があり、また、投資先ファンドおよび／またはマネジャーに適用される法律上または規制上のスキーム間で不確実性を生じまたはコンフリクトを生じる可能性がある。更に、証券市場および先物取引市場は広範な法律、規制および証拠金拠出義務に服する。様々なアメリカ合衆国の連邦規制当局および州規制当局（米国証券取引委員会（ＳＥＣ）、米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）、自主規制機関および取引所を含む。）は、市場の緊急時には例外的措置を取る権限を有している。デリバティブ取引およびデリバティブ取引に従事する業者に対する規制は、現在発展段階にある法律分野であり、政府および司法の行為による規制の強化および修正の可能性があり、投資先ファンドまたはマネジャーを規制する米国内外の代替的なルールまたは法律が採用される可能性があり、かかるルールまたは法律の適用範囲は未知数である。投資先ファンドまたはマネジャーが将来規制当局の検査または処分に服さないという保証はない。投資先ファンドに対する規制の変更もしくは進展は投資先ファンドの運用方法に影響を及ぼす可能性があり、その影響は重要かつ悪影響である可能性がある。

ドッド・フランク・ウォール街改革及び消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」という。）により義務付けられる改正が、投資先ファンドの運用実績および投資先ファンドが保有する資産の価値に重大な影響を与え、投資先ファンドに追加コストを負担させ、投資慣行の見直しを義務付け、投資先ファンドの分配金支払能力に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、自己勘定売買の制限により、確定利付債券のマーケット・メイキングの能力にマイナスの影響が及び、その結果、確定利付債券市場の流動性が低下するおそれがある。これらの改正およびその他の規制変更の影響の詳細が不透明な状況は今後も続くものの、投資先ファンドが将来より複雑な規制の枠組の影響を受けるおそれが高く、新しい規制の遵守および今後の法令遵守の検証のために追加費用を負担することになる可能性がある。

また、政府または政府機関は、金融機関から不良資産を取得し、それらの機関の持分を取得することがある。政府によるこれら資産の所有および売却の影響は不明であり、かかるプログラムは投資先ファンドの保有するポートフォリオの流動性、評価および運用実績に対してポジティブまたはネガティブな影響を及ぼすことがある。さらに、不安定な金融市場により、投資先ファンドは、より大きな市場リスクおよび流動性リスクならびにそれらが保有するポートフォリオ商品の評価に関する潜在的な問題にさらされる可能性がある。投資先ファンドは、保有するポートフォリオの流動性の査定手続および市場価格を容易に入手できない金融商品の評価手続を確立している。PIMCOは進展を監視し、投資先ファンドを各投資先ファンドの投資目的の達成と合致する方法で管理するよう努めるが、それが成功するという保証はない。

政府機関による対応が投資先ファンドが投資する一定の金融商品に影響を及ぼすこともある。例えば、投資先ファンドが投資することができる一定の商品は何らかの形でロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）に基づいている。LIBORとは、ICEベンチマーク・アドミニストレーションにより決定される、銀行同士が短期資金を調達するために相互に請求する平均的な金利のことである。LIBORを規制する英国の金融行為規制機構は、2021年末までにLIBORの利用を段階的に廃止するプランを発表している。LIBORの将来的な利用および代替金利の性質はなお先行きが不透明であり、LIBORからの移行が投資先ファンドまたは投資先ファンドが投資する一定の商品に及ぼし得る影響は不明である。この移行プロセスには、特に、現在LIBORに基づいている商品のための市場においてボラティリティの上昇または流動性の低下を招くことがある。この移行の結果、投資先ファンドが保有する一定の商品の価値が下落したり、投資先ファンドの取引（ヘッジ等）の有効性が低下することもある。LIBORからの移行によるこのような影響や他の予測できない影響により、投資先ファンドが損失を被ることがある。

投資先ファンドが保有する投資対象の価値は通常、投資先ファンドが投資する市場における未知の脆弱さを基礎とする、将来の地方、国または世界規模の経済的混乱のリスクに服する。かかる混乱が発生した場合、投資先ファンドが保有する有価証券の発行体については、保有資産の価格下落および運営の停止が発生し、または事業運営に対する強い制限もしくはその他の政府による介入を伴う政府の支援を受ける可能性がある。更に、政府が将来の市場の混乱に介入することは確実ではなく、またかかる介入の効果を予測することはできない。発行体は、リスク管理プログラムを通じて将来の不確実性を特定し、管理するよう努めるが、将来の金融分野の低迷の影響に備えることは困難である。

[次へ](#)

利益相反リスク

ポートフォリオ・マネージャーによる投資先ファンドの運用とその他の勘定の運用との間において、潜在のおよび実際の利益相反が随時発生することがある。投資機会が投資先ファンドおよびポートフォリオ・マネージャーが運用するその他の勘定の双方にとって適している可能性がある場合でも、投資先ファンドおよびその他の勘定の双方が完全に参加するために十分な数量を利用できるとは限らない。同様に、ある投資先ファンドおよび別の勘定が保有する投資対象を売却する機会が限定されることがある。ＰＩＭＣＯは投資機会を長期にわたり公正かつ公平に配分するために合理的に設計された方針および手続きを採用する。個別の勘定の投資ガイドラインおよびポートフォリオ・マネージャーの投資見通しに基づいて様々な投資戦略にわたって投資機会が配分される。ＰＩＭＣＯは、投資先ファンドおよび一定のプールされる投資ビークルの並列的な運用に起因する潜在的な利益相反（投資機会の配分の問題を含む。）に対処するために設計される、全般的な取引の配分方針を補完するための追加的な手続きを採用する。潜在のおよび実際の利益相反は、ＰＩＭＣＯの別の事業活動およびＰＩＭＣＯが発行体に関する重大な非公開情報を所有する結果として生じることもある。さらに、投資先ファンドに投資する勘定の投資顧問としてＰＩＭＣＯが業務を提供する結果として、潜在のおよび実際の利益相反が生じることもある。加えて、規制上の制限、実際のもしくは潜在的な利益相反またはその他の懸案事項により、ＰＩＭＣＯが一定の投資対象を制限したり、それらへの参加を禁止することもある。

新規設定ファンドリスク

新規に設定された投資先ファンドのパフォーマンスは、投資先ファンドの規模が大きくなり、その投資戦略が完全に実行された場合に長期的に見て達成すると見込まれる、または達成し得るパフォーマンスを示さないことがある。投資ポジションは、新規に設定された投資先ファンドに見合わない（マイナスまたはプラスの）影響をそれらのパフォーマンスに及ぼすおそれがある。また、新規に設定された投資先ファンドは、その投資目的および投資方針を満たす証券に全額が投資され、代表的なポートフォリオ構成を達成するまでに一定の期間を要する場合がある。投資先ファンドのパフォーマンスは、この「成長」期間中は、投資先ファンドが全額投資された後に比べて、低くなったり高くなったり、また、より大きく変動する場合がある。同様に、新規に設定された投資先ファンドの投資戦略は、その戦略の代表的なリターンを示すようになるまでの期間がより長くなる場合がある。新規に設定された投資先ファンドは、投資家が評価を行う際に参照するパフォーマンス履歴が限られており、また、新規に設定された投資先ファンドは、投資効率および取引効率を得るのに必要な資産を集めることができない場合がある。新規に設定された投資先ファンドがその投資戦略の実行または投資目的の達成に失敗することとなった場合、パフォーマンスに悪影響が及ぶおそれがあり、かかる失敗により清算が行われる場合は、投資先ファンドに対しては追加の取引コストが発生し、投資家に対しては税務上の悪影響が生じる可能性がある。

小規模ファンドリスク

規模が小さい投資先ファンドは投資効率または取引効率を達成するために経済的に実行可能な規模に成長しないか、またはその規模を維持しない可能性があるため、運用実績にマイナスの影響を及ぼすおそれ／または投資先ファンドが清算を余儀なくされることがある。さらに、規模が小さい投資先ファンドは投資先ファンド持分の多額の買付けまたは買戻しによりさらに悪影響を受ける可能性があり、そのような事態がいつでも発生する可能性があり、大きな買付けまたは買戻しと同じ方法で投資先ファンドに影響を及ぼすことがある。

市場混乱リスク

投資先ファンドは、財政、経済その他世界市場の動向および混乱に関連するオペレーショナル・リスクにさらされる。これには、戦争、テロ、市場の不正操作、政府の介入、デフォルトおよび閉鎖、政治上の変化または外交上の出来事、公衆衛生上の緊急事態（感染症、流行病および伝染病の蔓延な

ど）および自然／環境災害が含まれるが、これらはすべて、証券市場にマイナスの影響を及ぼし、投資先ファンドの価値を低下させる可能性がある。これらの出来事は、投資先ファンドの投資顧問会社であるＰＩＭＣＯを含む投資先ファンドのサービス・プロバイダーが依拠する技術その他運用システムを損なう可能性もあり、投資先ファンドのサービス・プロバイダーが関連する投資先ファンドに対する義務を遂行する能力に別の形で混乱を生じさせる可能性がある。また、世界の経済および金融市場の間の相互接続性の高まりにより、一つの国、地域または金融市場における出来事または状況が、異なる国、地域または金融市場に悪影響を及ぼすことになる可能性がある。

新型コロナウイルス（ＣＯＶＩＤ－１９として知られている。）により生じる感染性呼吸器疾患の最近の蔓延は、投資先ファンドが保有する有価証券の市場を含む多くの市場においてボラティリティ、厳しい市場の混乱および流動性の制約を生じさせており、投資先ファンドの投資および運営に悪影響を及ぼす可能性がある。ＣＯＶＩＤ－１９の伝染およびその蔓延を阻止するための努力は、旅行の制限および混乱、国境の閉鎖、入国港その他の場所における健康診断の強化、医療サービスの準備および提供における混乱および遅延、イベントおよびサービスのキャンセルまたは中断、事業運営（スタッフの一時解雇および削減を含む。）およびサプライチェーンへの混乱、消費者および企業の支出の減少ならびに経済にマイナスの影響を及ぼしている全般的な懸念および不確実性をもたらした。これらの混乱は、株式市場および債券市場の損失および全体的なボラティリティならびに雇用市場を含め、市場における不安定さをもたらした。ＣＯＶＩＤ－１９の影響およびその他の感染症の発生、将来において発生する可能性のある伝染病または流行病は、多くの国々の経済または世界経済全体、個人の発行体、借主およびセクターの財政的健全性および業績ならびに市場全般の健全性に大きくかつ予期せぬ形で悪影響を及ぼす可能性がある。また、ＣＯＶＩＤ－１９のような感染症が新興市場国に与える影響は、一般的に医療制度があまり確立されていないことにより、大きくなる可能性がある。この危機またはその他の公衆衛生上の危機は、一部の国々または世界において既に存在する政治的、社会的および経済的なリスクを悪化させる可能性がある。

上記は、大幅な景気の後退または低迷、市場のボラティリティの上昇、より多くの数の市場の閉鎖、デフォルト率の上昇ならびに有価証券その他の資産の価値および流動性への悪影響につながる可能性がある。かかる影響は、資産クラスによって異なる場合があるが、投資先ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。一定の場合において、取引所または市場は、閉鎖または特定の有価証券に関して取引停止を行うことがあり、これにより投資先ファンドは、特に、一部の有価証券もしくは金融商品を売買することまたはその投資対象の正確な値付けを行うことができなくなる可能性がある。

これらの出来事およびその他の出来事は、投資先ファンドの保有資産の流動性に悪影響を及ぼし、投資先ファンドが保有するかまたは投資先ファンドが取引を希望する有価証券の呼値スプレッドを広げる可能性がある。流動性リスクに関するさらなる情報は、上記「フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの主なリスクの概要－流動性リスク」の項を参照のこと。

割安株投資のリスク

投資先ファンドは割安株投資アプローチを利用することができる。割安株投資では、過小評価されていると考えられる企業を特定する。割安株は、企業の収益、キャッシュ・フローもしくは配当などの要因からみて、株価が安い水準にある。割安株は、市場の過小評価が続く場合または株価が上昇するとＰＩＭＣＯが考えていた要因が発生しない場合、価格が下落するまたはＰＩＭＣＯが期待するより価格が上昇しない可能性がある。割安株投資手法は、成長株に集中投資するまたは広範な投資手法を取る株式投資ファンドと比べて、パフォーマンスが良い場合も悪い場合もある。

ケイマン諸島—金融口座情報の自動的交換－非報告金融機関

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスの向上および情報交換の促進のため、米国との間で政府間協定（以下「ＵＳ ＩＧＡ」という。）に調印した。また、ケイマン諸島は、100か国を超える他の諸国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するＯＥＣＤ（経済協力開発機構）基準 — 共

通報基準（以下「ＣＲＳ」といい、ＵＳ ＩＧＡとあわせて「ＡＥＯＩ」という。）を実施するための多国間協定に調印した。

ＵＳ ＩＧＡおよびＣＲＳの効力を生じさせるため、ケイマン諸島規則（総称して、以下「ＡＥＯＩ規則」という。）が発行された。ＡＥＯＩ規則に基づき、ケイマン諸島税務情報局（以下「ＴＩＡ」という。）は、ＵＳ ＩＧＡおよびＣＲＳの適用に関する手引書を公表した。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、ＡＥＯＩ規則の登録、デューディリジェンスおよび報告要件を遵守する義務を負う。但し、かかる金融機関が一または複数のＡＥＯＩ制度に関して「非報告金融機関（関連するＡＥＯＩ規則に定義される。）」となることを認める免除に依拠することができる場合はこの限りではない。この場合、ＣＲＳに基づく登録要件のみ適用される。

ファンドは、各ＡＥＯＩ規制で利用可能な免除のいずれかに依拠しているため、各制度の「非報告金融機関」としての資格を有する。そのため、ファンドはＣＲＳに関連する場合を除き、ＡＥＯＩ規則に基づく義務を負わず、ファンドは（ ）ＣＲＳに基づくステータスと分類（依拠している関連する免除を含む。）、および（ ）ファンドに関して、主要な連絡先として任命された個人、およびそのような主要な連絡先を変更する権限を有する第二の個人の詳細を、ＴＩＡに通知する義務がある。

ファンドへの投資および／またはファンドへの投資の継続により、投資者は、ファンドに対する追加情報の提供が必要となる可能性があること、ファンドのＡＥＯＩ規則への遵守が投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを承認したとみなされるものとする。投資者が（結果にかかわらず）要求された情報を提供しない場合、受託会社は、その裁量において、対象となる投資者の強制買戻しを含むがこれに限られない対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。ＴＩＡが発布した指針に従い、受託会社は、自己証明書が口座設定から90日以内に取得されない場合、投資者の口座を解約しなければならない。

したがって、投資者は自らのアドバイザーに適宜助言を求めることが推奨される。

証券および投資手法の特性およびリスク

本項では、前記「フィーダー・ファンドおよびマスター・ファンドの主なリスクの概要」の項に記載される主要な投資および投資先ファンドの関連するリスクに関する追加の情報を提供する。また、本項では、投資先ファンドについて随時利用され得る追加の証券および投資手法にかかる特性およびリスクを説明する。これらの証券および投資手法の大半は裁量的なもので、すなわち、ＰＩＭＣＯがその利用の可否を判断することができるものである。本項は、投資先ファンドが利用することがある様々なタイプの証券および投資手法のすべてを開示するものではない。規制が将来変更されることにより、投資先ファンドが様々なタイプの証券および投資手法を利用することが制限され、利用が不可能となることもある。これにより、最終的に投資先ファンドがその投資目的を達成することができなくなることもありうる。投資先ファンドに投資する者は、該当する投資顧問会社および個別のポートフォリオ・マネージャーの専門的な投資判断・投資技術に依拠する。

フィーダー・ファンドは、キャッシュ管理の目的で、一時的に流動性証券、レボ契約またはその他の金融商品に投資したり、直接為替ヘッジ行為に従事することができるが、その資産のほぼすべてをマスター・ファンドの受益証券に投資し、以下に記載する証券に通常の状態において直接投資することはない。フィーダー・ファンドへの投資の価値は、投資先であるマスター・ファンドの投資実績に直接関連しているため、フィーダー・ファンドに投資するリスクは、マスター・ファンドおよび以下に記載する証券に対する投資に伴うリスクと密接に関連している。

政府証券および米国政府証券

政府証券は、政府、政府機関もしくは下部機構または政府支援企業の債務証券またはこれらに保証される債務証券である。米国政府証券は、米国政府、米国政府機関もしくは下部機構または政府支援企業の債務証券またはこれらに保証される債務証券である。政府証券および米国政府証券には、市場リスクおよび金利リスクがあり、また様々な程度の信用リスクもある。政府証券および米国政府証券

には、ゼロ・クーポン債が含まれるが、これらの証券は、同等の満期を有する利付証券よりも市場リスクの程度が大きくなる傾向がある。明確性のために付言すると、「政府証券」には、連邦政府または中央政府が保有する、管理下に置く、支援するまたは保証する発行体により発行される証券が含まれ、「米国政府証券」には、米国政府が保有する、管理下に置く、支援するまたは保証する発行体により発行される証券が含まれる。

地方債

地方債は、一般に、米国の各州および地方政府、政府機関、関係当局およびその他の代行機関により発行される。地方債には、金利リスク、信用リスク、市場リスクおよび地方債の課税上の取扱いまたはかかる証券に投資する投資家の権利に関連する不確実性にさらされる。発行体の支払能力は、訴訟、法律制定その他の政治的事情または発行体の破産に影響を受けることがある。さらに、地方債市場における需要と供給の不均衡により、かかる市場における流動性の低下および価格の透明性の欠如が生じることがある。ある時期においては、これが、ある特定の取引に関する価格決定、執行および取引コストに影響を及ぼす場合がある。また、特定の地方債、特に一般財源保証債の価値は、医療費の高騰、未積立年金債務の増加、会計基準の変更、および財政支援を行う連邦政府制度の段階的廃止によっても悪影響を受ける場合がある。低格付の地方債には、より良質の地方債よりも大きな信用リスクおよび市場リスクがある。投資先ファンドが投資することのできる証券の種類には、地方自治体のリース料債券が含まれる。また、投資先ファンドは、地方債を原資産として保有する主体により発行される証券に投資することができる。

投資先ファンドは、地方債を信託し当該地方債からの収益を（変動利付債券と残余金利債券に）二分することで組成される残余金利債券に投資することができる。変動利付債券の金利は、指数または約7日から35日毎に行われるオークションの方法により決定され、一方、残余金利債券の債権者は、オークション料金を差し引いた対象地方債の収入の残高を受領する。残余金利債券の市場価格は、市場金利の変動に非常に敏感であることがあり、市場金利が上昇した場合、大きく下落することがある。

モーゲージ関連証券およびその他の資産担保証券

モーゲージ関連証券には、モーゲージ・パススルー証券、モーゲージ担保債務証券（以下「ＣＭＯ」という。）、コマーシャル・モーゲージ・バック証券、モーゲージ・ダラー・ロール、残余クラスＣＭＯ、ストリップト・モーゲージ担保証券（以下「ＳＭＢＳ」という。）および不動産モーゲージ・ローンへの参加権を直接的または間接的に表章するか、またはかかるローンにより担保され、支払われるその他の証券が含まれる。

モーゲージ担保証券または資産担保証券の価格は、実勢金利の変動に対して特に敏感なことがある。モーゲージ関連証券の元本が期限前に償還された場合、投資先ファンドが元本再投資時において金利下落の影響を受けることがある。金利の上昇時には、モーゲージ関連証券の価格は全般的に下落するが、金利の下落時には、期限前償還が可能なモーゲージ関連証券の価格は、その他の固定利付証券と同程度には上昇しないことがある。対象モーゲージに関する期限前償還率は、モーゲージ関連証券の価格およびボラティリティに影響を及ぼし、また、実効満期が、取得時の予想を超えて短縮されまたは延長されることがある。対象モーゲージの予想外の期限前償還率が、モーゲージ関連証券の実効満期を引き上げた場合、当該証券のボラティリティが高まることが予想される。かかる証券の価格は、発行体の信用力に関する市場の認識に応じて変動することがある。そのほか、モーゲージおよびモーゲージ関連証券は、一般に、何らかの形の政府保証または民間保証および／もしくは保険により担保されているが、民間保証人または保険会社がその債務を履行するとの保証はない。

マスター・ファンドは、モーゲージ関連証券もしくはその他の資産担保証券のＩＯ（金利部分）、ＰＯ（元本部分）、モーゲージ・デリバティブまたは逆フローター債を組み合わせた投資を行ってはならない。ただし、マスター・ファンドがデュレーションが１年以内のコマーシャル・モーゲージ・バック証券に投資する場合を除く。

ローン・パーティシペーションおよび債権譲渡

投資先ファンドは、固定利付ローンおよび変動利付ローンに投資することがあり、かかる投資対象は、一般に、ローン・パーティシペーションおよびその一部の譲渡の形態によることになり、以下のようなローン証券を含むことがある。ローン・パーティシペーションおよびローン債務譲渡は、信用リスク、金利リスク、流動性リスクおよびレンダーであることによるリスクを含む特別の種類のリスクを伴う。投資先ファンドがローン・パーティシペーションを取得した場合、当該投資先ファンドは貸主を介してのみその権利を行使することができ、借主のリスクに加えて貸主の信用リスクも引き受けることになる。

シニア・ローン： シニア・ローンは、一般に、様々な産業分野および地理的地域で経営を行う法人、パートナーシップおよびその他の企業体に対して行われる。シニア・ローンは、通常、借主の資本構成の最上位を占め、また、通常、特定の担保で保証され、および劣後債権の保有者および借主の株主が有する請求権に優先する、借主の一般財産に対する請求権を有する。借主は通常、シニア・ローンによる受取金を、レバレッジド・バイアウト、資本再編、合併、買収および自己株式の取得の資金調達について、また程度は小さいが、内部成長およびその他の会社の目的への資金提供ために使用する。シニア・ローンは、通常、基準貸出金利に加えてプレミアムを参照して、毎日、毎月、四半期毎にまたは半期毎に決定し直される金利を有する。この基準貸出金利は、一般に、ＬＩＢＯＲ、もしくは複数の主要な米国の銀行が提供するプライム・レートまたは営利的貸主が使用する譲渡性預金証券の利率もしくはその他の基準貸出金利である。かかる投資対象は、一般に投資適格以下である。

第二順位リーエン・ローン： 第二順位リーエン・ローンは、公法人、私法人ならびにその他の非政府系の事業体および発行体により様々な目的のために行われるローンである。第二順位リーエン・ローンは、支払の権利に関して、当該借主の一または複数のシニア・ローンの次順位とされる。第二順位リーエン・ローンは、通常、ローンに対する借主の債務を担保する特定の担保に対する第二順位の担保権またはリーエンにより担保されており、また、通常、シニア・ローンと同等の保護および権利を有する。第二順位リーエン・ローンは、当該借主の債務に関する支払の権利に関して、当該借主のシニア・ローンを除き、借主の他の債務に劣後せず、またその条件からも劣後することができない。

い。シニア・ローンのように、第二順位リーエン・ローンは、通常、調整可能な変動金利の支払を有する。第二順位リーエン・ローンには、シニア・ローンに次ぐ優先順位があるため、より大きな程度の投資リスクがあるが、かかる追加的なリスクを反映して、しばしば高利率の利息を支払う。かかる投資対象は、一般に投資適格以下である。その劣後的地位を除き、第二順位リーエン・ローンは、上記のシニア・ローンと同等の特性およびリスクを多数有する。

その他の有担保ローン： シニア・ローンおよび第二順位リーエン・ローン以外の有担保ローンは、公法人、私法人ならびにその他の非政府系の事業体および発行体により様々な目的のために行われるローンである。かかる有担保ローンは、支払の権利に関して、当該借主の一または複数のシニア・ローンおよび第二順位リーエン・ローンに劣後する。かかる有担保ローンは、通常、ローンについて借主が負う債務を担保する特定の担保より低い優先順位の担保権またはリーエンにより担保されており、また、通常、シニア・ローンおよび第二順位リーエン・ローンより劣後した保護および権利を有する。有担保ローンは、支払の権利に関して、借主の将来発行される先順位の債務証券に劣後する可能性がある。かかる有担保ローンは、固定金利または調整可能な変動金利による支払を有することがある。支払の権利に関して、かかる有担保ローンには、借主のシニア・ローンおよび第二順位リーエン・ローンに劣後するため、シニア・ローンおよび第二順位リーエン・ローンよりも大きな投資リスクがあるが、この追加的なリスクを反映して、しばしば高利率の利息を支払う。かかる投資対象は、一般に投資適格以下である。その劣後的地位を除き、かかる投資対象は、上記のシニア・ローンおよび第二順位リーエン・ローンと同等の特性およびリスクを多数有する。しかし、支払の権利に関して、シニア・ローンおよび第二順位リーエン・ローンよりも劣後することがあるため、かかるローンには、先順位の担保付債務証券が発効した後、借主のキャッシュ・フローおよびローンの担保となる財産が予定支払額の返済において不十分となるという追加的なリスクがありうる。また、かかる有担保ローンは、シニア・ローンおよび第二順位リーエン・ローンよりも大きな価格ボラティリティを有すると予想されており、流動性が低いことがある。オリジネーターが、その他の有担保ローンのパーティシペーションを売却することができない可能性もあり、より大きな信用リスクに対するエクスポージャーとなることがある。

無担保ローン： 無担保ローンは、公法人、私法人ならびにその他の非政府系の事業体および発行体により様々な目的のために行われるローンである。無担保ローンは、一般に、支払の権利に関して、有担保債権者に劣後する。無担保ローンには、ローンについて借主が負う債務を担保する特定の担保に対する担保権またはリーエンによる保証がない。無担保ローンは、その条件によって、支払の権利に関し、シニア・ローン、第二順位リーエン・ローンおよびその他の有担保ローンを含むその他の借主の債務に劣後することがある。無担保ローンは、固定金利または調整可能な変動金利による支払を伴うことがある。借主の有担保債務に劣後するため、無担保ローンには、より大きな投資リスクがあるが、この追加的なリスクを反映して、しばしば高利率の利息を支払う。かかる投資対象は、一般に投資適格以下である。その劣後的地位および無担保であることを除き、かかる投資対象は、上記のシニア・ローン、第二順位リーエン・ローンおよび有担保ローンと同等の特性およびリスクを多数有する。

銀行債務

投資先ファンドが投資することができる銀行債務には、譲渡性預金証書、銀行引受手形および定期預金が含まれる。譲渡性預金証書は、商業銀行に一定期間預託された資金に対して発行され、一定のリターンを得る譲渡性預金をいう。銀行引受手形は、銀行によって「引き受けられる」、事実上、銀行が満期時に手形の額面価格を支払うことに無条件に同意することを意味する、特定の商品の支払のために輸入者または輸出者が通常振り出す流通手形または為替手形をいう。定期預金は、確定金利が付され、確定満期日に支払われる銀行債務をいう。定期預金は、投資者の要求によって引き出すことができるが、市況および債務の残存満期によって異なる早期解約金を課されることがある。

銀行資本証券およびトラスト型優先証券

銀行資本証券は、銀行がその自己資本比率規制を満たすために発行する。一般的な銀行資本の種類には、Tier 1とTier 2がある。概して、銀行資本は、投資適格である（ただし、必ずしもそうであるとは限らない。）。Tier 1証券は、トラスト型優先証券という形をとることが多い。Tier 2証券は、通常、ハイブリッド債券および優先株とみなされ、償還条項付きの永久債（満期日が定められていない。）であり、発行銀行は、一定の条件に基づき、利払いを後日まで留保することが可能である。

トラスト型優先証券は、劣後債と優先株の特徴を併せ持つ。トラスト型優先証券の構造の主なメリットは、金融機関が当該トラスト型優先証券を税務上は債務証券として扱い、自己資本比率規制の算定上は持ち分として扱うことである。トラスト型優先証券には、通常、同等の格付を有する発行体の債務に係る金利と同程度の市場金利が付けられる。典型的な特徴には、長期的な満期、発行体による早期償還、定期的な固定・変動利払いおよび額面価額での満期償還が含まれる。トラスト型優先証券の市場価格は、通常の債務証券の市場価格に比べて変動する可能性がある。トラスト型優先証券の流動性に関する保証はなく、また、ファンド等保有者がその保有証券を売却できるという保証はない。

参加型社債

参加型社債は、銀行またはブローカー・ディーラーが発行する商品であり、特定の対象持分証券もしくは債務証券、通貨または市場に連動するリターンを提供するように設計されている。参加型社債が満期まで保有された場合、発行体は、買付時の対象商品の額面価額と満期時の商品の価額の差額を買い手に対して支払うかまたは買い手から受領する。特定の対象証券または商品と連動する参加型社債の保有者は、かかる対象証券または商品に関連して支払われる配当を受け取る権利を有するが、通常、対象証券または商品を直接所有していた場合に取得する議決権を取得しない。参加型社債は、取引費用を伴う。参加型社債への投資には、当該投資が連動しようとする対象証券または商品への直接投資に伴うリスクと同じリスクを伴う。

また、参加型社債の価額が連動しようとする対象証券または商品の価額と同等であるという保証はない。参加型証券は、それを発行する銀行またはブローカー・ディーラーの一般的な契約上の無担保債務を構成する。したがって、ファンドが取引相手方の信用度に依拠し、対象証券または商品の発行体に対して参加型社債に基づく権利を有していないため、かかる投資対象に伴う取引相手方リスクが生じる。

ハイ・イールド証券

投資先ファンドは、各投資先ファンドの目論見書において当該投資先ファンドのために定められる投資品質ガイドラインに従う。投資先ファンドが保有する証券は、格付引下げの対象となることがある。ムーディーズのBaa格またはS & PのBBB格より低い格付の証券は、「ハイ・イールド証券」または「ジャンク債」と称される。ハイ・イールド証券への投資またはその保有には、高格付の固定利付証券に関連するリスクに加え、特別なリスクを伴う。ハイ・イールド証券は、投資元本の値上がりおよびより高い金利に関する機会をより多くもたらす一方、通常、高格付の証券よりも大きな潜在的価格ボラティリティを伴い、また流動性が低いことがある。ハイ・イールド証券は、発行体の継続的な元利金支払能力において圧倒的に投機的であるとみなされることがある。ハイ・イールド証券は、より高格付の証券よりも、実際のまたは認識される経済状況および産業の競合状況の悪影響を受けやすいことがある。

債権者の責任および債権者委員会への参加

一般に、投資先ファンドが発行体の債券またはその他の同等の固定利付証券を保有する場合、当該投資先ファンドは、当該発行体に対する債権者となる。発行体の債権者である投資先ファンドは、発行体の破産に関してまたは発行体のその他の債権者、株主もしくは発行体自身により提起された別の法的手続に関して、投資先ファンドが保有する証券に関連する異議申立てに従わなければならないことがある。投資先ファンドは、その保有する証券の発行体で、財務上問題のある発行体の経営陣と交

渉するために債権者により形成された委員会に随時参加することができる。かかる参加により、投資先ファンドが弁護士費用などの費用を負担し、発行体に関する重要な非公開情報の保有者となることがある。その結果、参加しなければ当該投資先ファンドが証券について取引または追加ポジションの取得を希望することができたはずの証券について、そうすることができなくなることがある。また投資先ファンドがかかる委員会に参加することにより、連邦破産法または債権者債務者間の権利を律するその他の法律に基づく潜在的な責務の対象とされることがある。投資先ファンドは、PIMCOが、当該投資先ファンドの債権者としての権利を行使するために、または当該投資先ファンドが保有する証券の価格を保護するためにかかる参加が必要または望ましいと確信する場合にのみ、かかる委員会に参加する。

変動利付証券

変動利付証券は、債務に対して支払われる金利の定期的な調整を規定している。変動利付証券は、一般に、金利変動に対してさほど敏感ではないが、変動利付証券の金利が一般的な金利と同程度にまたは同じ速さで上昇しない場合、価格が下がることがある。反対に、変動利付証券は、一般に、金利が下落した場合、その価値は上昇しない。投資先ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の低下は、かかる証券から受け取る収益および投資先ファンドの受益証券の純資産価額に悪影響を及ぼす。さらに、投資先ファンドは、無制限に残余金利債券（通常、「RIB」と呼ばれる。）に投資することができる。

インフレ連動債

インフレ連動債（インフレ連動地方債および一定のインフレ連動社債を除く。これらについては後述する。）とは、固定利付証券で、インフレ率に従って元本価格が定期的に調整される。インフレ指数が低下すると、インフレ連動債（インフレ連動地方債およびインフレ連動社債を除く。）の元本価格は下方修正され、その結果、これらの証券の支払利息（元本額が少額であるものについて計算される。）は減額される。インフレ連動米国債の場合、満期時における原債権元本の返済（インフレに応じて調整される。）が保証されている。同様の保証を規定していない債券について、満期時に返済される債券の調整済み元本価格は、当初元本を下回ることがある。

地方自治体のインフレ連動債券および一定のインフレ連動社債のインフレ調整は、年２回の利息支払いにおいて行われる。そのため、地方自治体のインフレ連動債券およびインフレ連動社債の元本価格は、インフレ率に応じて調整されない。

インフレ連動債の価格は、実効金利の変動に応じて変動することが予想される。実効金利は、名目金利およびインフレ率の関係に連動する。名目金利がインフレ率よりも急速に上昇する場合、実効金利は上昇し、インフレ連動債の価値の下落をもたらすことがある。インフレの短期上昇は価値の下落を導くことがある。インフレ連動債の元本増加分は、投資家が満期までその元本を受領しない場合にも、課税対象の通常所得とみなされる。

転換可能証券および株式

マスター・ファンドは、転換可能証券に投資することができない。さらに、投資先ファンドは、普通株式もしくは優先株式または株式とみなされる他の証券に投資することができない。しかしながら、マスター・ファンドの証券にその資産を投資することを投資目的とするフィーダー・ファンドには当該制限は適用されない。

非米国証券

非米国証券への投資には、米国証券への投資には通常付随しない特定のリスクおよび検討事項を伴う。非米国会社および非米国政府の発行する証券に投資する投資先ファンドに伴う重要なリスクについては、慎重な検討を要する。これらのリスクには、例えば、会計基準、監査基準および財務報告基準の相違、非米国組入証券取引における一般的に割高な手数料単価、国有化、収用または没収課税の可能性、投資規制または為替管理規制の不利な変更、政治的不安定などがある。個別の非米国経済圏

は、国内総生産の成長、インフレ率、資本再投資、資源、国内自給率および国際収支状況といった点で、米国経済に比べて有利に異なっていることもあれば不利に異なっていることもある。証券市場、証券の価値、非米国証券市場に伴う利回りおよびリスクは、相互に独立して変化することがある。また、非米国証券ならびに配当およびそれらの証券に支払われる利息は、それらの証券に関する支払から源泉徴収される税金も含めて、非米国の課税に服することがある。非米国証券は、米国証券よりも取引頻度および出来高が少ない場合が多く、したがって、より大きな価格変動を示すことがある。非米国証券への投資は、米国国内投資より高い保管コストおよび外国通貨換算についての追加的な取引コストを伴う場合もある。非米国為替相場の変化は、非米国通貨建てのまたは非米国通貨で相場の付けられている証券の価額にも影響する。

投資先ファンドは、ロシアと経済的に連動する証券および投資対象に投資することができる。上記に記載されるリスクに加え、ロシアへの投資には、追記的なリスクを伴う。特に、ロシアへの投資は、米国および／または米国外の国が経済制裁措置を実行するリスクを伴う。このような制裁措置は、エネルギー、金融サービス、およびとりわけ防衛を含む多数のセクターの企業に影響を及ぼす可能性があり、ファンドの運用実績および／またはその投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、ロシア企業およびロシア企業に関連がある商品に対する一定の投資が禁止されたり、ならびに／または（既存の投資対象の一部が取引を禁止される場合等に）既存の投資対象が流動性を失ったために、受益者の買戻請求に対応するために、ファンドがその他の組入銘柄の持ち高を不利な時期および価格で売却することを迫られる場合がある。より一般的には、ロシアの証券への投資は非常に投機的で、米国およびその他の主要先進国の証券市場への投資には通常付随しない、重要なリスクおよび特別な判断を伴うことがある。20世紀のロシアは、政治、社会および経済的な混乱に見舞われ、数十年に及ぶ共産主義体制を強いられ、かかる体制下で、何千万の民間人が、連邦政府による農業および工業会社の集産化に遭っていた。ソビエト連邦の崩壊後、ロシア政府は国内経済を安定させるための困難な業務に取り組む一方で、国際市場に競合でき、かつ国民の要求を満たすことができる、近代的で効率的な構造へと転換している。一方、これまで、ロシアの経済改革イニシアティブの多くは、苦戦を強いられている。このような環境下においては、ロシア政府が現行の経済改革プログラムを廃止し、代わりに、外国人投資家の利益を損いかねない別の急進的な政治および経済政策を取るリスクが、常に存在する。その結果、旧ソビエト連邦下で存在していたような中央計画経済および民間企業の国有化に逆戻りする可能性も否定できない。

投資先ファンドは、政府、政府機関もしくは下部機構またはその他政府関連団体が発行したソブリン債に投資することができる。ソブリン債の保有者は、かかる債務の借換計画への参加および政府機関への追加貸付の供与を要請されることがある。そのほか、債務不履行になったソブリン債が回収されることになる破産手続は存在しない。

エマージング市場証券

証券は、証券がその国の証券市場で主に取引され、または発行体はその国で設立されもしくは主に営業し、収益の大半をその国での営業から得ており、もしくは資産の大半をその国に有している場合には、エマージング市場国と経済的に結び付いているといえる。PIMCOは、「エマージング市場」国として適格と判断する場合国を特定し、かつ、そこに投資する広範な裁量を有している。かかる裁量を行行使す際、PIMCOは、個別のサブ・ファンドの戦略目標に一致するエマージング市場国を特定する。例えば、PIMCOは、世界銀行もしくはその関連組織または国際連合もしくはその機関等の国際機関により新興経済国または発展途上経済国として分類されているか否か等の多数の要因に基づき、ある国がエマージング市場国であるかどうかを検討する。エマージング市場証券に投資を行う際には、投資先ファンドは、一人当たり国民総生産が比較的低く、また、急速な経済成長の可能性のある国を重視する。PIMCOは、金利、インフレ率、為替相場、金融財政政策、貿易・通貨収支、およびその他PIMCOが関係すると考える特定の要因の自己の評価に基づき、国および通貨構成を選択する。

エマージング市場証券に投資することは、先進国の証券に投資するリスクとは異なるまたはそれより大きいリスクを負うことを意味する。これらのリスクには、例えば、証券市場の小規模な時価総額（相対的に流動性が低くなる期間を経験する可能性がある。）、著しい価格変動、外国投資制限、投資収益および投資元本の本国への送金の可能性、通常より大きい社会的、経済的および政治的不確実性および不安定性、経済に対する大幅な政府関与、政府の監督および規制の少なさ、通貨ヘッジ手法が利用ができないこと、新規設立かつ小規模な会社、ならびに価格統制、強制的合併、収用もしくは没収課税、差押、国有化、または将来の経済的もしくは政治的危機から生じる政府独占などがある。さらに、外国投資家は、売却利益の登録を要求されることがある。

一部のエマージング市場に対する投資に影響する法令は、未発達である場合があり、または予測不可能であり、さらには恣意的に運用される可能性がある。エマージング市場証券、特に、課税、外国投資および外国貿易、財産または証券に対する権原およびその譲渡に関するエマージング市場証券に投資する投資先ファンドの活動に適用される法令は、比較的新しいことがあり、米国またはその他の先進諸国におけるものよりもずっと緩やかな方法により著しく変更される可能性がある。エマージング市場国の政府が、投資先ファンドの投資先である財産または証券に対して当該投資先ファンドが権原を取得していると認識または了承するという保証はない。なぜなら、エマージング市場国は、権原登記について信頼可能なシステムまたは法的枠組みを有していない可能性があるからである。一定の基本的な商法は、一定のエマージング市場国では整備されているが、それらは不明確であり解釈の変更に左右される場合があり、また、いつでも投資先ファンドの利益にとって不利な方法で修正、変更、廃止、または置き換えられる可能性がある。米国で通常見られるような法律および先例の広範な体系が存在しない場合がある。現地の法令が米国と似たような発展をし、または上記要因の一部もしくは全部が、エマージング市場証券に投資している投資先ファンドの営業に重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

エマージング市場証券への投資には、監査基準および財務報告基準に違いがあるというリスクもあり、その結果、発行体についての重要な情報が利用できないことがある。エマージング市場国における国、地域および地方公共団体および政府機関、関係当局または下部組織により公表された公式データは、先進国のものよりかなり不完全かつ信頼性が低く、エマージング市場証券に投資する投資先ファンドについての投資決定を行う際にＰＩＭＣＯが利用する公式情報源が完全に信用できるという保証はない。公式統計も、先進国で使われているものとは異なる基礎に基づき作成されていることがある。したがって、これらの市場に関する事項の検討は、利用可能な公式情報および公開情報の完全性または信頼性に懸念があるため、不確実である。

さらに、エマージング市場国の通貨は、米ドルに対し著しく下落する場合があり、投資先ファンドまたはクラスによるこれらの通貨への投資後に通貨切下げが行われる場合があり、投資先ファンドまたはクラスが通貨ヘッジ戦略を試みようとしても、それがうまくいくとは限らない。インフレおよびインフレ率の急速な変動は、一定のエマージング市場国の経済および証券市場にマイナスの影響を及ぼしてきており、かつ、今後も及ぼし続ける可能性がある。さらに、エマージング証券市場では清算および決済の手續が異なっている場合があり、そのような手續は、証券取引の出来高の成長に対応できない可能性またはその他かかる取引を行うことを困難にする可能性がある。決済の問題により、投資先ファンドが魅力的な投資機会を逃したり、資産の一部を投資するまでの間現金として保有することとなったり、またはポートフォリオ証券の処分が遅れることになったりする可能性がある。そのような遅れにより、証券の買主に対し責任が発生するおそれがある。

東欧のエマージング市場国を含む一定のエマージング市場国における証券取引には、金融仲介機関の経験不足、近代的技術の不足、事業運営を拡大するための十分な資本基盤の不足により、国際的投資に通常伴うリスクに加えたさらなるリスクがある。さらに、多数の東欧諸国の旧共産主義体制は、多額の財産を過去に没収しており、それに対する請求は未だ完全には解決されていない。東欧における投資先ファンドによる投資も、没収、国有化またはその他の方法により押収されないとの保証はない。

投資先ファンドは、ブレイディ債に投資することができる。ブレイディ債とは、債務再編に関する新規債務と国家機関に対する既存の商業的銀行ローンとの交換により設定された証券である。ブレイ

ディ債に対する投資は、投機的とみなされる場合がある。投資先ファンドが取得したブレイディ債は、再編取決めまたは新規クレジットの請求に従う可能性があり、それにより投資先ファンドが、その保有分の一部についての利息または元本の損失を被る可能性がある。

中華人民共和国への投資

投資先ファンドは、中華人民共和国(以下、「中国」といい、本開示の目的上、香港、マカオ、台湾を除く。)に経済的にリンクされた証券または商品に投資することがある。かかる投資は、中国適格外国機関投資家(以下「QFII」という。)プログラムおよび/または人民元適格外国機関投資家(以下「RQFII」という。)プログラムを含むがこれらに限定されない、利用可能な市場アクセス制度を通じて行われる。商品が中国に経済的にリンクされているか否かを判断する際に、PIMCOは、「新興市場証券」に記載されているように、商品が新興市場国に経済的にリンクされているか否かを判断する基準を使用する。新興市場への投資に関連するリスクを含む、上述の「新興市場証券」のリスクに加えて、中国への投資には追加リスクを伴う。これらの追加リスクは以下を含む(が、これらに限定されない)。(a) 不安定な成長に起因する非効率性、(b) 一貫して信頼できる経済統計が入手できないこと、(c) 潜在的に高いインフレ率、(d) 輸出および国際貿易への依存、(e) 相対的に高水準にある資産価格のボラティリティ、(f) 潜在的な流動性不足および限定的な外国投資家による利用可能性、(g) 地域経済との競争の激化、(h) 特に為替ヘッジ手段の相対的不足および現地通貨から米ドルへの変換能力に対する規制による、為替相場の変動または中国政府もしくは中央銀行による通貨切り下げ、(i) 多くの中国企業が比較的小規模であり、業務履歴がないこと、(j) 証券市場、保管取り決めおよび商業的法的および規制上の枠組みが発展途上にあること、(k) QFII/RQFIIプログラムおよび当該投資が行われるその他の市場アクセス・プログラムの規則および規制に関する不確実性および変更の可能性、(l) 中国政府による経済改革の継続的な実施、および(m) 中国規制当局が、市場混乱時に中国の発行体の取引を停止する(あるいは当該発行体に取引停止を許可する)ことがあり、当該停止は広範囲に及ぶ可能性があること。

さらに、これらの証券市場では、より発達した国際市場と比較して、法令の明確性が欠如しており、執行活動の水準が低い。関連ある規則の解釈と適用に一貫性が欠ける可能性があり、また規制当局が、市場参加者との事前協議または通知なしに、既存の法律、規則、規制または政策に即時の、または急速な変更を加えるか、新たな法律、規則、規制または政策を導入するリスクがあり、このため投資先ファンドの投資目的または投資戦略達成能力を著しく制限する可能性がある。さらに中国への外国投資に対する規制および投資資本の本国送金に対する制限がある。QFII/RQFIIプログラムの下では、特に、投資範囲、投資割当、資金の本国送金、外国人株式保有制限、アカウント構造を含む(がこれらに限定されない)側面について、規制上の制限がある。関連するQFII/RQFII規制は、最近、資金の本国送金に対する制限を緩和するために改訂されたが、極めて新しい展開であり、これが実際に実施されるか否か、およびその実施方法については不確定である。中国の規制要件の結果として、投資先ファンドは中国にリンクされた証券もしくは商品への投資能力が制限され、および/または、中国にリンクされた証券もしくは商品の持ち高を清算しなければならないことがある。証券の価格が低水準にある場合等、一定の場合において、非任意清算は投資先ファンドに損失を招く可能性がある。さらに、中国の証券取引所は、通常、関連する取引所で取引される証券の取引を停止または制限する権利を有している。また、中国政府または関連する中国規制当局は、中国の金融市場に悪影響を及ぼす可能性がある方針を実施することがある。かかる停止、制限または方針は、投資先ファンドの投資のパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

近年、中国の政治環境は比較的安定しているが、今後もこのような安定が維持される保証はない。新興市場として、所得格差の拡大、農業不安および既存の政治構造の不安定性など、かかる安定性に影響を及ぼす多くの要因があり、中国に経済的にリンクしている証券および商品に投資する投資先ファンドに当該投資を限度とする悪影響を及ぼす可能性がある。政治的不確実性、軍事介入、地域紛争および政府の汚職は、市場および経済改革、民営化、貿易障壁の撤廃に向けた良好な傾向を逆転させ、証券市場に重大な混乱をもたらす可能性がある。

中国は共産党の支配下にある。中国への投資は、より強度な政府による経済への支配および関与に関連するリスクにさらされている。米国とは異なり、中国の通貨は市場によって決定されるのではなく、対米ドルの人為的な価格で管理されている。この種のシステムは、為替の急激かつ大規模な調整に到る可能性があり、ひいては外国人投資家に破壊的かつマイナスの影響を及ぼす可能性がある。中国はまた、自国通貨を米ドルを含む外国通貨に自由に転換することを制限することができる。本国送金に関する制限は、特に償還請求に関連して、中国にリンクされた証券および商品の流動性を相対的に低下させる効果を有することがある。さらに、中国政府は、資源配分および金融政策への直接的かつ重要な関与、外貨建て債務の支払に対する管理ならびに特定の業種および／または企業に対する優遇措置の提供を通じて、経済成長に対して重大な支配権を行使している。中国の経済改革プログラムは成長に貢献してきたが、このような改革が継続される保証はない。

中国は、過去において干ばつ、洪水、地震、津波などの自然災害に見舞われてきたが、将来、このような環境事象が発生した場合には、中国経済が影響を受ける可能性がある。このため、投資先ファンドの中国への投資は、かかる事象のリスクにさらされている。さらに、中国と台湾との関係は特に微妙であり、中国および台湾間の敵対関係は、投資先ファンドの中国への投資にリスクをもたらす可能性がある。

税法の適用（例えば、配当または利息の支払いに対する源泉徴収税の賦課）または没収税も、投資先ファンドの中国投資に影響を及ぼす可能性がある。中国に経済的にリンクしている証券および商品への投資に対する課税を規定する規則が必ずしも明確ではないため、PIMCOは、中国に経済的にリンクしている証券および商品の処分または保有によって生じる実現利益および未実現利益の両方を留保することにより、かかる証券および商品に投資する投資先ファンドに対するキャピタル・ゲイン税に備えることがある。この方法は、現在の市場慣行およびPIMCOの適用税制の解釈に基づいている。市場慣行または適用される税法の解釈の変更により、引当金の金額が、結果として実際の税負担に比べて大きすぎたり小さすぎたりする可能性がある。

ストック・コネクトを通じた投資：投資先ファンドは、上海 - 香港ストック・コネクト・プログラムおよび深圳 - 香港ストック・コネクト・プログラム（総称して「ストック・コネクト」という。）を通じて上海証券取引所または深圳証券取引所に上場され、取引される適格証券（以下「ストック・コネクト証券」という。）に投資することができる。ストック・コネクトは、（投資先ファンドなどの）非中国人投資家が香港のブローカーを通じて一定の中国上場株式を購入することを認めている。ストック・コネクトは、非中国人投資家がライセンスなしで中国株を取引することを可能にする初のプログラムであるが、ストック・コネクトを通じた証券の購入は、市場全体の割り当て制限の対象であり、この制限は、ストック・コネクト証券の購入が他の点では有利な場合に、投資先ファンドがストック・コネクト証券を購入することを妨げる可能性がある。投資家は、同一取引日に同一証券を売買することができなく、したがって、ストック・コネクトを通じた投資先ファンドの中国A株への投資能力および、同一取引日に取引締結または手仕舞いが有利な場合に、取引締結または手仕舞いを行う能力が制限されることがある。ストック・コネクト・トレードは香港のブローカーおよび香港証券取引所を経由して行われるため、ストック・コネクトは中国または香港のいずれかにおける取引休日の影響を受け、ストック・コネクト投資家が取引できない中国の取引日があることになる。その結果、投資先ファンドがポジションを追加または手仕舞うことができない場合に、ストック・コネクトの価格が変動する可能性がある。一定の中国A株のみ、ストック・コネクトを通じてアクセスすることができる。当該証券は、いつでもその資格を失うことがあり、この場合、ストック・コネクトを通じて当該証券を売却することはできるが、購入することはできなくなる。ストック・コネクトは比較的新しいため、中国A株を取引する際の市場への影響は不確定である。さらに、ストック・コネクトを操作するために必要なトレーディング、決済および情報技術（IT）システムは比較的新しいものであり、進化を続けている。関連するシステムが正常に機能しない場合は、ストック・コネクトによる取引が中断する可能性がある。

ストック・コネクトは香港と中国の両方の規則に従っている。両法域の規制当局は、ストック・コネクト取引を停止することが認められている。また、中国の規制当局は市場の混乱時に中国の発行体

の取引を停止することができる（あるいは、中国の発行体が取引を停止することを許可することができる）が、そのような停止は広範囲に及ぶ可能性がある。さらなる規制によりストック・コネクト、運用上の取り決めもしくはその他の制限の下における証券の利用可能性に影響を与えないという保証はない。ストック・コネクト取引は、香港証券取引所、上海証券取引所、深圳証券取引所のいずれの投資家保護プログラムの対象でもないが、香港ブローカーの債務不履行は、制定された香港法に従うものとされる。中国では、ストック・コネクト証券は、香港中央結算有限公司（以下「HKSCC」という。）が名義人として（投資先ファンドなどの）最終投資家のために保有している。中国の規制当局は、最終的な投資家がストック・コネクト証券の受益権を保有していることを認めているが、実質的所有者が自らの権利を行使するために利用することができるメカニズムは実証されていない。さらに、中国の裁判所における、受益権の概念の適用経験は限られており、受益権を取り巻く法律は今後も進化し続けるであろう。投資先ファンドは、時間的制約またはその他の運用上の理由により、ストック・コネクト証券に影響する企業行動に参加できないことがある。同様に、ファンドはHKSCCを経由する場合を除き、株主総会において議決権を行使することができず、株主総会に出席することができない。ストック・コネクトの取引は中国通貨である人民元（以下「RMB」という。）で決済されるため、投資家は香港の人民元の信頼できる供給源にタイムリーにアクセスしなければならないが、これを保証することはできない。

ストック・コネクト・トレードは、一定の取引前要件に従うか、売手側の株主が販売を完了するために十分なストック・コネクト証券を保有していることを確認することにより、ブローカーがこれらの取引前要件に従うことを認める特別分別アカウントで行われなければならない。投資先ファンドが特別分別アカウントを利用しない場合において、投資先ファンドが取引前チェックに従うことができない場合、投資先ファンドはいかなる取引日においても株式を売却することができない。さらに、これらの取引前要件は、実際的な問題として、投資先ファンドが取引を執行するために使用するブローカーの数を制限することがある。投資先ファンドは、取引前チェックの代わりに特別分別アカウントを使用することができるが、多くの市場参加者は、当該アカウントにおける証券に関する取引を適時に完了するために必要なITシステムを未だに十分に実施していない。特別分別アカウントに関する市場慣行は進化を続けている。

CIBMダイレクトを通じた投資：関連する中国の規則または当局が許容する範囲で、投資先ファンドは、2016年に中国人民銀行（以下、上海本店を含み「PBOC」という。）が発表した関連規則（中国人民銀行公告（No. 3 [2016]）およびその施行規則（以下「CIBM直接規則」という。）を含む。）に従い、中国銀行間債券市場（以下「CIBM」という。）で取引される許容された商品（キャッシュ・ボンドを含む。）に直接投資することができる。国内取引および決済代理人は、投資先ファンドの投資顧問会社であるPIMCOにより雇われるものとし、関連する投資先ファンドのために申請を行い、投資先ファンドのためのトレーディングおよび決済代理業務を行う。PBOCは、CIBM直接規則に基づき、国内決済代理人および投資先ファンドの取引を継続的に監督し、CIBM直接規則に違反した場合、投資先ファンドおよび／またはPIMCOに対する取引停止および強制的な手仕舞いなどの関連する行政的措置を講じることができる。CIBM直接規則は非常に新しいもので、未だ市場で実証されていない。現段階では、CIBM直接規則は、依然としてさらなる明確化および／または変更が行われることがあり、CIBMへの投資先ファンドの投資能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

ボンド・コネクトによる投資：「新興市場証券」および「中華人民共和国への投資」に記載されているリスクに加えて、ボンド・コネクト・プログラムを通じてCIBMで取引されている中国国債およびその他の中国に本拠を置く債券への投資先ファンドによる投資に関連するリスクがある。ボンド・コネクト・プログラムとは、中国と海外の投資家が、それぞれの関連する金融インフラ機関間の接続を通じて、互いの債券市場において様々な種類の債券取引を可能にする香港および中国間の取決めを指す。ボンド・コネクトを通じた取引は、投資先ファンドの投資およびリターンに影響を及ぼす可能性のある多くの制約を受ける。ボンド・コネクトを通じて行われる投資は、中国では比較的実証

されていない注文、決済手続きに従うものであり、投資先ファンドにリスクをもたらす可能性がある。さらに、ボンド・コネクトを通じて購入された証券は、中国に拠点を置くカストディアン（中央国債登記結算有限責任公司（以下「CCDC」という。）または上海清算所（以下「SCH」という。）のいずれか）に維持される香港金融管理局（金管局） - 債務工具中央結算系統の名義で振替決済共同アカウントを通じて、（投資先ファンドなどの）最終投資家に代わって保有されることになる。ボンド・コネクト証券における投資先ファンドの所有権は、CCDCまたはSCHの帳簿に直接表示されず、代わりに香港サブ・カストディアンの帳簿にのみ表示される。また、この記録維持システムは、投資先ファンドが債券保有者として権利を行使する能力が限られるリスク、ならびに香港のサブ・カストディアンの決済遅延および取引相手方の不履行のリスクを含む、様々なリスクに投資先ファンドをさらしている。最終的な投資家がボンド・コネクト証券の受益権を保有するが、実質的所有者がその権利を行使するために用いるメカニズムは検証されておらず、中国の裁判所における受益権の概念の適用経験は限られている。このため、投資先ファンドは、時間的制約またはその他の運営上の理由により、適時の分配金の支払いなど、債券保有者としての権利に影響を及ぼす企業活動に参加することができないことがある。ボンド・コネクト・トレードは人民元で決済されるため、投資家は香港で人民元の信頼できる供給源にタイムリーにアクセスしなければならないが、これを保証することはできない。さらに、ボンド・コネクトを通じて購入された証券は、適用される規則に従い、ボンド・コネクトを経由しない限り、通常、売却、購入またはその他の方法で譲渡することはできない。

ボンド・コネクトの主な特徴は、中国の確定利付証券の投資者に適用される国内市場の法令の適用である。したがって、投資先ファンドのボンド・コネクトを通じた証券への投資は、他の制約の中でも、一般的に中国の証券規則および上場規則の制約を受ける。当該証券は、いつでもその資格を喪失することがあり、その場合、当該証券を売却することはできるが、ボンド・コネクトを通じて購入することはできなくなる。投資先ファンドが、ボンド・コネクトを通じて投資を行う場合、取引の不履行から保護するために設定された香港の投資家補償基金へのアクセスを通じて恩恵を受けない。ボンド・コネクトは、中国および香港の両方の市場が開いている日にのみ利用可能である。その結果、ボンド・コネクトを通じて購入された証券の価格は、投資先ファンドがポジションを追加または手仕舞うことができない場合に変動する可能性があり、したがって、その他の点で魅力的であると思われる場合において、投資先ファンドの取引能力を制限することがある。最後に、ボンド・コネクトを通じた投資による収益および利得への課税を定める中国の税法における不確実性は、投資先ファンドに予想外の税金債務を引き起こす可能性がある。現在、海外投資家に支払う配当およびキャピタル・ゲインの源泉徴収税の取扱いは確定していない。

ボンド・コネクト・プログラムは比較的新しいプログラムであり、さらなる解釈および指針の対象となる可能性がある。さらに、ボンド・コネクトにおける非中国人投資家に要求される取引、決済、ITシステムは比較的新しいものであり、進化を続けている。システムが適切に機能しない場合は、ボンド・コネクトによるトレーディングが中断する可能性がある。今後の規制が、プログラムにおける証券の利用可能性、償還の頻度、その他の制限に影響を及ぼさないという保証はない。さらに、香港および中国の法令、ならびにボンド・コネクト・プログラムに関して関連規制当局および取引所が公表または適用する規則、方針または指針の適用および解釈は不確実であり、投資先ファンドの投資および収益に悪影響を及ぼす可能性がある。

通貨および通貨取引

会計および報告のための投資先ファンドの基準通貨は、米ドルである。投資先ファンドは、通貨に対して、または当該投資先ファンドの基準通貨以外の通貨で取引を行いもしくは収益を受領している証券に対して直接投資することができ、当該投資先ファンドは通貨リスクを負う。為替相場は、短期間に著しく変動する。為替相場は、一般に、外国為替市場の需給、異なる通貨に投資することについての相対的優劣、金利の実際上または認識上の変化、およびその他の複雑な要因により決まる。為替相場は、政府もしくは中央銀行による介入（または不介入）、または通貨統制もしくは政治的展開により予測不可能な形で影響を受ける可能性がある。

投資先ファンドは、通貨に対するエクスポージャーを高め、または通貨変動に対するエクスポージャーを一つの通貨から他の通貨にシフトするために、為替リスクに対するヘッジの一環として、為替先渡契約を締結することができ、またはスワップ契約およびスワップションのみならず通貨先物契約ならびに通貨および先物のオプションにも投資することができる。

為替先渡契約は、契約時に設定された価格で、ある将来の日付において特定の通貨を購入または売却する義務を伴うものであり、投資先ファンドが引き渡す通貨の価額の変化に対する当該投資先ファンドのエクスポージャーを低下させ、当該投資先ファンドが契約期間中に受領する通貨の価値変動に対するエクスポージャーを高める。投資先ファンドの価額に対する影響は、一つの通貨建ての証券を売却し、かつ、他の通貨建ての証券を購入することに類似する。外国通貨を売却する契約は、ヘッジされている通貨の価額が上がれば実現したかもしれない潜在的利益を制限することになる。投資先ファンドは、通貨に対するエクスポージャーを高め、または通貨変動に対するエクスポージャーを一つの通貨から他の通貨にシフトするために、為替リスクをヘッジするためにこれらの契約を締結することができる。

安定したヘッジ取引というものは、いかなる状況においても不可能であり、投資先ファンドが、所定の時期にまたは随時、かかる取引を行うとの保証はない。また、かかる取引がうまくいくとは限らず、投資先ファンドが、該当する通貨の有利な変動から利益を得るチャンスを排除する可能性もある。投資先ファンドは、二つの通貨の為替相場の間に正の相関がある場合には、一つの通貨（または通貨のバスケット）の価値の不利な変化をヘッジするために、他の通貨（または通貨のバスケット）を利用することができる。

レポ契約

投資先ファンドは、レポ契約を締結することがあり、かかる契約において、投資先ファンドは、銀行またはブローカー／ディーラーから証券を買い付け、かかる銀行またはブローカー／ディーラーは投資先ファンドによる証券買付の費用負担で指定期間内にそれぞれ当該証券を利息付で買い戻すことを合意する。買い戻しを合意している当事者がデフォルトに陥ると、当該投資先ファンドは、保有している証券を売却しようとすることがある。当該証券の価値が買い戻し価額よりも下がっている場合には、当該証券についての損失に加えてコストまたは遅延を伴うおそれがある。レポ取引の満期が7日を超えている場合、これは流動性の低い投資対象とみなされる。

投資先ファンドが当事者であるすべてのレポ取引において、レポ契約の担保は、米国政府、政府機関または下部機構によって発行される現金項目および債務を含むことがある。担保は、米国政府、政府機関または下部機構によって発行される現金項目および債務以外の証券（投資先ファンドが買い戻し義務を負うことなく投資戦略に基づき直接保有することができない証券を含む。）を含むことがある。

レポ契約の裏付けとなる担保の種類もまた、投資先ファンドに一定のリスクをもたらすおそれがある。質が低い担保および長期担保は、質が高い担保および短期担保よりも高い価格変動性にさらされることがある。レポ契約の取引相手方がデフォルトに陥った場合、質の低い担保は、質の高い担保よりも清算が困難であることがある。取引相手方がデフォルトし、担保の金額が取引相手方の買い戻し債務をカバーするのに十分ではない場合、投資先ファンドは、不足額に関して、取引相手方の無担保債権者の地位（すなわち、投資先ファンドが投資方針に従って、不履行取引相手方のその他の無担保債務証券を保有した場合に通常有する立場）を保持することになる。無担保債権者として、投資先ファンドは、取引に投じた元利の一部またはすべてを喪失するリスクを負う。

逆レポ契約、ドルロールおよびその他の借入れ

投資先ファンドは、レバレッジに関する制限に従い、逆レポ契約およびドルロールを締結することができる。逆レポ契約またはドルロールは、ファンドが証券を売却し、一定の時期および価格において当該商品を買戻す合意を伴い、借入れの一種とみなすことができる。逆レポ契約において、当該投資先ファンドは、契約期間中、原証券についての元利払いを継続的に受ける。しかし、逆レポ契約には、当該投資先ファンドが保有する当該証券の市場価額が、買い戻し義務のある当該投資先ファンドの売却証券の買い戻し価額を下回る場合があるというリスクがある。逆レポ契約、ドルロールおよびその他

の形式による借入れは、当該投資先ファンドにレバレッジ・リスクを生じさせる可能性がある。これらにより投資先ファンドの全体の投資エクスポージャーが大きくなり、関連する取引コストにより投資先ファンドのパフォーマンスが低下することがある。

投資先ファンドは、借入時の純資産（借入額を含まない。）の価額（簿価または時価のうち低い方）の10%を超えて銀行借入れを行うことはできない。ただし、吸収合併、合併などの臨時または緊急の目的の場合に、この10%の制限を3か月を上限として一時的に超過する場合を除く。本項において、借入れとは、銀行からの借入れとみなされるものをいい、したがって、逆レボ契約、ドルロール等の取引については、かかる10%の制限は適用されない。

「モーゲージ・ドルロール」は、一定の点において逆レボ契約に類似する。「ドルロール」契約において、ファンドは、ディーラーに対し、GNMA発行証券などのモーゲージ関連証券を売却し、同時に、あらかじめ決められた価格で類似の証券（同じ証券ではない。）を将来買い戻すことを合意する。「ドルロール」は、ファンドが、現金を得るためにディーラーに対しモーゲージ関連証券を質入れする担保付借入れとしての逆レボ契約のようなものとみなすことができる。逆レボ契約の場合とは異なり、ファンドがドルロール取引を締結するディーラーは、当該ファンドが元々売却したものと同じ証券を返還する義務はないが、「概ね同一」である証券に限られる。「ドルロール」は、あらかじめ決められた価格で将来証券を購入または売却する合意を伴うため、ファンドは、「ドルロール」が合意されている特定の証券の価格について市場の動きを利用することはできない。「ドルロール」のカウンターパーティーがデフォルトに陥った場合には、当該ファンドは、将来の売却義務を履行するために、当該ファンドが代替証券を購入しなければならない市場価格（上がる場合もあれば下がる場合もあり、将来の売却義務について当該ファンドが受け取るべき売却代金は市場価格から控除される。）を負担するリスクを負担する。

セール・アンド・バイバックは、原証券のファンドによる買戻しの決済が未決の間、証券を購入するカウンターパーティーが原証券に関して行われた元利払いを受領する権利を有するという点を除いて、逆レボ契約に類似する。

デリバティブ

投資先ファンドは、リスク管理のため、または投資戦略の一部として、デリバティブ商品を利用することができる（義務ではない。）。一般的に、デリバティブは、その価額が、原資産、基準金利または参照指標の値により決まるまたはそこから生じる金融契約であり、株式、債券、金利、異なる金利間のスプレッド、通貨または為替相場、商品および関連指数に関係することがある。デリバティブ商品の例には、オプション、先物、先物オプション、スワップ（ロングおよびショートのクレジット・デフォルト・スワップおよびフォワード・スワップ・スプレッド・ロックスを含むがそれらに限らない。）、およびスワップ・オプションを含む。投資先ファンドは、資産の一部または全部をデリバティブ商品に投資することができる。ただし、マスター・ファンドは、非米国通貨建ての金利スワップに投資してはならないが、通常の状態において、純資産の上限を10%として、クレジット・デフォルト・スワップのみに投資することはできる。ポートフォリオ・マネージャーは、これらの戦略を採用しないと決定することもでき、また、投資先ファンドが利用するデリバティブ戦略がうまくいくとの保証はない。

投資先ファンドによるデリバティブ商品の利用には、証券およびその他従来型の投資対象に直接投資することに伴うリスクとは異なる、またはより大きい可能性のあるリスクがある。以下は、投資先ファンドが利用する可能性のあるすべてのデリバティブ商品に関連する重要なリスク要因についての一般的な検討を示すものである。

マネジメント・リスク： デリバティブ商品は、株式および債券とは異なる投資手法およびリスク分析を要する高度に専門化された商品である。デリバティブを利用する際には、原商品だけでなく、（考えられるあらゆる市況におけるデリバティブの実績を観察できなくても）デリバティブそのものを理解していなければならない。

信用リスク： 特定のデリバティブ商品の利用は、請求されている支払を行いまたはその他の契約条件を遵守する契約の別の当事者（通常「カウンターパーティー」と称される。）の不履行の結果によ

り損失を受けるというリスクを伴う。さらに、クレジット・デフォルト・スワップのショート・ポジションは、投資先ファンドがクレジット・デフォルト・スワップの基礎となっている会社の信用力を正確に評価しなければ損失をもたらすおそれがある。

流動性リスク： 流動性リスクは、特定のデリバティブ商品の売買が困難である場合に発生する。デリバティブ取引が特に大規模であるか、または関連する市場が（多くの一対一交渉型のデリバティブと同様に）非流動的である場合、有利な時期または価格において取引を開始しまたはポジションを換金することができない可能性がある。

レバレッジ・リスク： 多数のデリバティブはレバレッジの要素を有しているため、原資産、基準金利または参照指標の値または水準の不利な変化が、デリバティブそのものに投資されている金額よりかなり大きな損失となる可能性がある。デリバティブの中には、当初の投資規模に関係なく、無制限の損失をもたらす可能性があるものもある。投資先ファンドがレバレッジのためにデリバティブを利用する場合、当該投資先ファンドへの投資は、より不安定となる傾向があり、市場の変化に応じてさらに多額の損益をもたらされる。

利用可能性の欠如： 一定のデリバティブ商品の市場（外国市場を含む。）は、比較的新しく、かつ、まだ発展途上であるため、適切なデリバティブ取引がリスク管理またはその他の目的のためあらゆる状況において利用できるとは限らない。特定の契約の満期時には、ポートフォリオ・マネージャーは、類似の契約を締結することで、投資先ファンドのポジションをデリバティブ商品で保有しようとする場合もあるが、原契約のカウンターパーティーが新規契約の締結を望まず、かつ、他の適切なカウンターパーティーも見付からない場合には、そうすることはできない可能性がある。投資先ファンドがいつでもまたは随時デリバティブ取引を行うとの保証はない。投資先ファンドのデリバティブ利用可能性は、一定の規制および税務上の勘案事項によっても制限されることがある。

市場リスクおよびその他のリスク： 他のほとんどの投資対象と同様に、デリバティブ商品には、商品の市場価格が投資先ファンドの利益にとって不利な方向に変化するというリスクがある。ポートフォリオ・マネージャーが、投資先ファンドのためにデリバティブを利用する際に、証券、通貨もしくは金利の価値またはその他の経済要因を不正確に予測した場合、投資先ファンドは、取引を締結しなかった方がより良い状況にあったといえることができる場合もある。デリバティブ商品を含む一部の戦略は、損失リスクを減らす可能性がある一方で、利益の機会も減らし、さらには、投資先ファンドのその他の投資対象の有利な値動きを相殺することにより損失を生じさせる結果となる場合がある。投資先ファンドは、一定のデリバティブ取引に関連して、当該投資先ファンドが相殺ポジションまたは資産担保を維持することを法的に要求されるため、不利な時期または価格において証券を売買しなければならないこともある。デリバティブ市場への規制はここ数年で強化されており、この先さらにデリバティブ市場への規制が強化されれば、デリバティブのコストが増加し、デリバティブの利用可能性が制限され、また、流動性が低下するか、またはデリバティブの価値もしくはパフォーマンスに別の形で悪影響が及ぶかもしれない。このようなこの先の不利な展開により、投資先ファンドのデリバティブ取引の有効性が損われたり、コストが上昇したり、または投資先ファンドのデリバティブ戦略の実施が妨げられるか、もしくは投資先ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。

デリバティブを利用する際のその他のリスクには、デリバティブの価格決定ミスまたは不適切な評価のリスク、ならびにデリバティブが原資産、原金利および原指標と完全には相関できないことなどがある。多くのデリバティブ、特に、一対一交渉型のものは複雑であり、かつ、主観的に評価されることが多い。不適切な評価は、カウンターパーティーに対する現金支払義務を増加させ、または投資先ファンドにとって価額の損失となる可能性がある。また、デリバティブの価額が、緊密に追従するように設定されている資産、基準金利または参照指標の価値と不完全にしか相関せずまたは無相関となる場合がある。さらに、投資先ファンドがデリバティブを利用することにより、投資先ファンドは当該商品を利用しなかった場合に比べて、大きい額の短期キャピタルゲイン（投資家は米国課税に従い通常の所得税率により一般的に課税される。）を実現させられることがある。投資先ファンドがデリバティブを利用した結果、投資先ファンドの損失、投資先ファンドのリターンの低下および／またはボラティリティの上昇を招くことがある。

投資先ファンドは、商品連動デリバティブ商品、スワップ取引または指数連動「仕組み」債および商品連動「仕組み」債への投資によって、商品市場に対するエクスポージャーの増大を追求することができる。商品連動デリバティブ商品の価値は、一般に実物商品（エネルギー、鉱物もしくは農産物等）、商品先物契約もしくは商品指数の価格変動または商品もしくは商品市場の価値の変動に基づくその他の経済変数に基づく。商品連動デリバティブ商品の価額は、全体的な市場変動、商品指数ボラティリティ、金利変動または干ばつ、洪水、天候、家畜病、通商禁止、関税および国際経済、政治および規制の発達など、特定の業界または商品に影響する要因の影響を受けることがある。

スワップは、将来において特定の間隔で投資キャッシュ・フローまたは資産を交換またはスワップするための、投資先ファンドとカウンターパーティーとの間の一対一交渉契約である。当該義務は一年間を超える場合がある。現在、すべてではないが、いくつかのスワップは、中央清算に服する。中央清算されないスワップは、取引所で清算される金融商品よりも流動性が低い。ドッド・フランク法および関連規則の動きは、最近ＣＦＴＣおよびＳＥＣが「スワップ」と定義した特定の標準化された店頭取引デリバティブ商品の決済および為替取引を要求している。強制的な為替取引および決済は、市場参加者のタイプとセントラル・クリアリングのための契約のＣＦＴＣによる承認に基づく段階的に導入されていく。投資顧問会社は、特に投資先ファンドがスワップ契約を締結する能力に与える規定の変更の範囲でこれらの進展を監視していく。

さらに、投資先ファンドは、商品もしくは商品先物契約の価値または商品指数の実績に連動する元本支払および／またはクーポン利払い付デリバティブ債務証券に投資することができる。かかる債務証券は、「商品連動」債または「指数連動」債である。これらは、債務証券の条件が発行体の債券および購入者の債券によって組み込まれることがあるため、「仕組み」債と称されることがある。かかる債券の価値は、投資先の原商品または関連指数の変動によって上昇し、または下落する。投資先ファンドは、かかる債券によって、経済的に商品価格の変動にさらされる。また、かかる債券は、債務証券全体に影響を及ぼす信用リスク、市場リスクおよび金利リスク等のリスクを負う。さらに、かかる債券はたびたびレバレッジされ、投資先の原商品、商品先物契約または商品指数の変動に連動する各債券の市場価格の変動性を増大させる。したがって、投資先ファンドは、債券の満期時に、自己の投資額を上回るまたは下回る元本を受領する可能性がある。また、投資先ファンドは、前記のクーポンの利払い額を上回るまたは下回る債券に係る利払いを受けることができる。

先物、オプションおよびスワップ契約を含む様々なデリバティブ商品に関する政府の追加規制により、投資先ファンドが投資戦略の一環としてかかる商品を利用することが禁止または制限され、その結果、投資先ファンドの投資目的の達成が妨げられる可能性がある。この分野における過去、現在および将来の立法および規制の効果を完全に予測することはできないが、それは重大かつ不利なものとなる可能性がある。立法および規制上の措置に基づき、ファンドによる投資戦略の一環としての一定の金融商品の利用が禁止または制限される可能性がある。投資先ファンドがデリバティブ取引を行うカウンターパーティーに適用される禁止または制限により、投資先ファンドによる一定の金融商品の利用が妨げられる可能性もある。これらのリスクは、投資目的の達成のために商品関連デリバティブを広範囲に利用するファンドにとって、特に重大なものとなる可能性がある。

投資先ファンドへの投資の性格または投資先ファンドによる投資戦略の継続的な遂行能力を（場合によっては重要な程度に）変更する規制の変更が将来行われる可能性がある。先物、オプションおよびスワップの市場は広範な制定法または規制上の、および証拠金に関する義務に服する。更に、ＳＥＣ、ＣＦＴＣならびに他の法域における一部の証券取引所および規制当局は、市場における緊急事態発生時において、投機的ポジションの制限の導入または縮小および取引の制限等の特別の措置を講じる権限を有している。米国における先物、オプションおよびスワップ取引の規制は急速に変化しつつある法分野であり、政府および司法当局の行動により更なる変更にも服する可能性がある。

特に、2010年7月21日には、ドッド・フランク法が署名された。ドッド・フランク法は、米国の金融システムの監督および規制の方法を変更するものであった。ドッド・フランク法第7章は、投資先ファンドが投資するスワップ等の金融商品を含む店頭（ＯＴＣ）デリバティブの規制の立法の枠組みを定めている。ドッド・フランク法第7章は、ＯＴＣデリバティブ市場に広範な変更を加え、ＳＥＣ

およびＣＦＴＣに対してＯＴＣデリバティブおよび市場参加者を規制するための重大な権限を新たに付与し、多くのＯＴＣデリバティブ取引について清算および取引所での取引を義務付けている。

ＣＦＴＣおよびＳＥＣは、近時、「スワップ」および「証券スワップ」の定義を最終決定した。これらの定義は、ドッド・フランク法に基づく規制に従う契約に関する限界を提供する。これらの変更は、二者間で交渉される契約に関する信用リスクを減少させるものと期待されるが、取引所取引および清算は、契約をリスク・フリーにするものではない。

ドッド・フランク法の条項には、多くのＯＴＣデリバティブに関する新たな資本および証拠金規制ならびに清算機構の利用の義務付けが含まれる。ＣＦＴＣ、ＳＥＣおよびその他の米国連邦規制当局は、ドッド・フランク法の条項を成立させるための規則および規制の制定を進めている。かかる義務付けられた規則および規制の多くについて導入期間が定められていることから、現時点ではドッド・フランク法の投資先ファンドに対するインパクトの性質および全体の範囲を正確に図ることは不可能である。しかし、スワップ・ディーラー、主要な市場参加者およびスワップ・カウンターパーティーに対しては、新たな、および追加的な規制、義務、法令遵守のための負担、それに伴う費用が発生する。新法および公布された規則は、投資先ファンドによる投資目的の達成について、投資先ファンドまたはそのカウンターパーティーに課される制約または義務を通じて消極的なインパクトを与える可能性がある。特に、投資先ファンドまたはそのカウンターパーティーに課されるポジションの制限は、投資目的の効率的な達成に適う手法による投資先ファンドの先物、オプションおよびスワップへの投資にインパクトを与える可能性がある。資本要件、ＣＦＴＣの投機的ポジション制限制度の変更および清算機関の利用の義務付けを含む新たな義務は、投資先ファンドに直接適用されるものではないが、投資先ファンドによる投資のコストおよび事業遂行のコストを増加させる可能性があり、投資家に対して不利な影響を与える可能性がある。

発行時取引、後渡および先渡約定取引

投資先ファンドは、発行時に買付に適格な証券を取得し、後渡でかかる証券を売買し、通常の受渡時以後の将来のある期日に確定価格によりかかる証券を買い付ける契約（先渡約定）を締結することがある。発行時取引、後渡買付および先渡約定は、決済日前に当該証券の価格が下落した場合には損失リスクを伴う。かかるリスクは、当該投資先ファンドの他の資産の価格下落リスクに加わるものである。したがって、これら取引は、一定のレバレッジをもたらし、当該投資先ファンド全体の投資エクスポージャーを増大させることになる。投資先ファンドは当該ポジションの補填のために分別または用途指定した証券に対する収益を獲得することができるが、一般に、当該証券の受渡時に投資先ファンドが買付を約束した証券には、分配収益は発生しない。

他の投資会社への投資

投資先ファンドは、投資先ファンドが、マスター・ファンドの受益証券にすべての資産を投資することによって投資目的の達成を目指しうる場合を除き、オープン・エンド型またはクローズ・エンド型の運用型投資法人またはプール勘定など、他の投資会社の証券に投資することはできない。投資会社に投資する投資先ファンドは間接的に、当該投資会社により請求されるサービス料およびその他の費用を負担することがあり、それは投資先ファンドがサービス・プロバイダーに支払う報酬に追加されるものである。

空売り

投資先ファンドは、その全体的なポートフォリオ運用戦略の一環として、潜在する証券価格の下落を相殺するため、投資先ファンドの柔軟性を強めるため、投資リターンのため、またはリスク裁定戦略の一環として、証券の空売りを行うことがある。空売りは、売却を執行するためにブローカーまたはその他の機関から借り入れた証券の売却を伴う。空売りには、空売りされた証券が値上がりした時に借入証券を入れ替えるために（ショート・ポジションの「カバリング」とも呼ばれる。）証券を取得、転換または交換することが要求されるリスクがあり、その結果、投資先ファンドに損失をもたらすことがある。投資先ファンドが空売りを行う場合、当該投資先ファンドは、ＰＩＭＣＯが流動性を

有すると判断する資産を分別もしくは「用途指定」するか、または許容される方法でそのポジションを別途カバーしなければならない。ただし、マスター・ファンドは、米ドル以外の通貨に対するネット・ショート・カレンシー・エクスポージャーを有してはならない。投資先ファンドによる空売りは、その純資産価格の100%を超えないものとする。さらに、投資先ファンドは、単一の国でネット・ショート・ポジションを有してはならない。

流動性の低い投資対象

流動性の低い投資対象の中には、PIMCOの監督下で誠実に決定された適正価格での価格設定を必要とするものがある。ポートフォリオ・マネージャーが流動性の低い投資対象を処分する際には、相当の遅延が発生することがあり、また流動性の低い投資対象の取引には、流動性の高い証券の取引にかかるものを上回る登録費用その他の取引コストが含まれることがある。

本項において「流動性の低い投資対象」とは、当該投資対象の時価を大幅に変更した上で売却または処分しない限り7暦日またはそれより短い期間内に現行の市況下で売却または処分できないと投資先ファンドが合理的に予想する投資対象のことである。流動性の低い投資対象すなわち、転売に関し法律上または契約上の制限を受ける証券は流動性が低いとされる。ただし、一部の制限付証券（1933年米国証券法（改訂済）ルール144Aに基づき発行された証券および一部のコマーシャル・ペーパー等）は、確立した流通市場で取引される登録証券よりも相対的に流動性が低いことがあるものの、流動性があるものとして取り扱われる。

ポートフォリオ証券の貸付

利益の達成を目的として、投資先ファンドは、貸付が全額担保されていることなど一定の条件が満たされる場合、ブローカー、ディーラーその他金融機関に対しそのポートフォリオ証券を貸し付けることができる。投資先ファンドがポートフォリオ証券を貸し付ける場合、その投資実績には貸付証券の価格変動が引き続き反映され、また当該投資先ファンドは、当該担保に対する手数料または利息も受領する。証券貸付には、借り手が貸付証券を返還しない場合、または支払不能に陥った場合、当該担保にかかる権利の喪失リスクまたは当該担保の回収の遅延リスクがある。投資先ファンドは、貸付をアレンジした当事者に貸付手数料を支払うことがある。

ポートフォリオの回転

投資先ファンドが特定の証券を保有する期間は、原則として投資決定上の検討事項ではない。ファンドが保有する証券の入替えは、「ポートフォリオの回転」といわれる。投資先ファンドは、特に乱高下する市場動向の期間中、その投資目的を達成するために頻繁で活発なポートフォリオ証券の取引を行うことになる。ポートフォリオの回転率の高さ（例えば100%超）は、証券の売却およびその他の証券への再投資に対する売買委託手数料または販売手数料等の取引コストを含め、投資先ファンドにとって結果的により多額の費用負担を伴うことになる。これらのおよびその他のポートフォリオの回転に伴う取引コストは、投資先ファンドの実績に悪影響を及ぼすことがある。

一時的な防御戦略

一時的または防御目的で、投資先ファンドは、PIMCOが適切とみなす場合、課税対象証券、短期金融市場証券および現金等価物を含む米国の債務証券に無制限に投資することができる。現金同等物は、デューレーションが1年以内の投資適格固定利付証券と定義される。投資先ファンドがかかる戦略を採用する場合、投資先ファンドは、その投資目的を達成できないことがある。

投資制限の比率

別途記載される場合を除いて、投資先ファンドの投資対象に関するすべての制限比率は、投資時に適用される。投資先ファンドは、投資の結果または投資の直後に超過分または欠損が発生または存在する場合を除き、かかる制限に違反することはない。「資産」とは、「総資産」をいう。

信用格付および無格付証券

格付機関は、転換証券を含む固定利付証券の信用性の格付を提供する民間サービス機関である。格付機関により付与された格付は、絶対的な信用性の基準ではなく、市場リスクを評価していない。格付機関は、信用格付の適時変更を行わないことがあり、発行体の現在の財務状況は、格付が示すものよりも良いまたは悪い場合がある。一部の格付は、格付カテゴリー内の相対的基準を示す上でプラスまたはマイナスの記号を付記することによって修正されることがある。投資先ファンドは、当該証券が購入時点で当該投資先ファンドの最低格付カテゴリー内またはそれ以上に格付されている場合、格付の修正にかかわらず証券を取得することができる。例えば、投資先ファンドは、Ｂ格の証券を当該投資先ファンドが購入できる場合にＢ－格の証券を購入することができ、また同様に、投資先ファンドは、最低平均格付限度をＡ格として、平均Ａ－格のポートフォリオのクオリティを維持することがある。ＰＩＭＣＯは、信用格付のみに依拠せず、発行体の信用性についての自己の分析を展開する。さらに投資先ファンドは、証券の格付を決定する際、各格付機関の一番高い格付を採用する。

複数の格付機関が同一証券に対して異なる格付を付与した場合、ＰＩＭＣＯは、当該時点における当該証券の信用度およびリスクを最も反映していると考える格付を決定するが、かかる格付は、付与された複数の格付のうち最も高い格付であることがある。

投資先ファンドが保有する証券が、「（１）投資方針」の項に定められる最低格付以下に引き下げられる場合、当該証券が購入時にファンドの最低品質水準を満たしていればＰＩＭＣＯは、当該証券を処分することを要求されない。

各投資先ファンドは、当該証券が投資先ファンドの購入できる格付証券に相当する信用水準のものであるとＰＩＭＣＯが判断する場合、（格付機関により格付が付与されていない）無格付証券を取得することができる。無格付証券には、比較対象となる格付証券よりも流動性が低く、当該証券の相対的信用格付をＰＩＭＣＯが正確に評価できないというリスクがある。ハイ・イールド証券の発行体の信用力の分析は、高格付の固定利付証券の発行体についてよりも複雑であることがある。投資先ファンドがハイ・イールド証券および／または無格付証券に投資する限り、当該投資先ファンドによる投資目的の達成の成否は、投資先ファンドが格付証券のみに投資する場合よりも大きくＰＩＭＣＯの信用力分析に依拠することになる。

デュレーション

（負もしくは正の数値となる）デュレーションは、特に、証券の利回り、クーポン、最終満期および期限前償還条項に基づき数値化された、金利変動に対する証券価格の感応度を決定するために使用される指標である。証券のデュレーションが長いほど、金利変動への感応度が高いことになる。同様に、ファンドのポートフォリオ平均のデュレーションが長い場合は、ポートフォリオ平均のデュレーションが短いファンドに比べて金利の変動に対する感応度が高くなる。例として、デュレーションが５年である債券ファンドの価格は、金利が１％上昇した場合に約５％下落すると予想される。逆に、デュレーションがマイナス１年である債券ファンドの価格は、金利が１％上昇した場合には約１％上昇すると予想される。

その他の投資対象および投資手法

投資先ファンドは、その他の種類の証券に投資し、本項には記載されていない様々な投資手法や戦略を利用することができる。かかる証券および投資手法により、投資先ファンドに追加的なリスクが発生することとなる。

発行体の分散

マスター・ファンドは、制限の無い政府証券を除きひとつの銘柄もしくは発行体に資産総額の１０％まで投資できる。

複数のクラスにおける債務の負担

投資先ファンドの受託会社は投資先ファンドに関し、異なるクラスの受益証券を発行することができる。投資先ファンドの信託宣言は、複数の投資先ファンドおよびクラス間における債務負担の方法について規定している（通常、債務は当該債務が発生した特定の投資先ファンドまたはクラスに帰属する。）。異なる投資先ファンドが別個の信託として設立されているのに対し、同一の投資先ファンドの異なるクラスは別個の信託とはされない。投資先ファンドのあるクラスの受益者は、関連する他のクラスが債務を履行するのに十分な資産を有していない場合、自分が保有していない当該他のクラスに関して発生した債務の負担を強制される可能性がある。したがって、特定のクラスの債務が当該クラスに限定されず、関連する投資先ファンドの他のクラスにより債務を履行することが必要となるリスクがある。

上記に掲げられるリスク要因は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。投資予定者は、本書全体を読むべきであり、ファンドへの投資を決定する前に自らの専門アドバイザーに相談するべきである。

（２）リスクに対する管理体制

（イ）サブ・ファンドのリスク管理体制

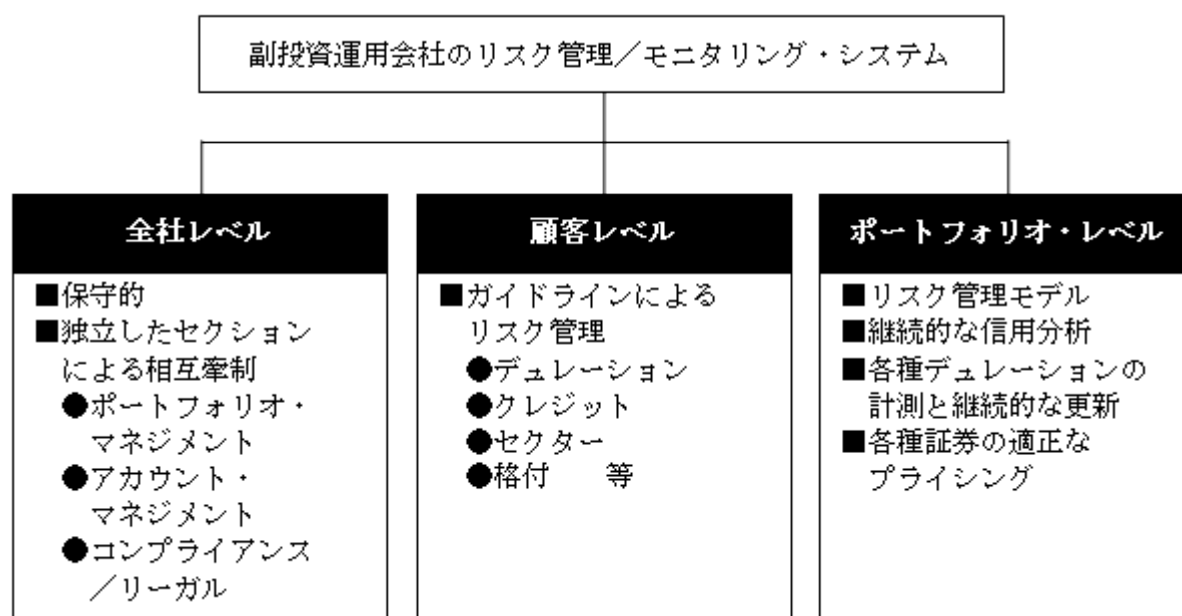
投資運用会社のリスク管理体制

投資運用会社がポートフォリオの保有資産の運用を副投資運用会社に委託している場合、ポートフォリオのリスクは、副投資運用会社によって管理される。投資運用会社は副投資運用会社のリスクの管理体制や管理状況の確認を行うことにより、ポートフォリオのリスクを適切に管理するよう努める。

投資運用会社は副投資運用会社との間の副投資運用契約において、副投資運用会社がポートフォリオの投資方針を維持し、適切にリスク管理を行うよう委託内容を定めている。また、投資運用会社は副投資運用会社に対し定期的に書面による調査等を実施し、ポートフォリオのリスクに対する管理体制の確認を行う。また、副投資運用会社からの定期的なデータ還元を受け、市場、信用、流動性の各リスクの運営状況の確認を行う。

副投資運用会社のリスク管理体制

実効性のあるリスク管理を行うため、副投資運用会社ではすべての取引およびポートフォリオについて、ポートフォリオ・マネジメント（主として運用部）、アカウント・マネジメント（主としてアカウント・マネジメント部）、コンプライアンス／リーガル（主として法務・コンプライアンス部）の独立した３部門が互いに牽制しあう形でモニターする体制を採っている。



（ 2020年12月末日現在 ）

副管理会社のリスク管理体制

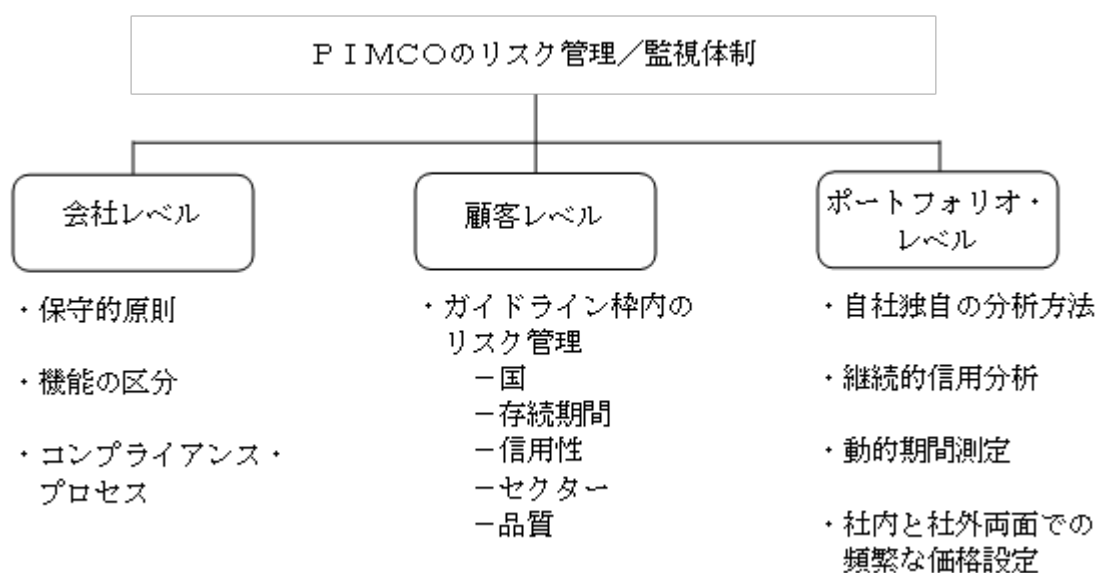
副管理会社は、サブ・ファンドに影響する可能性のあるすべての判明しているリスクを、検知し、理解し、管理するために合理的な努力をすることを目的としている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、事業全体にわたるリスクの特定、測定、モニタリング、報告および軽減措置を連係させ、また容易にするという役割を担っている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、サブ・ファンドがさらされているか、さらされる可能性のあるすべての重大なリスク・イベントの構造的な影響と発生可能性の評価を連係させる。

リスク・マネジメント機能は、ポートフォリオ・マネジメント機能から階層的かつ機能的に独立しており、さらに、潜在的な利益相反を避け、またリスク・マネジメントとリスクを伴う活動との厳密な分離を確実にするため、経営上の責任を負わない。

（ロ）投資先ファンドのリスク管理体制

PIMCOのリスク管理は、ポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、インベストメント・オペレーションズおよびコンプライアンスの４つの業務分野に及んでいる。各々は、ポートフォリオ・リスクとコンプライアンスが適正に監視され、管理されていることを目指して個別でありながら、ある程度重複する責務を負っている。

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク



PIMCOのインベストメント・コミッティーが多岐にわたるポートフォリオ・リスクを監視する。
（2020年12月末日現在）

サブ・ファンドはデリバティブ取引等を行っていない。

(3) リスクに関する参考情報

サブ・ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2015年12月～2020年11月の5年間におけるサブ・ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。

米ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオ



豪ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオ



サブ・ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、サブ・ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。

米ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオ



豪ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオ



出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- ※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ※サブ・ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ※代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ※サブ・ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ※サブ・ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※サブ・ファンドの年間騰落率は、各受益証券の参照通貨建てで計算されており、円貨に換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ※サブ・ファンドは代表的な資産クラスのすべてに投資するものではありません。

● 各資産クラスの指数

- 日本株・・・TOPIX(配当込み)
- 先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
- 新興国株・・・S&P新興国総合指数
- 日本国債・・・BBGバークレイズE1年超日本国債指数
- 先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株東京証券取引所)が有しています。なお、サブ・ファンドは、(株東京証券取引所)により提供、保証または販売されるものではなく、(株東京証券取引所)は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の最大3%の申込手数料を課することができる。

日本国内における申込手数料

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に収受される。

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の最大3.30%（税抜3%）の申込手数料を課することができる。但し、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課されるものとする。

(注1) 管理会社、日本における販売会社および販売取扱会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができる。

(注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方税を示す。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

(3)【管理報酬等】

() 管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬

管理報酬、保管報酬、管理事務代行報酬は、信託証書に定める管理会社、保管会社、管理事務代行会社としての業務の対価として、管理会社、保管会社、管理事務代行会社に支払われる。

管理会社（保管会社および管理事務代行会社を兼務する。）は、各サブ・ファンドから、純資産総額の0.15%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。管理会社は、各サブ・ファンドから受領する管理報酬から副管理報酬を支払う。

各サブ・ファンドの2020年7月31日に終了した会計年度中の管理報酬（副管理報酬を含む。）、保管報酬および管理事務代行報酬は、それぞれ23,922.73米ドルおよび8,543.03豪ドルであった。

() 受託報酬

受託報酬は、信託証書に定める受託会社としての受託業務の対価として、受託会社に支払われる。

受託会社は、各サブ・ファンドから、純資産総額の0.01%（ただし、各サブ・ファンド毎に10,000米ドルを下回らないものとする。）の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

各サブ・ファンドの2020年7月31日に終了した会計年度中の受託報酬は、それぞれ10,028.40米ドルおよび14,860.78豪ドルであった。

() 投資運用報酬

投資運用報酬は、関連するサブ・ファンドのポートフォリオの投資運用、資産の投資および再投資の管理業務等の対価として、投資運用会社に支払われる。

投資運用会社は、各サブ・ファンドから、純資産総額の0.34%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

各サブ・ファンドの2020年7月31日に終了した会計年度中の投資運用報酬は、それぞれ54,336.60米ドルおよび19,389.93豪ドルであった。

() 副投資運用報酬

副投資運用報酬は、投資運用会社に提供する投資運用業務の対価として、副投資運用会社に支払われる。

副投資運用会社は、各サブ・ファンドから、純資産総額の0.59%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

各サブ・ファンドの2020年7月31日に終了した会計年度中の副投資運用報酬は、それぞれ94,290.60米ドルおよび33,647.31豪ドルであった。

（ ）販売報酬

販売会社報酬は、投資者からの申込または買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、販売会社に支払われる。

日本における販売会社は、各サブ・ファンドから、純資産総額の0.5%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

各サブ・ファンドの2020年7月31日に終了した会計年度中の販売報酬は、それぞれ79,907.33米ドルおよび28,514.81豪ドルであった。

（ ）代行協会員報酬

代行協会員報酬は、ファンド証券の純資産価格の公表を行い、また、目論見書および運用報告書等を販売会社へ送付する等の業務の対価として、代行協会員に支払われる。

代行協会員は、各サブ・ファンドから、純資産総額の0.05%の年間報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

各サブ・ファンドの2020年7月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、それぞれ7,990.74米ドルおよび2,851.30豪ドルであった。

（４）【その他の手数料等】

設立費用

米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオおよび豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオの当初設立費用は、各サブ・ファンドの資産から按分して支払われ、3年の期間で償却された。

その他の運営費用

支払利息、仲介手数料・仲介報酬、斡旋手数料およびその他の類似の費用、ならびに特定の投資対象に関するデューディリジェンス、その他の専門家報酬およびコンサルティング料を含む投資費用は、受託会社によって関連するサブ・ファンドの資産から支払われる。

弁護士、監査人および会計士にかかる費用、投資報酬および仲介報酬、ならびに受託会社の報酬を含むファンドまたはサブ・ファンドの直接的な運営費用も、関連するサブ・ファンドの資産から支払われるが、かかる費用を1つのサブ・ファンドに割り当てることができない場合は、受託会社がその裁量により公正と考える基準による按分比で複数の異なるサブ・ファンドの資産から支払われる。

その他の運営費用については運用状況等により変動するものであり、事前に料率または上限額を示すことができない。

各サブ・ファンドの2020年7月31日に終了した会計年度中のその他の運営費用は、それぞれ89,302.58米ドルおよび68,368.20豪ドルであった。

投資先ファンドにかかる費用等

ファンドによる投資先ファンドであるフィーダー・ファンドへの投資およびフィーダー・ファンドによるフィーダー・ファンドの投資先であるマスター・ファンドへの投資については、管理報酬、受託報酬その他名称のいかんを問わず、報酬・費用等は一切かからない。

上記の手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有する期間等に応じて異なるので、表示することができない。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいている。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきであ

る。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けるべきである。

(A) 日本

2020年12月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。)
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在のところ、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定後50年の間に制定される、利子所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに保有される資産もしくはファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約を取得している。受益証券の発行、譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における資本課税または印紙税はない。年次の手数料は、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、年次の手数料は年間約500ケイマン諸島ドル（610米ドル。約63,373円）であり、信託証書に40ケイマン諸島ドル（50米ドル。約5,195円）の印紙税が課される。

ケイマン諸島は、ファンドの受託者としての受託会社に対してまたはファンドの受託者としての受託会社によりなされる支払に適用される二重課税防止条約の当事者ではない。

５【運用状況】

（１）【投資状況】（資産別および地域別の投資状況）（2020年11月末日現在）

＜米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ＞

資産の種類	地域名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ケイマン諸島	10,547,582.58	101.33
現金・その他の資産 （負債控除後）		- 138,157.20	- 1.33
合計（純資産総額）		10,409,425.38 （約1,081百万円）	100.00

（注）投資比率とは、各サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

＜豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ＞

資産の種類	地域名	時価合計（豪ドル）	投資比率（％）
外国投資信託	ケイマン諸島	3,224,256.89	101.41
現金・その他の資産 （負債控除後）		- 44,788.08	- 1.41
合計（純資産総額）		3,179,468.81 （約245百万円）	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】（2020年11月末日現在）

＜米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ＞

順位	銘柄	地域	種類	口数（口）	取得価格（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ビムコ ケイマン エマージン グ ボンド ファンドＢ クラ スＤ（ＢＲＬ）	ケイマン 諸島	投資信託	3,740,277.51	5.74	21,479,276.34	2.82	10,547,582.58	101.33

＜豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ＞

順位	銘柄	地域	種類	口数（口）	取得価格（豪ドル）		時価（豪ドル）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	ビムコ ケイマン エマージン グ ボンド ファンドＢ クラ スＡ（ＢＲＬ）	ケイマン 諸島	投資信託	929,180.66	6.49	6,027,459.05	3.47	3,224,256.89	101.41

< 参考情報 >

〔ご参考〕ヒムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド(M)の組入上位銘柄

順位	組入上位銘柄	クーポン	償還日	組入比率
1	SAUDI INTERNATIONAL BOND	4.3750%	2029/04/16	1.6%
2	DOMINICAN REPUBLIC REGS	5.9500%	2027/01/25	1.6%
3	RUSSIA FOREIGN BOND SR UNSEC REGS	5.1000%	2035/03/28	1.4%
4	UKRAINE GOVT	7.7500%	2021/09/01	1.4%
5	REPUBLIC OF TURKEY SR UNSEC	5.7500%	2047/05/11	1.4%
6	MONGOLIA GOVT 144A	5.1250%	2022/12/05	1.4%
7	MEXICO GOVT (UMS) GLBL SR NT	5.7500%	2110/10/12	1.3%
8	FED REPUBLIC OF BRAZIL	4.7500%	2050/01/14	1.3%
9	PANAMA (REP OF)	8.1250%	2034/04/28	1.3%
10	QATAR GOVT SR UNSEC REGS	3.7500%	2030/04/16	1.2%

- 組入比率は、債券評価額の比率を小数第2位を四捨五入して表示しています。
- 現金同等資産(米国短期国債等)を除いて表示しています。

【投資不動産物件】（2020年11月末日現在）

該当事項なし。

【その他投資資産の主要なもの】（2020年11月末日現在）

該当事項なし。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記各会計年度末および2020年11月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第２会計年度末 (2011年７月末日)	567,247,122.51	58,931,304	125.84	13,074
第３会計年度末 (2012年７月末日)	424,386,970.04	44,089,562	89.17	9,264
第４会計年度末 (2013年７月末日)	245,367,453.89	25,491,225	65.72	6,828
第５会計年度末 (2014年７月末日)	153,165,311.17	15,912,344	59.16	6,146
第６会計年度末 (2015年７月末日)	61,338,388.72	6,372,445	30.19	3,136
第７会計年度末 (2016年７月末日)	43,376,871.61	4,506,423	29.73	3,089
第８会計年度末 (2017年７月末日)	39,594,979.02	4,113,522	29.88	3,104
第９会計年度末 (2018年７月末日)	25,447,950.86	2,643,788	21.57	2,241
第10会計年度末 (2019年７月末日)	22,540,304.04	2,341,712	18.67	1,940
第11会計年度末 (2020年７月末日)	11,453,169.96	1,189,870	10.04	1,043
2019年12月末日	18,632,994.28	1,935,782	15.56	1,617
2020年１月末日	17,649,016.19	1,833,556	14.65	1,522
２月末日	16,284,815.56	1,691,829	13.57	1,410
３月末日	11,251,854.11	1,168,955	9.55	992
４月末日	10,155,745.29	1,055,080	8.64	898
５月末日	11,102,902.42	1,153,481	9.57	994
６月末日	10,894,408.65	1,131,820	9.43	980
７月末日	11,453,169.96	1,189,870	10.04	1,043
８月末日	10,476,734.96	1,088,428	9.20	956
９月末日	10,002,435.72	1,039,153	8.82	916
10月末日	9,492,182.33	986,143	8.50	883
11月末日	10,409,425.38	1,081,435	9.37	973

<豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	豪ドル	千円	豪ドル	円
第２会計年度末 (2011年７月末日)	189,720,292.68	14,591,388	103.31	7,946
第３会計年度末 (2012年７月末日)	129,047,209.32	9,925,021	76.24	5,864
第４会計年度末 (2013年７月末日)	85,367,381.78	6,565,605	65.70	5,053
第５会計年度末 (2014年７月末日)	54,930,240.00	4,224,685	58.59	4,506
第６会計年度末 (2015年７月末日)	18,994,056.19	1,460,833	40.76	3,135
第７会計年度末 (2016年７月末日)	13,752,168.86	1,057,679	39.41	3,031
第８会計年度末 (2017年７月末日)	11,477,706.76	882,750	37.37	2,874
第９会計年度末 (2018年７月末日)	8,246,268.18	634,220	28.50	2,192
第10会計年度末 (2019年７月末日)	7,986,846.18	614,268	26.39	2,030
第11会計年度末 (2020年７月末日)	3,679,880.49	283,020	13.76	1,058
2019年12月末日	6,349,233.52	488,320	21.74	1,672
2020年１月末日	6,220,600.15	478,426	21.34	1,641
２月末日	5,965,775.14	458,828	20.52	1,578
３月末日	4,439,605.38	341,450	15.32	1,178
４月末日	3,762,258.30	289,355	13.13	1,010
５月末日	4,042,627.92	310,919	14.13	1,087
６月末日	3,838,619.60	295,228	13.43	1,033
７月末日	3,679,880.49	283,020	13.76	1,058
８月末日	3,308,099.07	254,426	12.49	961
９月末日	3,114,567.06	239,541	11.99	922
10月末日	3,035,836.46	233,486	11.82	909
11月末日	3,179,468.81	244,533	12.42	955

（注）上記に記載された各月末日の数値は、評価および買戻目的のため計算されたものである。そのため、各会計年度末の純資産総額および１口当たり純資産価格は、財務書類中の数値とは一致しないことがある。

< 参考情報 >



- 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各サブ・ファンドの公表されている1口当たり純資産価格に各収益分配金（課税前）をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている1口当たり純資産価格とは異なります。以下同じです。

【分配の推移】

下記期間中の１口当たりの分配の額は、以下のとおりである。

<米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ>

計算期間	１口当たり分配金	
	米ドル	円
第２会計年度 （２０１０年８月１日～２０１１年７月３１日）	13.38	1,390
第３会計年度 （２０１１年８月１日～２０１２年７月３１日）	21.48	2,232
第４会計年度 （２０１２年８月１日～２０１３年７月３１日）	18.05	1,875
第５会計年度 （２０１３年８月１日～２０１４年７月３１日）	15.60	1,621
第６会計年度 （２０１４年８月１日～２０１５年７月３１日）	15.00	1,558
第７会計年度 （２０１５年８月１日～２０１６年７月３１日）	6.00	623
第８会計年度 （２０１６年８月１日～２０１７年７月３１日）	4.80	499
第９会計年度 （２０１７年８月１日～２０１８年７月３１日）	4.80	499
第１０会計年度 （２０１８年８月１日～２０１９年７月３１日）	4.80	499
第１１会計年度 （２０１９年８月１日～２０２０年７月３１日）	4.00	416

< 豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ >

計算期間	1口当たり分配金	
	豪ドル	円
第2会計年度 (2010年8月1日～2011年7月31日)	12.48	960
第3会計年度 (2011年8月1日～2012年7月31日)	18.96	1,458
第4会計年度 (2012年8月1日～2013年7月31日)	15.95	1,227
第5会計年度 (2013年8月1日～2014年7月31日)	13.80	1,061
第6会計年度 (2014年8月1日～2015年7月31日)	13.45	1,034
第7会計年度 (2015年8月1日～2016年7月31日)	7.60	585
第8会計年度 (2016年8月1日～2017年7月31日)	6.60	508
第9会計年度 (2017年8月1日～2018年7月31日)	6.60	508
第10会計年度 (2018年8月1日～2019年7月31日)	6.60	508
第11会計年度 (2019年8月1日～2020年7月31日)	5.52	425

< 参考情報 >

米ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオ	
単位: 米ドル	
第7計算期間 (2015年8月1日～2016年7月31日)	6.00
第8計算期間 (2016年8月1日～2017年7月31日)	4.80
第9計算期間 (2017年8月1日～2018年7月31日)	4.80
第10計算期間 (2018年8月1日～2019年7月31日)	4.80
第11計算期間 (2019年8月1日～2020年7月31日)	4.00
2020年 7月	0.20
2020年 8月	0.20
2020年 9月	0.20
2020年10月	0.10
2020年11月	0.10
直近1年間累計	3.00
設定来累計	113.21

● 分配金は1口当たり(税引前)の金額です。

豪ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオ	
単位: 豪ドル	
第7計算期間 (2015年8月1日～2016年7月31日)	7.60
第8計算期間 (2016年8月1日～2017年7月31日)	6.60
第9計算期間 (2017年8月1日～2018年7月31日)	6.60
第10計算期間 (2018年8月1日～2019年7月31日)	6.60
第11計算期間 (2019年8月1日～2020年7月31日)	5.52
2020年 7月	0.28
2020年 8月	0.28
2020年 9月	0.28
2020年10月	0.14
2020年11月	0.14
直近1年間累計	4.16
設定来累計	113.10

● 分配金は1口当たり(税引前)の金額です。

【収益率の推移】

<米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ>

計算期間	収益率（注）
第２会計年度 （２０１０年８月１日～２０１１年７月３１日）	２７．３２％
第３会計年度 （２０１１年８月１日～２０１２年７月３１日）	- １２．０７％
第４会計年度 （２０１２年８月１日～２０１３年７月３１日）	- ６．０６％
第５会計年度 （２０１３年８月１日～２０１４年７月３１日）	１３．７６％
第６会計年度 （２０１４年８月１日～２０１５年７月３１日）	- ２３．６１％
第７会計年度 （２０１５年８月１日～２０１６年７月３１日）	１８．３５％
第８会計年度 （２０１６年８月１日～２０１７年７月３１日）	１６．６５％
第９会計年度 （２０１７年８月１日～２０１８年７月３１日）	- １１．７５％
第１０会計年度 （２０１８年８月１日～２０１９年７月３１日）	８．８１％
第１１会計年度 （２０１９年８月１日～２０２０年７月３１日）	- ２４．８０％

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間末の１口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の１口当たり純資産価格（分配落ちの額）

<豪ドル(ブラジルレアル・ヘッジ)ポートフォリオ>

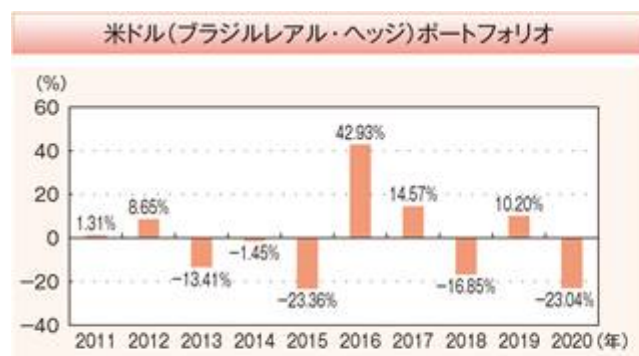
計算期間	収益率(注)
第2会計年度 (2010年8月1日～2011年7月31日)	5.89%
第3会計年度 (2011年8月1日～2012年7月31日)	-7.85%
第4会計年度 (2012年8月1日～2013年7月31日)	7.10%
第5会計年度 (2013年8月1日～2014年7月31日)	10.18%
第6会計年度 (2014年8月1日～2015年7月31日)	-7.48%
第7会計年度 (2015年8月1日～2016年7月31日)	15.33%
第8会計年度 (2016年8月1日～2017年7月31日)	11.57%
第9会計年度 (2017年8月1日～2018年7月31日)	-6.07%
第10会計年度 (2018年8月1日～2019年7月31日)	15.75%
第11会計年度 (2019年8月1日～2020年7月31日)	-26.94%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間末の1口当たり純資産価格(当該期間中の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

<参考情報>



- 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$
- a = 各暦年末現在の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格
- b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格
- 2020年は11月30日までの収益率を表示しています。
- サブ・ファンドにベンチマークはありません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

<米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ>

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第２会計年度	3,824,334 (3,824,334)	6,868,058 (6,868,058)	4,507,563 (4,507,563)
第３会計年度	2,408,235 (2,408,235)	2,156,675 (2,156,675)	4,759,123 (4,759,123)
第４会計年度	1,786,980 (1,786,980)	2,812,298 (2,812,298)	3,733,805 (3,733,805)
第５会計年度	414,711 (414,711)	1,559,564 (1,559,564)	2,588,952 (2,588,952)
第６会計年度	432,142 (432,142)	989,656 (989,656)	2,031,438 (2,031,438)
第７会計年度	92,983 (92,983)	665,593 (665,593)	1,458,828 (1,458,828)
第８会計年度	98,840 (98,840)	232,437 (232,437)	1,325,231 (1,325,231)
第９会計年度	171,419 (171,419)	316,920 (316,920)	1,179,730 (1,179,730)
第10会計年度	136,309 (136,309)	109,004 (109,004)	1,207,035 (1,207,035)
第11会計年度	50,334 (50,334)	117,150 (117,150)	1,140,219 (1,140,219)

< 豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ >

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第２会計年度	1,047,800 (1,047,800)	1,519,828 (1,519,828)	1,836,459 (1,836,459)
第３会計年度	638,295 (638,295)	782,168 (782,168)	1,692,586 (1,692,586)
第４会計年度	650,426 (650,426)	1,043,746 (1,043,746)	1,299,266 (1,299,266)
第５会計年度	40,980 (40,980)	402,723 (402,723)	937,523 (937,523)
第６会計年度	28,034 (28,034)	499,522 (499,522)	466,035 (466,035)
第７会計年度	17,928 (17,928)	135,042 (135,042)	348,921 (348,921)
第８会計年度	4,895 (4,895)	46,689 (46,689)	307,127 (307,127)
第９会計年度	18,560 (18,560)	36,361 (36,361)	289,326 (289,326)
第10会計年度	36,659 (36,659)	23,317 (23,317)	302,668 (302,668)
第11会計年度	4,402 (4,402)	39,637 (39,637)	267,433 (267,433)

（注）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売

申込み

計算停止期間を除き、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.が取得申込みを受け付けた各サブ・ファンドの受益証券は、いずれの取引日においても、適用される取引日現在で計算される参照通貨による当該サブ・ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。1口当たり純資産価格の計算は、当該取引日の後の評価日に行われる。管理会社、管理事務代行会社または販売会社は、理由を明らかにせずに取得申込の拒絶を決定することができる。

申込単位は、いずれのサブ・ファンドについても1口以上1口単位である。

特定の取引日に取り扱われるためには、取得申込みが当該取引日の午前10時(ルクセンブルグ時間)(以下「締切時刻」という。)までに管理会社に受領されなければならない。締切時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌取引日に受け付けられたものとみなされる。管理会社は、その単独の裁量により、保管会社が要求された支払いを受領できなかった結果発生したあらゆる損失について関連するサブ・ファンドに補償を行うよう申込者に対して要求する権利を有する。ただし、かかる損失が管理会社の故意の不履行または現実の詐欺による場合はこの限りではない。

発行価格の3.0%を上限とする申込手数料が課されるが、販売会社はこれを放棄することができる。かかる申込手数料は、販売会社が取得する。

受益証券の発行

受益者登録簿に登録された受益証券の保有者の受益者登録簿に明記された数の受益証券に係る権限を証する受益証券は発行されない。ただし、受益者が自らの費用負担で受益証券の発行を請求した場合はこの限りではない。この場合、受益証券は受託会社(または受託会社から委託を受けた者)が適切であると判断した様式で発行される。各受益者登録簿の記載は、関連するサブ・ファンドの受益証券の所有権を証明する最終的な証拠となる。

取得申込みの拒絶

管理会社、管理事務代行会社または販売会社は、その完全な裁量に基づき、理由を明らかにせずに取得申込みを拒絶する権利を有する。取得申込みが拒絶された場合、申込金額は、申込者のリスクにおいて、利息を付さずに返金されるものとする。

適格投資家

ファンドに対する勧誘を米国および/もしくはEUにおいて、または米国および/もしくはEUから行うことはできない。

信託証書上、直接的または間接的に米国、その領土もしくは属領またはその管轄権に服する地域において、または以下に定義される「米国人」に対して直接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。

ある投資者が米国人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「米国人」とは、以下に定められる者をいう。

() 自然人または法人であって、1933年米国証券法(改正済)のレギュレーションSに定める米国人に該当する者

() 自然人であって、米国市民または「外国人居住者」(有効な米国所得税法に定められる。)。現在のところ、米国所得税法に定められる「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(ロ)に該当する個人が含まれる。

(イ) 米国移民局が発行した外国人登録カード(いわゆる「グリーン・カード」)を保有している者

(ロ) 「実質滞在」基準に該当する者。「実質滞在」基準は一般に、(a)ある個人が、ある年に31日以上米国に滞在し、かつ(b)かかる者が同年に米国に滞在した日数、その前年に米国に滞在

した日数の３分の１、およびその２年前に米国に滞在した日数の６分の１の合計が183日以上である場合に満たされる。

- () 個人以外の者であって、(イ) 米国においてもしくは米国もしくは州の法律に基づいて組織・設立された、および／または米国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ) (a) 米国の裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b) １もしくは複数の米国人がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに／または(ハ) 資金源のいかににかかわらず、その所得が米国所得税法の適用を受ける財団

受益証券の申込者は、ファンドに対して、直接的または間接的に米国人の勘定で受益証券が取得され、または保有されることがないことなどを証明することが求められる。受益者はかかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

信託証書上、受益証券の取得または保有がいずれかの国もしくは政府の法律もしくは要件に違反することとなる者を含む非適格投資家に対して直接的または間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。疑義を避けるために付言すると、非適格投資家には、次に定義される「欧州人」が含まれる。

ＥＵは、次の27カ国により構成されるものと定義されている。オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダ（以下「ＥＵ加盟国」と総称する。ただし、疑義を避けるために付言すると、本定義の解釈では、イギリスのＥＵからの離脱の決定（BREXIT）にかかわらず、イギリスを含むものとする。）

ある投資者が欧州人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「欧州人」とは、以下に定められる者をいう。

- () 自然人であって、いずれかのＥＵ加盟国の市民または「外国人居住者」であって、いずれかのＥＵ加盟国の所得税の課税を受ける者。「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(ロ)に該当する個人が含まれる。(イ) いずれかのＥＵ加盟国の権限を有する政府機関が発行したパスポートもしくは外国人ＩＤカードを保有している者、または(ロ) 前年に183日以上ＥＵに滞在した者
- () 個人以外の者であって、(イ) いずれかのＥＵ加盟国においてもしくはＥＵ加盟国の米国もしくは州の法律に基づいて組織・設立され、および／またはＥＵ加盟国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ) (a) ＥＵ加盟国に所持する裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b) 上記１に該当する１名もしくは複数の者がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに／または(ハ) 資金源のいかににかかわらず、その所得がＥＵ加盟国の所得税法の適用を受ける財団
- () 疑義を避けるために付言すると、2020年12月31日以降にイギリスがＥＵから離脱（BREXIT）した後も、イギリスでは受益証券の直接的または間接的な販売または譲渡は引き続き禁止される。

受益証券の申込者は、ファンドに対して、直接的または間接的に欧州人の勘定で受益証券が取得され、または保有されることがないことなどを証明することが求められる。受益者はかかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

受託会社は、その絶対的な裁量により受益証券の申込みを拒絶することができる。

上記を前提として、各サブ・ファンドに関する補遺英文目論見書に異なる定めがない限り、ファンドの適格投資家（以下「適格投資家」という。）とは、非米国人・非欧州人のうち、() 適用される法令もしくは規制に違反しなければ受益証券を取得することができない自然人、会社もしくは

法主体、または()()に定める者のためのカストディアン、名義人もしくは受託者を除く者をいう。

したがって、受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資家に受益証券を販売してはならない。受託会社は、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

マネーロンダリング防止手続

マネーロンダリングの防止ならびにテロリストおよび大量破壊兵器拡散への資金提供の阻止の責任の一つとして、受託会社は、マネーロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、受託会社、管理会社、名義書換機関、販売会社および副販売会社またはファンドのその他の業務提供者は、受託会社の代理として、受益者と申込金の支払いの資金源の実質的所有者の詳細な身元確認を要求することができる。

ケイマン諸島マネーロンダリング防止規則

マネーロンダリングの防止ならびにテロリストおよび大量破壊兵器拡散への資金提供の阻止を目的とした法令または規制を遵守するために、受託会社は、マネーロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、かつ、受益証券の申込者に対して自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）と申込金の支払いの資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充たすときは、マネーロンダリング防止手続（デューディリジェンス情報の取得を含む。）の管理のために適切な者に依拠するかまたはかかる手続の管理を適切な者（以下「ＡＭＬ担当者」という。）に別途委託することもできる。

受託会社または受託会社の代理人としてのＡＭＬ担当者は、投資予定者（すなわち受益証券の持分の購入申込者または譲受人）の身元およびその実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。状況が許せば、受託会社または受託会社の代理人としてのＡＭＬ担当者は、適用法に基づき関連する免除が適用される場合、申込時において完全なデューディリジェンスが必要ないと考えることがある。ただし、受益証券の持分に係る支払いまたは持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合がある。

申込者または譲受人（該当する方）が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、遅延した場合、受託会社または受託会社の代理人としてのＡＭＬ担当者は、申込みを拒絶すること、または申込みが既に約定している場合は、その持分の停止もしくは買戻しを行うことができ、その場合、受領された申込金は、適用法により許容される最大限の範囲において、利息を付さずに送金元の口座に返金される。

受託会社または受託会社の代理人としてのＡＭＬ担当者は、受益者に対して買戻代金または分配金を支払うことが関連する法域におけるいずれかの者による適用ある法律もしくは規制に対する違反となる可能性があるかと疑うか、もしくは受益者が適用ある法律もしくは規制を遵守していない可能性があるかと助言されている場合、または受託会社もしくはＡＭＬ担当者による規制の遵守を確実にするために買戻代金または分配金の支払いの拒絶が必要もしくは適切と考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配金の支払いを拒絶することができる。

ＣＩＭＡは、随時変更および改訂されるケイマン諸島マネーロンダリング防止規則（2020年改訂）の規定の投資先ファンドによる違反に関連して投資先ファンドを多額の過料に処し、また、違反につき同意もしくは共謀したかまたは違反がその過失に起因することが証明された受託会社および／または投資先ファンドのいずれかの取締役もしくは役員を多額の過料に処する裁量的な権限を有する。かかる過料が投資先ファンドにより支払われる限りにおいて、投資先ファンドは、かかる過料およびこれに関連するあらゆる手続の費用を負担する。

ケイマン諸島内の者は、他の者が犯罪行為もしくはマネーロンダリングに従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資金提供および資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制された部門における業務またはその他の取引、職業、ビジネスもしくは雇用の過程において得た場合、その者はかかる認識または疑惑を、()犯罪行為もしくはマ

ネーロンドリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2020年改訂）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局（以下「ＦＲＡ」という。）に対して、また、（ ）テロ行為またはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2018年改訂）に基づいて巡査以上の階級の警察官またはＦＲＡに対して通報する義務を負う。かかる通報は法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

申込者は、申込みをすることによって、ケイマン諸島のみならずその他の法域においても、マネー・ロンダリングおよび類似の問題に関する要請に基づき、受託会社および受託会社の代理人としての管理事務代行会社によってなされる、申込者に関するあらゆる情報の規制当局その他に対する開示に同意する。

投資者は、受託会社に連絡することにより、ファンドのＡＭＬコンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング責任者およびデュプティ・マネー・ロンダリング責任者の詳細（連絡先の詳細を含む。）を入手することができる。

情報請求

受託会社またはケイマン諸島に居住するその取締役あるいは代理人は、適用ある法律に基づき、当局もしくは政府機関もしくは代理人（すなわちＣＩＭＡ自身または金融庁法に基づく認識された海外の規制当局のため）の情報の要求に応じて、または税務情報当局法（2017年改訂）もしくは貯蓄収益情報の報告（欧州連合）法（2014年改訂）および関連する規制、合意、協定および覚書に基づき、税務情報当局の情報の要求に応じて、情報（受益者に関する情報および該当する場合には受益者の実質的所有者および支配者の情報を含むがそれらに限られない。）の提供を義務付けられる場合がある。当該法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とはみなされないものとし、一定の場合には、受託会社およびその取締役またはその代理人は、要求があったことを開示することが禁止される場合がある。

制裁

受託会社は、適用される制裁制度の対象となる事業体、個人、組織および／または投資との間における取引を制限する法律の対象となる。

各購入申込者および受益者は、受託会社、管理会社、名義書換機関、販売会社および副販売会社または受託会社のその他の業務提供者に対し、自身が、また、自身が知り得る限りまたは自身が信じる限り、自身の実質所有者／支配者または授權された者（以下「関係者」という。）（もしあれば）が（ ）米国財務省外国資産管理局（以下「ＯＦＡＣ」という。）によって維持されるか、または欧州連合（以下「ＥＵ」という。）および／もしくは英国の規則（後者が命令によりケイマン諸島に適用される場合を含む。）に基づく、制裁の対象となる法主体または個人のリストに記載されていないこと、（ ）国際連合、ＯＦＡＣ、ＥＵおよび／または英国により課される制裁が適用される国または領域に事業の拠点を置いておらず、また居住していないこと、ならびに（ ）その他国際連合、ＯＦＡＣ、ＥＵまたは英国により課される制裁（後者が命令によりケイマン諸島に適用される場合を含む。）の対象（以下総称して「制裁対象」という。）でないことを継続的に表明するよう要求されている。

購入申込者または関係者が制裁対象であるか、または制裁対象となった場合、受託会社または管理会社は、購入申込者が制裁対象でなくなるまで、または購入申込者との追加の取引および／もしくは投資先ファンドにおける購入申込者の持分の追加の取引を続けるための認可が適用法に基づき取得されるまで、直ちに、かつ、購入申込者に通知を行うことなく、かかる追加の取引を停止することを要求される場合がある（以下「制裁対象者事由」という。）。受託会社、管理会社、名義書換機関、販売会社および副販売会社または受託会社のその他の業務提供者は、制裁対象者事由に起因して購入申込者が被った一切の債務、費用、経費、損害および／または損失（直接的、間接的または派生的な損失、利益の喪失、収入の喪失、評判の喪失ならびにすべての利息、違約金および法的費用および一切のその他の専門家費用および経費を含むがこれらに限られない。）につき、一切の責任を負わないものとする。

ケイマン諸島データ保護

ケイマン諸島政府は、2017年データ保護法（以下「データ保護法」という。）を制定し、同法は2019年9月30日に発効した。データ保護法は、国際的に認められたデータ・プライバシーの原則に基づくファンドの法的要件を導入する。

投資予定者は、ファンドへの投資ならびに受託会社ならびにその関連会社および／または委託先との付随する相互作用（購入契約を含み、および該当する場合は電子的通信または通話の記録を含む。）により、または投資者に關係する個人（例えば、取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資者、顧客、実質的所有者または代理人）の情報を受託会社に対して提供することにより、当該個人は、受託会社ならびにその関連会社および／または委託先（管理事務代行会社を含むが、これらに限られない。）に対して、データ保護法の意味する範囲における「個人データ」を構成する一定の個人情報を提供することに留意すべきである。受託会社は、かかる個人データに関するデータ管理者を務めるものとし、管理事務代行会社、投資運用会社等のその関係会社および／または委託者は、データ処理者（または、ある環境においてはその権利においてデータ管理者）として行為することがある。

ファンドに投資することおよび／またはファンドに継続して投資することにより、投資者は、前記を詳細に読み、およびこれを理解したものとみなされる。

データ保護法の監視は、ケイマン諸島の行政監察官（オンブズマン）事務所の責任である。ファンドによるデータ保護法の違反は、是正命令、制裁金または刑事訴追のための告発を含むオンブズマンによる強制措置に至る可能性がある。

（２）日本における販売

日本においては、申込期間中の営業日に受益証券の募集が行われる。その場合、販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に基づき国内約定日から起算して日本における４営業日目に、申込金額および申込手数料を販売取扱会社に支払うものとする。

発行価格は、管理会社により取得申込みが受け付けられた取引日における１口当たり純資産価格である。

なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。

日本の投資者は取引日の午後３時（日本時間）までに取得の申込みをすることができる。

受益証券は、各発行日に、管理事務代行会社が受領した取得申込に対して発行することができる。受益証券の取得申込みを希望する投資家は、申込総額または申込総口数を明記した取得申込書を当該発行日までに販売取扱会社に提出しなければならない。販売取扱会社（日本における販売会社を除く。）は、かかる取得申込注文を日本における販売会社に取り次ぎ、日本における販売会社は、原則として、当該発行日の午前10時（ルクセンブルグ時間）までに日本の投資者によりなされた取得申込書を管理会社に取り次ぐものとする。発行日とは、原則として、毎営業日、または管理会社が随時決定したその他の日をいう。発行価格は通常、評価日に算出される。通常、日本における販売会社は評価日の日本における翌営業日（取得申込みが受け付けられた取引日の日本における翌々営業日）に注文の成立を確認することができ、かかる確認した日を国内約定日という。

申込単位は、いずれのサブ・ファンドについても１口以上１口単位である。

受益証券の取得申込みにあたっては、発行価格の最大3.30%（税抜3%）の申込手数料を課すことができる。但し、税率が変更された場合、変更後の税率が申込手数料に課されるものとする。

ただし、管理会社、日本における販売会社が別途合意する場合にはそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

投資家は、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、円貨または各サブ・ファンドの参照通貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が１億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、サブ・ファンドの方針により、販売することが違法となる投資家に受益証券を販売してはならない。受託会社は、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

２【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し

買戻し手続

純資産価格の計算が停止されている期間を除き、受益者は、いずれの取引日においても保有する受益証券の全部または一部の買戻しを請求することができる。受益証券の買戻しの請求は、買い戻される受益証券の口数を示して行わなければならない。特定の取引日に取り扱われるためには、買戻し請求は取引日の締切時刻までに管理会社が受領していなければならない。締切時刻を過ぎた後に受け付けられた買戻し請求は、翌取引日に受け付けられたものとみなされる。管理会社は、その単独の裁量により、各サブ・ファンドの受益証券の買戻しに関して異なる条件および制限を課することができる。受益者は、管理会社が承諾する場合を除き、一旦受領された買戻し請求を撤回することはできない。

買戻し価格

買戻し価格は、適用される評価日に計算された、関係するサブ・ファンドの受益証券の１口当たり純資産価格（手数料および税金控除後）である。買戻し請求は受益証券証書が発行されている場合は、これを付して行わなければならない。

買戻し単位

受益者が保有するすべての受益証券に関する買戻し請求の場合を除き、買戻し請求は１口以上１口の整数倍単位で行わなければならない。これを下回る場合、管理会社はその単独の裁量により、かかる受益証券の買戻し手続を進めることができるが、買戻しを行う義務を負うものではない。

買戻し手数料

買戻し手数料は課されない。

買戻し代金の支払い

買戻し代金（送金手数料控除後）の支払いは、通常、米ドル（または関連する受益証券の参照通貨）により、適用される取引日（同日を除く。）から５営業日目の日に銀行送金により行われる。

その他

受益者は、買戻し請求が提出された日から受益証券が買い戻される取引日までの期間（もしあれば）中、買戻し請求がなされたという条件付で、受益証券の保有を継続する。

受託会社または管理会社は、受益者に対して支払われる買戻し代金の全部または一部を控除して、補遺信託証書の他の条項に基づいて受益者の受託会社に対する期限の到来した未払金と相殺することができる。受託会社または管理会社は、受益証券に関する買戻し代金その他の支払から、経費、租税公課その他のあらゆる性質の賦課金について、法律によって、受託会社または管理会社が行うことを義務づけられているその他の控除を行うことができる。

受益者は、買戻しを行った場合、サブ・ファンドの補遺信託証書もしくは英文目論見書補遺に定められた口数および／もしくは価額、または管理会社が随時定めるその他の最低および／もしくは価額を下回る受益証券を保有する結果を招くような場合には、受益証券の一部の買戻しを行うことはできない。

万一、買戻し請求を行った受益者が、サブ・ファンドにより買い戻された受益証券の最終の純資産価格を超過する買戻し代金を受領した場合、受託会社または管理会社は、当該サブ・ファンドの超過支払額を填補するために超過の買戻し代金を受領した受益者が保有する超過買戻し金の額に相当する数の受益証券を、追加の支払いなく、買い戻す権利を有するものとする。受益者が保有するすべての受益証券について買戻しを行った場合、受託会社または管理会社は、当該受益者に対して支払われた超過額の返還を請求する権利を有するものとする。

買戻しの制限等

サブ・ファンドの純資産額の決定が停止されている期間中は、受益証券の買戻しを行うことはできない。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、当該受益者に対して買戻し代金を支払うことが関連する法域におけるいずれかの者によるＦＡＴＣＡまたはマネーロンダリング防止規制への違反となる疑いがあるかもしくは違反となると助言されている場合、または受託会社、管理会社もしくは

管理事務代行会社による関連する法域におけるマネーロンダリング防止規制の遵守を確実にするために買戻代金の支払いの拒絶が必要である場合、その完全な裁量により、当該受益者に対する買戻代金の支払いを拒絶することができる。

サブ・ファンドについて管理会社が異なる決定をした場合を除き、サブ・ファンドに適用されるその他の特定の条項に従った上で、いずれかの取引日における買戻請求の合計数が、各サブ・ファンドの発行済受益証券の10%（または管理会社が定めるこれと異なる割合または数）を超える場合、管理会社は、（ ）関連する買戻請求に係る買戻代金の支払い要求に応じるのに十分な資産を換価するまで、関連するサブ・ファンドの当該取引日もしくは純資産価格の計算を延期するか、または、（ ）買戻しに応じるサブ・ファンドの受益証券の総数を当該サブ・ファンドの発行済み受益証券の10%（または管理会社が定めるこれと異なる割合または数）に制限することができる。後者の場合、受益者による買戻請求は按分して減縮され、買戻しが実施されなかった残数については、その後の取引日において、当該取引日について新たに受領された買戻請求に優先して買い戻される。

受益証券の強制的買戻し

受託会社は、適切と判断する書面による通知を行った上で、受益証券の増加、転換または均一化を実施するために、いつでもその単独の裁量に基づき、理由のいかんを問わず、買戻しが行われていないあらゆる受益証券を関連する取引日において買戻価格または受託会社が決定するその他の価格で買戻すことができる。

上記の一般性を損なうことなく、受託会社が、いずれかの受益証券が次に掲げる者によって直接または実質的に保有されていることを知り、またはそのように信じる理由がある場合、受託会社は、（ ）受益者に対して、当該受益証券を保有する適格性を有する者に対して買戻価格で受益証券を譲渡することを要求する通知（受託会社が適切と考える様式による。）を行うか、または（ ）書面により当該受益証券の買戻しを請求するかのいずれかを行う権利を有する。かかる通知を受領した者が30日以内に当該受益証券を譲渡せず、または受託会社に買戻請求を提出しない場合、30日の期間の満了時において当該受益者が保有するすべての受益証券について買戻の請求があったものとみなされる。

- （ ）ある受益者がF A T C Aまたはいずれかの国もしくは政府の法律もしくは要件に違反しており、かかる違反により、受益証券を保有する適格性を失うこととなり、その結果、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる違反がなければ負担することがなかったような納税の義務もしくは何らかの不利益を負担するような場合における、かかる者
- （ ）適格投資家ではない者、または適格投資家ではない者のために受益証券を取得した者
- （ ）ある者に関する事由により、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる事由がなければ負担することがなかったような納税の義務または何らかの法律上、金銭上、規制上もしくは重大な行政上の不利益を負担すると管理会社が判断する場合における、かかる者

(2) 日本における買戻し

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、かかる買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格で買い戻すことができる。買戻価格は、通常、関係する評価日に、管理事務代行会社が計算し、公表する。

日本の実質的な受益者は、以下の制限に従い、販売取扱会社を通じ日本における営業日の午後3時（日本時間）までに日本における販売会社に通知を行うことにより受益証券の買戻しを請求することができる。受益者が保有するすべての受益証券に関する買戻請求の場合を除き、買戻請求は1口以上1口の整数倍単位で行わなければならない。受益証券の買戻しを希望する投資家は、買戻口数を明記した買戻請求通知を当該買戻日までに販売取扱会社に提出しなければならない。日本における販売会社は、原則として、買戻日（原則として、毎営業日）の午前10時（ルクセンブルグ時間）までに買戻請求を管理事務代行会社に取り次がなければならない。

大量の買戻請求があった場合、上記「(1) 海外における買戻し」の「買戻しの制限等」が適用されることがある。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、通常、国内約定日から起算して日本における４営業日目に行われる。

買戻し手数料は課されない。買戻代金の支払は、口座約款の定めるところに従って販売会社を通じて行い、円貨または各サブ・ファンドの参照通貨により行われるものとする。

３【受益証券の譲渡】

受益者は所有する受益証券の全部または一部を通常の一般的な様式（または登録事務代行会社が適宜承認する様式）の書面により譲渡することができる。ただし、以下を条件とする。

- （ ）登録事務代行会社は管理会社（または管理会社から委託を受けた者）と協議の上、いかなる受益証券の譲渡の記録も拒否することができる。
- （ ）譲受人が米国人または非適格者である場合には、譲渡は登録されない。

譲渡に関する各書面には譲渡人および譲受人が署名するものとし、譲渡対象の受益証券に関して譲受人の名称が受益者登録簿に記載されるまで、譲渡人が譲渡された受益証券の受益者とみなされる。譲渡の書面は証書であることを必要としない。

譲渡に関する各書面はその時点で有効であるケイマン諸島の法律に基づき（同法により印紙の貼付が義務付けられていれば）印紙が貼付されてなければならないが、登録事務代行会社はその他の国または州の法律に基づき印紙が貼付されているかどうかを確認するわけではない。また、譲渡に関する各書面は、その時点で効力を有する法令の結果要求される必要な契約書その他の書類、および登録事務代行会社が、譲受人の権原または受益証券を譲渡する権限を証明するために要求する他の証明書とともに、登録事務代行会社に提出されなければならない。

登録される譲渡に関するすべての書面は登録事務代行会社が保管する。

受益者により保有される受益証券の一部のみが譲渡される場合、譲渡人は残余受益証券につき無料で新しい売買証書を受けることができる。

登録事務代行会社（受託会社と協議の上で）は、各年度において合計で30営業日を超えない範囲で譲渡の登録を停止することができる。

登録事務代行会社は、管理会社または管理会社から委託を受けた者と協議の上、（ ）譲渡書式の原本および要求されるすべてのマネーロンダリング防止文書が管理会社または管理会社から委託を受けた者により受領され、かつ（ ）譲渡通知がファックスにより送信される場合は当該譲渡通知の原本が管理会社または管理会社から委託を受けた者により受領されるまでは、譲渡の処理を行う義務を負わない。

4【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価格の計算

受託会社は、各評価日の営業時間終了時における関連するサブ・ファンドの参照通貨による各サブ・ファンドの純資産価格および各サブ・ファンドの各クラス受益証券の１口当たり純資産価格を計算し、または適法に選任された計算事務の受託者をして計算させるものとする。

各サブ・ファンドの純資産価格および各サブ・ファンドの各クラス受益証券の１口当たり純資産価格を計算するにあたり、受託会社（またはその委託を受けた受託者）は、関連するサブ・ファンドの評価方針および手続に従う。

受託会社または適法に選任された計算事務の受託者による各サブ・ファンドの純資産価格および各サブ・ファンドの各クラス受益証券の１口当たり純資産価格の決定は、悪意または明白な誤りがない限り、最終的なものとする。悪意または明白な誤りがない限り、受託会社は、第三者から提供された評価に依拠して行った各サブ・ファンドの純資産価格および各サブ・ファンドの各クラス受益証券の１口当たり純資産価格の計算における誤りについて責任を負わないものとする。受託会社および適法に選任された計算事務の受託者は、明白な誤りがない限り、公認の価格情報提供元もしくは副投資運用者またはその他の第三者により、受託会社または適法に選任された計算事務の受託者に対して提供された評価に依拠したことにより完全な保護を受けるものとする。

管理会社は、過去に行われた純資産価格または１口当たり純資産価格の計算の過誤に対応するために必要な数の新たな受益証券を発行し、またはかかる数の既発行の受益証券を（受益者にかかる買戻しに係る買戻金を支払うことなく）強制的に買い戻すことができる。

各サブ・ファンドの純資産価格は、管理事務代行会社により、当該サブ・ファンドの受益証券の表示通貨で計算され、当該信託証書の規定のほか一般的に適用される会計原則に基づき決定されるサブ・ファンドの全資産から全債務を控除した額と等しいものとする。

各サブ・ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

- （ ）一切の手元現金、預金またはコール資金（その経過利息を含む。）および発生済みであるが未受領の配当またはその他の分配金
- （ ）一切の投資対象
- （ ）一切の為替手形、請求払手形、約束手形および受取勘定
- （ ）受託会社により決定されるサブ・ファンドの初期費用（ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限る。）
- （ ）受託会社により随時評価され決定される、サブ・ファンドに帰属するその他一切の資産（前払費用を含む。）

サブ・ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされる。

- （ ）一切の為替手形、手形および買掛金
- （ ）日々計算される、未払いおよび／または発生済みの一切の費用（既に発生しまたは期限が到来した関連するサブ・ファンドの投資運用会社に対する業績連動報酬を含む。）
- （ ）その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等の引当金を含むがこれらに限られないサブ・ファンドに帰属するその他一切の債務（受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む。）

ファンドの費用または債務は、受託会社が決定する期間で償却することができ、未償却の金額は、いつでも、サブ・ファンドの資産とみなされるものとする。

ファンドの資産の価値は、以下のとおり決定されるものとする。

- () 額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日から発生済みの利息を加えた金額で評価されるものとする。
- () ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価されるものとする。
- () 宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされるものとする。ただし、受託会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと考える場合はこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、受託会社が適切と考える割引を行った上で決定されるものとする。
- () 金融商品取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価されるものとする。ただし、金融商品取引所に上場されているものの、当該金融商品取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日時点のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価されるものとする。
- () 未上場有価証券は、投資運用会社が適切であると判断する場合、同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付けサービス提供者から入手した評価情報を考慮した上で、投資運用会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- () 決済会社において扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた直近の公式な決済価格を参照して評価されるものとする。
- () 利付有価証券に発生した一切の利息(ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。)
- () 上記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または受託会社がいずれの評価方法も実行可能または適切ではないと考える場合、受託会社は、関係する投資運用会社と協議の上で、かかる状況において公平であると受託会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有するものとする。

純資産価格の計算の停止

サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の決定および/またはサブ・ファンドの受益証券の発行および/または買戻しは、受託会社の単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

- () 通常の休日および週末以外に、サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている金融商品取引所が稼動していない期間、または取引が制限もしくは停止されている期間
- () 受託会社が、緊急事態またはサブ・ファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、またはサブ・ファンドの受益者に重大な不利益を生じると判断する事態が継続している期間
- () サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、上記の金融商品取引所における現在価値を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他のいずれかの者にとってサブ・ファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値が迅速かつ正確に取得できないと合理的に判断される時
- () 受託会社が管理会社と協議した上で、いずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと判断する期間
- () 受託会社または管理会社が、サブ・ファンドに関係する受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはその関連会社、子会社もしくは提携会社、またはサブ・ファンドのその他のサービス提供者に適用されるマネーロンダリング防止規制を遵守するために停止が必要と判断する期間

かかる停止期間が一週間を超える見込みである場合、すべての受益者に対して、かかる停止から7日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。

（２）【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の契約証書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

ファンドは、管理会社が受託会社と協議の上、存続期間の延長を決定しない限り、2024年6月30日に終了する。ただし、下記「（５）その他 サブ・ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により当該日までに終了する場合を除く。償還金の支払いについては、償還日以降、相応の日数がかかることがある。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年7月31日である。

（５）【その他】

サブ・ファンドの解散

サブ・ファンドは、以下の場合、2024年6月30日以前に終了することがある。

- （ ）特別決議により可決された場合、
- （ ）サブ・ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしての当局による許可または他の承認が廃止または改正された場合、
- （ ）管理会社との協議を経た受託会社が、その裁量で、サブ・ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合、
- （ ）受託会社が辞任した後、適切な代替または後継受託会社を確保できない場合。

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、一切の目的のために適切または望ましいと思料される方法および範囲で、信託証書の条項を、信託証書に補遺信託証書を付することにより随時改正、変更または追加することができる。ただし、かかる改正、変更もしくは追加は、適法に招集および開催された受益者集会の特別決議による承認がない限り行われえないものとする。改正、変更または追加が、次のいずれかに該当する場合は、かかる承認は必要ではない。

- (a) 法またはケイマン諸島の法のもとに定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む法律の一切の改正を履行するため
 - (b) 一切のかかる法律の改正の直接的な結果によるもの
 - (c) ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドの名称変更を行うため
 - (d) 会計年度年初および終了日付を変更するため、もしくは年間収益配分日付を変更するため
 - (e) その他の会計期間の始まりおよび終了する日付を変更、もしくはかかる会計期間に関連する分配日（中間会計期間および中間配分日を含む。）を変更するため
 - (f) 管理会社および受託会社が、受益者および潜在受益者の利益となるかもしくはこれら一切の者が一切の重要な不利益を被らないと同意する変更をするため
 - (g) 信託証書から不要となった条項を削除するため
 - (h) 管理会社および受託会社が解任された場合または辞任を希望もしくは辞任したときにこれらを替えるため
 - (i) 明白な誤りを訂正するためにおいてのみ必要とされる場合
 - (j) 当局、法、もしくはトラストが従う他の法、規則の要求を熟考し、従う場合、もしくは追加のサブ・ファンドを設定する場合
- 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約は、一方当事者が相手方当事者に対して３か月前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、書面によって変更される。

保管・管理事務代行契約

保管・管理事務代行契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

投資運用契約

副管理会社は、投資運用会社に対して３か月前に書面による通知をすることにより投資運用契約を終了することができる。投資運用会社は、管理会社に対して３か月前に書面による通知をするかまたは管轄を有する規制当局により要求された場合には、投資運用契約を終了することができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約の変更は、法令により要求されるかまたは投資運用会社の提案による場合、管理会社に書面で通知することにより、かかる書面に明示された日（ただし、通知の日より10日未満の日とすることはできない。）に効力を生じる。当事者の提案にかかるその他の変更は、他方当事者が文書で了承した時点で効力を生じる。

副投資運用契約

副投資運用契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、両当事者が書面で合意した場合、いつでも変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、３か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、３か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

５【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、販売取扱会社との間の口座約款に基づき、販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次の通りである。

（ ）分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

（ ）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

（ ）残余財産分配請求権

サブ・ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（ ）議決権

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、一口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合には、すべての受益者について、（個人の場合には）出席者ごとに、（法人の場合には）適式に授權された代表者が、一議決権を有する。投票の場合には、保有する受益証券ごとに、上記の各受益者または代理人により参加している受益者が、一議決権を有する。ファンドの受益者集会についての特別決議には、自ら出席または代理人により出席している受益者の4分の3以上の多数が必要とされる。

特定のクラスの受益者にのみ関係する事項を協議するために、クラスの受益者のための個別の受益者集会を開催することができる。その場合、信託証書の関連する条項はかかる受益者集会に適用されるものとする。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ ）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されている。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所
である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第３【ファンドの経理状況】

- a．ファンドの直近２会計年度の日本文の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．ファンドの原文の財務書類は、現在構成するすべてのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載し、日本文の作成にあたっては関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし、「財務書類に対する注記」については、原文は全文を記載し、日本文は全文を翻訳している。
- c．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン 諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d．ファンドの原文の財務書類は米ドルおよび豪ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円への換算には、株式会社三菱ＵＦＪ銀行の2020年11月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝103.89円、１豪ドル＝76.91円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

１【財務諸表】

（１）【当年度の財務諸表】

【貸借対照表】

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション -
米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ

資産負債計算書

2020年７月31日現在

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券（公正価値）	11,442,164.58	1,188,726
取得原価：16,193,808.69米ドル（1,682,375千円）		
現金および現金同等物	29,793.14	3,095
受取利息	54.98	6
受益証券販売未収金	100,750.43	10,467
資産合計	11,572,763.13	1,202,294
負債		
受益証券買戻未払金	76,608.40	7,959
未払債務	42,984.77	4,466
負債合計	119,593.17	12,425
純資産	11,453,169.96	1,189,870
純資産の内訳		
受益者資本	231,831,671.82	24,084,992
利益剰余金（累積分配金支払額控除後）	(220,378,501.86)	(22,895,123)
発行済受益証券口数	1,140,219口	
受益証券１口当たり純資産価格	10.04	1,043円

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション -
米ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオ
要約投資有価証券明細表
2020年7月31日現在

銘柄	受益証券	公正価値(注記3)		純資産比率
	口数	米ドル	千円	%
ファンドへの投資(公正価値)				
ケイマン諸島				
ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドBのクラスD(ブラジルリアル)	3,986,816.23	11,442,164.58	1,188,726	99.90%
		11,442,164.58	1,188,726	99.90%
ファンドへの投資(公正価値)合計 (取得原価16,193,808.69米ドル (1,682,375千円))		11,442,164.58	1,188,726	99.90%

エマージング ボンド ファンドBのクラスD(ブラジルリアル)が保有する米ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオの投資持分のうち、米ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオの純資産価値の5%超に相当するものは以下のとおりである。

銘柄	受益証券 / 額面金額	公正価値（注記 3）		米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオの純資産比率	
	口数 / 現地通貨	千円	米ドル	千円	%
ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（ M ）	627,326.79口		10,495,177.22	1,090,344	91.64%
米国短期国債					
利率：0% 満期：8/6/2020 - 10/22/2020	1,085,218.61米ドル	112,743	1,085,126.27	112,734	9.47%

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション・

米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ

損益計算書

2020年７月31日に終了した会計年度

	米ドル	千円
投資収益		
受取利息	731.06	76
	731.06	76
費用		
販売報酬	(79,907.33)	(8,302)
投資運用報酬および副投資運用報酬	(148,627.20)	(15,441)
管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬	(19,935.62)	(2,071)
専門家報酬	(87,393.79)	(9,079)
登録事務代行報酬および費用	(1,908.79)	(198)
副管理報酬	(3,987.11)	(414)
受託報酬	(10,028.40)	(1,042)
代行協会員報酬	(7,990.74)	(830)
	(359,778.98)	(37,377)
投資純利益	(359,047.92)	(37,301)
投資および為替取引に係る実現および未実現利益／（損失）		
投資に係る実現純損失	(5,480,275.82)	(569,346)
為替取引に係る実現純損失	(250.87)	(26)
投資に係る未実現損失の純変動額	221,273.07	22,988
投資および為替取引に係る実現および未実現純損失	(5,259,253.62)	(546,384)
運用による純資産の減少額	(5,618,301.54)	(583,685)

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション・

米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ

純資産変動計算書

2020年7月31日に終了した会計年度

	米ドル	千円
期首純資産	22,540,304.04	2,341,712
運用による純資産の増加／（減少）		
投資純利益	(359,047.92)	(37,301)
投資に係る実現純損失	(5,480,275.82)	(569,346)
為替取引に係る実現純損失	(250.87)	(26)
投資に係る未実現損失の純変動額	221,273.07	22,988
運用による純資産の純減少額	(5,618,301.54)	(583,685)
資本取引		
受益証券販売（50,334口）	730,018.30	75,842
受益証券買戻（117,150口）	(1,418,804.44)	(147,400)
分配金	(4,780,046.40)	(496,599)
資本取引による純資産の減少額	(5,468,832.54)	(568,157)
期末純資産	11,453,169.96	1,189,870

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション -
豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ
資産負債計算書
2020年 7月31日現在

	豪ドル	千円
資産		
投資有価証券（公正価値）	3,698,867.86	284,480
取得原価：3,683,447.06豪ドル（283,294千円）		
現金および現金同等物	12,922.51	994
受取利息	1.73	0
投資売却未収金	244,542.87	18,808
資産合計	3,956,334.97	304,282
負債		
受益証券買戻未払金	235,960.00	18,148
未払債務	40,494.48	3,114
負債合計	276,454.48	21,262
純資産	3,679,880.49	283,020
純資産の内訳		
受益者資本	99,000,604.77	7,614,137
利益剰余金（累積分配金支払額控除後）	(95,320,724.28)	(7,331,117)
発行済受益証券口数	267,433口	
受益証券 1 口当たり純資産価格	13.76	1,058円

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション -
豪ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオ
要約投資有価証券明細表
2020年7月31日現在

銘柄	受益証券	公正価値(注記3)		純資産比率
	口数	豪ドル	千円	%
ファンドへの投資(公正価値)				
ケイマン諸島				
ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドBのクラスA(ブラジルリアル)	1,021,786.15	3,698,867.86	284,480	100.52%
		3,698,867.86	284,480	100.52%
ファンドへの投資(公正価値)合計 (取得原価3,683,447.06豪ドル (283,294千円))		3,698,867.86	284,480	100.52%

エマージング ボンド ファンドBのクラスA(ブラジルリアル)が保有する豪ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオの投資持分のうち、豪ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオの純資産価値の5%超に相当するものは以下のとおりである。

銘柄	受益証券 / 額面金額	公正価値（注記 3）		豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオの純資産比率	
	口数 / 現地通貨	千円	豪ドル	千円	%
ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（M）	144,862.99口		3,392,738.62	260,936	92.20%
米国短期国債					
利率：0% 満期：8/6/2020 - 10/22/2020	250,599.87米ドル	26,035	350,784.91	26,979	9.53%

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション・

豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ

損益計算書

2020年7月31日に終了した会計年度

	豪ドル	千円
投資収益		
受取利息	41.41	3
	41.41	3
費用		
販売報酬	(28,514.81)	(2,193)
投資運用報酬および副投資運用報酬	(53,037.24)	(4,079)
管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬	(7,119.21)	(548)
専門家報酬	(65,551.73)	(5,042)
登録事務代行報酬および費用	(2,816.47)	(217)
副管理報酬	(1,423.82)	(110)
受託報酬	(14,860.78)	(1,143)
代行協会員報酬	(2,851.30)	(219)
	(176,175.36)	(13,550)
投資純利益	(176,133.95)	(13,546)
投資および為替取引に係る実現および未実現利益／（損失）		
投資に係る実現純損失	(1,278,732.54)	(98,347)
為替取引に係る実現純損失	(275.05)	(21)
投資に係る未実現損失の純変動額	(628,646.75)	(48,349)
投資および為替取引に係る実現および未実現純損失	(1,907,654.34)	(146,718)
運用による純資産の減少額	(2,083,788.29)	(160,264)

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション・

豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ

純資産変動計算書

2020年7月31日に終了した会計年度

	豪ドル	千円
期首純資産	7,986,846.18	614,268
運用による純資産の増加／（減少）		
投資純利益	(176,133.95)	(13,546)
投資に係る実現純損失	(1,278,732.54)	(98,347)
為替取引に係る実現純損失	(275.05)	(21)
投資に係る未実現損失の純変動額	(628,646.75)	(48,349)
運用による純資産の純減少額	(2,083,788.29)	(160,264)
資本取引		
受益証券販売（4,402口）	99,076.64	7,620
受益証券買戻（39,637口）	(699,538.83)	(53,802)
分配金	(1,622,715.21)	(124,803)
資本取引による純資産の減少額	(2,223,177.40)	(170,985)
期末純資産	3,679,880.49	283,020

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

[次へ](#)

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション

財務書類に対する注記

2020年7月31日現在

注記1 組織

本報告書中表示されている各ポートフォリオ(以下、個々を「サブ・ファンド」、総称して「サブ・ファンズ」という。)は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂)に基づき規制された投資ファンドであるエマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションのサブ・ファンドである。エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションは、受託者であるファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(旧CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド)(以下「受託会社」という。)とルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「管理会社」という。)の間で締結された2009年4月28日付の信託証書により設立された免除投資信託である。

本報告書中表示されているサブ・ファンズは、以下の通りである。

- 米ドル・ポートフォリオ、米ドル建
- ユーロ・ポートフォリオ、ユーロ建
- 豪ドル・ポートフォリオ、豪ドル建
- 南アフリカランド・ポートフォリオ、南アフリカランド建
- 米ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオ、米ドル建
- 豪ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオ、豪ドル建

各サブ・ファンドの投資目的は、ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド(M)(以下「マスター・ファンド」という。)の特定のフィーダー・ファンドへの投資を通じて、新興証券市場を有する国と経済的な結びつきのある発行体の確定利付金融商品またはかかる証券のデリバティブに投資することにより、最大限のトータル・リターンを追求することにある。かかる長期的成長を目指す投資目的が実現する保証はない。各サブ・ファンドは、以下のフィーダー・ファンド(以下、個々を「フィーダー・ファンド」、総称して「フィーダー・ファンズ」という。)のみに投資する。

- 米ドル・ポートフォリオ - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドA - クラスF(米ドル)
- ユーロ・ポートフォリオ - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドA - クラスF(ユーロ)
- 豪ドル・ポートフォリオ - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドB - クラスF(豪ドル)
- 南アフリカランド・ポートフォリオ - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドB - クラスF(南アフリカランド)
- 米ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオ - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドB - クラスD(ブラジルリアル)
- 豪ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオ - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドB - クラスA(ブラジルリアル)

各フィーダー・ファンドは実質的にすべての資産をマスター・ファンドに投資する。マスター・ファンドの詳細については注記3を参照のこと。

管理会社は、サブ・ファンズの受託会社との協議により、サブ・ファンズの終了日を2019年6月30日から2024年6月30日へ変更することにより各サブ・ファンズの存続期間を5年延長することを決定した。

注記２ 重要な会計方針の要約

本財務書類は米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。当該会計原則は、経営者が決算日現在の資産および負債の報告額ならびに報告期間における収益および費用の報告額に影響を与える見積りおよび仮定を行うことを要求している。実際の結果は、財務書類に含まれる見積りと異なる場合がある。サブ・ファンズは投資会社であるため、会計基準アップデート第2013-08号「金融業務 - 投資会社（トピック946）：適用範囲、測定および開示規定の改訂」の指針を適用した。サブ・ファンズの重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金勘定およびコール預金勘定からなる。

投資の評価

サブ・ファンズは、会計基準アップデート第2015-07号「公正価値測定（トピック820）：１株当たり純資産価値（またはそれに準ずるもの）を算定する特定の企業への投資に関する開示」を適用している。したがって、サブ・ファンズのアンダーライニング・ファンドへの投資の公正価値は、実務的簡便法を使用して１株／１口当たり純資産価格で測定される。サブ・ファンズが通常業務においてアンダーライニング・ファンドへの投資を買戻可能である場合、かかる投資は、通常、これらのアンダーライニング・ファンドの管理事務代行会社または管理会社によって提供された純資産の評価額で評価される。ただし、管理会社がかかる評価額は最も適切な公正価値の指標ではないと判断した場合は除く。サブ・ファンズがアンダーライニング・ファンドへの投資を買戻不能である場合の投資も、これらの投資事業体の管理事務代行会社または管理会社によって提供された純資産の評価額で評価されるが、これは、アンダーライニング・ファンドが投資会社に適用される会計上の測定原則に従ってその純資産評価額を計算している場合に限る。そうでない場合、サブ・ファンズのアンダーライニング・ファンドへの投資は、通常、適切に算定されたアンダーライニング・ファンドの調整後の純資産価値に基づく公正価値で評価される。サブ・ファンズは、かかる帳簿価額は公正価値の最善の見積りだと考えているが、かかる評価額は、市場が存在した場合に使用する評価額と大きく異なる可能性があり、その差額は重大なものとなりうる。

投資取引および関連する投資収益

投資取引は、取引日基準で会計処理され、ファンド・オブ・ファンズの会計処理および開示のガイダンスに従って表示される。利息は発生時に計上される。私募投資ファンドによる実現損益は先入先出法を用いて算定され、損益計算書に反映される。投資および為替取引に係る未実現利益／（損失）の変動額は、損益計算書に認識される。受取配当金は配当落ち日に認識される。

アンダーライニング・ファンドの留保利益を超過してアンダーライニング・ファンドから受け取った受取配当金は、資本の払戻しおよび投資取得原価の減額として計上される。

為替取引

外貨建資産および負債は、決算日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に含まれる。

サブ・ファンズは、アンダーライニング・ファンドの為替レートの変動による損益部分を、投資の市場価格の変動による損益と区分していない。かかる変動額は、損益計算書の投資に係る実現および未実現純損益に含まれる。

費用

費用は発生時に計上される。

税金

ケイマン諸島の法律に基づき、サブ・ファンズに課されている所得税、源泉徴収税、またはキャピタル・ゲイン税はない。通常、サブ・ファンズは他のいずれの管轄地においても、課税対象とならないように実務を行う意向である。

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づく免除投資信託である。他の管轄地においては、サブ・ファンズが受け取った配当金および利息からさまざまな料率の外国税が源泉徴収される場合がある。税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に係る公式ガイダンス（財務会計基準審議会－会計基準成文化740）は、サブ・ファンズの税務ポジションが、そのテクニカル・メリットに基づいて、関連する不服申立てや訴訟手続の解決を含む税務調査で正当性を支持される可能性が50％超であるかどうかを判断するよう、経営者に要求している。50％超の基準を満たしている税務ポジションについて、財務書類に認識される税額は、関連する税務当局との最終的な和解で実現する可能性が50％を超える税務上の利益の最高額を差し引いた金額である。受託会社はこの公式ガイダンスによって財務書類が受ける影響はないと判断した。

投資売却未収金および投資購入未払金

投資売却未収金は、2020年7月31日までに計上されたアンダーライニング・ファンドからの償還金のうち現金を未だ受領していないもの、ならびにアンダーライニング・ファンドの年次監査が完了するまで現金が留保される償還に係るホールドバック額を表す。投資購入未払金は、2020年7月31日までに計上されたアンダーライニング・ファンドへの申込金のうち現金を未だ支払っていないものを表す。

受益証券販売未収金

受益証券販売未収金は、2020年7月31日までに処理済みであるが現金を未だ受領していない受益証券販売に関する受益者からの未収金を表す。

受益証券買戻未払金

買戻金は、参照通貨の場合も、受益証券の場合も、買戻通知に必要となる各参照通貨および受益証券の金額が確定した時点で負債として認識される。結果として、買戻金は、期末時より後に支払われるが、期末時の純資産価額に基づいており、受益証券買戻未払金として反映される。

注記３ アンダーライニング・ファンドへの投資

サブ・ファンズの2020年7月31日現在の投資ポートフォリオは、上記の注記２に記載されている方針に従って公正価値評価されている、フィーダー・ファンズへの投資を表している。フィーダー・ファンズの受益証券は一般に取引されていないため、これらの投資を清算するサブ・ファンズの能力は、フィーダー・ファンズの目論見書において定められている買戻条項およびサブ・ファンズが締結した関連する募集契約の制約を受ける。サブ・ファンズはフィーダー・ファンズから日次ベースで買戻を行うことができる。また、サブ・ファンズは、フィーダー・ファンズおよびマスター・ファンドに投資している他の投資家の動向によって重要な影響を受けることがある。

マスター・ファンドが保有している一部の有価証券は流動性に欠ける場合がある。マスター・ファンドによるこれらの流動性の低いポジションからの実現総額は、2020年7月31日現在の帳簿価額計上額とは異なる場合があり、その差額は重大なものとなりうる。また、マスター・ファンドにおける流動性の低いポジションのレベルによって、サブ・ファンズが通常業務においてフィーダー・ファンズからの買戻を完了する能力が影響を受ける可能性がある。

2020年7月31日現在、各サブ・ファンドはフィーダー・ファンズのみに投資していた。フィーダー・ファンズは実質的にすべての資産をマスター・ファンドに投資している。

フィーダー・ファンズおよびマスター・ファンドの該当する投資目的および戦略、清算条件ならびにその他の投資条件は以下のとおりである。

概要および主な事業活動：

マスター・ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂）に基づき登録された投資ファンドであるピムコ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドである。ピムコ・ケイマン・トラストは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたユニット・トラストである。ケイマン諸島において設立された有限責任の免税会社であるメイブルズ・エフエス・ピーシーティー・リミテッドが受託会社であり、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」という。）が投資顧問会社である。

投資目的および戦略 - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス F（米ドル）：

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドはその資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）または他の金融商品に投資することができる。フィーダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社に選任されているPIMCOは、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。フィーダー・ファンドが通貨エクスポージャーをヘッジすることはない。

投資目的および戦略 - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス F（ユーロ）：

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドはその資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行

体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）または他の金融商品に投資することができる。フィーダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社を選任されているPIMCOは、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。フィーダー・ファンドは、損失のリスクを軽減するために対米ドルのユーロの変動に対する通貨エクスポージャーをヘッジすることができる。フィーダー・ファンドは通常、95%から105%の間でユーロのエクスポージャーをヘッジすることを目指す。受益証券が常にヘッジされる、またはPIMCOがヘッジの活用成功する保証はない。

投資目的および戦略 - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドB - クラスF（豪ドル）：

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドはその資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）または他の金融商品に投資することができる。フィーダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社を選任されているPIMCOは、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。フィーダー・ファンドは、損失のリスクを軽減するために対米ドルの豪ドルの変動に対する通貨エクスポージャーをヘッジすることができる。フィーダー・ファンドは通常、95%から105%の間で豪ドルのエクスポージャーをヘッジすることを目指す。受益証券が常にヘッジされる、またはPIMCOがヘッジの活用成功する保証はない。

投資目的および戦略 - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドB

- クラスF（南アフリカランド）：

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドはその資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）または他の金融商品に投資することができる。フィーダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社を選任されているPIMCOは、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。フィーダー・ファンドは、損失のリスクを軽減するために対米ドルの南アフリカランドの変動に対する通貨エクスポージャーをヘッジすることができる。フィーダー・ファンドは通常、95%から105%の間で南アフリカランドのエクスポージャーをヘッジすることを目指す。受益証券が常にヘッジされる、またはPIMCOがヘッジの活用成功する保証はない。

投資目的および戦略 - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドB

- クラスD（ブラジルリアル）：

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドはその資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）または他の金融商品に投資することができる。フィーダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社を選任されているPIMCOは、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。フィーダー・ファンドは、損失のリスクを軽減するために対米ドルのブラジルリアルの変動に対する通貨エクスポージャーをヘッジすることができる。この場合、ブラジルリアルはかかるフィーダー・ファンドの「ヘッジ参照通貨」と称される。このため、フィーダー・ファンドは通常、95%から105%の間でブラジルリアルのエクスポージャーをヘッジすることを目指す。したがって、米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオは、対米ドルのブラジルリアルの変動を通貨エクスポージャーに反映することを目指す。フィーダー・ファンドが常にヘッジされ

る、またはＰＩＭＣＯがヘッジの活用成功する、あるいは豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオにかかるエクスポージャーが常にあるという保証はない。

投資目的および戦略 - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドＢ

- クラスＡ（ブラジルレアル）：

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドはその資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）または他の金融商品に投資することができる。フィーダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社を選任されているＰＩＭＣＯは、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。フィーダー・ファンドは、損失のリスクを軽減するために対豪ドルのブラジルレアルの変動に対する通貨エクスポージャーをヘッジすることができる。この場合、ブラジルレアルはかかるサブ・ファンドの「ヘッジ参照通貨」と称される。このため、フィーダー・ファンドは通常、95%から105%の間でブラジルレアルのエクスポージャーをヘッジすることを目指す。豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオは豪ドル建てであり、したがって、豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオは、対豪ドルのブラジルレアルの変動を通貨エクスポージャーに反映することを目指す。フィーダー・ファンドが常にヘッジされる、またはＰＩＭＣＯがヘッジの活用成功する、あるいは豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオにかかるエクスポージャーが常にあるという保証はない。

投資目的および戦略 - マスター・ファンド：

マスター・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。マスター・ファンドのベンチマーク・インデックスは、ＪＰモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイドである。マスター・ファンドは、通常の状況において、純資産の80%以上を新興証券市場を有する国と経済的な結びつきのある発行体の確定利付金融商品またはかかる証券のデリバティブに投資することにより、その投資目的を達成することを目指す。ＰＩＭＣＯは、新興証券市場に適すると考える国を選定し、これに対して投資を行う広範な裁量を有しているが、投資顧問会社は、一般に世界銀行もしくはその関連機関、または国連もしくはその機構によって新興国または途上国と定義されている国、あるいは新興市場指数を構築する目的で新興市場国であるとみなされる国に所在する市場を新興証券市場とみなしている。

マスター・ファンドが投資を行う確定利付金融商品には特に次のものが含まれる。

- ・ 政府、政府機関、関係当局もしくは下部機構、ならびに政府支援企業が発行または保証する有価証券
- ・ コマーシャル・ペーパー
- ・ １年以下のデュレーションを有するモーゲージ・バック証券
- ・ 政府が発行するインフレ連動債
- ・ 譲渡性銀行預金証書、定期預金および銀行引受手形
- ・ レポ取引およびリバース・レポ取引
- ・ 国際機関または超国家的機関の債務証書

マスター・ファンドによる米ドル以外の通貨建の有価証券および米国以外の発行体の有価証券への投資に制限はない。ただし、マスター・ファンドは、途上国（または新興国）の現地通貨建の債券に総資産の５％を超えて投資することはできない。

マスター・ファンドは通常、為替レートの変動から生じる損失のリスクを低減させるために、米ドル以外の通貨の対米ドルエクスポージャーをヘッジすることを目指す。マスター・ファンドが常にヘッジされ、またはＰＩＭＣＯがヘッジ取引の活用成功する保証はない。

マスター・ファンドのポートフォリオ平均デュレーションは通常、ＰＩＭＣＯの金利予測に基づき、３年から８年の間で変動する予定である。マスター・ファンドが投資する有価証券は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクからＣaa格、もしくはスタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスまたはフィッチ・レーティングスまたは米国全土で認知されている他の統計格付機関によって同等以上の格付を付されたものとし、また、格付が付されていない場合は、ＰＩＭＣＯが同等のクオリティと判断したものに限られる。マスター・ファンドは、Ｂ格以上の最低平均信用度を維持する意向である。マスター・ファンドは、有価証券が上記の最低投資クオリティを下回るレベルに格下げされた場合でも、当該有価証券の売却は要求されない。ただし、かかる有価証券が購入時にマスター・ファンドの最低クオリティ基準を満たしている場合に限る。

マスター・ファンドは、オプション契約、先物契約、先物契約のオプション、スワップ契約（ロングおよびショート）のクレジット・デフォルト・スワップならびに先渡しスワップ・スプレッド・ロックを含むがこれらに限らない）およびスワップションなどのデリバティブ商品に投資することができるが、投資の義務を負うものではない。ただし、マスター・ファンドは、米ドル以外の通貨建の金利スワップに投資することができない。さらに、マスター・ファンドが通常の状態において、クレジット・デフォルト・スワップに投資することができるのは、純資産の１０％までに限られる。マスター・ファンドは、収益を得るために、ポートフォリオ証券をブローカー、ディーラーおよびその他の金融機関に貸し付けることができる。マスター・ファンドは、一連の売買契約の締結またはその他の投資手法（バイ・バックまたはダラー・ロール等）の利用により、主に投資している金融商品のマーケット・エクスポージャーの獲得を目指すことができる。

会計方針：

フィーダー・ファンズおよびマスター・ファンドならびにすべての投資会社は、会計基準アップデート第2013-08号「金融業務 - 投資会社（トピック946）」の指針を適用している。

報酬：

フィーダー・ファンズおよびマスター・ファンドにより発生した重要な報酬はない。

流動性条件：

フィーダー・ファンズおよびマスター・ファンドの受益証券は、ニューヨーク証券取引所の取引日であれば、毎日買戻すことができる。

分配金：

マスター・ファンドおよびフィーダー・ファンズは、月次ベースで分配金を宣言し、支払う意向である。分配金はＰＩＭＣＯの承認を得た場合にのみ宣言され、分配されるが、ＰＩＭＣＯの裁量によってかかる承認が保留されることもある。

注記４ 受益証券資本

2020年７月31日現在、管理会社の関連当事者である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が、各サブ・ファンドの唯一の受益者であった。

受益証券の販売

米ドル・ポートフォリオ：

受益証券の当初募集価格は１口当たり100米ドルである。当初の最低申込口数は１口、あるいは絶対最小値100米ドルを条件として受託会社が決定する口数である。

ユーロ・ポートフォリオ：

受益証券の当初募集価格は１口当たり100ユーロである。当初の最低申込口数は１口、あるいは絶対最小値100ユーロを条件として受託会社が決定する口数である。

豪ドル・ポートフォリオ：

受益証券の当初募集価格は１口当たり100豪ドルである。当初の最低申込口数は１口、あるいは絶対最小値100豪ドルを条件として受託会社が決定する口数である。

南アフリカランド・ポートフォリオ：

受益証券の当初募集価格は１口当たり1,000南アフリカランドである。当初の最低申込口数は１口、あるいは絶対最小値1,000南アフリカランドを条件として受託会社が決定する口数である。

米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ：

受益証券の当初募集価格は１口当たり100米ドルである。当初の最低申込口数は１口、あるいは絶対最小値100米ドルを条件として受託会社が決定する口数である。

豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ：

受益証券の当初募集価格は１口当たり100豪ドルである。当初の最低申込口数は１口、あるいは絶対最小値100豪ドルを条件として受託会社が決定する口数である。

受益証券の買戻

受益者は、通常は各営業日にあたるいずれの取引日においても受益証券の買戻を請求することができる。買戻価格は、適用される評価日（通常、取引日の翌営業日である）に計算された、該当するサブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格から、第三者費用または源泉徴収税（該当する場合）を差引後の金額である。

受益者への分配

管理会社は、その裁量において、投資純利益、実現および未実現純キャピタル・ゲインならびに分配可能な資本から、毎月20日（20日が営業日でない場合はその直後の営業日）に分配金を宣言することができる。

分配金は、分配金が宣言されてから５営業日以内に受益者に支払われる。

受益者への配当金の宣言は、１受益者当たりの受益権数の変動に連動することなくサブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格を下落させる。これは受益者のサブ・ファンドへの総投資を下落させることになる。また、サブ・ファンドの運用による純資産の累積純増加額を超過して期中に支払われた分配金は、分配金の一部が資本の払戻しとなる。

注記５ 未払債務

	米ドル・ ポートフォリオ 米ドル	ユーロ・ ポートフォリオ ユーロ	豪ドル・ ポートフォリオ 豪ドル
管理報酬、管理事務代行報酬および 保管報酬	2,840.01	385.88	1,777.20
販売報酬	11,371.12	1,525.87	7,259.21
投資運用報酬および副投資運用報酬	21,184.17	2,837.89	12,951.31
その他の報酬	4,435.12	3,070.79	5,321.82
専門家報酬	22,903.86	16,107.44	33,863.77
副管理報酬	568.11	76.40	355.64
受託報酬	866.48	723.60	1,190.39
合計	64,168.87	24,727.87	62,719.34

	南アフリカランド・ ポートフォリオ	米ドル（ブラジル レアル・ヘッジ） ポートフォリオ	豪ドル（ブラジル レアル・ヘッジ） ポートフォリオ
	南アフリカランド	米ドル	豪ドル
管理報酬、管理事務代行報酬および 保管報酬	27,255.70	1,200.26	415.76
販売報酬	109,018.22	4,884.01	1,664.89
投資運用報酬および副投資運用報酬	203,896.15	9,083.92	2,979.88
その他の報酬	68,888.80	3,800.12	4,762.29
専門家報酬	402,225.11	22,903.86	29,398.13
副管理報酬	5,451.25	240.03	83.14
受託報酬	14,423.25	872.57	1,190.39
合計	831,158.48	42,984.77	40,494.48

注記 6 投資運用報酬

各サブ・ファンドに適用される投資運用報酬は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.34％である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記 7 副投資運用報酬

各サブ・ファンドに適用される副投資運用報酬は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.59％である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記 8 受託報酬

受託会社は、自己勘定に関して受託報酬額を受け取る権利を有している。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。各サブ・ファンドに適用される受託報酬は、かかるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.01％であり、最低報酬額は1サブ・ファンドにつき年間10,000米ドルである。また、受託会社は各サブ・ファンドから一部の取引手数料およびすべての立替経費ならびに各サブ・ファンドの管理事務によって生じた支出を受け取る権利を有している。

注記 9 管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬

管理会社、保管会社および管理事務代行会社に支払われる報酬は、サブ・ファンドの四半期平均の純資産価額の年率0.125％である。また、管理会社、保管会社および管理事務代行会社は、場合によって、各サブ・ファンドから一部の取引手数料およびすべての立替経費ならびに各サブ・ファンドの管理事務によって生じた支出を受け取る権利を有している。

注記10 販売報酬

各サブ・ファンドに適用される販売報酬は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.50％である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

各サブ・ファンドに適用される代行協会員報酬は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05％である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記11 副管理報酬

副管理会社は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされるサブ・ファンドの平均純資産価額の年率0.025%を受領する権利を有する。

注記12 為替レート

適用される2020年7月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

1米ドル = 1.394408 豪ドル

1米ドル = 0.845666 ユーロ

1米ドル = 17.028750 南アフリカランド

これらの為替レートの情報源は、ロイター通信社である。

注記13 財務ハイライト

2020年7月31日に終了した会計年度の財務ハイライトは以下のとおりである。

	米ドル・ポ ートフォリオ	ユーロ・ポ ートフォリオ	豪ドル・ポ ートフォリオ	南アフリカ ランド・ポ ートフォリオ	米ドル(ブラ ジルレアル・ ヘッジ)ポ ートフォリオ	豪ドル(ブラ ジルレアル・ ヘッジ)ポ ートフォリオ
期首純資産価格	93.33	67.37	53.72	788.69	18.67	26.39
投資事業による収益/ (損失)：						
投資純利益/(損失) ⁽¹⁾	3.18	0.63	1.25	57.43	(0.30)	(0.60)
実現および未実現純利益/ (損失)	(1.47)	(1.75)	(1.81)	(29.92)	(4.33)	(6.51)
運用による利益/(損失) 合計	1.71	(1.12)	(0.56)	27.51	(4.63)	(7.11)
分配金控除	(5.96)	(6.52)	(9.92)	(110.40)	(4.00)	(5.52)
期末純資産価格	89.08	59.73	43.24	705.80	10.04	13.76
トータル・リターン	2.14%	(1.41%)	(0.56%)	4.18%	(27.06%)	(30.61%)
平均純資産に占める割合：						
費用合計	1.91%	2.67%	2.16%	2.06%	2.26%	3.10%
投資純利益/(損失)	3.60%	1.02%	2.68%	7.90%	(2.25%)	(3.10%)

(1)：当年度の期中平均発行済受益証券口数を使用して計算されている。

注記14 契約債務および偶発債務

通常業務において、受託会社はサブ・ファンズに代わって様々な保証条項を含む契約や一般補償を提供する契約を締結している。かかる契約に基づく、サブ・ファンズの受託者としての立場における受託会社の最大エクスポージャーは、現時点では存在しないが、受託会社に対して提起されうる将来の申し立てを含む可能性があるため、不明である。しかし、経験に基づき、経営者は損失のリスクは僅少であると予想している。

注記15 金融商品とリスク

サブ・ファンズの投資活動は、金融商品やサブ・ファンズが投資する市場に関連する様々な種類・程度のリスクにさらされている。

信用リスク：

サブ・ファンズに信用リスクをもたらす可能性のある金融資産は主に現金からなる。サブ・ファンズの現金はルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に預け入れられている。サブ・ファンズは、フィーダー・ファンズまたはマスター・ファンドが債務を履行できない場合に信用リスクの影響を受ける。サブ・ファンズはマスター・ファンドの金融資産に関連する信用リスクにも間接的にさらされている。マスター・ファンドには、自らの取引相手の信用リスクがあり、決済不履行のリスクも負うことになる。マスター・ファンドは、サブ・ファンズの運用成績として、確定利付証券の発行体または保証人、あるいはデリバティブ契約の相手方当事者が適時に元本および／または利息の支払い、もしくは他の方法による債務の履行を行うことができない、またはこれに消極的である場合、損失を被る可能性がある。サブ・ファンズはマスター・ファンドの金融資産および融資契約に関連する信用リスクにも間接的にさらされている。

市場リスク、集中リスクおよび流動性リスク：

サブ・ファンズの活動は、金融市場の変動の影響を受ける。サブ・ファンズの市場リスクのエクスポージャーは、直接的に、またはマスター・ファンドのポジションを通じて、為替レートおよび市場のボラティリティを含む複数の要素によって算定される。マスター・ファンドの投資活動の結果、サブ・ファンズは、特定市場への投資の著しい集中および／または変動しやすく、流動性に欠ける個々の投資の影響を受けることがある。また、サブ・ファンズが行う投資は、譲渡性および売却に一定の制限が課される可能性がある。したがって、サブ・ファンズには、かかる投資における持分を希望時に即時に売却することができず、また、売却によって稼得する価格がサブ・ファンズの資産負債計算書に含まれているかかる投資の額を下回るリスクがある。

金利リスクは、金利の変動によって確定利付証券の価値が低下するリスクである。名目金利が上昇すると、マスター・ファンドが保有する特定の確定利付証券の価値は低下する傾向がある。デュレーションが長い確定利付証券は、金利の変動の影響をより強く受ける傾向があり、通常、デュレーションが短い証券よりも変動しやすい。

マスター・ファンドは外貨を保有し、かつ、外貨を扱い外貨によって収益を得る有価証券、および外貨エクスポージャーを提供するデリバティブに投資しているため、マスター・ファンドの基準通貨に応じてかかる通貨の価値が低下する、あるいはヘッジポジションの場合には、ヘッジされている通貨に応じてマスター・ファンドの基準通貨の価値が低下するリスクを負っている。外国為替レートは色々な理由によって短期間に著しく変動することがある。その結果、マスター・ファンドの外貨建証券への投資によって、マスター・ファンドの利益が減少してサブ・ファンズの利益が減少する可能性がある。

ヘッジ・ファンドの事業リスクおよび規制リスク：

サブ・ファンズの期間中に、法律、税金および規制に変更が生じる場合があり、サブ・ファンズは不利な影響を受ける可能性がある。ヘッジ・ファンドに関する規制環境は進化し続けており、ヘッジ・ファンドの規制の変更はサブ・ファンズが保有する投資の価値ならびにサブ・ファンズが規制の変更がなければ得ていたであろうレバレッジを得る、または取引戦略を追求する能力に不利な影響を及ぼす可能性がある。さらに、証券および先物市場は広範な法律、規制および委託証拠金の影響を受ける。規制当局および自主規制機関ならびに取引所は、市場危機に際して特別な措置を講じる権限を与えられている。デリバティブ取引および空売りならびにかかる取引を行うファンドの規制は、法律が進化しつつある分野であり、政府および管轄地の法的措置による修正の影響を受けやすい。将来の規制の変更がサブ・ファンズに及ぼす影響は、重大かつ不利なものとなる可能性がある。

為替予約：

サブ・ファンズ、フィーダー・ファンズおよびマスター・ファンドは、有価証券の予定取引の決済に関連して、投資戦略の一環として保有有価証券の一部または全部に関連する通貨エクスポージャーをヘッジする目的で、また、ヘッジ・クラスに関連して、かかるヘッジ・クラスの機能通貨以外の通貨エクスポージャーを維持する目的で、為替予約を締結している。これらのクラス特有の為替予約が成功する保証はない。

先渡為替予約は、売り手が特定の通貨を将来の特定日に受け渡すことに合意する、特定の通貨およびコモディティの遅延引渡に関する契約である。通貨およびコモディティの先渡契約に内在するリスクは、相手方当事者による契約条件の不履行ならびに公正価値および為替レートの変動である。

先物予約：

マスター・ファンドは証券市場あるいは金利または通貨価値の変動に対するエクスポージャーを管理する目的で先物予約を締結している。先物予約の利用に伴う主なリスクは、マスター・ファンドが保有する証券の市場価値の変動と先物予約の価格が不完全な相関関係にあること、および流動性の低い市場が生じる可能性である。

クレジット・デフォルト・スワップ：

マスター・ファンドはクレジット・デフォルト・スワップを締結している。クレジット・デフォルト・スワップの買い手は通常、売り手に対して契約期間にわたり定期的な支払いを行う代わりに、基礎となる参照債務に係る信用事由発生時に偶発的支払いを受ける。一般に、企業やソブリンの参照債務に係る信用事由とは、破産、不払い、債務弁済期日繰上げ、履行拒絶／支払猶予または組織再編を意味する。アセット・バック証券に係るクレジット・デフォルト・スワップの場合、元本の支払不履行、期限延長、格付けの引き下げまたは評価損などによって信用事由が発生することがある。信用事由が生じた場合、売り手は通常、買い手に対して支払いを行わなければならない、これは一般に参照債務の額面金額（名目元本総額）であるが、実際の支払額は契約額と担保の相殺を認める国際スワップデリバティブ協会（以下「ISDA」という。）の契約条項によって軽減されることがある。信用事由の発生後、この金額は、期待回収率、分離された担保、ならびにかかる相手方当事者と複数の取引を行っている場合には契約額の相殺によって減額されることがある。

偶発的支払いは、現金決済または参照債務の額面金額の支払いに代えて参照債務の引渡しにより行われる。マスター・ファンドが買い手であり、信用事由が発生しなかった場合、マスター・ファンドは投資を喪失し、回収方法はない。しかし、信用事由が発生した場合、買い手は通常、価値がほとんどない、またはまったくない参照債務の名目元本総額を受け取る。マスター・ファンドが売り手である場合、信用事由の発生がなければ通常、１ヵ月から５年の契約期間にわたり固定金利の利息を受け取る。信用事由が発生した場合、売り手は買い手に参照債務の名目元本総額を支払う。

マスター・ファンドが参照債務への投資を直接行っていた場合、クレジット・デフォルト・スワップに内在するリスクは高まる。一般的な市場リスクに加えて、クレジット・デフォルト・スワップには流動性リスクおよび相手方当事者の信用リスクがある。マスター・ファンドは財務の健全性の基準を満たしている相手方当事者とクレジット・デフォルト・スワップを締結している。また、買い手は、信用事由が発生しなければ投資を喪失し、回収方法はない。信用事由が発生した場合、売り手が受け取る参照債務の価値は、以前に受け取った定期的な支払いを加えても、買い手に支払う名目元本総額を下回る場合があり、結果として損失となることがある。

注記16 後発事象

本財務書類中で開示が求められる期末後の重要な事象はない。後発事象の評価は、本財務書類の発行日である2020年12月18日まで行われた。

注記17 重要事象

2019年12月に中国で発生し、その後、深刻度は異なるが他国（主に当初はアジアおよび欧州ならびに現時点では全世界）にまで拡大したCOVID-19は、世界の貿易および金融市場に大きな負の影響を及ぼしている。

世界の金融市場では、2020年2月中旬以降、ボラティリティの水準が大きく増加している。価格と市場流動性は大きく低下している。当該事象は依然として拡大しているため、確定的な影響は依然として不明である。

ファンドの運営に関わるすべての委任された当事者は、現在の状況下で正常な機能を発揮し続けることができるような事業継続計画が実施されていることを確認した。

サブ・ファンズの受託会社は、状況およびサブ・ファンドへの潜在的な影響を注意深く監視している。

本財務書類中で開示されている2020年7月31日現在の投資の評価は、当該日現在の経済状況を反映している。

【損益計算書】

サブ・ファンドの損益計算書については、「１ 財務諸表、（１）当年度の財務諸表、 貸借対照表」の項目に記載したサブ・ファンドの損益計算書を御参照下さい。

【投資有価証券明細表等】

サブ・ファンドの投資有価証券明細表については、「１ 財務諸表、（１）当年度の財務諸表、 貸借対照表」の項目に記載したサブ・ファンドの要約投資有価証券明細書を御参照下さい。

[次へ](#)

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

USD (BRL-HEDGED) PORTFOLIO

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES
AS AT JULY 31, 2020 (expressed in USD)

ASSETS

Investments in securities at fair value 11,442,164.58

Cost: USD 16,193,808.69

Cash and cash equivalents 29,793.14

Interest receivable 54.98

Receivable from units subscribed 100,750.43

Total Assets 11,572,763.13

LIABILITIES

Payable for units redeemed 76,608.40

Accrued liabilities 42,984.77

Total Liabilities 119,593.17

NET ASSETS 11,453,169.96

Net assets comprised of

Unitholder's capital 231,831,671.82

Retained earnings less accumulated distributions paid (220,378,501.86)

UNITS OUTSTANDING 1,140,219

NET ASSET VALUE PER UNIT 10.04

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

USD (BRL-HEDGED) PORTFOLIO

CONDENSED SCHEDULE OF INVESTMENTS

AS AT JULY 31, 2020 (expressed in USD)

Description	Units	Fair value (Note 3)	% of net assets
INVESTMENT IN FUNDS, AT FAIR VALUE			
Cayman Islands			
PIMCO CAYMAN EMERGING BOND FUND B CLASS D (BRL)	3,986,816.23	11,442,164.58	99.90%
		11,442,164.58	99.90%
TOTAL INVESTMENT IN FUNDS, AT FAIR VALUE (COST USD 16,193,808.69)		11,442,164.58	99.90%

USD (BRL-hedged) Portfolio's proportional share of investments owned by Emerging Bond Fund B Class D (BRL) representing greater than 5% of USD (BRL-hedged) Portfolio's net asset value are as follows:

Description	Units/ principal amount in local currency	Fair value (Note 3)	% of USD (BRL-hedged) Portfolio's net assets
PIMCO Cayman Emerging Bond Fund (M)	627,326.79	10,495,177.22	91.64%
US TREASURY BILL Coupon: 0% Maturity: 8/6/2020 - 10/22/2020	1,085,218.61	1,085,126.27	9.47%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

USD (BRL-HEDGED) PORTFOLIO

STATEMENT OF OPERATIONS FOR THE YEAR ENDED

JULY 31, 2020 (expressed in USD)

INVESTMENT INCOME

Interest income	731.06
	<u>731.06</u>

EXPENSES

Distribution fees	(79,907.33)
Investment and sub-investment manager's fees	(148,627.20)
Manager, Custodian and Administration fees	(19,935.62)
Professional fees	(87,393.79)
Registration fees and expenses	(1,908.79)
Sub-Manager fees	(3,987.11)
Trustee's fees	(10,028.40)
Unitholder service costs	(7,990.74)
	<u>(359,778.98)</u>
NET INVESTMENT INCOME	<u>(359,047.92)</u>

Realized and unrealized gain/(loss) on investments and foreign currency transactions

Net realized loss on investments	(5,480,275.82)
Net realized loss on foreign currency transactions	(250.87)
Net change in unrealized loss on investments	<u>221,273.07</u>
Net realized and unrealized loss on investments and foreign currency transactions	<u>(5,259,253.62)</u>
DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	<u>(5,618,301.54)</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

USD (BRL-HEDGED) PORTFOLIO

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS FOR THE YEAR

ENDED JULY 31, 2020 (expressed in USD)

NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	22,540,304.04
Increase/(decrease) in net assets from operations	
Net investment income	(359,047.92)
Net realized loss on investments	(5,480,275.82)
Net realized loss on foreign currency transactions	(250.87)
Net change in unrealized loss on investments	221,273.07
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(5,618,301.54)
Capital transactions	
Subscriptions (50,334 units)	730,018.30
Redemptions (117,150 units)	(1,418,804.44)
Distributions	(4,780,046.40)
DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF CAPITAL TRANSACTIONS	(5,468,832.54)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	11,453,169.96

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

AUD (BRL-HEDGED) PORTFOLIO

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES
AS AT JULY 31, 2020 (expressed in AUD)

ASSETS

Investments in securities at fair value	3,698,867.86
---	--------------

Cost: AUD 3,683,447.06	
------------------------	--

Cash and cash equivalents	12,922.51
---------------------------	-----------

Interest receivable	1.73
---------------------	------

Receivable from investment sold	244,542.87
---------------------------------	------------

Total Assets	3,956,334.97
--------------	--------------

LIABILITIES

Payable for units redeemed	235,960.00
----------------------------	------------

Accrued liabilities	40,494.48
---------------------	-----------

Total Liabilities	276,454.48
-------------------	------------

NET ASSETS	3,679,880.49
------------	--------------

Net assets comprised of

Unitholder's capital	99,000,604.77
----------------------	---------------

Retained earnings less accumulated distributions paid	(95,320,724.28)
---	-----------------

UNITS OUTSTANDING	267,433
-------------------	---------

NET ASSET VALUE PER UNIT	13.76
--------------------------	-------

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

AUD (BRL-HEDGED) PORTFOLIO

CONDENSED SCHEDULE OF INVESTMENTS

AS AT JULY 31, 2020 (expressed in AUD)

Description	Units	Fair value (Note 3)	% of net assets
INVESTMENT IN FUNDS, AT FAIR VALUE			
Cayman Islands			
PIMCO CAYMAN EMERGING BOND FUND B CLASS A (BRL)	1,021,786.15	3,698,867.86	100.52%
		3,698,867.86	100.52%
TOTAL INVESTMENT IN FUNDS, AT FAIR VALUE (COST AUD 3,683,447.06)		3,698,867.86	100.52%

AUD (BRL-hedged) Portfolio's proportional share of investments owned by Emerging Bond Fund B Class A (BRL) representing greater than 5% of AUD (BRL-hedged) Portfolio's net asset value are as follows:

Description	Units/ principal amount in local currency	Fair value (Note 3)	% of AUD (BRL-hedged) Portfolio's net assets
PIMCO Cayman Emerging Bond Fund (M)	144,862.99	3,392,738.62	92.20%
US TREASURY BILL Coupon: 0% Maturity: 8/6/2020 - 10/22/2020	250,599.87	350,784.91	9.53%

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

AUD (BRL-HEDGED) PORTFOLIO

STATEMENT OF OPERATIONS FOR THE YEAR ENDED

JULY 31, 2020 (expressed in AUD)

INVESTMENT INCOME

Interest income	41.41
	<u>41.41</u>

EXPENSES

Distribution fees	(28,514.81)
Investment and sub-investment manager's fees	(53,037.24)
Manager, Custodian and Administration fees	(7,119.21)
Professional fees	(65,551.73)
Registration fees and expenses	(2,816.47)
Sub-Manager fees	(1,423.82)
Trustee's fees	(14,860.78)
Unitholder service costs	(2,851.30)
	<u>(176,175.36)</u>
NET INVESTMENT INCOME	<u>(176,133.95)</u>

Realized and unrealized gain/(loss) on investments and foreign currency transactions

Net realized loss on investments	(1,278,732.54)
Net realized loss on foreign currency transactions	(275.05)
Net change in unrealized loss on investments	<u>(628,646.75)</u>
Net realized and unrealized loss on investments and foreign currency transactions	<u>(1,907,654.34)</u>
DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	<u>(2,083,788.29)</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

AUD (BRL-HEDGED) PORTFOLIO

STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS FOR THE YEAR

ENDED JULY 31, 2020 (expressed in AUD)

NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	7,986,846.18
Increase/(decrease) in net assets from operations	
Net investment income	(176,133.95)
Net realized loss on investments	(1,278,732.54)
Net realized loss on foreign currency transactions	(275.05)
Net change in unrealized loss on investments	(628,646.75)
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	(2,083,788.29)
Capital transactions	
Subscriptions (4,402 units)	99,076.64
Redemptions (39,637units)	(699,538.83)
Distributions	(1,622,715.21)
DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF CAPITAL TRANSACTIONS	(2,223,177.40)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	3,679,880.49

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2020

NOTE 1 ORGANIZATION

Each portfolio presented in this report (each a "Fund" and collectively, the "Funds") is a sub-trust of EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION, an Investment Fund administered under the Cayman Islands Mutual Funds Law (Revised). EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION is an exempted trust established under the laws of the Cayman Islands by a trust deed dated April 28, 2009 between FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited (formerly CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited), as trustee (the "Trustee") and Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (the "Manager").

The Funds presented in this report are listed as follows:

- USD Portfolio, expressed in United States dollars ("USD "),
- EUR Portfolio, expressed in Euro ("EUR "),
- AUD Portfolio, expressed in Australian dollars ("AUD "),
- ZAR Portfolio, expressed in South African rand ("ZAR "),
- USD (BRL-hedged) Portfolio, expressed in United States dollars ("USD "),
- AUD (BRL-hedged) Portfolio, expressed in Australian dollars ("AUD ").

The investment objective of each sub-trust is to seek the maximum total return, through investment in a particular Feeder Fund of the PIMCO Cayman Emerging Bond Fund (M) (the "Master Fund") by way of investments in the fixed income instruments of issuers that are economically tied to countries with emerging securities markets or derivatives of such securities. There is no guarantee that any such long term growth investment objective will be achieved. Each Fund invests solely in the following Feeder Funds (each a "Feeder Fund" and collectively the "Feeder Funds"):

- USD Portfolio - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund A - Class F (USD)
- EUR Portfolio - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund A - Class F (EUR)
- AUD Portfolio - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund B - Class F (AUD)
- ZAR Portfolio - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund B - Class F (ZAR)
- USD (BRL-hedged) Portfolio - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund B - Class D (BRL)
- AUD (BRL-hedged) Portfolio - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund B - Class A (BRL)

Each Feeder Fund invests substantially all its assets into the Master Fund. Refer to Note 3 for further details regarding the Master Fund.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2020 (CONTINUED)

NOTE 1 ORGANIZATION (CONTINUED)

The Manager has decided, upon consultation with the Trustee of the Funds, to extend the duration of each of the Funds by five years by changing the Funds' termination date from June 30, 2019 to June 30, 2024.

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

These financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, which require management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of income and expenses during the reporting period. Actual results could differ from the estimates included in the financial statements. The Funds are investment companies therefore apply the guidance in Accounting Standard Update 2013-08, "Financial Services - Investment Companies (Topic 946): Amendments to the Scope, Measurement and Disclosure Requirements". The following is a summary of the Funds' significant accounting policies.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash in current and call accounts.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT JULY 31, 2020 (CONTINUED)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

Investment valuation

The Funds have adopted Accounting Standards Update No. 2015-07, 'Fair Value Measurement (Topic 820): Disclosures for Investments in Certain Entities That Calculate Net Asset Value per Share (or Its Equivalent)'. As such, the fair value of the Funds' investments in underlying funds is measured using the net asset value per share/unit as a practical expedient. In cases where the Funds could in the normal course of business redeem their investment in the underlying fund, such investments are generally valued at the net asset valuations provided by the administrators or managers of those underlying funds, unless the Manager determines that such a valuation would not be the most appropriate indicator of fair value. In cases where the Funds are unable to redeem their investment in the underlying fund, such investments are also valued at the net asset valuations provided by the administrators or managers of those investment entities, provided that the underlying funds have calculated their net asset valuations in accordance with accounting measurement principles applicable to investment companies. In all other instances, the Funds' investments in underlying funds are fair valued, normally based upon an appropriately determined adjustment to the net asset value of the underlying funds. Although the Funds believe that such carrying values are the best estimate of fair value, there is a possibility that such valuations may differ significantly from the values that would have been used had ready markets existed, and the difference could be material.

Investment transactions and related investment income

Investment transactions are accounted for on the trade-date basis and presented using fund of fund accounting and disclosure guidance. Interest is recorded on the accrual basis. Realized gains and losses from private investment funds are determined using the first-in, first-out method and are reflected in the statement of operations. Changes in unrealized gain/(loss) on investments and foreign currency transactions are recognized in the statement of operations. Dividend income is recognized on an ex-dividend basis.

Dividend income received from underlying funds that are in excess of the underlying funds accumulated earnings are recorded as return of capital and a reduction to the cost of investments.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2020 (CONTINUED)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

Foreign currency translation

Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at rates of exchange prevailing at the date of the financial statements. Transactions in foreign currencies are translated at the rates of exchange prevailing on the date of the transaction. Exchange gains or losses are included in the statement of operations.

The Funds do not isolate that portion of gain and losses on underlying funds which is due to changes in foreign exchange rates from that which is due to changes in market prices of the investments. Such fluctuations are included with the net realized and unrealized gain and loss on investments in the statement of operations.

Expenses

Expenses are recorded on an accrual basis.

Taxation

Under Cayman Islands law, there are no income, withholding, or capital gains taxes payable by the Funds. Generally, the Funds intend to conduct their affairs so as not to be liable to taxation in any other jurisdiction.

The Fund is registered as an exempted trust under the laws of the Cayman Islands. In other jurisdictions, foreign tax may be withheld at the source on dividend and interest received by the Funds at various rates. The authoritative guidance on accounting for and disclosure of uncertainty in tax positions (Financial Accounting Standards Board-Accounting Standards Codification 740) requires management to determine whether a tax position of the Funds is more likely than not to be sustained upon examination, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. For tax positions meeting the more likely than not threshold, the tax amount recognized in the financial statements is reduced by the largest benefit that has a greater than fifty percent likelihood of being realized upon ultimate settlement with the relevant taxing authority. The Trustee has determined that there was no effect on the financial statements from this authoritative guidance.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2020 (CONTINUED)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

Receivables from investments sold and payables for investments purchased

Receivables from investments sold represents redemptions from underlying funds that had been recorded prior to July 31, 2020 for which cash proceeds had not been received, and redemption holdback amounts for which cash proceeds are withheld until completion of the underlying funds' annual audit. Payables for investments purchased represents subscriptions to underlying funds that had been recorded prior to July 31, 2020 for which cash proceeds had not been paid.

Receivables from units subscribed

Receivables from units subscribed represent amounts receivable from unitholders for subscriptions that had been processed prior to July 31, 2020, but for which cash had not been received.

Payable for units redeemed

Redemptions, whether expressed as reference currencies or units, are recognized as liabilities when each of the reference currencies and unit amounts requested in the redemption notice become fixed. As a result, redemptions paid after the end of the period, but based upon period-end net asset values, are reflected as payable for units redeemed.

NOTE 3 INVESTMENT IN UNDERLYING FUNDS

The Funds' investment portfolio at July 31, 2020 represents investments in the Feeder Funds which have been fair valued in accordance with the policies set out in Note 2 above. Since the shares of the Feeder Funds are not publicly traded, the Funds' ability to liquidate these investments will be subject to redemption restrictions provided for in the offering documents of the Feeder Funds and related subscription agreements entered into by the Funds. The Funds are able to redeem from the Feeder Funds on a daily basis. In addition, the Funds may be materially affected by the actions of other investors who have invested in the Feeder Funds and Master Fund.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2020 (CONTINUED)

NOTE 3 INVESTMENT IN UNDERLYING FUNDS (CONTINUED)

A portion of the securities held by the Master Fund may be illiquid. The ultimate amounts realized by the Master Fund from these illiquid positions may differ from the carrying amounts recorded at July 31, 2020 and the differences could be material. In addition, the level of illiquid positions in the Master Fund may impact the ability of the Funds to effectuate redemptions from the Feeder Funds in the ordinary course of business.

At July 31, 2020, each Fund invested solely in the Feeder Funds. The Feeder Funds invest substantially all their assets into the Master Fund.

The investment objective and strategy, liquidity terms and other investment terms for the Feeder Funds and Master Fund, as applicable, are as follows:

Incorporation and principle activities:

The Master Fund is a series trust of the PIMCO Cayman Trust, an Investment Fund registered under Cayman Islands Mutual Funds Law (Revised). PIMCO Cayman Trust is a unit trust established under the laws of the Cayman Islands. MaplesFS PCT Ltd, an Exempted Company incorporated in the Cayman Islands with Limited Liability is the trustee and Pacific Investment Management Company LLC ("PIMCO") is the investment adviser.

Investment objective and strategy - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund A - Class F (USD):

The investment objective of the Feeder Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The Feeder Fund seeks to achieve its investment objective by investing its assets in the Master Fund, a separate series trust of the PIMCO Cayman Trust, and does not generally invest directly in stocks or bonds of other issuers, except that the Feeder Fund may make temporary investments in liquid securities, repurchase agreements or other instruments for cash management purposes. The investment adviser of the Feeder Fund is PIMCO, who has been appointed as an investment adviser by the trustee of the Feeder Fund, with responsibility for investing the assets of the Feeder Fund. The Feeder Fund may not hedge currency exposure.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2020 (CONTINUED)

NOTE 3 INVESTMENT IN UNDERLYING FUNDS (CONTINUED)

Investment objective and strategy - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund A - Class F (EUR):

The investment objective of the Feeder Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The Feeder Fund seeks to achieve its investment objective by investing its assets in the Master Fund, a separate series trust of the PIMCO Cayman Trust, and does not generally invest directly in stocks or bonds of other issuers, except that the Feeder Fund may make temporary investments in liquid securities, repurchase agreements or other instruments for cash management purposes. The investment adviser of the Feeder Fund is PIMCO, who has been appointed as an investment adviser by the trustee of the Feeder Fund, with responsibility for investing the assets of the Feeder Fund. The Feeder Fund may hedge currency exposure against fluctuations of EUR versus US dollar in order to reduce the risk of loss. The Feeder Fund will normally seek to be 95% to 105% hedged to the EUR. There can be no assurance that the classes will be hedged at all times or that PIMCO will be successful at employing the hedge.

Investment objective and strategy - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund B - Class F (AUD):

The investment objective of the Feeder Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The Feeder Fund seeks to achieve its investment objective by investing its assets in the Master Fund, a separate series trust of the PIMCO Cayman Trust, and does not generally invest directly in stocks or bonds of other issuers, except that the Feeder Fund may make temporary investments in liquid securities, repurchase agreements or other instruments for cash management purposes. The investment adviser of the Feeder Fund is PIMCO, who has been appointed as an investment adviser by the trustee of the Feeder Fund, with responsibility for investing the assets of the Feeder Fund. The Feeder Fund may hedge currency exposure against fluctuations of AUD versus US dollar in order to reduce the risk of loss. The Feeder Fund will normally seek to be 95% to 105% hedged to the AUD. There can be no assurance that the classes will be hedged at all times or that PIMCO will be successful at employing the hedge.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2020 (CONTINUED)

NOTE 3 INVESTMENT IN UNDERLYING FUNDS (CONTINUED)

Investment objective and strategy - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund B - Class F (ZAR):

The investment objective of the Feeder Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The Feeder Fund seeks to achieve its investment objective by investing its assets in the Master Fund, a separate series trust of the PIMCO Cayman Trust, and does not generally invest directly in stocks or bonds of other issuers, except that the Feeder Fund may make temporary investments in liquid securities, repurchase agreements or other instruments for cash management purposes. The investment adviser of the Feeder Fund is PIMCO, who has been appointed as an investment adviser by the trustee of the Feeder Fund, with responsibility for investing the assets of the Feeder Fund. The Feeder Fund may hedge currency exposure against fluctuations of ZAR versus US dollar in order to reduce the risk of loss. The Feeder Fund will normally seek to be 95% to 105% hedged to the ZAR. There can be no assurance that the classes will be hedged at all times or that PIMCO will be successful at employing the hedge.

Investment objective and strategy - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund B - Class D (BRL):

The investment objective of the Feeder Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The Feeder Fund seeks to achieve its investment objective by investing its assets in the Master Fund, a separate series trust of the PIMCO Cayman Trust, and does not generally invest directly in stocks or bonds of other issuers, except that the Feeder Fund may make temporary investments in liquid securities, repurchase agreements or other instruments for cash management purposes. The investment adviser of the Feeder Fund is PIMCO, who has been appointed as an investment adviser by the trustee of the Feeder Fund, with responsibility for investing the assets of the Feeder Fund. The Feeder Fund may hedge currency exposure against fluctuations of the Brazilian Real (the "BRL") versus US dollar. In this context, BRL is referred to as a "Hedging Reference Currency" of the Feeder Fund. For that purpose, the Feeder Fund will normally seek to be 95% to 105% exposed to the BRL. Therefore the USD (BRL-hedged) Portfolio will seek to reflect the currency exposure of the fluctuations of the BRL versus US dollar. There can be no assurance that the Feeder Fund will be hedged at all times, that PIMCO will be successful at employing the hedge, or that the USD (BRL-hedged) Portfolio will have such an exposure at all times.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2020 (CONTINUED)

NOTE 3 INVESTMENT IN UNDERLYING FUNDS (CONTINUED)

Investment objective and strategy - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund B - Class A (BRL):

The investment objective of the Feeder Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The Feeder Fund seeks to achieve its investment objective by investing its assets in the Master Fund, a separate series trust of the PIMCO Cayman Trust, and does not generally invest directly in stocks or bonds of other issuers, except that the Feeder Fund may make temporary investments in liquid securities, repurchase agreements or other instruments for cash management purposes. The investment adviser of the Feeder Fund is PIMCO, who has been appointed as an investment adviser by the trustee of the Feeder Fund, with responsibility for investing the assets of the Feeder Fund. The Feeder Fund may hedge currency exposure against fluctuations of the Brazilian Real (the "BRL") versus the US dollar. In this context, BRL is referred to as a "Hedging Reference Currency" of the Feeder Fund. For that purpose, the Feeder Fund will normally seek to be 95% to 105% exposed to the BRL. The AUD (BRL-hedged) Portfolio is denominated in AUD, therefore the AUD (BRL-hedged) Portfolio will seek to reflect the currency exposure of the fluctuations of the BRL versus Australian dollar. There can be no assurance that the Feeder Fund will be hedged at all times, that PIMCO will be successful at employing the hedge, or that the AUD (BRL-hedged) Portfolio will have such an exposure at all times.

Investment objective and strategy - Master Fund:

The investment objective of the Master Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The benchmark index of the Master Fund is the JPMorgan Emerging Markets Bond Index Global Diversified. The Master Fund seeks to achieve its investment objective by investing under normal circumstances at least 80% of its net assets in fixed income instruments of issuers that are economically tied to countries with emerging securities markets or related derivatives on such securities. PIMCO has broad discretion to identify and invest in countries that it considers to qualify as emerging securities markets. However, the investment adviser generally considers an emerging securities market to be one located in any country that is defined as an emerging or developing economy by the World Bank or its related organizations or the United Nations or its authorities, or if the country is considered an emerging market country for purposes of constructing emerging market indices.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2020 (CONTINUED)

NOTE 3 INVESTMENT IN UNDERLYING FUNDS (CONTINUED)

The fixed income instruments in which the Master Fund invests includes, among other securities:

- securities issued or guaranteed by governments, their agencies, authorities or subdivisions, and government-sponsored enterprises;
- commercial paper;
- mortgage-backed securities that have durations of one year or less;
- inflation-indexed bonds issued by governments;
- bank certificates of deposit, fixed time deposits and bankers' acceptances;
- repurchase agreements and reverse repurchase agreements; and
- obligations of international agencies or supranational entities.

The Master Fund invests without limit in securities denominated in non-U.S. currencies and securities of non-U.S. issuers; provided that, the Master Fund may invest no more than 5% of its total assets in the local currency denominated bonds of any country with developing (or "emerging market") economies.

The Master Fund will normally seek to hedge its non-U.S. dollar exposure to the U.S. dollar to reduce the risk of loss due to fluctuations in exchange rates. There can be no assurance that the Master Fund will be hedged at all times or that PIMCO will be successful at employing the hedge.

It is anticipated that the average portfolio duration of the Master Fund will normally vary within a three-to-eight year time frame based on PIMCO's forecast for interest rates. The Master Fund intends to invest only in securities that are rated at least Caa by Moody's Investors Service, Inc., or equivalently rated by Standard and Poor's Ratings Service or Fitch Ratings or another nationally recognized statistical rating organization, or if unrated, determined by PIMCO to be of comparable quality. The Master Fund intends to maintain a minimum average credit quality of B. The Master Fund is not required to sell a security in the event such security is downgraded below the minimum investment quality outlined above, provided that such security met the Master Fund's minimum quality standard at the time of purchase.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2020 (CONTINUED)

NOTE 3 INVESTMENT IN UNDERLYING FUNDS (CONTINUED)

The Master Fund may, but is not required to, invest in derivative instruments, such as options contracts, futures contracts, options on futures contracts, swap agreements (including, but not limited to, long and short credit default swaps and forward swap spread locks), and options on swap agreements; provided that, the Master Fund may not invest in non-U.S. dollar denominated interest rate swaps, and further provided that, under normal circumstances, the Master Fund may only invest up to 10% of its net assets in credit default swaps. The Master Fund may lend its portfolio securities to brokers, dealers and other financial institutions to earn income. The Master Fund may seek to obtain market exposure to the instruments in which it primarily invests by entering into a series of purchase and sale contracts or by using other investment techniques (such as buy backs or dollar rolls).

Accounting policies:

The Feeder Funds and Master Fund, all investment companies, apply the guidance in Accounting Standards Update 2013-08 'Financial Services- Investment Companies (Topic 946)'.

Fees:

There are no significant fees incurred by the Feeder Funds and Master Fund.

Liquidity terms:

Units of the Feeder Funds and Master Fund may be repurchased daily, which is each day that the New York Stock Exchange is open for trading.

Distributions:

The Master Fund and Feeder Funds intend to declare and pay dividends on a monthly basis. Distributions may be declared and distributed only upon the authorization of PIMCO and such authorization may be withheld at PIMCO's discretion.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2020 (CONTINUED)

NOTE 4 UNIT CAPITAL

As of July 31, 2020, each Fund had only one unitholder, Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities, Co., Ltd., a related party to the Manager.

Subscriptions of units

USD Portfolio:

The issue price for the initial issue of units is USD 100 per unit. The minimum initial subscription amount is 1 Unit or such other amount as the Trustee may determine, subject to an absolute minimum of USD 100.

EUR Portfolio:

The issue price for the initial issue of units is EUR 100 per unit. The minimum initial subscription amount is 1 Unit or such other amount as the Trustee may determine, subject to an absolute minimum of EUR 100.

AUD Portfolio:

The issue price for the initial issue of units is AUD 100 per unit. The minimum initial subscription amount is 1 Unit or such other amount as the Trustee may determine, subject to an absolute minimum of AUD 100.

ZAR Portfolio:

The issue price for the initial issue of units is ZAR 1,000 per unit. The minimum initial subscription amount is 1 Unit or such other amount as the Trustee may determine, subject to an absolute minimum of ZAR 1,000.

USD (BRL-hedged) Portfolio:

The issue price for the initial issue of units is USD 100 per unit. The minimum initial subscription amount is 1 Unit or such other amount as the Trustee may determine, subject to an absolute minimum of USD 100.

AUD (BRL-hedged) Portfolio:

The issue price for the initial issue of units is AUD 100 per unit. The minimum initial subscription amount is 1 Unit or such other amount as the Trustee may determine, subject to an absolute minimum of AUD 100.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2020 (CONTINUED)

NOTE 4 UNIT CAPITAL (CONTINUED)

Redemptions of units

Unitholders may request the repurchase of their units on any dealing day, which is generally every business day. The Repurchase Price is the net asset value per unit of the relevant Fund less any third party charges or withholding taxes if applicable calculated on the applicable valuation day, which is generally the business day following the dealing day.

Distributions to Unitholders

The Manager may, at its discretion, declare distributions on the 20th day of every month (or if that date is not a business day then on the next following Business Day) out of net investment income, net realised and unrealised capital gains and capital available for distribution.

Distributions shall be made to Unitholders within five (5) Business Days from (and including) the declaration of distribution.

The declaration of dividends to Unitholders reduces the Funds' Net Asset Value per Unit without any corresponding change in the number of Units per Unitholder. This results in a Unitholder's overall investment in the Fund being reduced. In addition, any distributions paid during a year which are in excess of the Funds' accumulated net increase in net assets resulting from operations results in a portion of the distributions being a return of capital.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT JULY 31, 2020 (CONTINUED)

NOTE 5 ACCRUED LIABILITIES

	USD Portfolio	EUR Portfolio	AUD Portfolio
	USD	EUR	AUD
Manager, administration and custodian fees	2,840.01	385.88	1,777.20
Distribution fees	11,371.12	1,525.87	7,259.21
Investment and sub-investment manager's fees	21,184.17	2,837.89	12,951.31
Other fees	4,435.12	3,070.79	5,321.82
Professional fees	22,903.86	16,107.44	33,863.77
Sub-manager fees	568.11	76.40	355.64
Trustee's fees	866.48	723.60	1,190.39
TOTAL	64,168.87	24,727.87	62,719.34

	ZAR Portfolio	USD (BRL-hedged)	AUD (BRL-hedged)
	ZAR	USD	AUD
Manager, administration and custodian fees	27,255.70	1,200.26	415.76
Distribution fees	109,018.22	4,884.01	1,664.89
Investment and sub-investment Manager's fees	203,896.15	9,083.92	2,979.88
Other fees	68,888.80	3,800.12	4,762.29
Professional fees	402,225.11	22,903.86	29,398.13
Sub-manager fees	5,451.25	240.03	83.14
Trustee's fees	14,423.25	872.57	1,190.39
TOTAL	831,158.48	42,984.77	40,494.48

NOTE 6 INVESTMENT MANAGER'S FEE

The investment manager's fee applicable to each Fund is 0.34% per annum of the net asset value of the Fund. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 7 SUB-INVESTMENT MANAGER'S FEE

The sub-investment manager fee applicable to each Fund is 0.59% per annum of the net asset value of the Fund. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2020 (CONTINUED)

NOTE 8 TRUSTEE'S FEES

The Trustee is entitled to receive for its own account the amount of the Trustee's Fees. Such fees accrue daily and are payable quarterly in arrears. The Trustee's Fees applicable to each Fund are 0.01% per annum of the Net Asset Value of such Fund, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum per Fund. In addition, the Trustee is entitled to receive from each Fund certain transaction fees and all out-of-pocket expenses and disbursements incurred in the administration of each Fund.

NOTE 9 MANAGER, CUSTODIAN AND ADMINISTRATION FEES

The fees to be paid to the Manager, Custodian and Administrator are 0.125% per annum of the average quarterly Net Asset Value of the Fund. In addition, the Manager, Custodian or Administrator, as the case may be, is entitled to receive from each Fund certain transaction fees and all out-of-pocket expenses and disbursements incurred in the administration of each Fund.

NOTE 10 DISTRIBUTION FEES

The Distributor fee applicable to each Fund is 0.50% per annum of the Net Asset Value of the Fund. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

The Agent company fee applicable to each Fund is 0.05% per annum of the Net Asset Value of the Fund. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 11 SUB-MANAGER FEES

The Sub-Manager is entitled to receive a fee of 0.025% per annum of the average Net Asset Value of the Fund, calculated on each valuation day and payable quarterly in arrears.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2020 (CONTINUED)

NOTE 12 EXCHANGE RATES

Applicable currency exchange rates as at July 31, 2020 are as follows:

1 USD= 1.394408 AUD

1 USD= 0.845666 EUR

1 USD= 17.028750 ZAR

Source for those exchange rates is Reuters.

NOTE 13 FINANCIAL HIGHLIGHTS

Financial highlights for the year ended July 31, 2020 are as follows:

	USD	EUR	AUD	ZAR	USD (BRL-hedged)	AUD (BRL-hedged)
	Portfolio	Portfolio	Portfolio	Portfolio	Portfolio	Portfolio
NAV at beginning of the year	93.33	67.37	53.72	788.69	18.67	26.39
Income/(loss) from investment operations:						
Net investment income/(loss) (1)	3.18	0.63	1.25	57.43	(0.30)	(0.60)
Net realized and unrealized gain/(loss)	(1.47)	(1.75)	(1.81)	(29.92)	(4.33)	(6.51)
Total gain/(loss) from operations	1.71	(1.12)	(0.56)	27.51	(4.63)	(7.11)
Less distributions	(5.96)	(6.52)	(9.92)	(110.40)	(4.00)	(5.52)
NAV at the end of the year	89.08	59.73	43.24	705.80	10.04	13.76
Total return	2.14%	(1.41%)	(0.56%)	4.18%	(27.06%)	(30.61%)
Ratios to average net assets:						
Total expenses	1.91%	2.67%	2.16%	2.06%	2.26%	3.10%
Net investment Income/(loss)	3.60%	1.02%	2.68%	7.90%	(2.25%)	(3.10%)

(1): Calculated using average units outstanding during the year.

NOTE 14 COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

In the normal course of business, the Trustee on behalf of the Funds enters into contracts that contain a variety of warranties and which provide general indemnifications. The Trustee's maximum exposure in its capacity as Trustee of the Funds, under these arrangements is unknown, as this would involve future claims that may be made against the Trustee that have not yet occurred. However, based on experience, management expects the risk of loss to be remote.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2020 (CONTINUED)

NOTE 15 FINANCIAL INSTRUMENTS AND RISKS

The Funds' investment activities expose it to the various types and degrees of risk, which are associated with the financial instruments, and markets in which they invest.

Credit risk:

Financial assets which potentially expose the Funds to credit risk consist principally of cash. The Funds' cash is placed with Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. The Funds are subject to credit risk should the Feeder Funds or Master Fund be unable to fulfill their obligations. The Funds are also indirectly exposed to credit risk associated with the financial assets of the Master Fund. The Master Fund is exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. The Master Fund, and as a result the Funds, could lose money if the issuer or guarantor of a fixed income security, or the counterparty to a derivative contract, is unable or unwilling to make timely principal and/or interest payments, or to otherwise honor its obligations. The Funds are also indirectly exposed to credit risk associated with the financial assets and financing agreements of the Master Fund.

Market, concentration and liquidity risk:

The Funds' activities expose it to financial market fluctuations. The Funds' exposure to market risk either directly or via the positions taken by the Master Fund, is determined by a number of factors, including currency exchange rates and market volatility. The investment activity of the Master Fund may result in the Funds being exposed to significant concentration of investments in markets and/or individual investments which may be both volatile and illiquid. Investments that the Funds make could also be subject to specific restrictions on transferability and disposal. Consequently, risks exist that the Funds might not be able to readily dispose of its holdings in such investments when it chooses and also that the price attained on a disposal is below the amount at which such investments are included in the Funds' statement of assets and liabilities.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2020 (CONTINUED)

NOTE 15 FINANCIAL INSTRUMENTS AND RISKS (CONTINUED)

Market, concentration and liquidity risk: (continued)

Interest rate risk is the risk that fixed income securities will decline in value because of changes in interest rates. As nominal interest rates rise, the value of certain fixed income securities held by the Master Fund are likely to decrease. Fixed income securities with longer durations tend to be more sensitive to changes in interest rates, usually making them more volatile than securities with shorter durations.

The Master Fund holds foreign currencies and invests in securities that trade in, and receive revenues in, foreign currencies, and derivatives that provide exposure to foreign currencies and is subject to the risk that those currencies will decline in value relative to the base currency of the Master Fund, or, in the case of hedging positions, that the Master Fund's base currency will decline in value relative to the currency being hedged. Currency rates in foreign countries may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons. As a result, the Master Fund's investments in foreign currency denominated securities may reduce the returns of the Master Fund, and as a result, the returns of the Funds.

Business and Regulatory Risks of Hedge Funds:

Legal, tax and regulatory changes could occur during the term of the Funds that may adversely affect the Funds. The regulatory environment for hedge funds is evolving, and changes in the regulation of hedge funds may adversely affect the value of investments held by the Funds and the ability of the Funds to obtain the leverage they might otherwise obtain or to pursue its trading strategies. In addition, securities and futures markets are subject to comprehensive statutes, regulations and margin requirements. Regulators and self-regulatory organizations and exchanges are authorized to take extraordinary actions in the event of market emergencies. The regulation of derivative transactions and short selling and funds that engage in such transactions is an evolving area of law and is subject to modification by government and judicial actions. The effect of any future regulatory change on the Funds could be substantial and adverse.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT JULY 31, 2020 (CONTINUED)

NOTE 15 FINANCIAL INSTRUMENTS AND RISKS (CONTINUED)

Foreign Currency Contracts:

The Funds, Feeder Funds and Master Fund enter into foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities and to hedge the currency exposure associated with some or all of their securities as a part of the investment strategy, or in connection with a hedged class, to leave such hedged class with an exposure to currencies other than the functional currency. There can be no guarantee that these class specific foreign currency contracts will be successful.

Forward currency contracts are agreements for delayed delivery of specific currencies and commodities in which the seller agrees to make delivery at a specified future date of specified currencies. Risks associated with forward currency and commodities contracts are the inability of counterparties to meet the terms of their contracts and movements in fair value and exchange rates.

Futures Contracts:

The Master Fund enters into futures contracts to manage its exposure to the securities markets or to movements in interest rates, or currency values. The primary risks associated with the use of futures contracts are the imperfect correlation between the change in market value of the securities held by the Master Fund and the prices of futures contracts and the possibility of an illiquid market.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2020 (CONTINUED)

NOTE 15 FINANCIAL INSTRUMENTS AND RISKS (CONTINUED)

Credit Default Swaps:

The Master Fund enters into credit default swaps. The buyer of a credit default swap is generally obligated to pay the seller a periodic stream of payments over the term of the contract in return for a contingent payment upon the occurrence of a credit event with respect to an underlying reference obligation. Generally, a credit event for corporate or sovereign reference obligations means bankruptcy, failure to pay, obligation acceleration, repudiation/moratorium or restructuring. For credit default swaps on asset-backed securities, a credit event may be triggered by events such as failure to pay principal, maturity extension, rating downgrade or write down. If a credit event occurs, the seller typically must pay the contingent payment to the buyer, which is typically the par value (full notional value) of the reference obligation, though the actual payment may be mitigated by terms of the International Swaps and Derivatives Association (" ISDA ") agreement, allowing for netting arrangements and collateral. After a credit event occurs, this amount may be reduced by anticipated recovery rates, segregated collateral and netting arrangements that may incorporate multiple transactions with a given counterparty.

The contingent payment may be a cash settlement or a physical delivery of the reference obligation in return for payment of the face amount of the obligation. If the Master Fund is a buyer and no credit event occurs, the Master Fund may lose its investment and recover nothing. However, if a credit event occurs, the buyer typically receives full notional value for a reference obligation that may have little or no value. As a seller, the Master Fund receives a fixed rate of income throughout the term of the contract, which typically is between one month and five years, provided that no credit event occurs. If a credit event occurs, the seller may pay the buyer the full notional value of the reference obligation.

Credit default swaps involve greater risks than if the Master Fund had invested in the reference obligation directly. In addition to general market risks, credit default swaps are subject to liquidity risk and counterparty credit risk. The Master Fund enters into credit default swaps with counterparties meeting defined criteria for financial strength. A buyer also may lose its investment and recover nothing should a credit event not occur. If a credit event did occur, the value of the reference obligation received by the seller, coupled with the periodic payments previously received, may be less than the full notional value it pays to the buyer, resulting in a loss of value.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2020 (CONTINUED)

NOTE 16 SUBSEQUENT EVENTS

There has been no significant events after year end which require disclosure in financial statements.

Subsequent events have been evaluated through December 18, 2020 which is the date the financial statements were issued.

NOTE 17 SIGNIFICANT EVENTS

The COVID-19 outbreak that originated in China in December 2019 and subsequently extended to other countries (mostly in Asia and Europe initially and worldwide at this point) with different degrees of severity is having a large negative impact on the world trade and financial markets.

Since the mid-end of February 2020 worldwide financial markets have experienced a significant increase in the level of volatility. Prices and market liquidity have severely declined. As events are still unfolding the definitive impact is still unclear.

All delegated parties involved in the running of the fund have confirmed that they have business continuity plans in place which allow them to continue performing their functions with normality under current circumstances.

The Trustee of the Funds is carefully monitoring the situation as well as its potential impacts on the Fund.

The valuation of investments as at July 31, 2020 as disclosed in the financial statements reflects the economic conditions in existence at the date.

[次へ](#)

< 参考 >

当ファンドは、ピムコ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドＢを通じてピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（Ｍ）に投資します。資産負債計算書の資産の部に計上された投資有価証券は、ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドＢの受益証券です。

ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（Ｍ）の状況は次の通りです。

ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（Ｍ）の状況

同投資信託は、ケイマンの法律に基づき設立された外国投資信託です。同投資信託は、2020年２月29日に計算期間が終了し、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立監査法人により財務書類の監査を受けております。同投資信託の資産負債計算書および投資有価証券明細表等は、ピムコジャパンリミテッドより入手した原文を管理会社が抜粋したものが翻訳されております。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

[次へ](#)

資産負債計算書

2020年２月29日現在

	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（Ｍ）	
	千米ドル （受益証券１口当 りの金額を除く）	百万円 （受益証券１口当 りの金額を除く）
資産：		
投資、時価評価額		
投資有価証券*	645,716	67,083
関係会社に対する投資	0	0
金融デリバティブ商品		
取引所取引または中央清算	868	90
店頭取引	4,352	452
現金	0	0
取引相手への預け金	1,968	204
外貨、時価評価額	896	93
投資売却未収金	13,895	1,444
関係会社に対する投資売却未収金	0	0
ＴＢＡ投資売却未収金	0	0
ファンド受益証券販売未収金	819	85
未収利息および／または未収配当金	9,516	989
その他の資産	0	0
	678,030	70,441
負債：		
借入金およびその他の金融取引		
逆現先取引契約に係る未払金	38,030	3,951
空売りに係る未払金	3,065	318
金融デリバティブ商品		
取引所取引または中央清算	191	20
店頭取引	1,916	199
投資購入未払金	1,423	148
関係会社に対する投資購入未払金	0	0
延渡し基準の投資購入未払金	0	0
ＴＢＡ投資購入未払金	0	0
未払利息	4	0
取引相手からの預り金	3,460	359
ファンド受益証券買戻未払金	9,832	1,021
未払税金	0	0
	57,921	6,017
純資産	620,109	64,423
投資有価証券原価	647,230	67,241
関係会社に対する投資原価	0	0
保有外貨原価	912	95
空売りに係る受領額	2,996	311
金融デリバティブ商品の原価純額またはプレミアム純額	2,189	227
* 次の現先取引契約を含む：	19,800	2,057

ピムコ ケイマン
エマージング ボンド ファンド (M)

	千米ドル (受益証券1口当た りの金額を除く)	百万円 (受益証券1口当た りの金額を除く)
純資産:	620,109	64,423
A (ブラジルリアル)	該当なし	該当なし
D (ブラジルリアル)	該当なし	該当なし
F (豪ドル)	該当なし	該当なし
F (ユーロ)	該当なし	該当なし
F (米ドル)	該当なし	該当なし
F (南アフリカランド)	該当なし	該当なし
J (豪ドル)	該当なし	該当なし
J (ブラジルリアル)	該当なし	該当なし
J (中国人民元)	該当なし	該当なし
J (ユーロ)	該当なし	該当なし
J (インドネシアルピア)	該当なし	該当なし
J (日本円)	該当なし	該当なし
J (トルコリラ)	該当なし	該当なし
J (米ドル)	該当なし	該当なし
J (南アフリカランド)	該当なし	該当なし
日本円	該当なし	該当なし
日本円ヘッジ	該当なし	該当なし
発行済受益証券口数:	36,845千口	
A (ブラジルリアル)	該当なし	
D (ブラジルリアル)	該当なし	
F (豪ドル)	該当なし	
F (ユーロ)	該当なし	
F (米ドル)	該当なし	
F (南アフリカランド)	該当なし	
J (豪ドル)	該当なし	
J (ブラジルリアル)	該当なし	
J (中国人民元)	該当なし	
J (ユーロ)	該当なし	
J (インドネシアルピア)	該当なし	
J (日本円)	該当なし	
J (トルコリラ)	該当なし	
J (米ドル)	該当なし	
J (南アフリカランド)	該当なし	
日本円	該当なし	
日本円ヘッジ	該当なし	

ピムコ ケイマン
エマージング ボンド ファンド（Ｍ）

千米ドル (受益証券１口当 りの金額を除く)	百万円 (受益証券１口当 りの金額を除く)
------------------------------	-----------------------------

発行済受益証券１口当たり純資産価格および買戻価格：

（機能通貨による表示）	16.83米ドル	1,748円
A（ブラジルレアル）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（NAV通貨による表示）	該当なし	該当なし
D（ブラジルレアル）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
F（豪ドル）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（NAV通貨による表示）	該当なし	該当なし
F（ユーロ）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（NAV通貨による表示）	該当なし	該当なし
F（米ドル）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
F（南アフリカランド）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（NAV通貨による表示）	該当なし	該当なし
J（豪ドル）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（NAV通貨による表示）	該当なし	該当なし
J（ブラジルレアル）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（NAV通貨による表示）	該当なし	該当なし
J（中国人民元）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（NAV通貨による表示）	該当なし	該当なし
J（ユーロ）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（NAV通貨による表示）	該当なし	該当なし
J（インドネシアルピア）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（NAV通貨による表示）	該当なし	該当なし
J（日本円）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（NAV通貨による表示）	該当なし	該当なし
J（トルコリラ）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（NAV通貨による表示）	該当なし	該当なし

ピムコ ケイマン
エマージング ボンド ファンド（Ｍ）

	千米ドル	百万円
	（受益証券１口当 りの金額を除く）	（受益証券１口当 りの金額を除く）

Ｊ（米ドル）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（ＮＡＶ通貨による表示）	該当なし	該当なし
Ｊ（南アフリカランド）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（ＮＡＶ通貨による表示）	該当なし	該当なし
日本円		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（ＮＡＶ通貨による表示）	該当なし	該当なし
日本円ヘッジ		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（ＮＡＶ通貨による表示）	該当なし	該当なし

千未満の数値は四捨五入により残高が０と表示されることがある。

[次へ](#)

投資有価証券明細表
 ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド (M)
 (2020年2月29日現在)

	額面金額 (単位:千)	時価 (単位:千)		額面金額 (単位:千)	時価 (単位:千)
INVESTMENTS IN SECURITIES 104.1%			SOVEREIGN ISSUES 0.3%		
ANGOLA 0.4%			Republic of Azerbaijan International Bond		
SOVEREIGN ISSUES 0.4%			4.750% due 03/18/2024	\$ 1,500	\$ 1,607
Angolan Government International Bond			Total Azerbaijan (Cost \$11,704)		12,901
8.250% due 05/09/2028	\$ 500	\$ 515			
9.125% due 11/26/2049	1,100	1,090	BAHAMAS 0.7%		
9.500% due 11/12/2025	600	671	SOVEREIGN ISSUES 0.7%		
Total Angola (Cost \$2,302)		2,276	Bahamas Government International Bond		
			6.000% due 11/21/2028	4,050	4,608
ARGENTINA 2.3%			Total Bahamas (Cost \$4,050)		4,608
CORPORATE BONDS & NOTES 0.0%					
YPF S.A.			BAHRAIN 0.4%		
52.992% due 03/04/2021	ARS 6,650	103	SOVEREIGN ISSUES 0.4%		
			Bahrain Government International Bond		
SOVEREIGN ISSUES 2.3%			5.625% due 09/30/2031	2,400	2,495
Argentina Government International Bond			Total Bahrain (Cost \$2,448)		2,495
3.380% due 12/31/2038	EUR 2,000	865			
3.750% due 12/31/2038	\$ 1,700	690	BRAZIL 3.7%		
5.000% due 01/15/2027	EUR 10,400	4,544	CORPORATE BONDS & NOTES 2.5%		
6.250% due 11/09/2047	2,100	901	Centrais Eletricas Brasileiras S.A.		
7.125% due 06/28/2117	\$ 500	202	4.625% due 02/04/2030	900	911
7.820% due 12/31/2033	EUR 3,303	1,859			
			Petrobras Global Finance BV		
Argentina Treasury Bills			5.093% due 01/15/2030	13,574	14,541
37.342% due 04/03/2022	ARS 4,490	40			15,452
Argentine Bonos del Tesoro			SOVEREIGN ISSUES 1.2%		
15.500% due 10/17/2026	1,650	10	Brazil Government International Bond		
			4.750% due 01/14/2050	7,300	7,736
Autonomous City of Buenos Aires Argentina			Total Brazil (Cost \$20,419)		23,188
38.279% due 01/23/2022	10,340	120			
			CAMEROON 0.2%		
Bonos de la Nacion Argentina con Ajuste por CER			SOVEREIGN ISSUES 0.2%		
4.000% due 03/06/2020 (a)	28,610	652	Republic of Cameroon International Bond		
			9.500% due 11/19/2025	1,100	1,238
Provincia de Buenos Aires			Total Cameroon (Cost \$1,163)		1,238
38.284% due 04/12/2025	115,710	862			
			CAYMAN ISLANDS 2.1%		
Provincia de Entre Rios Argentina			CORPORATE BONDS & NOTES 1.9%		
8.750% due 02/08/2025	\$ 3,300	2,096	Bioceanico Sovereign Certificate Ltd.		
			0.000% due 06/05/2034	2,900	2,117
Provincia de la Rioja					
9.750% due 02/24/2025	3,100	1,364	Interoceanica IV Finance Ltd.		
		14,205	0.000% due 11/30/2025	693	650
Total Argentina (Cost \$30,696)		14,308			
			Interoceanica V Finance Ltd.		
ARMENIA 0.1%			0.000% due 05/15/2030	2,500	2,080
SOVEREIGN ISSUES 0.1%					
Armenia Government International Bond			Peru Enhanced Pass-Through Finance Ltd.		
3.950% due 09/26/2029	800	814	0.000% due 06/02/2025	4,238	3,931
Total Armenia (Cost \$784)		814			
			QNB Finance Ltd.		
AZERBAIJAN 2.1%			3.500% due 03/28/2024	2,800	2,938
CORPORATE BONDS & NOTES 1.8%					11,716
Southern Gas Corridor CJSC			SOVEREIGN ISSUES 0.2%		
6.875% due 03/24/2026	6,500	7,774	KSA Sukuk Ltd.		
			4.303% due 01/19/2029	1,000	1,132
State Oil Company of the Azerbaijan Republic			Total Cayman Islands (Cost \$11,626)		12,848
4.750% due 03/13/2023	3,340	3,520			
		11,294			

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
CHILE 2.5%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.8%		
Banco del Estado de Chile		
2.704% due 01/09/2025	\$ 500	\$ 506
Corp. Nacional del Cobre de Chile		
3.150% due 01/14/2030	400	410
3.700% due 01/30/2050	400	406
4.250% due 07/17/2042 (f)	5,400	5,933
4.500% due 08/01/2047	300	345
4.875% due 11/04/2044 (f)	3,100	3,724
		<u>11,324</u>
SOVEREIGN ISSUES 0.7%		
Chile Government International Bond		
1.250% due 01/29/2040 EUR	3,500	3,932
Total Chile (Cost \$13,347)		<u>15,256</u>
CHINA 2.0%		
CORPORATE BONDS & NOTES 2.0%		
China Construction Bank Corp.		
3.875% due 05/13/2025 (b)	\$ 900	903
CNAC HK Finbridge Co. Ltd.		
4.625% due 03/14/2023	4,900	5,238
Minmetals Bounteous Finance BVI Ltd.		
3.125% due 07/27/2021	400	406
4.200% due 07/27/2026	200	222
Sinopec Group Overseas Development 2017 Ltd.		
2.500% due 09/13/2022 (f)	4,400	4,485
Sinopec Group Overseas Development 2018 Ltd.		
3.680% due 08/08/2049	900	1,040
Total China (Cost \$11,676)		<u>12,294</u>
COLOMBIA 2.1%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.7%		
Ecopetrol S.A.		
5.875% due 05/28/2045	7,400	8,868
7.375% due 09/18/2043	1,300	1,780
		<u>10,648</u>
SOVEREIGN ISSUES 0.4%		
Colombia Government International Bond		
7.375% due 09/18/2037	1,650	2,433
Total Colombia (Cost \$10,136)		<u>13,081</u>
COSTA RICA 0.8%		
SOVEREIGN ISSUES 0.8%		
Costa Rica Government International Bond		
5.625% due 04/30/2043	4,400	3,964
6.125% due 02/19/2031	900	930
7.158% due 03/12/2045	200	209
Total Costa Rica (Cost \$4,538)		<u>5,103</u>
DOMINICAN REPUBLIC 4.4%		
SOVEREIGN ISSUES 4.4%		
Dominican Republic International Bond		
5.500% due 01/27/2025	3,600	3,876
5.950% due 01/25/2027	11,000	12,063
6.000% due 07/19/2028	2,800	3,102
6.400% due 06/05/2049	3,200	3,399
6.850% due 01/27/2045	200	224
6.875% due 01/29/2026	2,700	3,079
10.750% due 08/11/2028 DOP	70,500	1,369
10.875% due 01/14/2026	11,000	213
Total Dominican Republic (Cost \$25,769)		<u>27,325</u>

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
ECUADOR 1.4%		
SOVEREIGN ISSUES 1.4%		
Ecuador Government International Bond		
7.875% due 01/23/2028	\$ 900	\$ 637
8.750% due 06/02/2023	2,500	1,969
9.500% due 03/27/2030	1,000	728
9.625% due 06/02/2027	2,100	1,562
10.750% due 03/28/2022	4,300	3,570
10.750% due 01/31/2029	200	152
Total Ecuador (Cost \$10,778)		<u>8,618</u>
EGYPT 2.6%		
SOVEREIGN ISSUES 2.6%		
Egypt Government International Bond		
4.750% due 04/11/2025 EUR	1,000	1,136
4.750% due 04/16/2026	4,700	5,341
5.625% due 04/16/2030	1,000	1,105
6.125% due 01/31/2022	\$ 400	414
6.375% due 04/11/2031 EUR	5,700	6,533
7.053% due 01/15/2032	\$ 200	204
7.903% due 02/21/2048	1,200	1,219
Total Egypt (Cost \$16,639)		<u>15,952</u>
EL SALVADOR 1.1%		
SOVEREIGN ISSUES 1.1%		
El Salvador Government International Bond		
7.125% due 01/20/2050	1,600	1,687
7.625% due 02/01/2041	3,030	3,408
8.250% due 04/10/2032	1,590	1,908
Total El Salvador (Cost \$7,089)		<u>7,003</u>
GHANA 1.9%		
SOVEREIGN ISSUES 1.9%		
Republic of Ghana Government Bonds		
20.750% due 01/16/2023 GHS	5,500	1,022
Republic of Ghana International Bond		
6.375% due 02/11/2027	\$ 900	895
8.125% due 01/18/2026	1,200	1,314
8.125% due 03/26/2032	1,800	1,835
8.750% due 03/11/2061	2,300	2,284
8.950% due 03/26/2051	4,100	4,159
Total Ghana (Cost \$11,334)		<u>11,509</u>
GUATEMALA 1.4%		
SOVEREIGN ISSUES 1.4%		
Guatemala Government Bond		
4.875% due 02/13/2028	1,000	1,083
4.900% due 06/01/2030	600	651
5.750% due 06/06/2022	2,400	2,560
6.125% due 06/01/2050	3,600	4,341
Total Guatemala (Cost \$7,667)		<u>8,635</u>
HONG KONG 0.2%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.2%		
Huarong Finance 2019 Co. Ltd.		
2.808% due 02/24/2023	1,300	1,300
Total Hong Kong (Cost \$1,300)		<u>1,300</u>
INDIA 1.0%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.8%		
Indian Railway Finance Corp. Ltd.		
3.249% due 02/13/2030	500	501
3.950% due 02/13/2050	300	311
NTPC Ltd.		
3.750% due 04/03/2024	2,500	2,617

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)		額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
State Bank of India			SOVEREIGN ISSUES 0.4%		
4.000% due 01/24/2022	\$ 1,578	\$ 1,633	Jamaica Government International Bond		
		<u>5,062</u>	7.875% due 07/28/2045	\$ 1,900	\$ 2,586
			Total Jamaica (Cost \$2,500)		<u>3,215</u>
SOVEREIGN ISSUES 0.2%			JORDAN 0.5%		
Export - Import Bank of India			SOVEREIGN ISSUES 0.5%		
3.250% due 01/15/2030	1,200	<u>1,215</u>	Jordan Government International Bond		
Total India (Cost \$6,067)		<u>6,277</u>	5.750% due 01/31/2027	3,000	<u>3,177</u>
INDONESIA 4.2%			Total Jordan (Cost \$2,813)		<u>3,177</u>
CORPORATE BONDS & NOTES 3.7%			KAZAKHSTAN 0.6%		
Bank Rakyat Indonesia Persero Tbk PT			CORPORATE BONDS & NOTES 0.6%		
3.950% due 03/28/2024	2,200	2,312	KazMunayGas National Co. JSC		
Indonesia Asahan Aluminium Persero PT			5.375% due 04/24/2030	2,300	2,682
5.710% due 11/15/2023	900	995	5.750% due 04/19/2047	900	<u>1,104</u>
Pelabuhan Indonesia III Persero PT			Total Kazakhstan (Cost \$3,376)		<u>3,786</u>
4.875% due 10/01/2024	3,400	3,708	KENYA 0.4%		
Pertamina Persero PT			SOVEREIGN ISSUES 0.4%		
4.175% due 01/21/2050	200	201	Kenya Government International Bond		
6.450% due 05/30/2044	2,400	3,205	6.875% due 06/24/2024	2,200	2,355
6.500% due 11/07/2048	3,400	4,639	7.250% due 02/28/2028	200	213
Perusahaan Listrik Negara PT			8.000% due 05/22/2032	200	<u>217</u>
5.250% due 10/24/2042	6,400	7,558	Total Kenya (Cost \$2,737)		<u>2,785</u>
6.150% due 05/21/2048	400	<u>520</u>	LUXEMBOURG 3.7%		
		<u>23,138</u>	CORPORATE BONDS & NOTES 3.7%		
SOVEREIGN ISSUES 0.5%			Gazprom Neft OAO Via GPN Capital S.A.		
Indonesia Government International Bond			4.375% due 09/19/2022	9,100	9,476
5.125% due 01/15/2045	600	749	Gazprom PJSC Via Gaz Capital S.A.		
Perusahaan Penerbit SBSN Indonesia III			4.950% due 03/23/2027	1,700	1,881
3.400% due 03/29/2022	2,400	<u>2,459</u>	5.150% due 02/11/2026	7,500	8,313
		<u>3,208</u>	8.625% due 04/28/2034	1,400	2,082
Total Indonesia (Cost \$22,216)		<u>26,346</u>	Sberbank of Russia Via SB Capital S.A.		
IRELAND 0.5%			5.125% due 10/29/2022	300	316
CORPORATE BONDS & NOTES 0.5%			6.125% due 02/07/2022	800	<u>853</u>
Vnesheconombank Via VEB Finance PLC			Total Luxembourg (Cost \$21,038)		<u>22,921</u>
5.942% due 11/21/2023	700	768	MALAYSIA 0.0%		
6.902% due 07/09/2020	2,100	<u>2,126</u>	CORPORATE BONDS & NOTES 0.0%		
Total Ireland (Cost \$2,752)		<u>2,894</u>	Petronas Capital Ltd.		
ISRAEL 0.7%			4.500% due 03/18/2045	100	<u>131</u>
CORPORATE BONDS & NOTES 0.0%			Total Malaysia (Cost \$99)		<u>131</u>
Israel Electric Corp. Ltd.			MARSHALL ISLANDS 0.0%		
5.000% due 11/12/2024	300	<u>335</u>	CORPORATE BONDS & NOTES 0.0%		
SOVEREIGN ISSUES 0.7%			Nakilat, Inc.		
Israel Government International Bond			6.267% due 12/31/2033	76	<u>90</u>
3.375% due 01/15/2050	3,900	<u>4,258</u>	Total Marshall Islands (Cost \$90)		<u>90</u>
Total Israel (Cost \$4,133)		<u>4,593</u>	MAURITIUS 0.2%		
IVORY COAST 0.2%			CORPORATE BONDS & NOTES 0.2%		
SOVEREIGN ISSUES 0.2%			Greenko Solar Mauritius Ltd.		
Ivory Coast Government International Bond			5.950% due 07/29/2026	1,300	<u>1,319</u>
5.250% due 03/22/2030	EUR 1,100	<u>1,235</u>	Total Mauritius (Cost \$1,299)		<u>1,319</u>
Total Ivory Coast (Cost \$1,374)		<u>1,235</u>			
JAMAICA 0.5%					
CORPORATE BONDS & NOTES 0.1%					
TransJamaican Highway Ltd.					
5.750% due 10/10/2036	\$ 600	<u>629</u>			

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
MEXICO 4.7%		
CORPORATE BONDS & NOTES 3.6%		
Petroleos Mexicanos		
5.950% due 01/28/2031	\$ 1,200	\$ 1,170
6.350% due 02/12/2048	936	873
6.490% due 01/23/2027	5,083	5,331
6.500% due 03/13/2027	1,000	1,052
6.625% due 06/15/2035	2,150	2,158
6.625% due 06/15/2038	4,400	4,314
6.840% due 01/23/2030	3,100	3,242
6.950% due 01/28/2060	3,560	3,431
7.690% due 01/23/2050	700	732
		<u>22,303</u>
SOVEREIGN ISSUES 1.1%		
Mexico Government International Bond		
3.250% due 04/16/2030	400	412
5.750% due 10/12/2110	5,000	6,317
		<u>6,729</u>
Total Mexico (Cost \$26,854)		<u>29,032</u>
MONGOLIA 1.7%		
SOVEREIGN ISSUES 1.7%		
Mongolia Government International Bond		
5.125% due 12/05/2022	8,515	8,526
5.625% due 05/01/2023	400	403
8.750% due 03/09/2024	1,400	1,559
Total Mongolia (Cost \$10,450)		<u>10,488</u>
NAMIBIA 0.2%		
SOVEREIGN ISSUES 0.2%		
Namibia Government International Bond		
5.250% due 10/29/2025	1,000	1,032
Total Namibia (Cost \$994)		<u>1,032</u>
NETHERLANDS 0.7%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.7%		
Kazakhstan Temir Zholy Finance BV		
6.950% due 07/10/2042	3,330	4,645
Total Netherlands (Cost \$3,908)		<u>4,645</u>
NIGERIA 3.4%		
SOVEREIGN ISSUES 3.4%		
Nigeria Government International Bond		
6.375% due 07/12/2023	9,200	9,805
6.500% due 11/28/2027	300	299
6.750% due 01/28/2021	200	206
7.143% due 02/23/2030	4,700	4,674
7.625% due 11/21/2025	1,600	1,757
7.875% due 02/16/2032	400	404
8.747% due 01/21/2031	3,400	3,698
Total Nigeria (Cost \$19,927)		<u>20,843</u>
OMAN 3.8%		
SOVEREIGN ISSUES 3.8%		
Oman Government International Bond		
4.125% due 01/17/2023	900	909
4.875% due 02/01/2025	1,100	1,109
5.375% due 03/08/2027	5,000	4,995
6.000% due 08/01/2029	6,700	6,761
6.500% due 03/08/2047	3,300	3,098
Oman Sovereign Sukuk SAOC		
4.397% due 06/01/2024	5,100	5,188
5.932% due 10/31/2025	1,200	1,294
Total Oman (Cost \$22,904)		<u>23,354</u>

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
PAKISTAN 0.5%		
SOVEREIGN ISSUES 0.5%		
Pakistan Government International Bond		
6.875% due 12/05/2027	\$ 1,000	\$ 1,055
Third Pakistan International Sukuk Co. Ltd.		
5.500% due 10/13/2021	1,500	1,535
5.625% due 12/05/2022	600	620
Total Pakistan (Cost \$3,035)		<u>3,210</u>
PANAMA 2.1%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.2%		
Aeropuerto Internacional de Tocumen S.A.		
6.000% due 11/18/2048	1,000	1,273
SOVEREIGN ISSUES 1.9%		
Panama Government International Bond		
8.125% due 04/28/2034	4,400	6,441
9.375% due 01/16/2023	4,500	5,484
		<u>11,925</u>
Total Panama (Cost \$10,681)		<u>13,198</u>
PARAGUAY 1.0%		
SOVEREIGN ISSUES 1.0%		
Paraguay Government International Bond		
5.400% due 03/30/2050	1,600	1,930
6.100% due 08/11/2044	3,100	3,994
Total Paraguay (Cost \$4,946)		<u>5,924</u>
PERU 1.8%		
SOVEREIGN ISSUES 1.8%		
Fondo MIVIVIENDA S.A.		
3.500% due 01/31/2023	7,000	7,213
Peru Government International Bond		
5.350% due 08/12/2040	PEN 9,400	2,799
6.550% due 03/14/2037	\$ 705	1,072
Total Peru (Cost \$10,630)		<u>11,084</u>
QATAR 0.8%		
SOVEREIGN ISSUES 0.8%		
Qatar Government International Bond (f)		
4.000% due 03/14/2029	2,000	2,268
4.817% due 03/14/2049	2,000	2,555
Total Qatar (Cost \$3,994)		<u>4,823</u>
ROMANIA 0.9%		
SOVEREIGN ISSUES 0.9%		
Romania Government International Bond		
2.375% due 04/19/2027	EUR 2,000	2,424
4.625% due 04/03/2049	2,500	3,448
Total Romania (Cost \$5,314)		<u>5,872</u>
RUSSIA 4.4%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.4%		
SCF Capital Designated Activity Co.		
5.375% due 06/16/2023	\$ 2,400	2,575
SOVEREIGN ISSUES 4.0%		
Russia Government International Bond		
4.375% due 03/21/2029	2,800	3,116
5.100% due 03/28/2035	8,600	10,367
6.000% due 10/06/2027	RUB 205,200	3,025
7.250% due 05/10/2034	238,600	3,781
7.650% due 04/10/2030	286,700	4,664
		<u>24,953</u>
Total Russia (Cost \$25,836)		<u>27,528</u>

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
SAUDI ARABIA 2.4%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.1%		
Saudi Arabian Oil Co.		
2.875% due 04/16/2024	\$ 400	\$ 411
SOVEREIGN ISSUES 2.3%		
Saudi Government International Bond		
3.750% due 01/21/2055	3,200	3,252
4.375% due 04/16/2029 (f)	7,600	8,673
4.500% due 10/26/2046	2,000	2,299
		14,224
Total Saudi Arabia (Cost \$13,532)		14,635
SENEGAL 0.5%		
SOVEREIGN ISSUES 0.5%		
Senegal Government International Bond		
4.750% due 03/13/2028	EUR 2,100	2,404
6.250% due 05/23/2033	\$ 200	210
6.750% due 03/13/2048	400	402
Total Senegal (Cost \$3,206)		3,016
SERBIA 0.9%		
SOVEREIGN ISSUES 0.9%		
Serbia Government International Bond		
1.500% due 06/26/2029	EUR 4,900	5,551
Total Serbia (Cost \$5,545)		5,551
SINGAPORE 0.8%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.8%		
BOC Aviation Ltd. (f)		
2.750% due 09/18/2022	\$ 2,000	2,039
4.000% due 01/25/2024	2,850	3,055
Total Singapore (Cost \$4,836)		5,094
SOUTH AFRICA 3.6%		
CORPORATE BONDS & NOTES 2.0%		
Eskom Holdings SOC Ltd.		
5.750% due 01/26/2021	6,000	6,017
6.350% due 08/10/2028	3,500	3,726
6.750% due 08/06/2023	2,600	2,606
		12,349
SOVEREIGN ISSUES 1.6%		
South Africa Government International Bond		
4.850% due 09/30/2029	3,100	3,121
5.375% due 07/24/2044	1,400	1,336
5.750% due 09/30/2049	3,700	3,540
6.300% due 06/22/2048	2,000	2,100
		10,097
Total South Africa (Cost \$22,651)		22,446
SRI LANKA 3.3%		
SOVEREIGN ISSUES 3.3%		
Sri Lanka Government International Bond		
6.200% due 05/11/2027	2,700	2,471
6.250% due 10/04/2020	9,500	9,583
6.250% due 07/27/2021	8,315	8,463
Total Sri Lanka (Cost \$20,552)		20,517
TANZANIA 0.1%		
SOVEREIGN ISSUES 0.1%		
Tanzania Government International Bond		
7.989% due 03/09/2020	889	896
Total Tanzania (Cost \$889)		896

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
TRINIDAD AND TOBAGO 0.1%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.1%		
Trinidad Petroleum Holdings Ltd.		
6.000% due 05/08/2022	\$ 358	\$ 362
Total Trinidad and Tobago (Cost \$361)		362
TUNISIA 0.2%		
SOVEREIGN ISSUES 0.2%		
Banque Centrale de Tunisie International Bond		
3.280% due 08/09/2027	/ 200,000	1,526
Total Tunisia (Cost \$1,870)		1,526
TURKEY 5.2%		
SOVEREIGN ISSUES 5.2%		
Export Credit Bank of Turkey		
5.375% due 10/24/2023	2,600	2,544
8.250% due 01/24/2024	5,100	5,403
Turkey Government International Bond		
3.250% due 03/23/2023	2,300	2,191
5.750% due 03/22/2024	2,300	2,319
5.750% due 05/11/2047	6,000	5,117
6.125% due 10/24/2028	1,900	1,880
6.350% due 08/10/2024	4,400	4,523
6.750% due 05/30/2040	1,600	1,558
7.250% due 12/23/2023	3,100	3,291
7.250% due 03/05/2038	1,500	1,553
7.625% due 04/26/2029	1,500	1,608
Total Turkey (Cost \$32,234)		31,987
UKRAINE 5.2%		
SOVEREIGN ISSUES 5.2%		
Ukraine Government International Bond		
0.000% due 05/31/2040	4,100	4,065
6.750% due 06/20/2026	EUR 900	1,114
7.375% due 09/25/2032	\$ 3,800	4,084
7.750% due 09/01/2020	4,600	4,686
7.750% due 09/01/2021	11,400	12,025
7.750% due 09/01/2022	600	647
7.750% due 09/01/2023	2,300	2,496
7.750% due 09/01/2024	600	652
7.750% due 09/01/2027	2,400	2,630
Total Ukraine (Cost \$29,387)		32,399
UNITED ARAB EMIRATES 1.4%		
CORPORATE BONDS & NOTES 1.4%		
Abu Dhabi Crude Oil Pipeline LLC		
3.650% due 11/02/2029 (f)	7,200	7,868
DP World PLC		
5.625% due 09/25/2048	900	1,011
Total United Arab Emirates (Cost \$7,809)		8,879
UNITED KINGDOM 0.8%		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.5%		
State Savings Bank of Ukraine Via SSB #1 PLC		
9.375% due 03/10/2023	781	816
Ukraine Railways Via Rail Capital Markets PLC		
8.250% due 07/09/2024	2,400	2,558
		3,374
SOVEREIGN ISSUES 0.3%		
Ukreximbank Via Biz Finance PLC		
9.625% due 04/27/2022	1,729	1,818
Total United Kingdom (Cost \$4,955)		5,192

	額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)		額面金額 (単位：千)	時価 (単位：千)
UNITED STATES 1.5%			Bank of Nova Scotia		
CORPORATE BONDS & NOTES 0.1%			0.920% due 03/02/2020	CAD 7	\$ 5
Rutas 2 & 7 Finance Ltd.			1.100% due 03/02/2020	\$ 15	15
0.000% due 09/30/2036	\$ 1,000	\$ 701			
			BNP Paribas Bank		
U.S. TREASURY OBLIGATIONS 1.4%			6.500% due 03/02/2020	ZAR 5	0
U.S. Treasury Bonds					
2.375% due 05/15/2029	7,500	8,325	Brown Brothers Harriman & Co.		
Total United States (Cost \$8,309)		9,026	(0.260%) due 03/02/2020	/ 2	0
			6.500% due 03/02/2020	ZAR 1	0
URUGUAY 2.4%					
SOVEREIGN ISSUES 2.4%			Citibank N.A.		
Uruguay Government International Bond			1.100% due 03/02/2020	\$ 31	31
4.975% due 04/20/2055	5,300	6,590			
7.625% due 03/21/2036	2,290	3,538	DBS Bank Ltd.		
7.875% due 01/15/2033	2,940	4,521	1.100% due 03/02/2020	7	7
Total Uruguay (Cost \$12,639)		14,649			
			HSBC Bank PLC		
VENEZUELA 1.0%			(0.680%) due 03/02/2020	EUR 0	1
CORPORATE BONDS & NOTES 0.4%					
Petroleos de Venezuela S.A.			JPMorgan Chase Bank N.A.		
5.500% due 04/12/2037 (c)	20,990	2,204	1.100% due 03/02/2020	\$ 63	63
SOVEREIGN ISSUES 0.6%			MUFG Bank Ltd.		
Venezuela Government International Bond (c)			(0.260%) due 03/02/2020	/ 285	3
7.000% due 03/31/2038	10,900	1,689			
7.650% due 04/21/2025	8,215	1,273	Sumitomo Mitsui Banking Corp.		
9.250% due 09/15/2027	4,520	701	(0.260%) due 03/02/2020	768	7
11.950% due 08/05/2031	340	53	1.100% due 03/02/2020	\$ 107	107
		3,716			
Total Venezuela (Cost \$29,412)		5,920	Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.		
			(0.260%) due 03/02/2020	/ 2,316	23
ZAMBIA 0.5%			0.330% due 03/02/2020	GBP 18	22
SOVEREIGN ISSUES 0.5%			1.100% due 03/02/2020	\$ 50	50
Zambia Government International Bond					341
5.375% due 09/20/2022	2,600	1,723			
8.500% due 04/14/2024	200	132	ARGENTINA TREASURY BILLS 0.0% (d)		
8.970% due 07/30/2027	1,600	1,055	34.521% due 04/30/2020	ARS 1,393	16
Total Zambia (Cost \$3,454)		2,910	Total Short-Term Instruments		20,157
			(Cost \$20,157)		
SHORT-TERM INSTRUMENTS 3.3%					
REPURCHASE AGREEMENTS (e) 3.2%		19,800	Total Investments in Securities 104.1%	\$ 645,716	
			(Cost \$647,230)		
TIME DEPOSITS 0.1%			Financial Derivative		
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.			Instruments (g)(i) 0.5%		3,113
1.100% due 03/02/2020	7	7	(Cost or Premiums, net \$2,189)		
			Other Assets and Liabilities, net (4.6%)		(28,720)
			Net Assets 100.0%	\$ 620,109	

[次へ](#)

NOTES TO SCHEDULE OF INVESTMENTS (AMOUNTS IN THOUSANDS*, EXCEPT NUMBER OF CONTRACTS):

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

(a) Principal amount of security is adjusted for inflation.

(b) Contingent convertible security.

(c) Security is in default.

(d) Coupon represents a yield to maturity.

BORROWINGS AND OTHER FINANCING TRANSACTIONS

(e) REPURCHASE AGREEMENTS:

取引相手	貸出金利	決済日	満期日	元本金額	担保	受入担保 (時価評価額)	現先取引 (時価評価額)	現先取引に 係る未収金 ⁽¹⁾
NOM	1.640%	02/28/2020	03/02/2020	\$ 19,800	U.S. Treasury Notes 2.875% due 05/15/2028	\$ (20,331)	\$ 19,800	\$ 19,803
Total Repurchase Agreements						\$ (20,331)	\$ 19,800	\$ 19,803

REVERSE REPURCHASE AGREEMENTS:

取引相手	借入金利	借入日	満期日	借入額 ⁽²⁾	逆現先取引に係る未払金
BPS	1.900%	02/11/2020	03/18/2020	\$ (14,869)	\$ (14,884)
BPS	1.930%	01/28/2020	03/05/2020	(7,411)	(7,424)
BPS	1.930%	02/25/2020	03/03/2020	(6,292)	(6,294)
BPS	1.930%	03/03/2020	03/05/2020	(3,483)	(3,483)
BPS	1.950%	01/28/2020	03/05/2020	(4,251)	(4,259)
SCX	1.880%	02/25/2020	03/30/2020	(1,686)	(1,686)
Total Reverse Repurchase Agreements					\$ (38,030)

CERTAIN TRANSFERS ACCOUNTED FOR AS SECURED BORROWINGS

	逆現先取引の契約満期までの残存期間				合計
	翌日物および 継続	30日まで	31日から90日	90日超	
Reverse Repurchase Agreements					
Non - U.S. Corporate Debt	\$ 0	\$ (28,278)	\$ 0	\$ 0	\$ (28,278)
Non-U.S. Government Debt	0	(6,269)	0	0	(6,269)
Total Reverse Repurchase Agreements	\$ 0	\$ (34,547)	\$ 0	\$ 0	\$ (34,547)
Total Borrowings	\$ 0	\$ (34,547)	\$ 0	\$ 0	\$ (34,547)
Payable for Reverse Repurchase Agreements ⁽³⁾					(34,547)

SHORT SALES:

取引相手	銘柄	クーポン	満期日	元本金額	受領額	空売りに係る 未払金 ⁽⁴⁾
BPS	U.S. Treasury Bonds	3.000%	08/15/2048	\$ 2,350	\$ (2,996)	\$ (3,065)
Total Short Sales					\$ (2,996)	\$ (3,065)

BORROWINGS AND OTHER FINANCING TRANSACTIONS SUMMARY

The following is a summary by counterparty of the market value of Borrowings and Other Financing Transactions and collateral pledged/(received) as of February 29, 2020:

(f) Securities with an aggregate market value of \$33,640 have been pledged as collateral under the terms of the following master agreements as of February 29, 2020.

取引相手	現先取引 に係る未収金	逆現先取引 に係る未払金	買戻し条件付 売買取引に係る 未払金	空売り に係る未払金	借入金および その他の 金融取引合計	差入/ (受入)担保	エクスポ ージャー 純額 ⁽⁵⁾
Global/Master Repurchase Agreement							
BPS	\$ 0	\$ (36,344)	\$ 0	\$ 0	\$ (36,344)	\$ 31,068	\$ (5,276)
NOM	19,803	0	0	0	19,803	(20,331)	(528)
SCX	0	(1,686)	0	0	(1,686)	1,712	26
Master Securities Forward Transactions Agreement							
BPS	0	0	0	(3,065)	(3,065)	0	(3,065)
Total Borrowings and Other Financing Transactions	\$ 19,803	\$ (38,030)	\$ 0	\$ (3,065)			

(1) Includes accrued interest.

(2) The average amount of borrowings outstanding during the period ended February 29, 2020 was \$10,793 at a weighted average interest rate of 1.731%. Average borrowings may include sale-buyback transactions and reverse repurchase agreements, if held during the period.

(3) Unsettled reverse repurchase agreements liability of \$(3,483) is outstanding at period end.

(4) Includes \$4 of interest payable on short sales.

(5) Net exposure represents the net receivable/(payable) that would be due from/to the counterparty in the event of default. Exposure from borrowings and other financing transactions can only be netted across transactions governed under the same master agreement with the same legal entity. See Note 8, Master Netting Arrangements, in the Notes to Financial Statements for more information regarding master netting arrangements.

(g) FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS: EXCHANGE-TRADED OR CENTRALLY CLEARED

FUTURES CONTRACTS:

銘柄	種類	限月	契約数	未実現 評価益/(損)	変動証拠金	
					資産	負債
U.S. Treasury 2-Year Note June Futures	Short	06/2020	63	\$ (105)	\$ 0	\$ (49)
U.S. Treasury 5-Year Note June Futures	Long	06/2020	102	242	97	0
U.S. Treasury 10-Year Note June Futures	Long	06/2020	275	481	391	0
U.S. Treasury 30-Year Bond June Futures	Short	06/2020	13	(65)	0	(56)
Total Futures Contracts				\$ 553	\$ 488	\$ (105)

SWAP AGREEMENTS:

INTEREST RATE SWAPS

変動金利の 支払/受取	変動金利インデックス	固定金利	満期日	想定元本	時価	未実現 評価益/(損)	変動証拠金	
							資産	負債
Pay ⁽¹⁾	3-Month USD-LIBOR	2.600%	03/16/2021	\$ 44,700	\$ 677	\$ 718	\$ 86	\$ 0
Receive ⁽¹⁾	3-Month USD-LIBOR	2.643%	03/16/2022	44,700	(813)	(849)	0	(86)
Pay	3-Month USD-LIBOR	1.500%	06/21/2027	24,600	827	2,695	294	0
Total Swap Agreements					\$ 691	\$ 2,564	\$ 380	\$ (86)

FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS: EXCHANGE-TRADED OR CENTRALLY CLEARED SUMMARY

The following is a summary of the market value and variation margin of Exchange-Traded or Centrally Cleared Financial Derivative Instruments as of February 29, 2020:

- (h) Cash of \$1,398 has been pledged as collateral for exchange-traded and centrally cleared financial derivative instruments as of February 29, 2020. See Note 8, Master Netting Arrangements, in the Notes to Financial Statements for more information regarding master netting arrangements.

	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債			
	時価	未収変動証拠金		合計	時価	未払変動証拠金		合計
	買建 オプション	先物	スワップ 契約		売建 オプション	先物	スワップ 契約	
Total Exchange-Traded or Centrally Cleared	\$ 0	\$ 488	\$ 380	\$ 868	\$ 0	\$ (105)	\$ (86)	\$ (191)

- (1) This instrument has a forward starting effective date. See Note 2, Securities Transactions and Investment Income, in the Notes to Financial Statements for further information.

(i) FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS: OVER THE COUNTER

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS:

取引相手	決済月	受渡し通貨		受取通貨	未実現評価益 / (損)	
					資産	負債
BOA	03/2020	EUR	45,171	\$ 49,878	\$ 260	\$ 0
BPS	03/2020	\$	402	EUR 364	0	(2)
BPS	03/2020		13,881	PEN 46,323	0	(485)
BRC	03/2020		1,217	JPY 133,939	25	0
BRC	04/2020	JPY	133,939	\$ 1,219	0	(25)
CBK	03/2020	PEN	48,564	14,431	379	0
CBK	03/2020	\$	49,180	EUR 44,960	207	0
CBK	03/2020		14,280	PEN 48,564	0	(229)
CBK	04/2020	EUR	40,394	\$ 44,284	0	(171)
CBK	05/2020	PEN	48,564	14,244	230	0
GLM	04/2020	RUB	560,633	9,057	776	0
HUS	03/2020		88,734	1,381	63	0
JPM	03/2020	EUR	153	170	1	0
JPM	03/2020	RUB	208,674	3,272	174	0
JPM	03/2020	\$	2,240	RUB 142,745	0	(120)
TOR	03/2020	JPY	133,939	\$ 1,230	0	(12)
Total Forward Foreign Currency Contracts					\$ 2,115	\$ (1,044)

SWAP AGREEMENTS:

CREDIT DEFAULT SWAPS ON CORPORATE, SOVEREIGN, AND U.S. MUNICIPAL ISSUES - BUY PROTECTION⁽¹⁾

取引相手	参照債券	固定金利 の（支払）	満期日	2020年２月 29日時点の インプライド・クレ ジット・ス プレッド ⁽³⁾	想定元本 ⁽⁴⁾	プレミアム 支払額／ （受領額）	未実現評価益／ （損）	スワップ契約 （時価評価額）	
								資産	負債
BOA	Colombia Government International Bond	(1.000%)	06/20/2024	0.968%	\$ 200	\$ 0	\$ 0	\$ 0	0
BPS	Russia Government International Bond	(1.000%)	06/20/2023	0.669%	4,800	127	(188)	0	(61)
BPS	Russia Government International Bond	(1.000%)	06/20/2024	0.826%	2,100	7	(26)	0	(19)
BPS	Turkey Government International Bond	(1.000%)	12/20/2024	3.750%	1,200	147	(8)	139	0
BRC	Russia Government International Bond	(1.000%)	06/20/2024	0.826%	3,100	14	(43)	0	(29)
CBK	Russia Government International Bond	(1.000%)	06/20/2024	0.826%	1,500	8	(22)	0	(14)
DUB	Russia Government International Bond	(1.000%)	06/20/2023	0.669%	12,100	356	(510)	0	(154)
GST	Turkey Government International Bond	(1.000%)	12/20/2024	3.750%	11,800	1,480	(112)	1,368	0
HUS	Dubai Government International Bond	(1.000%)	12/20/2024	1.177%	200	(1)	2	1	0
HUS	Turkey Government International Bond	(1.000%)	12/20/2024	3.750%	4,600	304	229	533	0
JPM	Dubai Government International Bond	(1.000%)	12/20/2024	1.177%	700	(1)	5	4	0
						\$ 2,441	\$ (673)	\$ 2,045	\$ (277)

CREDIT DEFAULT SWAPS ON CORPORATE, SOVEREIGN, AND U.S. MUNICIPAL ISSUES - SELL PROTECTION⁽²⁾

取引相手	参照債券	固定金利 の受取	満期日	2020年２月 29日時点の インプライド・クレ ジット・ス プレッド ⁽³⁾	想定元本 ⁽⁴⁾	プレミアム 支払額／ （受取額）	未実現評価益／ （損）	スワップ契約 （時価評価額）	
								資産	負債
BOA	Qatar Government International Bond	1.000%	06/20/2023	0.380%	\$ 2,500	\$ 11	\$ 45	\$ 56	0
BOA	Saudi Government International Bond	1.000%	12/20/2023	0.731%	5,300	24	40	64	0
BPS	Egypt Government International Bond	1.000%	06/20/2020	1.345%	700	0	1	1	0
BRC	Ecuador Government International Bond	5.000%	12/20/2021	18.451%	1,000	(85)	(103)	0	(188)
BRC	Saudi Government International Bond	1.000%	12/20/2024	0.881%	188	2	(1)	1	0
FBF	Ecuador Government International Bond	5.000%	12/20/2020	16.507%	1,900	(88)	(56)	0	(144)
GST	Saudi Government International Bond	1.000%	12/20/2024	0.881%	112	1	0	1	0
HUS	Brazil Government International Bond	1.000%	03/20/2020	0.464%	2,000	5	(1)	4	0
HUS	Mexico Government International Bond	1.000%	06/20/2020	0.324%	1,600	8	(2)	6	0
JPM	Israel Government International Bond	1.000%	06/20/2024	0.428%	600	14	2	16	0
JPM	Nigeria Government International Bond	1.000%	06/20/2020	1.005%	3,900	(36)	44	8	0
MYC	Ecuador Government International Bond	5.000%	12/20/2021	18.451%	1,400	(105)	(158)	0	(263)
MYC	Qatar Government International Bond	1.000%	12/20/2022	0.323%	1,700	(3)	38	35	0
						\$ (252)	\$ (151)	\$ 192	\$ (595)
Total Swap Agreements						\$ 2,189	\$ (824)	\$ 2,237	\$ (872)

FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS: OVER THE COUNTER SUMMARY

The following is a summary by counterparty of the market value of OTC financial derivative instruments and collateral pledged/(received) as of February 29, 2020:

(j) Cash of \$570 has been pledged as collateral for financial derivative instruments as governed by International Swaps and Derivatives Association, Inc. master agreements as of February 29, 2020.

取引相手	金融デリバティブ資産				金融デリバティブ負債				店頭デリバ ティブの時 価純額	差入/ (受入)担保	エクスポ ージャー純額 ⁽⁵⁾
	先渡為替 契約	買建 オプション	スワップ 契約	店頭取引 合計	先渡為替 契約	売建 オプション	スワップ 契約	店頭取引 合計			
BOA	\$ 260	\$ 0	\$ 120	\$ 380	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 380	\$ (430)	\$ (50)
BPS	0	0	140	140	(487)	0	(80)	(567)	(427)	300	(127)
BRC	25	0	1	26	(25)	0	(217)	(242)	(216)	0	(216)
CBK	816	0	0	816	(400)	0	(14)	(414)	402	(290)	112
DUB	0	0	0	0	0	0	(154)	(154)	(154)	190	36
FBF	0	0	0	0	0	0	(144)	(144)	(144)	0	(144)
GLM	776	0	0	776	0	0	0	0	776	(370)	406
GST	0	0	1,369	1,369	0	0	0	0	1,369	(1,130)	239
HUS	63	0	544	607	0	0	0	0	607	(300)	307
JPM	175	0	28	203	(120)	0	0	(120)	83	0	83
MYC	0	0	35	35	0	0	(263)	(263)	(228)	0	(228)
TOR	0	0	0	0	(12)	0	0	(12)	(12)	0	(12)
Total Over the Counter	\$ 2,115	\$ 0	\$ 2,237	\$ 4,352	\$ (1,044)	\$ 0	\$ (872)	\$ (1,916)			

- (1) If the Fund is a buyer of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will either (i) receive from the seller of protection an amount equal to the notional amount of the swap and deliver the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index or (ii) receive a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index.
- (2) If the Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash or securities equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index.
- (3) Implied credit spreads, represented in absolute terms, utilized in determining the market value of credit default swap agreements on corporate issues, U.S. Municipal issues or sovereign issues as of period end serve as indicators of the current status of the payment/performance risk and represent the likelihood or risk of default for the credit derivative. The implied credit spread of a particular referenced entity reflects the cost of buying/selling protection and may include upfront payments required to be made to enter into the agreement. Wider credit spreads represent a deterioration of the referenced entity's credit soundness and a greater likelihood or risk of default or other credit event occurring as defined under the terms of the agreement.
- (4) The maximum potential amount the Fund could be required to pay as a seller of credit protection or receive as a buyer of credit protection if a credit event occurs as defined under the terms of that particular swap agreement.
- (5) Net exposure represents the net receivable/(payable) that would be due from/to the counterparty in the event of default. Exposure from OTC financial derivative instruments can only be netted across transactions governed under the same master agreement with the same legal entity. See Note 8, Master Netting Arrangements, in the Notes to Financial Statements for more information regarding master netting arrangements.

FAIR VALUE OF FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS

The following is a summary of the fair valuation of the Fund's derivative instruments categorized by risk exposure. See Note 7, Principal Risks, in the Notes to Financial Statements on risks of the Fund.

Fair Values of Financial Derivative Instruments on the Statements of Assets and Liabilities as of February 29, 2020:

	Derivatives not accounted for as hedging instruments					
	Commodity Contracts	Credit Contracts	Equity Contracts	Foreign Currency Contracts	Interest Rate Contracts	Total
Financial Derivative Instruments - Assets						
Exchange-traded or centrally cleared						
Futures	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 488	\$ 488
Swap Agreements	0	0	0	0	380	380
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 868	\$ 868
Over the counter						
Forward Foreign Currency Contracts	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 2,115	\$ 0	\$ 2,115
Swap Agreements	0	2,237	0	0	0	2,237
	\$ 0	\$ 2,237	\$ 0	\$ 2,115	\$ 0	\$ 4,352
	\$ 0	\$ 2,237	\$ 0	\$ 2,115	\$ 868	\$ 5,220
Financial Derivative Instruments - Liabilities						
Exchange-traded or centrally cleared						
Futures	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (105)	\$ (105)
Swap Agreements	0	0	0	0	(86)	(86)
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (191)	\$ (191)
Over the counter						
Forward Foreign Currency Contracts	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (1,044)	\$ 0	\$ (1,044)
Swap Agreements	0	(872)	0	0	0	(872)
	\$ 0	\$ (872)	\$ 0	\$ (1,044)	\$ 0	\$ (1,916)
	\$ 0	\$ (872)	\$ 0	\$ (1,044)	\$ (191)	\$ (2,107)

The Effect of Financial Derivative Instruments on the Statements of Operations for the period ended February 29, 2020:

	Derivatives not accounted for as hedging instruments					
	Commodity Contracts	Credit Contracts	Equity Contracts	Foreign Currency Contracts	Interest Rate Contracts	Total
Net Realized Gain (Loss) on Financial Derivative Instruments						
Exchange-traded or centrally cleared						
Futures	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 2,480	\$ 2,480
Swap Agreements	0	52	0	0	(252)	(200)
	\$ 0	\$ 52	\$ 0	\$ 0	\$ 2,228	\$ 2,280
Over the counter						
Forward Foreign Currency Contracts	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 3,946	\$ 0	\$ 3,946
Swap Agreements	0	566	0	0	0	566
	\$ 0	\$ 566	\$ 0	\$ 3,946	\$ 0	\$ 4,512
	\$ 0	\$ 618	\$ 0	\$ 3,946	\$ 2,228	\$ 6,792
Net Change in Unrealized Appreciation (Depreciation) on Financial Derivative Instruments						
Exchange-traded or centrally cleared						
Futures	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 837	\$ 837
Swap Agreements	0	0	0	0	2,973	2,973
	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 3,810	\$ 3,810
Over the counter						
Forward Foreign Currency Contracts	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 307	\$ 0	\$ 307
Swap Agreements	0	(1,161)	0	0	0	(1,161)
	\$ 0	\$ (1,161)	\$ 0	\$ 307	\$ 0	\$ (854)
	\$ 0	\$ (1,161)	\$ 0	\$ 307	\$ 3,810	\$ 2,956

[次へ](#)

FAIR VALUE MEASUREMENTS

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as of February 29, 2020 in valuing the Fund's assets and liabilities:

Category and Sub-category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value at 02/29/2020	Category and Sub-category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value at 02/29/2020
Investments in Securities, at Value					Investments in Securities, at Value				
Angola					Ecuador				
Sovereign Issues	\$ 0	\$ 2,276	\$ 0	\$ 2,276	Sovereign Issues	\$ 0	\$ 8,618	\$ 0	\$ 8,618
Argentina					Egypt				
Corporate Bonds & Notes	0	0	103	103	Sovereign Issues	0	15,952	0	15,952
Sovereign Issues	0	14,205	0	14,205	El Salvador				
Armenia					Sovereign Issues	0	7,003	0	7,003
Sovereign Issues	0	814	0	814	Ghana				
Azerbaijan					Sovereign Issues	0	11,509	0	11,509
Corporate Bonds & Notes	0	11,294	0	11,294	Guatemala				
Sovereign Issues	0	1,607	0	1,607	Sovereign Issues	0	8,635	0	8,635
Bahamas					Hong Kong				
Sovereign Issues	0	4,608	0	4,608	Corporate Bonds & Notes	0	1,300	0	1,300
Bahrain					India				
Sovereign Issues	0	2,495	0	2,495	Corporate Bonds & Notes	0	5,062	0	5,062
Brazil					Sovereign Issues	0	1,215	0	1,215
Corporate Bonds & Notes	0	15,452	0	15,452	Indonesia				
Sovereign Issues	0	7,736	0	7,736	Corporate Bonds & Notes	0	23,138	0	23,138
Cameroon					Sovereign Issues	0	3,208	0	3,208
Sovereign Issues	0	1,238	0	1,238	Ireland				
Cayman Islands					Corporate Bonds & Notes	0	2,894	0	2,894
Corporate Bonds & Notes	0	11,716	0	11,716	Israel				
Sovereign Issues	0	1,132	0	1,132	Corporate Bonds & Notes	0	335	0	335
Chile					Sovereign Issues	0	4,258	0	4,258
Corporate Bonds & Notes	0	11,324	0	11,324	Ivory Coast				
Sovereign Issues	0	3,932	0	3,932	Sovereign Issues	0	1,235	0	1,235
China					Jamaica				
Corporate Bonds & Notes	0	12,294	0	12,294	Corporate Bonds & Notes	0	629	0	629
Colombia					Sovereign Issues	0	2,586	0	2,586
Corporate Bonds & Notes	0	10,648	0	10,648	Jordan				
Sovereign Issues	0	2,433	0	2,433	Sovereign Issues	0	3,177	0	3,177
Costa Rica					Kazakhstan				
Sovereign Issues	0	5,103	0	5,103	Corporate Bonds & Notes	0	3,786	0	3,786
Dominican Republic					Kenya				
Sovereign Issues	0	27,325	0	27,325	Sovereign Issues	0	2,785	0	2,785

Category and Sub-category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value at 02/29/2020
Investments in Securities, at Value				
Luxembourg				
Corporate Bonds & Notes	\$ 0	\$ 22,921	\$ 0	\$ 22,921
Malaysia				
Corporate Bonds & Notes	0	131	0	131
Marshall Islands				
Corporate Bonds & Notes	0	90	0	90
Mauritius				
Corporate Bonds & Notes	0	1,319	0	1,319
Mexico				
Corporate Bonds & Notes	0	22,303	0	22,303
Sovereign Issues	0	6,729	0	6,729
Mongolia				
Sovereign Issues	0	10,488	0	10,488
Namibia				
Sovereign Issues	0	1,032	0	1,032
Netherlands				
Corporate Bonds & Notes	0	4,645	0	4,645
Nigeria				
Sovereign Issues	0	20,843	0	20,843
Oman				
Sovereign Issues	0	23,354	0	23,354
Pakistan				
Sovereign Issues	0	3,210	0	3,210
Panama				
Corporate Bonds & Notes	0	1,273	0	1,273
Sovereign Issues	0	11,925	0	11,925
Paraguay				
Sovereign Issues	0	5,924	0	5,924
Peru				
Sovereign Issues	0	11,084	0	11,084
Qatar				
Sovereign Issues	0	4,823	0	4,823
Romania				
Sovereign Issues	0	5,872	0	5,872
Russia				
Corporate Bonds & Notes	0	2,575	0	2,575
Sovereign Issues	0	24,953	0	24,953

Category and Sub-category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value at 02/29/2020
Investments in Securities, at Value				
Saudi Arabia				
Corporate Bonds & Notes	\$ 0	\$ 411	\$ 0	\$ 411
Sovereign Issues	0	14,224	0	14,224
Senegal				
Sovereign Issues	0	3,016	0	3,016
Serbia				
Sovereign Issues	0	5,551	0	5,551
Singapore				
Corporate Bonds & Notes	0	5,094	0	5,094
South Africa				
Corporate Bonds & Notes	0	12,349	0	12,349
Sovereign Issues	0	10,097	0	10,097
Sri Lanka				
Sovereign Issues	0	20,517	0	20,517
Tanzania				
Sovereign Issues	0	896	0	896
Trinidad and Tobago				
Corporate Bonds & Notes	0	362	0	362
Tunisia				
Sovereign Issues	0	1,526	0	1,526
Turkey				
Sovereign Issues	0	31,987	0	31,987
Ukraine				
Sovereign Issues	0	32,399	0	32,399
United Arab Emirates				
Corporate Bonds & Notes	0	8,879	0	8,879
United Kingdom				
Corporate Bonds & Notes	0	3,374	0	3,374
Sovereign Issues	0	1,818	0	1,818
United States				
Corporate Bonds & Notes	0	701	0	701
U.S. Treasury Obligations	0	8,325	0	8,325
Uruguay				
Sovereign Issues	0	14,649	0	14,649
Venezuela				
Corporate Bonds & Notes	0	2,204	0	2,204
Sovereign Issues	0	3,716	0	3,716

Category and Sub- category	Level 1	Level 2	Level 3	Fair Value at 02/29/2020
Investments in Securities, at Value				
Zambia				
Sovereign Issues	\$ 0	\$ 2,910	\$ 0	\$ 2,910
Short-Term Instruments	16	20,141	0	20,157
Total Investments	\$ 16	\$ 645,597	\$ 103	\$ 645,716
Short Sales, at value	\$ 0	\$ (3,065)	\$ 0	\$ (3,065)
Financial Derivative Instruments - Assets				
Exchange- traded or centrally cleared	488	380	0	868
Over the counter	0	4,352	0	4,352
	\$ 488	\$ 4,732	\$ 0	\$ 5,220
Financial Derivative Instruments - Liabilities				
Exchange- traded or centrally cleared	(105)	(86)	0	(191)
Over the counter	0	(1,916)	0	(1,916)
	\$ (105)	\$ (2,002)	\$ 0	\$ (2,107)
Totals	\$ 399	\$ 645,262	\$ 103	\$ 645,764

There were no significant transfers into or out of Level 3 during the period ended February 29, 2020.

（２）【前年度の財務諸表】

【貸借対照表】

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション -

米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ

資産負債計算書

2019年７月31日現在

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券（公正価値）	22,503,455.94	2,337,884
取得原価：27,476,373.12米ドル（2,854,520千円）		
現金および現金同等物	92,615.21	9,622
受取利息	5.29	1
受益証券販売未収金	724,610.00	75,280
資産合計	23,320,686.44	2,422,786
負債		
投資購入未払金	720,000.00	74,801
受益証券買戻未払金	3,718.00	386
未払債務	56,664.40	5,887
負債合計	780,382.40	81,074
純資産	22,540,304.04	2,341,712
純資産の内訳		
受益者資本	232,520,457.96	24,156,550
利益剰余金（累積分配金支払額控除後）	(209,980,153.92)	(21,814,838)
発行済受益証券口数	1,207,035口	
受益証券１口当たり純資産価格	18.67	1,940円

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション・

米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ

損益計算書

2019年７月31日に終了した会計年度

	米ドル	千円
投資収益		
受取配当金	2,302,966.98	239,255
受取利息	1,897.02	197
	2,304,864.00	239,452
費用		
販売報酬	(110,050.49)	(11,433)
投資運用報酬および副投資運用報酬	(204,671.69)	(21,263)
管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬	(27,532.50)	(2,860)
専門家報酬	(90,949.28)	(9,449)
登録事務代行報酬および費用	(3,130.79)	(325)
副管理報酬	(5,506.47)	(572)
受託報酬	(10,001.00)	(1,039)
代行協会員報酬	(10,999.06)	(1,143)
	(462,841.28)	(48,085)
投資純利益	1,842,022.72	191,368
投資および為替取引に係る実現および未実現利益／（損失）		
投資に係る実現純損失	(2,650,748.39)	(275,386)
為替取引に係る実現純損失	(43.91)	(5)
投資に係る未実現利益の純変動額	2,889,537.79	300,194
投資および為替取引に係る実現および未実現純利益	238,745.49	24,803
運用による純資産の増加額	2,080,768.21	216,171

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション -
豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ
資産負債計算書
2019年 7月31日現在

	豪ドル	千円
資産		
投資有価証券（公正価値）	7,997,120.31	615,059
取得原価：7,353,052.76豪ドル（565,523千円）		
現金および現金同等物	35,469.81	2,728
受取利息	0.61	0
投資売却未収金	8,000.00	615
資産合計	8,040,590.73	618,402
負債		
受益証券買戻未払金	7,322.00	563
未払債務	46,422.55	3,570
負債合計	53,744.55	4,133
純資産	7,986,846.18	614,268
純資産の内訳		
受益者資本	99,601,066.96	7,660,318
利益剰余金（累積分配金支払額控除後）	(91,614,220.78)	(7,046,050)
発行済受益証券口数	302,668口	
受益証券 1 口当たり純資産価格	26.39	2,030円

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション・

豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ

損益計算書

2019年７月31日に終了した会計年度

	豪ドル	千円
投資収益		
受取配当金	786,302.75	60,475
受取利息	363.74	28
	786,666.49	60,503
費用		
販売報酬	(38,589.30)	(2,968)
投資運用報酬および副投資運用報酬	(71,649.86)	(5,511)
管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬	(9,655.96)	(743)
専門家報酬	(71,070.74)	(5,466)
登録事務代行報酬および費用	(4,427.68)	(341)
副管理報酬	(1,931.18)	(149)
受託報酬	(14,159.65)	(1,089)
代行協会員報酬	(3,858.97)	(297)
	(215,343.34)	(16,562)
投資純利益	571,323.15	43,940
投資および為替取引に係る実現および未実現利益／（損失）		
投資に係る実現純利益	67,901.35	5,222
為替取引に係る実現純利益	46.65	4
投資に係る未実現利益の純変動額	651,176.50	50,082
投資および為替取引に係る実現および未実現純利益	719,124.50	55,308
運用による純資産の増加額	1,290,447.65	99,248

添付の注記は、これらの財務書類の一部である。

[次へ](#)

エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション

財務書類に対する注記

2019年7月31日現在

注記1 組織

本報告書中表示されている各ポートフォリオ(以下、個々を「サブ・ファンド」、総称して「サブ・ファンズ」という。)は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂)に基づき規制された投資ファンドであるエマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションのサブ・ファンドである。エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションは、受託者であるCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)とルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「管理会社」という。)の間で締結された2009年4月28日付の信託証書により設立された免除投資信託である。

本報告書中表示されているサブ・ファンズは、以下の通りである。

- 米ドル・ポートフォリオ、米ドル建
- ユーロ・ポートフォリオ、ユーロ建
- 豪ドル・ポートフォリオ、豪ドル建
- 南アフリカランド・ポートフォリオ、南アフリカランド建
- 米ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオ、米ドル建
- 豪ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオ、豪ドル建

各サブ・ファンドの投資目的は、ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド(M)(以下「マスター・ファンド」という。)の特定のフィーダー・ファンドへの投資を通じて、新興証券市場を有する国と経済的な結びつきのある発行体の確定利付金融商品またはかかる証券のデリバティブに投資することにより、最大限のトータル・リターンを追求することにある。かかる長期的成長を目指す投資目的が実現する保証はない。各サブ・ファンドは、以下のフィーダー・ファンド(以下、個々を「フィーダー・ファンド」、総称して「フィーダー・ファンズ」という。)のみに投資する。

- 米ドル・ポートフォリオ - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドA - クラスF(米ドル)
- ユーロ・ポートフォリオ - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドA - クラスF(ユーロ)
- 豪ドル・ポートフォリオ - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドB - クラスF(豪ドル)
- 南アフリカランド・ポートフォリオ - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドB - クラスF(南アフリカランド)
- 米ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオ - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドB - クラスD(ブラジルリアル)
- 豪ドル(ブラジルリアル・ヘッジ)ポートフォリオ - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドB - クラスA(ブラジルリアル)

各フィーダー・ファンドは実質的にすべての資産をマスター・ファンドに投資する。マスター・ファンドの詳細については注記3を参照のこと。

管理会社は、サブ・ファンズの受託会社との協議により、サブ・ファンズの終了日を2019年6月30日から2024年6月30日へ変更することにより各サブ・ファンズの存続期間を5年延長することを決定した。

注記2 重要な会計方針の要約

本財務書類は米国で一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。当該会計原則は、経営者が決算日現在の資産および負債の報告額ならびに報告期間における収益および費用の報告額に影響を与える見積りおよび仮定を行うことを要求している。実際の結果は、財務書類に含まれる見積りと異なる場合がある。サブ・ファンズは投資会社であるため、会計基準アップデート第2013-08号「金融業務 - 投資会社（トピック946）：適用範囲、測定および開示規定の改訂」の指針を適用した。サブ・ファンズの重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当座預金勘定およびコール預金勘定からなる。

投資の評価

サブ・ファンズは、会計基準アップデート第2015-07号「公正価値測定（トピック820）：1株当たり純資産価値（またはそれに準ずるもの）を算定する特定の企業への投資に関する開示」を適用している。したがって、サブ・ファンズのアンダーライニング・ファンドへの投資の公正価値は、実務的簡便法を使用して1株／1口当たり純資産価格で測定される。サブ・ファンズが通常業務においてアンダーライニング・ファンドへの投資を買戻可能である場合、かかる投資は、通常、これらのアンダーライニング・ファンドの管理事務代行会社または管理会社によって提供された純資産の評価額で評価される。ただし、管理会社がかかる評価額は最も適切な公正価値の指標ではないと判断した場合は除く。サブ・ファンズがアンダーライニング・ファンドへの投資を買戻不能である場合の投資も、これらの投資事業体の管理事務代行会社または管理会社によって提供された純資産の評価額で評価されるが、これは、アンダーライニング・ファンドが投資会社に適用される会計上の測定原則に従ってその純資産評価額を計算している場合に限る。そうでない場合、サブ・ファンズのアンダーライニング・ファンドへの投資は、通常、適切に算定されたアンダーライニング・ファンドの調整後の純資産価値に基づく公正価値で評価される。サブ・ファンズは、かかる帳簿価値は公正価値の最善の見積りだと考えているが、かかる評価額は、市場が存在した場合に使用する評価額と大きく異なる可能性があり、その差額は重大なものとなりうる。

投資取引および関連する投資収益

投資取引は、取引日基準で会計処理され、ファンド・オブ・ファンズの会計処理および開示のガイダンスに従って表示される。利息は発生時に計上される。私募投資ファンドによる実現損益は先入先出法を用いて算定され、損益計算書に反映される。投資および為替取引に係る未実現利益／（損失）の変動額は、損益計算書に認識される。受取配当金は配当落ち日に認識される。

アンダーライニング・ファンドの留保利益を超過してアンダーライニング・ファンドから受け取った受取配当金は、資本の払戻しおよび投資取得原価の減額として計上される。

為替取引

外貨建資産および負債は、決算日現在の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に含まれる。

サブ・ファンズは、アンダーライニング・ファンドの為替レートの変動による損益部分を、投資の市場価格の変動による損益と区分していない。かかる変動額は、損益計算書の投資に係る実現および未実現純損益に含まれる。

費用

費用は発生時に計上される。

税金

ケイマン諸島の法律に基づき、サブ・ファンズに課されている所得税、源泉徴収税、またはキャピタル・ゲイン税はない。通常、サブ・ファンズは他のいずれの管轄地においても、課税対象とならないように実務を行う意向である。

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づく免除投資信託である。他の管轄地においては、サブ・ファンズが受け取った配当金および利息からさまざまな料率の外国税が源泉徴収される場合がある。税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に係る公式ガイダンス（財務会計基準審議会－会計基準成文化740）は、サブ・ファンズの税務ポジションが、そのテクニカル・メリットに基づいて、関連する不服申立てや訴訟手続の解決を含む税務調査で正当性を支持される可能性が50％超であるかどうかを判断するよう、経営者に要求している。50％超の基準を満たしている税務ポジションについて、財務書類に認識される税額は、関連する税務当局との最終的な和解で実現する可能性が50％を超える税務上の利益の最高額を差し引いた金額である。受託会社はこの公式ガイダンスによって財務書類が受ける影響はないと判断した。

投資売却未収金および投資購入未払金

投資売却未収金は、2019年7月31日までに計上されたアンダーライニング・ファンドからの償還金のうち現金を未だ受領していないもの、ならびにアンダーライニング・ファンドの年次監査が完了するまで現金が留保される償還に係るホールドバック額を表す。投資購入未払金は、2019年7月31日までに計上されたアンダーライニング・ファンドへの申込金のうち現金を未だ支払っていないものを表す。

受益証券販売未収金

受益証券販売未収金は、2019年7月31日までに処理済みであるが現金を未だ受領していない受益証券販売に関する受益者からの未収金を表す。

受益証券買戻未払金

買戻金は、参照通貨の場合も、受益証券の場合も、買戻通知に必要となる各参照通貨および受益証券の金額が確定した時点で負債として認識される。結果として、買戻金は、期末時より後に支払われるが、期末時の純資産価額に基づいており、受益証券買戻未払金として反映される。

注記3 アンダーライニング・ファンドへの投資

サブ・ファンズの2019年7月31日現在の投資ポートフォリオは、上記の注記2に記載されている方針に従って公正価値評価されている、フィーダー・ファンズへの投資を表している。フィーダー・ファンズの受益証券は一般に取引されていないため、これらの投資を清算するサブ・ファンズの能力は、フィーダー・ファンズの目論見書において定められている買戻条項およびサブ・ファンズが締結した関連する募集契約の制約を受ける。サブ・ファンズはフィーダー・ファンズから日次ベースで買戻を行うことができる。また、サブ・ファンズは、フィーダー・ファンズおよびマスター・ファンドに投資している他の投資家の動向によって重要な影響を受けることがある。

マスター・ファンドが保有している一部の有価証券は流動性に欠ける場合がある。マスター・ファンドによるこれらの流動性の低いポジションからの実現総額は、2019年7月31日現在の帳簿価額計上額とは異なる場合があり、その差額は重大なものとなりうる。また、マスター・ファンドにおける流動性の低いポジションのレベルによって、サブ・ファンズが通常業務においてフィーダー・ファンズからの買戻を完了する能力が影響を受ける可能性がある。

2019年7月31日現在、各サブ・ファンドはフィーダー・ファンズのみに投資していた。フィーダー・ファンズは実質的にすべての資産をマスター・ファンドに投資している。

フィーダー・ファンズおよびマスター・ファンドの該当する投資目的および戦略、清算条件ならびにその他の投資条件は以下のとおりである。

概要および主な事業活動：

マスター・ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂）に基づき登録された投資ファンドであるピムコ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドである。ピムコ・ケイマン・トラストは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されたユニット・トラストである。ケイマン諸島の法律に基づいて1985年に設立された信託会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドが受託会社であり、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（以下「PIMCO」という。）が投資顧問会社である。

投資目的および戦略 - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス F（米ドル）：

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドはその資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）または他の金融商品に投資することができる。フィーダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社を選任されているPIMCOは、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。フィーダー・ファンドが通貨エクスポージャーをヘッジすることはない。

投資目的および戦略 - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド A - クラス F（ユーロ）：

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドはその資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）または他の金融商品に投資することができる。フィーダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社を選任されているPIMCOは、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。フィーダー・ファンドは、損失のリスクを軽減するために対米ドルのユーロの変動に対する通貨エクスポージャーをヘッジすることができる。フィーダー・ファンドは通常、95%から105%の間でユーロのエクスポージャーをヘッジすることを目指す。受益証券が常にヘッジされる、またはPIMCOがヘッジの活用成功する保証はない。

投資目的および戦略 - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B - クラス F（豪ドル）：

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドはその資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）または他の金融商品に投資することができる。フィー

ダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社を選任されているＰＩＭＣＯは、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。フィーダー・ファンドは、損失のリスクを軽減するために対米ドルの豪ドルの変動に対する通貨エクスポージャーをヘッジすることができる。フィーダー・ファンドは通常、95％から105％の間で豪ドルのエクスポージャーをヘッジすることを目指す。受益証券が常にヘッジされる、またはＰＩＭＣＯがヘッジの活用成功する保証はない。

投資目的および戦略 - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドＢ

- クラスＦ（南アフリカランド）：

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドはその資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）または他の金融商品に投資することができる。フィーダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社を選任されているＰＩＭＣＯは、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。フィーダー・ファンドは、損失のリスクを軽減するために対米ドルの南アフリカランドの変動に対する通貨エクスポージャーをヘッジすることができる。フィーダー・ファンドは通常、95％から105％の間で南アフリカランドのエクスポージャーをヘッジすることを目指す。受益証券が常にヘッジされる、またはＰＩＭＣＯがヘッジの活用成功する保証はない。

投資目的および戦略 - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドＢ

- クラスＤ（ブラジルレアル）：

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドはその資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）または他の金融商品に投資することができる。フィーダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社を選任されているＰＩＭＣＯは、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。フィーダー・ファンドは、損失のリスクを軽減するために対米ドルのブラジルレアルの変動に対する通貨エクスポージャーをヘッジすることができる。この場合、ブラジルレアルはかかるフィーダー・ファンドの「ヘッジ参照通貨」と称される。このため、フィーダー・ファンドは通常、95％から105％の間でブラジルレアルのエクスポージャーをヘッジすることを目指す。したがって、米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオは、対米ドルのブラジルレアルの変動を通貨エクスポージャーに反映することを目指す。フィーダー・ファンドが常にヘッジされる、またはＰＩＭＣＯがヘッジの活用成功する、あるいは米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオにかかるエクスポージャーが常にあるという保証はない。

投資目的および戦略 - ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドＢ

- クラスＡ（ブラジルレアル）：

フィーダー・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。フィーダー・ファンドはその資産を、ピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行わない。ただし、フィーダー・ファンドは、現金の運用を目的として一時的に流動性のある証券、買戻契約（レポ）または他の金融商品に投資することができる。フィーダー・ファンドの受託会社によってフィーダー・ファンドの投資顧問会社を選任されているＰＩＭＣＯは、フィーダー・ファンドの資産の投資について責任を負う。フィーダー・ファンドは、損失のリスクを軽減するために対米ドルのブラジルレアルの変動に対する通貨エクスポージャーをヘッジすることができる。この場合、ブラジルレアルはかかるサブ・ファンドの「ヘッジ参照通貨」と称される。このため、

フィーダー・ファンドは通常、95%から105%の間でブラジルレアルのエクスポージャーをヘッジすることを目指す。豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオは豪ドル建てであり、したがって、豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオは、対豪ドルのブラジルレアルの変動を通貨エクスポージャーに反映することを目指す。フィーダー・ファンドが常にヘッジされる、またはPIMCOがヘッジの活用成功する、あるいは豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオにかかるエクスポージャーが常にあるという保証はない。

投資目的および戦略 - マスター・ファンド：

マスター・ファンドの投資目的は、慎重な投資運用を維持しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することにある。マスター・ファンドのベンチマーク・インデックスは、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイドである。マスター・ファンドは、通常の状況において、純資産の80%以上を新興証券市場を有する国と経済的な結びつきのある発行体の確定利付金融商品またはかかる証券のデリバティブに投資することにより、その投資目的を達成することを目指す。PIMCOは、新興証券市場に適すると考える国を選定し、これに対して投資を行う広範な裁量を有しているが、投資顧問会社は、一般に世界銀行もしくはその関連機関、または国連もしくはその機構によって新興国または途上国と定義されている国、あるいは新興市場指数を構築する目的で新興市場国であるとみなされる国に所在する市場を新興証券市場とみなしている。

マスター・ファンドが投資を行う確定利付金融商品には特に次のものが含まれる。

- ・ 政府、政府機関、関係当局もしくは下部機構、ならびに政府支援企業が発行または保証する有価証券
- ・ コマーシャル・ペーパー
- ・ １年以下のデュレーションを有するモーゲージ・バック証券
- ・ 政府が発行するインフレ連動債
- ・ 譲渡性銀行預金証書、定期預金および銀行引受手形
- ・ レポ取引およびリバース・レポ取引
- ・ 国際機関または超国家的機関の債務証書

マスター・ファンドによる米ドル以外の通貨建の有価証券および米国以外の発行体の有価証券への投資に制限はない。ただし、マスター・ファンドは、途上国（または新興国）の現地通貨建の債券に総資産の５％を超えて投資することはできない。

マスター・ファンドは通常、為替レートの変動から生じる損失のリスクを低減させるために、米ドル以外の通貨の対米ドルエクスポージャーをヘッジすることを目指す。マスター・ファンドが常にヘッジされ、またはＰＩＭＣＯがヘッジ取引の活用に成功する保証はない。

マスター・ファンドのポートフォリオ平均デュレーションは通常、ＰＩＭＣＯの金利予測に基づき、３年から８年の間で変動する予定である。マスター・ファンドが投資する有価証券は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクからＣaa格、もしくはスタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスまたはフィッチ・レーティングスまたは米国全土で認知されている他の統計格付機関によって同等以上の格付を付されたものとし、また、格付が付されていない場合は、ＰＩＭＣＯが同等のクオリティと判断したものに限られる。マスター・ファンドは、Ｂ格以上の最低平均信用度を維持する意向である。マスター・ファンドは、有価証券が上記の最低投資クオリティを下回るレベルに格下げされた場合でも、当該有価証券の売却は要求されない。ただし、かかる有価証券が購入時にマスター・ファンドの最低クオリティ基準を満たしている場合に限る。

マスター・ファンドは、オプション契約、先物契約、先物契約のオプション、スワップ契約（ロングおよびショート）のクレジット・デフォルト・スワップならびに先渡しスワップ・スプレッド・ロックを含むがこれらに限らない）およびスワップションなどのデリバティブ商品に投資することができるが、投資の義務を負うものではない。ただし、マスター・ファンドは、米ドル以外の通貨建の金利スワップに投資することができない。さらに、マスター・ファンドが通常の状態において、クレジット・デフォルト・スワップに投資することができるのは、純資産の１０％までに限られる。マスター・ファンドは、収益を得るために、ポートフォリオ証券をブローカー、ディーラーおよびその他の金融機関に貸し付けることができる。マスター・ファンドは、一連の売買契約の締結またはその他の投資手法（バイ・バックまたはダラー・ロール等）の利用により、主に投資している金融商品のマーケット・エクスポージャーの獲得を目指すことができる。

会計方針：

フィーダー・ファンズおよびマスター・ファンドならびにすべての投資会社は、会計基準アップデート第2013-08号「金融業務 - 投資会社（トピック946）」の指針を適用している。

報酬：

フィーダー・ファンズおよびマスター・ファンドにより発生した重要な報酬はない。

流動性条件：

フィーダー・ファンズおよびマスター・ファンドの受益証券は、ニューヨーク証券取引所の取引日であれば、毎日買戻すことができる。

分配金：

マスター・ファンドおよびフィーダー・ファンズは、月次ベースで分配金を宣言し、支払う意向である。分配金はＰＩＭＣＯの承認を得た場合にのみ宣言され、分配されるが、ＰＩＭＣＯの裁量によってかかる承認が保留されることもある。

注記４ 受益証券資本

2019年７月31日現在、管理会社の関連当事者である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が、各サブ・ファンドの唯一の受益者であった。

受益証券の販売

米ドル・ポートフォリオ：

受益証券の当初募集価格は１口当たり100米ドルである。当初の最低申込口数は１口、あるいは絶対最小値100米ドルを条件として受託会社が決定する口数である。

ユーロ・ポートフォリオ：

受益証券の当初募集価格は１口当たり100ユーロである。当初の最低申込口数は１口、あるいは絶対最小値100ユーロを条件として受託会社が決定する口数である。

豪ドル・ポートフォリオ：

受益証券の当初募集価格は１口当たり100豪ドルである。当初の最低申込口数は１口、あるいは絶対最小値100豪ドルを条件として受託会社が決定する口数である。

南アフリカランド・ポートフォリオ：

受益証券の当初募集価格は１口当たり1,000南アフリカランドである。当初の最低申込口数は１口、あるいは絶対最小値1,000南アフリカランドを条件として受託会社が決定する口数である。

米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ：

受益証券の当初募集価格は１口当たり100米ドルである。当初の最低申込口数は１口、あるいは絶対最小値100米ドルを条件として受託会社が決定する口数である。

豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ：

受益証券の当初募集価格は１口当たり100豪ドルである。当初の最低申込口数は１口、あるいは絶対最小値100豪ドルを条件として受託会社が決定する口数である。

受益証券の買戻

受益者は、通常は各営業日にあたるいずれの取引日においても受益証券の買戻を請求することができる。買戻価格は、適用される評価日（通常、取引日の翌営業日である）に計算された、該当するサブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格から、第三者費用または源泉徴収税（該当する場合）を差引後の金額である。

受益者への分配

管理会社は、その裁量において、投資純利益、実現および未実現純キャピタル・ゲインならびに分配可能な資本から、毎月20日（20日が営業日でない場合はその直後の営業日）に分配金を宣言することができる。

分配金は、分配金が宣言されてから５営業日以内に受益者に支払われる。

受益者への配当金の宣言は、１受益者当たりの受益権数の変動に連動することなくサブ・ファンドの受益証券１口当たり純資産価格を下落させる。これは受益者のサブ・ファンドへの総投資を下落させることになる。また、サブ・ファンドの運用による純資産の累積純増加額を超過して期中に支払われた分配金は、分配金の一部が資本の払戻しとなる。

注記５ 未払債務

	米ドル・ ポートフォリオ 米ドル	ユーロ・ ポートフォリオ ユーロ	豪ドル・ ポートフォリオ 豪ドル
管理報酬、管理事務代行報酬および 保管報酬	2,987.90	504.41	1,688.84
販売報酬	11,962.60	1,969.97	6,613.00
投資運用報酬および副投資運用報酬	22,284.47	3,664.06	12,295.06
その他の報酬	4,420.19	3,012.82	5,163.13
専門家報酬	22,483.88	16,499.07	33,699.63
副管理報酬	597.61	98.53	337.69
受託報酬	851.86	750.46	1,186.64
合計	65,588.51	26,499.32	60,983.99

	南アフリカランド・ ポートフォリオ	米ドル（ブラジル レアル・ヘッジ） ポートフォリオ	豪ドル（ブラジル レアル・ヘッジ） ポートフォリオ
	南アフリカランド	米ドル	豪ドル
管理報酬、管理事務代行報酬および 保管報酬	30,904.81	2,327.20	841.29
販売報酬	123,614.64	9,226.94	3,329.07
投資運用報酬および副投資運用報酬	231,045.74	17,162.23	6,075.56
その他の報酬	58,935.54	4,140.78	4,834.81
専門家報酬	330,766.33	22,483.88	29,986.91
副管理報酬	6,181.03	465.42	168.27
受託報酬	12,060.13	857.95	1,186.64
合計	793,508.22	56,664.40	46,422.55

注記 6 投資運用報酬

各サブ・ファンドに適用される投資運用報酬は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.34％である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記 7 副投資運用報酬

各サブ・ファンドに適用される副投資運用報酬は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.59％である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記 8 受託報酬

受託会社は、自己勘定に関して受託報酬額を受け取る権利を有している。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。各サブ・ファンドに適用される受託報酬は、かかるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.01％であり、最低報酬額は1サブ・ファンドにつき年間10,000米ドルである。また、受託会社は各サブ・ファンドから一部の取引手数料およびすべての立替経費ならびに各サブ・ファンドの管理事務によって生じた支出を受け取る権利を有している。

注記 9 管理報酬、保管報酬および管理事務代行報酬

管理会社、保管会社および管理事務代行会社に支払われる報酬は、サブ・ファンドの四半期平均の純資産価額の年率0.125％である。また、管理会社、保管会社および管理事務代行会社は、場合によって、各サブ・ファンドから一部の取引手数料およびすべての立替経費ならびに各サブ・ファンドの管理事務によって生じた支出を受け取る権利を有している。

注記10 販売報酬

各サブ・ファンドに適用される販売報酬は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.50％である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

各サブ・ファンドに適用される代行協会員報酬は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05％である。かかる報酬は毎日計上され、四半期毎に後払いされる。

注記11 副管理報酬

副管理会社は、各評価日に計算され、四半期毎に後払いされるサブ・ファンドの平均純資産価額の年率0.025%を受領する権利を有する。

注記12 為替レート

適用される2019年7月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

1米ドル = 1.450852 豪ドル

1米ドル = 0.898150 ユーロ

1米ドル = 14.173750 南アフリカランド

これらの為替レートの情報源は、ロイター通信社である。

注記13 財務ハイライト

2019年7月31日に終了した会計年度の財務ハイライトは以下のとおりである。

	米ドル・ポ ートフォリオ	ユーロ・ポ ートフォリオ	豪ドル・ポ ートフォリオ	南アフリカ ランド・ポ ートフォリオ	米ドル(ブラ ジルレアル・ ヘッジ)ポ ートフォリオ	豪ドル(ブラ ジルレアル・ ヘッジ)ポ ートフォリオ
期首純資産価格	91.87	71.88	61.60	822.72	21.57	28.50
投資事業による収益/ (損失)：						
投資純利益/(損失) ⁽¹⁾	3.95	0.90	1.97	68.90	1.61	1.95
実現および未実現純利益/ (損失)	4.11	2.39	2.03	25.47	0.29	2.54
運用による利益/(損失) 合計	8.06	3.29	4.00	94.37	1.90	4.49
分配金控除	(6.60)	(7.80)	(11.88)	(128.40)	(4.80)	(6.60)
期末純資産価格	93.33	67.37	53.72	788.69	18.67	26.39
トータル・リターン	9.27%	5.07%	7.38%	12.67%	10.66%	18.48%
平均純資産に占める割合：						
費用合計	1.91%	2.59%	2.17%	2.01%	2.10%	2.79%
投資純利益/(損失)	4.38%	1.33%	3.49%	8.76%	8.36%	7.40%

(1)：当年度の期中平均発行済受益証券口数を使用して計算されている。

注記14 契約債務および偶発債務

通常業務において、受託会社はサブ・ファンズに代わって様々な保証条項を含む契約や一般補償を提供する契約を締結している。かかる契約に基づく、サブ・ファンズの受託者としての立場における受託会社の最大エクスポージャーは、現時点では存在しないが、受託会社に対して提起されうる将来の申し立てを含む可能性があるため、不明である。しかし、経験に基づき、経営者は損失のリスクは僅少であると予想している。

注記15 金融商品とリスク

サブ・ファンズの投資活動は、金融商品やサブ・ファンズが投資する市場に関連する様々な種類・程度のリスクにさらされている。

信用リスク：

サブ・ファンズに信用リスクをもたらす可能性のある金融資産は主に現金からなる。サブ・ファンズの現金はルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に預け入れられている。サブ・ファンズは、フィーダー・ファンズまたはマスター・ファンドが債務を履行できない場合に信用リスクの影響を受ける。サブ・ファンズはマスター・ファンドの金融資産に関連する信用リスクにも間接的にさらされている。マスター・ファンドには、自らの取引相手の信用リスクがあり、決済不履行のリスクも負うことになる。マスター・ファンドは、サブ・ファンズの運用成績として、確定利付証券の発行体または保証人、あるいはデリバティブ契約の相手方当事者が適時に元本および／または利息の支払い、もしくは他の方法による債務の履行を行うことができない、またはこれに消極的である場合、損失を被る可能性がある。サブ・ファンズはマスター・ファンドの金融資産および融資契約に関連する信用リスクにも間接的にさらされている。

市場リスク、集中リスクおよび流動性リスク：

サブ・ファンズの活動は、金融市場の変動の影響を受ける。サブ・ファンズの市場リスクのエクスポージャーは、直接的に、またはマスター・ファンドのポジションを通じて、為替レートおよび市場のボラティリティを含む複数の要素によって算定される。マスター・ファンドの投資活動の結果、サブ・ファンズは、特定市場への投資の著しい集中および／または変動しやすく、流動性に欠ける個々の投資の影響を受けることがある。また、サブ・ファンズが行う投資は、譲渡性および売却に一定の制限が課される可能性がある。したがって、サブ・ファンズには、かかる投資における持分を希望時に即時に売却することができず、また、売却によって稼得する価格がサブ・ファンズの資産負債計算書に含まれているかかる投資の額を下回るリスクがある。

金利リスクは、金利の変動によって確定利付証券の価値が低下するリスクである。名目金利が上昇すると、マスター・ファンドが保有する特定の確定利付証券の価値は低下する傾向がある。デュレーションが長い確定利付証券は、金利の変動の影響をより強く受ける傾向があり、通常、デュレーションが短い証券よりも変動しやすい。

マスター・ファンドは外貨を保有し、かつ、外貨を扱い外貨によって収益を得る有価証券、および外貨エクスポージャーを提供するデリバティブに投資しているため、マスター・ファンドの基準通貨に応じてかかる通貨の価値が低下する、あるいはヘッジポジションの場合には、ヘッジされている通貨に応じてマスター・ファンドの基準通貨の価値が低下するリスクを負っている。外国為替レートは色々な理由によって短期間に著しく変動することがある。その結果、マスター・ファンドの外貨建証券への投資によって、マスター・ファンドの利益が減少してサブ・ファンズの利益が減少する可能性がある。

ヘッジ・ファンドの事業リスクおよび規制リスク：

サブ・ファンズの期間中に、法律、税金および規制に変更が生じる場合があり、サブ・ファンズは不利な影響を受ける可能性がある。ヘッジ・ファンドに関する規制環境は進化し続けており、ヘッジ・ファンドの規制の変更はサブ・ファンズが保有する投資の価値ならびにサブ・ファンズが規制の変更がなければ得ていたであろうレバレッジを得る、または取引戦略を追求する能力に不利な影響を及ぼす可能性がある。さらに、証券および先物市場は広範な法律、規制および委託証拠金の影響を受ける。規制当局および自主規制機関ならびに取引所は、市場危機に際して特別な措置を講じる権限を与えられている。デリバティブ取引および空売りならびにかかる取引を行うファンドの規制は、法律が進化しつつある分野であり、政府および管轄地の法的措置による修正の影響を受けやすい。将来の規制の変更がサブ・ファンズに及ぼす影響は、重大かつ不利なものとなる可能性がある。

為替予約：

サブ・ファンズ、フィーダー・ファンズおよびマスター・ファンドは、有価証券の予定取引の決済に関連して、投資戦略の一環として保有有価証券の一部または全部に関連する通貨エクスポージャーをヘッジする目的で、また、ヘッジ・クラスに関連して、かかるヘッジ・クラスの機能通貨以外の通貨エクスポージャーを維持する目的で、為替予約を締結している。これらのクラス特有の為替予約が成功する保証はない。

先渡為替予約は、売り手が特定の通貨を将来の特定日に受け渡すことに合意する、特定の通貨およびコモディティの遅延引渡に関する契約である。通貨およびコモディティの先渡契約に内在するリスクは、相手方当事者による契約条件の不履行ならびに公正価値および為替レートの変動である。

先物予約：

マスター・ファンドは証券市場あるいは金利または通貨価値の変動に対するエクスポージャーを管理する目的で先物予約を締結している。先物予約の利用に伴う主なリスクは、マスター・ファンドが保有する証券の市場価値の変動と先物予約の価格が不完全な相関関係にあること、および流動性の低い市場が生じる可能性である。

クレジット・デフォルト・スワップ：

マスター・ファンドはクレジット・デフォルト・スワップを締結している。クレジット・デフォルト・スワップの買い手は通常、売り手に対して契約期間にわたり定期的な支払いを行う代わりに、基礎となる参照債務に係る信用事由発生時に偶発的支払いを受ける。一般に、企業やソブリンの参照債務に係る信用事由とは、破産、不払い、債務弁済期日繰上げ、履行拒絶／支払猶予または組織再編を意味する。アセット・バック証券に係るクレジット・デフォルト・スワップの場合、元本の支払不履行、期限延長、格付けの引き下げまたは評価損などによって信用事由が発生することがある。信用事由が生じた場合、売り手は通常、買い手に対して支払いを行わなければならない、これは一般に参照債務の額面金額（名目元本総額）であるが、実際の支払額は契約額と担保の相殺を認める国際スワップデリバティブ協会（以下「ISDA」という。）の契約条項によって軽減されることがある。信用事由の発生後、この金額は、期待回収率、分離された担保、ならびにかかる相手方当事者と複数の取引を行っている場合には契約額の相殺によって減額されることがある。

偶発的支払いは、現金決済または参照債務の額面金額の支払いに代えて参照債務の引渡しにより行われる。マスター・ファンドが買い手であり、信用事由が発生しなかった場合、マスター・ファンドは投資を喪失し、回収方法はない。しかし、信用事由が発生した場合、買い手は通常、価値がほとんどない、またはまったくない参照債務の名目元本総額を受け取る。マスター・ファンドが売り手である場合、信用事由の発生がなければ通常、１ヵ月から５年の契約期間にわたり固定金利の利息を受け取る。信用事由が発生した場合、売り手は買い手に参照債務の名目元本総額を支払う。

マスター・ファンドが参照債務への投資を直接行っていた場合、クレジット・デフォルト・スワップに内在するリスクは高まる。一般的な市場リスクに加えて、クレジット・デフォルト・スワップには流動性リスクおよび相手方当事者の信用リスクがある。マスター・ファンドは財務の健全性の基準を満たしている相手方当事者とクレジット・デフォルト・スワップを締結している。また、買い手は、信用事由が発生しなければ投資を喪失し、回収方法はない。信用事由が発生した場合、売り手が受け取る参照債務の価値は、以前に受け取った定期的な支払いを加えても、買い手に支払う名目元本総額を下回る場合があり、結果として損失となることがある。

注記16 後発事象

本財務書類中で開示が求められる期末後の重要な事象はない。後発事象の評価は、本財務書類の発行日である2019年11月13日まで行われた。

【損益計算書】

サブ・ファンドの損益計算書については、「（２）前年度の財務諸表、貸借対照表」の項目に記載したサブ・ファンドの損益計算書を御参照下さい。

[次へ](#)

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

USD (BRL-HEDGED) PORTFOLIO

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES
AS AT JULY 31, 2019 (expressed in USD)

ASSETS

Investments in securities at fair value	22,503,455.94
---	---------------

Cost: USD 27,476,373.12	
-------------------------	--

Cash and cash equivalents	92,615.21
---------------------------	-----------

Interest receivable	5.29
---------------------	------

Receivable from units subscribed	724,610.00
----------------------------------	------------

Total Assets	23,320,686.44
--------------	---------------

LIABILITIES

Payable for investments purchased	720,000.00
-----------------------------------	------------

Payable for units redeemed	3,718.00
----------------------------	----------

Accrued liabilities	56,664.40
---------------------	-----------

Total Liabilities	780,382.40
-------------------	------------

NET ASSETS	22,540,304.04
------------	---------------

Net assets comprised of

Unitholder's capital	232,520,457.96
----------------------	----------------

Retained earnings less accumulated distributions paid	(209,980,153.92)
---	------------------

UNITS OUTSTANDING	1,207,035
-------------------	-----------

NET ASSET VALUE PER UNIT	18.67
--------------------------	-------

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

USD (BRL-HEDGED) PORTFOLIO

STATEMENT OF OPERATIONS FOR THE YEAR ENDED

JULY 31, 2019 (expressed in USD)

INVESTMENT INCOME

Dividend income	2,302,966.98
Interest income	1,897.02
	<u>2,304,864.00</u>

EXPENSES

Distribution fees	(110,050.49)
Investment and sub-investment manager's fees	(204,671.69)
Manager, Custodian and Administration fees	(27,532.50)
Professional fees	(90,949.28)
Registration fees and expenses	(3,130.79)
Sub-Manager fees	(5,506.47)
Trustee's fees	(10,001.00)
Unitholder service costs	(10,999.06)
	<u>(462,841.28)</u>

NET INVESTMENT INCOME	<u>1,842,022.72</u>
-----------------------	---------------------

Realized and unrealized gain/(loss) on investments and foreign currency transactions

Net realized loss on investments	(2,650,748.39)
Net realized loss on foreign currency transactions	(43.91)
Net change in unrealized gain on investments	<u>2,889,537.79</u>

Net realized and unrealized gain on investments and foreign currency transactions	<u>238,745.49</u>
---	-------------------

INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	<u>2,080,768.21</u>
--	---------------------

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

AUD (BRL-HEDGED) PORTFOLIO

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES
AS AT JULY 31, 2019 (expressed in AUD)

ASSETS

Investments in securities at fair value	7,997,120.31
---	--------------

Cost: AUD 7,353,052.76	
------------------------	--

Cash and cash equivalents	35,469.81
---------------------------	-----------

Interest receivable	0.61
---------------------	------

Receivable from investment sold	8,000.00
---------------------------------	----------

Total Assets	8,040,590.73
--------------	--------------

LIABILITIES

Payable for units redeemed	7,322.00
----------------------------	----------

Accrued liabilities	46,422.55
---------------------	-----------

Total Liabilities	53,744.55
-------------------	-----------

NET ASSETS	7,986,846.18
------------	--------------

Net assets comprised of	
-------------------------	--

Unitholder's capital	99,601,066.96
----------------------	---------------

Retained earnings less accumulated distributions paid	(91,614,220.78)
---	-----------------

UNITS OUTSTANDING	302,668
-------------------	---------

NET ASSET VALUE PER UNIT	26.39
--------------------------	-------

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

AUD (BRL-HEDGED) PORTFOLIO

STATEMENT OF OPERATIONS FOR THE YEAR ENDED

JULY 31, 2019 (expressed in AUD)

INVESTMENT INCOME

Dividend income	786,302.75
Interest income	363.74
	<u>786,666.49</u>

EXPENSES

Distribution fees	(38,589.30)
Investment and sub-investment manager's fees	(71,649.86)
Manager, Custodian and Administration fees	(9,655.96)
Professional fees	(71,070.74)
Registration fees and expenses	(4,427.68)
Sub-Manager fees	(1,931.18)
Trustee's fees	(14,159.65)
Unitholder service costs	(3,858.97)
	<u>(215,343.34)</u>

NET INVESTMENT INCOME	<u>571,323.15</u>
-----------------------	-------------------

Realized and unrealized gain/(loss) on investments and foreign currency transactions

Net realized gain on investments	67,901.35
Net realized gain on foreign currency transactions	46.65
Net change in unrealized gain on investments	<u>651,176.50</u>
Net realized and unrealized gain on investments and foreign currency transactions	<u>719,124.50</u>

INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	<u>1,290,447.65</u>
--	---------------------

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2019

NOTE 1 ORGANIZATION

Each portfolio presented in this report (each a "Fund" and collectively, the "Funds") is a sub-trust of EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION, an Investment Fund administered under the Cayman Islands Mutual Funds Law (Revised). EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION is an exempted trust established under the laws of the Cayman Islands by a trust deed dated April 28, 2009 between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited, as trustee (the "Trustee") and Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (the "Manager").

The Funds presented in this report are listed as follows:

- USD Portfolio, expressed in United States dollars ("USD"),
- EUR Portfolio, expressed in Euro ("EUR"),
- AUD Portfolio, expressed in Australian dollars ("AUD"),
- ZAR Portfolio, expressed in South African rand ("ZAR"),
- USD (BRL-hedged) Portfolio, expressed in United States dollars ("USD"),
- AUD (BRL-hedged) Portfolio, expressed in Australian dollars ("AUD").

The investment objective of each sub-trust is to seek the maximum total return, through investment in a particular Feeder Fund of the PIMCO Cayman Emerging Bond Fund (M) (the "Master Fund") by way of investments in the fixed income instruments of issuers that are economically tied to countries with emerging securities markets or derivatives of such securities. There is no guarantee that any such long term growth investment objective will be achieved. Each Fund invests solely in the following Feeder Funds (each a "Feeder Fund" and collectively the "Feeder Funds"):

- USD Portfolio - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund A - Class F (USD)
- EUR Portfolio - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund A - Class F (EUR)
- AUD Portfolio - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund B - Class F (AUD)
- ZAR Portfolio - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund B - Class F (ZAR)
- USD (BRL-hedged) Portfolio - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund B - Class D (BRL)
- AUD (BRL-hedged) Portfolio - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund B - Class A (BRL)

Each Feeder Fund invests substantially all its assets into the Master Fund. Refer to Note 3 for further details regarding the Master Fund.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2019 (CONTINUED)

NOTE 1 ORGANIZATION (CONTINUED)

The Manager has decided, upon consultation with the Trustee of the Funds, to extend the duration of each of the Funds by five years by changing the Funds' termination date from June 30, 2019 to June 30, 2024.

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

These financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, which require management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities at the date of the financial statements and the reported amounts of income and expenses during the reporting period. Actual results could differ from the estimates included in the financial statements. The Funds are investment companies therefore apply the guidance in Accounting Standard Update 2013-08, "Financial Services - Investment Companies (Topic 946): Amendments to the Scope, Measurement and Disclosure Requirements". The following is a summary of the Funds' significant accounting policies.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash in current and call accounts.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2019 (CONTINUED)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

Investment valuation

The Funds have adopted Accounting Standards Update No. 2015-07, 'Fair Value Measurement (Topic 820): Disclosures for Investments in Certain Entities That Calculate Net Asset Value per Share (or Its Equivalent)'. As such, the fair value of the Funds' investments in underlying funds is measured using the net asset value per share/unit as a practical expedient. In cases where the Funds could in the normal course of business redeem their investment in the underlying fund, such investments are generally valued at the net asset valuations provided by the administrators or managers of those underlying funds, unless the Manager determines that such a valuation would not be the most appropriate indicator of fair value. In cases where the Funds are unable to redeem their investment in the underlying fund, such investments are also valued at the net asset valuations provided by the administrators or managers of those investment entities, provided that the underlying funds have calculated their net asset valuations in accordance with accounting measurement principles applicable to investment companies. In all other instances, the Funds' investments in underlying funds are fair valued, normally based upon an appropriately determined adjustment to the net asset value of the underlying funds. Although the Funds believe that such carrying values are the best estimate of fair value, there is a possibility that such valuations may differ significantly from the values that would have been used had ready markets existed, and the difference could be material.

Investment transactions and related investment income

Investment transactions are accounted for on the trade-date basis and presented using fund of fund accounting and disclosure guidance. Interest is recorded on the accrual basis. Realized gains and losses from private investment funds are determined using the first-in, first-out method and are reflected in the statement of operations. Changes in unrealized gain/(loss) on investments and foreign currency transactions are recognized in the statement of operations. Dividend income is recognized on an ex-dividend basis.

Dividend income received from underlying funds that are in excess of the underlying funds accumulated earnings are recorded as return of capital and a reduction to the cost of investments.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2019 (CONTINUED)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

Foreign currency translation

Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at rates of exchange prevailing at the date of the financial statements. Transactions in foreign currencies are translated at the rates of exchange prevailing on the date of the transaction. Exchange gains or losses are included in the statement of operations.

The Funds do not isolate that portion of gain and losses on underlying funds which is due to changes in foreign exchange rates from that which is due to changes in market prices of the investments. Such fluctuations are included with the net realized and unrealized gain and loss on investments in the statement of operations.

Expenses

Expenses are recorded on an accrual basis.

Taxation

Under Cayman Islands law, there are no income, withholding, or capital gains taxes payable by the Funds. Generally, the Funds intend to conduct their affairs so as not to be liable to taxation in any other jurisdiction.

The Fund is registered as an exempted trust under the laws of the Cayman Islands. In other jurisdictions, foreign tax may be withheld at the source on dividend and interest received by the Funds at various rates. The authoritative guidance on accounting for and disclosure of uncertainty in tax positions (Financial Accounting Standards Board-Accounting Standards Codification 740) requires management to determine whether a tax position of the Funds is more likely than not to be sustained upon examination, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. For tax positions meeting the more likely than not threshold, the tax amount recognized in the financial statements is reduced by the largest benefit that has a greater than fifty percent likelihood of being realized upon ultimate settlement with the relevant taxing authority. The Trustee has determined that there was no effect on the financial statements from this authoritative guidance.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2019 (CONTINUED)

NOTE 2 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (CONTINUED)

Receivables from investments sold and payables for investments purchased

Receivables from investments sold represents redemptions from underlying funds that had been recorded prior to July 31, 2019 for which cash proceeds had not been received, and redemption holdback amounts for which cash proceeds are withheld until completion of the underlying funds' annual audit. Payables for investments purchased represents subscriptions to underlying funds that had been recorded prior to July 31, 2019 for which cash proceeds had not been paid.

Receivables from units subscribed

Receivables from units subscribed represent amounts receivable from unitholders for subscriptions that had been processed prior to July 31, 2019, but for which cash had not been received.

Payable for units redeemed

Redemptions, whether expressed as reference currencies or units, are recognized as liabilities when each of the reference currencies and unit amounts requested in the redemption notice become fixed. As a result, redemptions paid after the end of the period, but based upon period-end net asset values, are reflected as payable for units redeemed.

NOTE 3 INVESTMENT IN UNDERLYING FUNDS

The Funds' investment portfolio at July 31, 2019 represents investments in the Feeder Funds which have been fair valued in accordance with the policies set out in Note 2 above. Since the shares of the Feeder Funds are not publicly traded, the Funds' ability to liquidate these investments will be subject to redemption restrictions provided for in the offering documents of the Feeder Funds and related subscription agreements entered into by the Funds. The Funds are able to redeem from the Feeder Funds on a daily basis. In addition, the Funds may be materially affected by the actions of other investors who have invested in the Feeder Funds and Master Fund.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2019 (CONTINUED)

NOTE 3 INVESTMENT IN UNDERLYING FUNDS (CONTINUED)

A portion of the securities held by the Master Fund may be illiquid. The ultimate amounts realized by the Master Fund from these illiquid positions may differ from the carrying amounts recorded at July 31, 2019 and the differences could be material. In addition, the level of illiquid positions in the Master Fund may impact the ability of the Funds to effectuate redemptions from the Feeder Funds in the ordinary course of business.

At July 31, 2019, each Fund invested solely in the Feeder Funds. The Feeder Funds invest substantially all their assets into the Master Fund.

The investment objective and strategy, liquidity terms and other investment terms for the Feeder Funds and Master Fund, as applicable, are as follows:

Incorporation and principle activities:

The Master Fund is a series trust of the PIMCO Cayman Trust, an Investment Fund registered under Cayman Islands Mutual Funds Law (Revised). PIMCO Cayman Trust is a unit trust established under the laws of the Cayman Islands. Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited, a trust company incorporated in 1985 under the laws of the Cayman Islands is the trustee and Pacific Investment Management Company LLC ("PIMCO") is the investment adviser.

Investment objective and strategy - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund A - Class F (USD):

The investment objective of the Feeder Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The Feeder Fund seeks to achieve its investment objective by investing its assets in the Master Fund, a separate series trust of the PIMCO Cayman Trust, and does not generally invest directly in stocks or bonds of other issuers, except that the Feeder Fund may make temporary investments in liquid securities, repurchase agreements or other instruments for cash management purposes. The investment adviser of the Feeder Fund is PIMCO, who has been appointed as an investment adviser by the trustee of the Feeder Fund, with responsibility for investing the assets of the Feeder Fund. The Feeder Fund may not hedge currency exposure.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2019 (CONTINUED)

NOTE 3 INVESTMENT IN UNDERLYING FUNDS (CONTINUED)

Investment objective and strategy - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund A - Class F (EUR):

The investment objective of the Feeder Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The Feeder Fund seeks to achieve its investment objective by investing its assets in the Master Fund, a separate series trust of the PIMCO Cayman Trust, and does not generally invest directly in stocks or bonds of other issuers, except that the Feeder Fund may make temporary investments in liquid securities, repurchase agreements or other instruments for cash management purposes. The investment adviser of the Feeder Fund is PIMCO, who has been appointed as an investment adviser by the trustee of the Feeder Fund, with responsibility for investing the assets of the Feeder Fund. The Feeder Fund may hedge currency exposure against fluctuations of EUR versus US dollar in order to reduce the risk of loss. The Feeder Fund will normally seek to be 95% to 105% hedged to the EUR. There can be no assurance that the classes will be hedged at all times or that PIMCO will be successful at employing the hedge.

Investment objective and strategy - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund B - Class F (AUD):

The investment objective of the Feeder Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The Feeder Fund seeks to achieve its investment objective by investing its assets in the Master Fund, a separate series trust of the PIMCO Cayman Trust, and does not generally invest directly in stocks or bonds of other issuers, except that the Feeder Fund may make temporary investments in liquid securities, repurchase agreements or other instruments for cash management purposes. The investment adviser of the Feeder Fund is PIMCO, who has been appointed as an investment adviser by the trustee of the Feeder Fund, with responsibility for investing the assets of the Feeder Fund. The Feeder Fund may hedge currency exposure against fluctuations of AUD versus US dollar in order to reduce the risk of loss. The Feeder Fund will normally seek to be 95% to 105% hedged to the AUD. There can be no assurance that the classes will be hedged at all times or that PIMCO will be successful at employing the hedge.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2019 (CONTINUED)

NOTE 3 INVESTMENT IN UNDERLYING FUNDS (CONTINUED)

Investment objective and strategy - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund B - Class F (ZAR):

The investment objective of the Feeder Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The Feeder Fund seeks to achieve its investment objective by investing its assets in the Master Fund, a separate series trust of the PIMCO Cayman Trust, and does not generally invest directly in stocks or bonds of other issuers, except that the Feeder Fund may make temporary investments in liquid securities, repurchase agreements or other instruments for cash management purposes. The investment adviser of the Feeder Fund is PIMCO, who has been appointed as an investment adviser by the trustee of the Feeder Fund, with responsibility for investing the assets of the Feeder Fund. The Feeder Fund may hedge currency exposure against fluctuations of ZAR versus US dollar in order to reduce the risk of loss. The Feeder Fund will normally seek to be 95% to 105% hedged to the ZAR. There can be no assurance that the classes will be hedged at all times or that PIMCO will be successful at employing the hedge.

Investment objective and strategy - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund B - Class D (BRL):

The investment objective of the Feeder Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The Feeder Fund seeks to achieve its investment objective by investing its assets in the Master Fund, a separate series trust of the PIMCO Cayman Trust, and does not generally invest directly in stocks or bonds of other issuers, except that the Feeder Fund may make temporary investments in liquid securities, repurchase agreements or other instruments for cash management purposes. The investment adviser of the Feeder Fund is PIMCO, who has been appointed as an investment adviser by the trustee of the Feeder Fund, with responsibility for investing the assets of the Feeder Fund. The Feeder Fund may hedge currency exposure against fluctuations of the Brazilian Real (the "BRL") versus US dollar. In this context, BRL is referred to as a "Hedging Reference Currency" of the Feeder Fund. For that purpose, the Feeder Fund will normally seek to be 95% to 105% exposed to the BRL. Therefore the USD (BRL-hedged) Portfolio will seek to reflect the currency exposure of the fluctuations of the BRL versus US dollar. There can be no assurance that the Feeder Fund will be hedged at all times, that PIMCO will be successful at employing the hedge, or that the USD (BRL-hedged) Portfolio will have such an exposure at all times.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2019 (CONTINUED)

NOTE 3 INVESTMENT IN UNDERLYING FUNDS (CONTINUED)

Investment objective and strategy - PIMCO Cayman Emerging Bond Fund B - Class A (BRL):

The investment objective of the Feeder Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The Feeder Fund seeks to achieve its investment objective by investing its assets in the Master Fund, a separate series trust of the PIMCO Cayman Trust, and does not generally invest directly in stocks or bonds of other issuers, except that the Feeder Fund may make temporary investments in liquid securities, repurchase agreements or other instruments for cash management purposes. The investment adviser of the Feeder Fund is PIMCO, who has been appointed as an investment adviser by the trustee of the Feeder Fund, with responsibility for investing the assets of the Feeder Fund. The Feeder Fund may hedge currency exposure against fluctuations of the Brazilian Real (the "BRL") versus the US dollar. In this context, BRL is referred to as a "Hedging Reference Currency" of the Feeder Fund. For that purpose, the Feeder Fund will normally seek to be 95% to 105% exposed to the BRL. The AUD (BRL-hedged) Portfolio is denominated in AUD, therefore the AUD (BRL-hedged) Portfolio will seek to reflect the currency exposure of the fluctuations of the BRL versus Australian dollar. There can be no assurance that the Feeder Fund will be hedged at all times, that PIMCO will be successful at employing the hedge, or that the AUD (BRL-hedged) Portfolio will have such an exposure at all times.

Investment objective and strategy - Master Fund:

The investment objective of the Master Fund is to seek maximum total return consistent with prudent investment management. The benchmark index of the Master Fund is the JPMorgan Emerging Markets Bond Index Global Diversified. The Master Fund seeks to achieve its investment objective by investing under normal circumstances at least 80% of its net assets in fixed income instruments of issuers that are economically tied to countries with emerging securities markets or related derivatives on such securities. PIMCO has broad discretion to identify and invest in countries that it considers to qualify as emerging securities markets. However, the investment adviser generally considers an emerging securities market to be one located in any country that is defined as an emerging or developing economy by the World Bank or its related organizations or the United Nations or its authorities, or if the country is considered an emerging market country for purposes of constructing emerging market indices.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2019 (CONTINUED)

NOTE 3 INVESTMENT IN UNDERLYING FUNDS (CONTINUED)

The fixed income instruments in which the Master Fund invests includes, among other securities:

- securities issued or guaranteed by governments, their agencies, authorities or subdivisions, and government-sponsored enterprises;
- commercial paper;
- mortgage-backed securities that have durations of one year or less;
- inflation-indexed bonds issued by governments;
- bank certificates of deposit, fixed time deposits and bankers' acceptances;
- repurchase agreements and reverse repurchase agreements; and
- obligations of international agencies or supranational entities.

The Master Fund invests without limit in securities denominated in non-U.S. currencies and securities of non-U.S. issuers; provided that, the Master Fund may invest no more than 5% of its total assets in the local currency denominated bonds of any country with developing (or "emerging market") economies.

The Master Fund will normally seek to hedge its non-U.S. dollar exposure to the U.S. dollar to reduce the risk of loss due to fluctuations in exchange rates. There can be no assurance that the Master Fund will be hedged at all times or that PIMCO will be successful at employing the hedge.

It is anticipated that the average portfolio duration of the Master Fund will normally vary within a three-to-eight year time frame based on PIMCO's forecast for interest rates. The Master Fund intends to invest only in securities that are rated at least Caa by Moody's Investors Service, Inc., or equivalently rated by Standard and Poor's Ratings Service or Fitch Ratings or another nationally recognized statistical rating organization, or if unrated, determined by PIMCO to be of comparable quality. The Master Fund intends to maintain a minimum average credit quality of B. The Master Fund is not required to sell a security in the event such security is downgraded below the minimum investment quality outlined above, provided that such security met the Master Fund's minimum quality standard at the time of purchase.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2019 (CONTINUED)

NOTE 3 INVESTMENT IN UNDERLYING FUNDS (CONTINUED)

The Master Fund may, but is not required to, invest in derivative instruments, such as options contracts, futures contracts, options on futures contracts, swap agreements (including, but not limited to, long and short credit default swaps and forward swap spread locks), and options on swap agreements; provided that, the Master Fund may not invest in non-U.S. dollar denominated interest rate swaps, and further provided that, under normal circumstances, the Master Fund may only invest up to 10% of its net assets in credit default swaps. The Master Fund may lend its portfolio securities to brokers, dealers and other financial institutions to earn income. The Master Fund may seek to obtain market exposure to the instruments in which it primarily invests by entering into a series of purchase and sale contracts or by using other investment techniques (such as buy backs or dollar rolls).

Accounting policies:

The Feeder Funds and Master Fund, all investment companies, apply the guidance in Accounting Standards Update 2013-08 'Financial Services- Investment Companies (Topic 946)'. .

Fees:

There are no significant fees incurred by the Feeder Funds and Master Fund.

Liquidity terms:

Units of the Feeder Funds and Master Fund may be repurchased daily, which is each day that the New York Stock Exchange is open for trading.

Distributions:

The Master Fund and Feeder Funds intend to declare and pay dividends on a monthly basis. Distributions may be declared and distributed only upon the authorization of PIMCO and such authorization may be withheld at PIMCO's discretion.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2019 (CONTINUED)

NOTE 4 UNIT CAPITAL

As of July 31, 2019, each Fund had only one unitholder, Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities, Co., Ltd., a related party to the Manager.

Subscriptions of units

USD Portfolio:

The issue price for the initial issue of units is USD 100 per unit. The minimum initial subscription amount is 1 Unit or such other amount as the Trustee may determine, subject to an absolute minimum of USD 100.

EUR Portfolio:

The issue price for the initial issue of units is EUR 100 per unit. The minimum initial subscription amount is 1 Unit or such other amount as the Trustee may determine, subject to an absolute minimum of EUR 100.

AUD Portfolio:

The issue price for the initial issue of units is AUD 100 per unit. The minimum initial subscription amount is 1 Unit or such other amount as the Trustee may determine, subject to an absolute minimum of AUD 100.

ZAR Portfolio:

The issue price for the initial issue of units is ZAR 1,000 per unit. The minimum initial subscription amount is 1 Unit or such other amount as the Trustee may determine, subject to an absolute minimum of ZAR 1,000.

USD (BRL-hedged) Portfolio:

The issue price for the initial issue of units is USD 100 per unit. The minimum initial subscription amount is 1 Unit or such other amount as the Trustee may determine, subject to an absolute minimum of USD 100.

AUD (BRL-hedged) Portfolio:

The issue price for the initial issue of units is AUD 100 per unit. The minimum initial subscription amount is 1 Unit or such other amount as the Trustee may determine, subject to an absolute minimum of AUD 100.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2019 (CONTINUED)

NOTE 4 UNIT CAPITAL (CONTINUED)

Redemptions of units

Unitholders may request the repurchase of their units on any dealing day, which is generally every business day. The Repurchase Price is the net asset value per unit of the relevant Fund less any third party charges or withholding taxes if applicable calculated on the applicable valuation day, which is generally the business day following the dealing day.

Distributions to Unitholders

The Manager may, at its discretion, declare distributions on the 20th day of every month (or if that date is not a business day then on the next following Business Day) out of net investment income, net realised and unrealised capital gains and capital available for distribution.

Distributions shall be made to Unitholders within five (5) Business Days from (and including) the declaration of distribution.

The declaration of dividends to Unitholders reduces the Funds' Net Asset Value per Unit without any corresponding change in the number of Units per Unitholder. This results in a Unitholder's overall investment in the Fund being reduced. In addition, any distributions paid during a year which are in excess of the Funds' accumulated net increase in net assets resulting from operations results in a portion of the distributions being a return of capital.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
AS AT JULY 31, 2019 (CONTINUED)

NOTE 5 ACCRUED LIABILITIES

	USD Portfolio	EUR Portfolio	AUD Portfolio
	USD	EUR	AUD
Manager, administration and custodian fees	2,987.90	504.41	1,688.84
Distribution fees	11,962.60	1,969.97	6,613.00
Investment and sub-investment manager's fees	22,284.47	3,664.06	12,295.06
Other fees	4,420.19	3,012.82	5,163.13
Professional fees	22,483.88	16,499.07	33,699.63
Sub-manager fees	597.61	98.53	337.69
Trustee's fees	851.86	750.46	1,186.64
TOTAL	65,588.51	26,499.32	60,983.99

	ZAR Portfolio	USD (BRL-hedged)	AUD (BRL-hedged)
	ZAR	USD	AUD
Manager, administration and custodian fees	30,904.81	2,327.20	841.29
Distribution fees	123,614.64	9,226.94	3,329.07
Investment and sub-investment Manager's fees	231,045.74	17,162.23	6,075.56
Other fees	58,935.54	4,140.78	4,834.81
Professional fees	330,766.33	22,483.88	29,986.91
Sub-manager fees	6,181.03	465.42	168.27
Trustee's fees	12,060.13	857.95	1,186.64
TOTAL	793,508.22	56,664.40	46,422.55

NOTE 6 INVESTMENT MANAGER'S FEE

The investment manager's fee applicable to each Fund is 0.34% per annum of the net asset value of the Fund. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 7 SUB-INVESTMENT MANAGER'S FEE

The sub-investment manager fee applicable to each Fund is 0.59% per annum of the net asset value of the Fund. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2019 (CONTINUED)

NOTE 8 TRUSTEE'S FEES

The Trustee is entitled to receive for its own account the amount of the Trustee's Fees. Such fees accrue daily and are payable quarterly in arrears. The Trustee's Fees applicable to each Fund are 0.01% per annum of the Net Asset Value of such Fund, subject to a minimum fee of USD 10,000 per annum per Fund. In addition, the Trustee is entitled to receive from each Fund certain transaction fees and all out-of-pocket expenses and disbursements incurred in the administration of each Fund.

NOTE 9 MANAGER, CUSTODIAN AND ADMINISTRATION FEES

The fees to be paid to the Manager, Custodian and Administrator are 0.125% per annum of the average quarterly Net Asset Value of the Fund. In addition, the Manager, Custodian or Administrator, as the case may be, is entitled to receive from each Fund certain transaction fees and all out-of-pocket expenses and disbursements incurred in the administration of each Fund.

NOTE 10 DISTRIBUTION FEES

The Distributor fee applicable to each Fund is 0.50% per annum of the Net Asset Value of the Fund. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

The Agent company fee applicable to each Fund is 0.05% per annum of the Net Asset Value of the Fund. Such fee is accrued daily and payable quarterly in arrears.

NOTE 11 SUB-MANAGER FEES

The Sub-Manager is entitled to receive a fee of 0.025% per annum of the average Net Asset Value of the Fund, calculated on each valuation day and payable quarterly in arrears.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2019 (CONTINUED)

NOTE 12 EXCHANGE RATES

Applicable currency exchange rates as at July 31, 2019 are as follows:

1 USD= 1.450852 AUD

1 USD= 0.898150 EUR

1 USD= 14.173750 ZAR

Source for those exchange rates is Reuters.

NOTE 13 FINANCIAL HIGHLIGHTS

Financial highlights for the year ended July 31, 2019 are as follows:

	USD	EUR	AUD	ZAR	USD (BRL-hedged)	AUD (BRL-hedged)
	Portfolio	Portfolio	Portfolio	Portfolio	Portfolio	Portfolio
NAV at beginning of the year	91.87	71.88	61.60	822.72	21.57	28.50
Income/(loss) from investment operations:						
Net investment income/(loss) (1)	3.95	0.90	1.97	68.90	1.61	1.95
Net realized and unrealized gain/(loss)	4.11	2.39	2.03	25.47	0.29	2.54
Total gain/(loss) from operations	8.06	3.29	4.00	94.37	1.90	4.49
Less distributions	(6.60)	(7.80)	(11.88)	(128.40)	(4.80)	(6.60)
NAV at the end of the year	93.33	67.37	53.72	788.69	18.67	26.39
Total return	9.27%	5.07%	7.38%	12.67%	10.66%	18.48%
Ratios to average net assets:						
Total expenses	1.91%	2.59%	2.17%	2.01%	2.10%	2.79%
Net investment Income/(loss)	4.38%	1.33%	3.49%	8.76%	8.36%	7.40%

(1): Calculated using average units outstanding during the year.

NOTE 14 COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

In the normal course of business, the Trustee on behalf of the Funds enters into contracts that contain a variety of warranties and which provide general indemnifications. The Trustee's maximum exposure in its capacity as Trustee of the Funds, under these arrangements is unknown, as this would involve future claims that may be made against the Trustee that have not yet occurred. However, based on experience, management expects the risk of loss to be remote.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2019 (CONTINUED)

NOTE 15 FINANCIAL INSTRUMENTS AND RISKS

The Funds' investment activities expose it to the various types and degrees of risk, which are associated with the financial instruments, and markets in which they invest.

Credit risk:

Financial assets which potentially expose the Funds to credit risk consist principally of cash. The Funds' cash is placed with Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. The Funds are subject to credit risk should the Feeder Funds or Master Fund be unable to fulfill their obligations. The Funds are also indirectly exposed to credit risk associated with the financial assets of the Master Fund. The Master Fund is exposed to credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. The Master Fund, and as a result the Funds, could lose money if the issuer or guarantor of a fixed income security, or the counterparty to a derivative contract, is unable or unwilling to make timely principal and/or interest payments, or to otherwise honor its obligations. The Funds are also indirectly exposed to credit risk associated with the financial assets and financing agreements of the Master Fund.

Market, concentration and liquidity risk:

The Funds' activities expose it to financial market fluctuations. The Funds' exposure to market risk either directly or via the positions taken by the Master Fund, is determined by a number of factors, including currency exchange rates and market volatility. The investment activity of the Master Fund may result in the Funds being exposed to significant concentration of investments in markets and/or individual investments which may be both volatile and illiquid. Investments that the Funds make could also be subject to specific restrictions on transferability and disposal. Consequently, risks exist that the Funds might not be able to readily dispose of its holdings in such investments when it chooses and also that the price attained on a disposal is below the amount at which such investments are included in the Funds' statement of assets and liabilities.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2019 (CONTINUED)

NOTE 15 FINANCIAL INSTRUMENTS AND RISKS (CONTINUED)

Market, concentration and liquidity risk: (continued)

Interest rate risk is the risk that fixed income securities will decline in value because of changes in interest rates. As nominal interest rates rise, the value of certain fixed income securities held by the Master Fund are likely to decrease. Fixed income securities with longer durations tend to be more sensitive to changes in interest rates, usually making them more volatile than securities with shorter durations.

The Master Fund holds foreign currencies and invests in securities that trade in, and receive revenues in, foreign currencies, and derivatives that provide exposure to foreign currencies and is subject to the risk that those currencies will decline in value relative to the base currency of the Master Fund, or, in the case of hedging positions, that the Master Fund's base currency will decline in value relative to the currency being hedged. Currency rates in foreign countries may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons. As a result, the Master Fund's investments in foreign currency denominated securities may reduce the returns of the Master Fund, and as a result, the returns of the Funds.

Business and Regulatory Risks of Hedge Funds:

Legal, tax and regulatory changes could occur during the term of the Funds that may adversely affect the Funds. The regulatory environment for hedge funds is evolving, and changes in the regulation of hedge funds may adversely affect the value of investments held by the Funds and the ability of the Funds to obtain the leverage they might otherwise obtain or to pursue its trading strategies. In addition, securities and futures markets are subject to comprehensive statutes, regulations and margin requirements. Regulators and self-regulatory organizations and exchanges are authorized to take extraordinary actions in the event of market emergencies. The regulation of derivative transactions and short selling and funds that engage in such transactions is an evolving area of law and is subject to modification by government and judicial actions. The effect of any future regulatory change on the Funds could be substantial and adverse.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2019 (CONTINUED)

NOTE 15 FINANCIAL INSTRUMENTS AND RISKS (CONTINUED)

Foreign Currency Contracts:

The Funds, Feeder Funds and Master Fund enter into foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities and to hedge the currency exposure associated with some or all of their securities as a part of the investment strategy, or in connection with a hedged class, to leave such hedged class with an exposure to currencies other than the functional currency. There can be no guarantee that these class specific foreign currency contracts will be successful.

Forward currency contracts are agreements for delayed delivery of specific currencies and commodities in which the seller agrees to make delivery at a specified future date of specified currencies. Risks associated with forward currency and commodities contracts are the inability of counterparties to meet the terms of their contracts and movements in fair value and exchange rates.

Futures Contracts:

The Master Fund enters into futures contracts to manage its exposure to the securities markets or to movements in interest rates, or currency values. The primary risks associated with the use of futures contracts are the imperfect correlation between the change in market value of the securities held by the Master Fund and the prices of futures contracts and the possibility of an illiquid market.

Credit Default Swaps:

The Master Fund enters into credit default swaps. The buyer of a credit default swap is generally obligated to pay the seller a periodic stream of payments over the term of the contract in return for a contingent payment upon the occurrence of a credit event with respect to an underlying reference obligation. Generally, a credit event for corporate or sovereign reference obligations means bankruptcy, failure to pay, obligation acceleration, repudiation/moratorium or restructuring. For credit default swaps on asset-backed securities, a credit event may be triggered by events such as failure to pay principal, maturity extension, rating downgrade or write down. If a credit event occurs, the seller typically must pay the contingent payment to the buyer, which is typically the par value (full notional value) of the reference obligation, though the actual payment may be mitigated by terms of the International Swaps and Derivatives Association ("ISDA") agreement, allowing for netting arrangements and collateral. After a credit event occurs, this amount may be reduced by anticipated recovery rates, segregated collateral and netting arrangements that may incorporate multiple transactions with a given counterparty.

EMERGING BOND FUND CURRENCY SELECTION

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

AS AT JULY 31, 2019 (CONTINUED)

NOTE 15 FINANCIAL INSTRUMENTS AND RISKS (CONTINUED)

Credit Default Swaps: (continued)

The contingent payment may be a cash settlement or a physical delivery of the reference obligation in return for payment of the face amount of the obligation. If the Master Fund is a buyer and no credit event occurs, the Master Fund may lose its investment and recover nothing. However, if a credit event occurs, the buyer typically receives full notional value for a reference obligation that may have little or no value. As a seller, the Master Fund receives a fixed rate of income throughout the term of the contract, which typically is between one month and five years, provided that no credit event occurs. If a credit event occurs, the seller may pay the buyer the full notional value of the reference obligation.

Credit default swaps involve greater risks than if the Master Fund had invested in the reference obligation directly. In addition to general market risks, credit default swaps are subject to liquidity risk and counterparty credit risk. The Master Fund enters into credit default swaps with counterparties meeting defined criteria for financial strength. A buyer also may lose its investment and recover nothing should a credit event not occur. If a credit event did occur, the value of the reference obligation received by the seller, coupled with the periodic payments previously received, may be less than the full notional value it pays to the buyer, resulting in a loss of value.

NOTE 16 SUBSEQUENT EVENTS

There has been no significant events after year end which require disclosure in financial statements. Subsequent events have been evaluated through November 13, 2019 which is the date the financial statements were issued.

[次へ](#)

< 参考 >

当ファンドは、ピムコ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドであるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B を通じてピムコ・ケイマン・トラストの別のサブ・ファンドであるピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（M）に投資します。資産負債計算書の資産の部に計上された投資有価証券は、ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド B の受益証券です。

ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（M）の状況は次の通りです。

ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（M）の状況

同投資信託は、ケイマンの法律に基づき設立された外国投資信託です。同投資信託は、2019年 2 月28日に計算期間が終了し、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立監査法人により財務書類の監査を受けております。同投資信託の資産負債計算書は、ピムコジャパンリミテッドより入手した原文を管理会社が抜粋したものが翻訳されております。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

[次へ](#)

資産負債計算書

2019年２月28日現在

	ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンド（Ｍ）	
	千米ドル （受益証券１口当 りの金額を除く）	百万円 （受益証券１口当 りの金額を除く）
資産：		
投資、時価評価額		
投資有価証券*	729,966	75,836
関係会社に対する投資	0	0
金融デリバティブ商品		
取引所取引または中央清算	26	3
店頭取引	1,183	123
現金	1	0
取引相手への預け金	1,837	191
外貨、時価評価額	389	40
投資売却未収金	1,033	107
関係会社に対する投資売却未収金	0	0
ＴＢＡ投資売却未収金	0	0
ファンド受益証券販売未収金	447	46
未収利息および／または未収配当金	10,761	1,118
その他の資産	0	0
	745,643	77,465
負債：		
借入金およびその他の金融取引		
逆現先取引契約に係る未払金	11,114	1,155
空売りに係る未払金	2,312	240
金融デリバティブ商品		
取引所取引または中央清算	129	13
店頭取引	451	47
投資購入未払金	1,320	137
関係会社に対する投資購入未払金	0	0
ＴＢＡ投資購入未払金	0	0
未払利息	38	4
取引相手からの預り金	1,370	142
ファンド受益証券買戻未払金	1,978	205
未払税金	8,102	842
	26,814	2,786
純資産	718,829	74,679
投資有価証券原価	751,952	78,120
関係会社に対する投資原価	0	0
保有外貨原価	402	42
空売りに係る受領額	2,342	243
金融デリバティブ商品の原価純額またはプレミアム純額	(369)	(38)
* 次の現先取引契約を含む：	30,115	3,129

ピムコ ケイマン
エマージング ボンド ファンド (M)

	千米ドル (受益証券1口当た りの金額を除く)	百万円 (受益証券1口当た りの金額を除く)
純資産:	718,829	74,679
A (ブラジルリアル)	該当なし	該当なし
D (ブラジルリアル)	該当なし	該当なし
F (豪ドル)	該当なし	該当なし
F (ユーロ)	該当なし	該当なし
F (米ドル)	該当なし	該当なし
F (南アフリカランド)	該当なし	該当なし
J (豪ドル)	該当なし	該当なし
J (ブラジルリアル)	該当なし	該当なし
J (中国人民元)	該当なし	該当なし
J (ユーロ)	該当なし	該当なし
J (インドネシアルピア)	該当なし	該当なし
J (日本円)	該当なし	該当なし
J (トルコリラ)	該当なし	該当なし
J (米ドル)	該当なし	該当なし
J (南アフリカランド)	該当なし	該当なし
日本円	該当なし	該当なし
日本円ヘッジ	該当なし	該当なし
発行済受益証券口数:	47,858千口	
A (ブラジルリアル)	該当なし	
D (ブラジルリアル)	該当なし	
F (豪ドル)	該当なし	
F (ユーロ)	該当なし	
F (米ドル)	該当なし	
F (南アフリカランド)	該当なし	
J (豪ドル)	該当なし	
J (ブラジルリアル)	該当なし	
J (中国人民元)	該当なし	
J (ユーロ)	該当なし	
J (インドネシアルピア)	該当なし	
J (日本円)	該当なし	
J (トルコリラ)	該当なし	
J (米ドル)	該当なし	
J (南アフリカランド)	該当なし	
日本円	該当なし	
日本円ヘッジ	該当なし	

ピムコ ケイマン
エマージング ボンド ファンド（Ｍ）

千米ドル (受益証券１口当 りの金額を除く)	百万円 (受益証券１口当 りの金額を除く)
------------------------------	-----------------------------

発行済受益証券１口当たり純資産価格および買戻価格：

（機能通貨による表示）	15.02米ドル	1,560円
A（ブラジルレアル）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（NAV通貨による表示）	該当なし	該当なし
D（ブラジルレアル）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
F（豪ドル）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（NAV通貨による表示）	該当なし	該当なし
F（ユーロ）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（NAV通貨による表示）	該当なし	該当なし
F（米ドル）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
F（南アフリカランド）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（NAV通貨による表示）	該当なし	該当なし
J（豪ドル）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（NAV通貨による表示）	該当なし	該当なし
J（ブラジルレアル）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（NAV通貨による表示）	該当なし	該当なし
J（中国人民元）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（NAV通貨による表示）	該当なし	該当なし
J（ユーロ）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（NAV通貨による表示）	該当なし	該当なし
J（インドネシアルピア）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（NAV通貨による表示）	該当なし	該当なし
J（日本円）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（NAV通貨による表示）	該当なし	該当なし
J（トルコリラ）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（NAV通貨による表示）	該当なし	該当なし

ピムコ ケイマン
エマージング ボンド ファンド（Ｍ）

	千米ドル (受益証券１口当 りの金額を除く)	百万円 (受益証券１口当 りの金額を除く)
Ｊ（米ドル）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（ＮＡＶ通貨による表示）	該当なし	該当なし
Ｊ（南アフリカランド）		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（ＮＡＶ通貨による表示）	該当なし	該当なし
日本円		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（ＮＡＶ通貨による表示）	該当なし	該当なし
日本円ヘッジ		
（機能通貨による表示）	該当なし	該当なし
（ＮＡＶ通貨による表示）	該当なし	該当なし

千未満の数値は四捨五入により残高が０と表示されることがある。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2020年11月末日現在）

<米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ>

	米ドル（ を除く。 ）	千円（ および を除く。 ）
資産総額	10,488,365.42	1,089,636
負債総額	78,940.04	8,201
純資産総額（ - ）	10,409,425.38	1,081,435
発行済口数	1,111,290口	
1口当たり純資産価格（ / ）	9.37	973円

<豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ>

	豪ドル（ を除く。 ）	千円（ および を除く。 ）
資産総額	3,227,372.48	248,217
負債総額	47,903.67	3,684
純資産総額（ - ）	3,179,468.81	244,533
発行済口数	255,946口	
1口当たり純資産価格（ / ）	12.42	955円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次の通りである。

取扱機関 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、販売取扱会社を通じて日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

信託証書に基づき、各受益証券の受益者は、すべての受益者集会において、1口当たり一議決権を有する。管理会社または受託会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。いずれの受益者集会においても、挙手の場合には、すべての受益者について、(個人の場合には)出席者ごとに、(法人の場合には)適式に授權された代表者が、一議決権を有する。投票の場合には、保有する受益証券ごとに、上記の各受益者または代理人により参加している受益者が、一議決権を有する。ファンドの受益者集会についての特別決議には、自ら出席しまたは代理人により出席している受益者の4分の3以上の多数が必要とされる。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外がある。))ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。)によるファンド証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第１【管理会社の概況】

１【管理会社の概況】

（１）資本金の額（２０２０年１１月末日現在）

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル（約194億円）

発行済株式総数 5,051,655株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近５年間ににおける資本金の額の増減は以下のとおりである。

2015年11月末日	37,117,968.52米ドル
2016年11月末日	37,117,968.52米ドル
2017年11月 9 日	187,117,965.90米ドル
2017年11月末日	187,117,965.90米ドル
2018年11月末日	187,117,965.90米ドル
2019年11月末日	187,117,965.90米ドル
2020年11月末日	187,117,965.90米ドル

（２）会社の機構

定款に基づき、３名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、６年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長１名、また１名以上の副会長および株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書役１名（取締役である必要はない。）を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命をただちに解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 決議が総会において投票を行った受益者の4分の3以上の多数により承認された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、故意の不適切な行為、詐欺または重過失の場合を除き、信託証書に基づく職務の遂行について、ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドのために、かつファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、() ファンドの運営もしくはファンドの受益証券の募集もしくは() 管理会社の行為に関係し、または信託証書に基づきファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が実際に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費(弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。)、判決および和解において支払われる金額(ただし、受託会社が、ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。)を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、信託証書に基づく職務の遂行について、かかる行為が故意の不適切な行為、詐欺または重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、2020年10月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産価格の合計(通貨別)
ケイマン諸島	アンブレラ・ファンドのサブ・ファンド	32	4,870,461,528.87米ドル

３【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の最近２事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスボンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2020年11月30日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝103.89円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2019年12月31日現在

(単位：米ドル)

資産

	注記	2019年		2018年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
現金、中央銀行および郵便局における残高	31.1, 31.3	3,122,139,702	324,359,094	3,714,129,527	385,860,917
金融機関に対するローンおよび貸付金	3, 15, 31.1, 31.3	3,708,799,645	385,307,195	3,533,550,709	367,100,583
a) 要求払い		2,480,378,645	257,686,537	2,311,150,709	240,105,447
b) その他のローンおよび貸付金		1,228,421,000	127,620,658	1,222,400,000	126,995,136
顧客に対するローンおよび貸付金	31.1, 31.3	670,745	69,684	372,880	38,739
株式およびその他の変動利回り有価証券	4, 31.1, 31.3	2,783	289	2,834	294
固定資産	5	3,551,365	368,951	3,783,033	393,019
その他の資産		365	38	257	27
前払金および未収収益	6, 15	37,533,722	3,899,378	36,979,553	3,841,806
資産合計	7	6,872,698,327	714,004,629	7,288,818,793	757,235,384

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表(続き)
2019年12月31日現在
(単位:米ドル)

負債

	注記	2019年		2018年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
金融機関に対する未払金	15,31.1	1,156,999,949	120,200,725	1,794,570,343	186,437,913
a) 要求払い		1,156,999,949	120,200,725	1,565,940,343	162,685,542
b) 合意済み満期日付		0	0	228,630,000	23,752,371
顧客に対する未払金	8,15,31.1	5,228,117,398	543,149,116	5,073,055,610	527,039,747
a) 要求払い		5,228,117,398	543,149,116	5,071,655,610	526,894,301
b) 合意済み満期日付		0	0	1,400,000	145,446
その他の負債	9	1,232,118	128,005	2,206,816	229,266
未払金および繰延利益	10,15	29,941,563	3,110,629	15,704,349	1,631,525
引当金		21,488,541	2,232,445	18,148,556	1,885,453
a) 納税引当金	11	20,080,003	2,086,112	16,536,604	1,717,988
b) その他の引当金	12	1,408,538	146,333	1,611,952	167,466
発行済資本	13	187,117,966	19,439,685	187,117,966	19,439,685
準備金	14	197,956,757	20,565,727	158,191,749	16,434,541
繰越損益	14	988	103	3,259	339
当期利益		49,843,047	5,178,194	39,820,145	4,136,915
負債合計	16	6,872,698,327	714,004,629	7,288,818,793	757,235,384

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

オフ・バランス・シート項目

2019年12月31日現在

(単位:米ドル)

	注記	2019年		2018年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
偶発債務	17,31.1	528,585	54,915	541,339	56,240
内訳:					
保証金および担保証券として 差入れた資産		528,585	54,915	541,339	56,240
信託運用	20	80,843,518,883	8,398,833,177	92,427,954,484	9,602,340,191

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(2) 【損益計算書】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2019年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	注記	2019年		2018年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
未収利息および類似収益		102,750,017	10,674,699	81,824,073	8,500,703
内訳：					
- 預金について受領された負の利息		9,159,885	951,620	5,448,991	566,096
- 為替スワップからの金利差益		45,637,424	4,741,272	31,789,988	3,302,662
未払利息および類似費用		(54,594,603)	(5,671,833)	(40,218,579)	(4,178,308)
内訳：					
- ローンおよび貸付金について支払われた負の利息		(18,415,271)	(1,913,163)	(12,070,732)	(1,254,028)
- 為替スワップからの金利差損		(511,746)	(53,165)	(392,542)	(40,781)
有価証券からの収益		0	0	92	10
株式およびその他の変動利回り 有価証券からの収益		0	0	92	10
未収手数料	21	135,532,835	14,080,506	115,660,720	12,015,992
未払手数料		(68,018,470)	(7,066,439)	(56,930,365)	(5,914,496)
金融業務の純利益		3,671,743	381,457	4,336,416	450,510
その他の事業収益	22	1,439,792	149,580	4,322,262	449,040
一般管理費用		(50,532,935)	(5,249,867)	(51,755,210)	(5,376,849)
a) スタッフ費用	24,25	(19,811,185)	(2,058,184)	(20,839,657)	(2,165,032)
内訳：					
- 賃金およびサラリー		(16,226,776)	(1,685,800)	(16,818,051)	(1,747,227)
- 社会保障費		(2,550,297)	(264,950)	(2,632,035)	(273,442)
内訳：					
- 年金に関する社会保障費		(1,580,110)	(164,158)	(1,596,915)	(165,903)
b) その他の一般管理費用	26,30	(30,721,750)	(3,191,683)	(30,915,553)	(3,211,817)

有形および無形資産に関する価値調整		(1,515,702)	(157,466)	(1,767,494)	(183,625)
その他の事業費用	23	(624,491)	(64,878)	(605,778)	(62,934)
経常収益にかかる税金	11,27.1	(16,495,317)	(1,713,698)	(13,169,369)	(1,368,166)
税引後経常収益		51,612,869	5,362,061	41,696,768	4,331,877
前勘定科目に表示されていないその他の税金	27.2	(1,769,822)	(183,867)	(1,876,623)	(194,962)
当期利益		49,843,047	5,178,194	39,820,145	4,136,915

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

財務諸表に対する注記

2019年12月31日現在

注1 一般事項

1.1. 会社概況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「当行」という。)は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(以下「MTFG」という。)は、株式会社UFJホールディングス(以下「UFJ」という。)と合併し、新規金融グループの株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という。)となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京UFJ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイは、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(以下「MUGC」という。)に名称を変更した。

2008年4月28日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、当行の資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。当行の主たる株主2社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱UFJ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を保有している。

2014年8月7日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン2、ローワー・レッシン・ストリート12-13、オーモンド・ハウスを所在地とする外国支店を開設した。ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のUE規則に準拠して、金融機関に907648番で登録された。

2016年5月1日付で、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、その名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「MIBL」という。)へ変更した。

2017年5月31日付で、三菱UFJ信託銀行株式会社は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の議決権付株式の100%を取得した。

取締役会のメンバーは、三菱UFJ信託銀行株式会社のグループの専務取締役および社外取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他のすべての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、すべての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約(スワップおよびヘッジ外国為替予約契約)によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、すべての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。外国通貨スワップでカバーされたポジションにかかる未実現損益の場合、期末に中立化される。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。2019年度に計上された先渡取引の未実現損失に対する引当金はない(2018年：なし)。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルクの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、財務書類作成日にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2019年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった(2018年：なし)。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

- ・ハードウェア機器：4年
- ・ソフトウェア：4年および5年
- ・その他の無形資産：5年
- ・その他の有形資産：10年
- ・のれん：5年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。納税引当金は、当行が設定した見積引当金と最終的な租税査定通知がまだ受領されていない会計年度の前払金の差額に等しい。

2.11. 前払金および未収収益

かかる資産項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した支出を含む。

2.12. 未払金および繰延利益

かかる負債項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した収益を含む。

2.13. 引当金

引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

2.14. 収益の認識

当行の主な収入源は、利息および受取手数料で構成される。当行は、顧客に提供する幅広いサービスから報酬および受取手数料を獲得する。

収益は、一般に、サービスが提供される期間にわたって関連するサービスが履行または認識される時点で計上される。

注３ 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
３か月以下	541,421,000	543,400,000
３か月超１年以下	687,000,000	679,000,000
	<u>1,228,421,000</u>	<u>1,222,400,000</u>

注４ 株式およびその他の変動利回り有価証券

「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券はすべて、2,783米ドル（2018年：2,834米ドル）の未上場有価証券で構成される。

注５ 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
１．有形資産	3,096,039	336,220	(135,335)	(55,927)	3,240,997	2,414,061	826,936
a) ハードウェア	739,476	198,135	(134,010)	(13,358)	790,243	509,876	280,367
b) その他付属品、 家具、機器、 車両	2,356,563	138,085	(1,325)	(42,569)	2,450,754	1,904,185	546,569
２．無形資産	19,183,189	1,016,151	(14,891)	(311,385)	19,873,064	17,148,635	2,724,429
a) ソフトウェア	17,237,750	1,016,151	(14,891)	(311,385)	17,927,625	15,203,196	2,724,429
b) 有価約因に 基づいて取得 したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
固定資産合計	22,279,228	1,352,371	(150,226)	(367,312)	23,114,061	19,562,696	3,551,365

有価約因に基づいて取得したのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注 6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
未収利息	14,177,184	15,591,714
スワップに係る未収利息	1,713,597	1,076,761
管理会社手数料	183,794	921,843
信託業務手数料	1,566,075	2,124,415
全体保管手数料	12,792,274	9,573,008
投資ファンド手数料	5,053,137	5,836,414
その他の未収収益	543,439	483,831
その他の手数料	171,171	162,315
その他の前払金	324,052	664,574
前払一般経費	572,304	481,264
前払法人税	751	765
未収還付付加価値税（ＶＡＴ）	435,944	62,649
	<u>37,533,722</u>	<u>36,979,553</u>

注 7 外貨建て資産

2019年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、5,141,994,595米ドル（2018年：5,393,986,107米ドル）である。

注 8 顧客未払金

2019年12月31日現在、顧客に対する要求払いのものを除く債務はない（2018年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は1,400,000米ドルであった）。

注 9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
優先債務	649,292	618,902
諸債務	582,826	1,587,914
	<u>1,232,118</u>	<u>2,206,816</u>

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
未払手数料	8,943,522	6,908,708
未払一般経費	4,769,237	3,224,725
未払利息	1,612,014	3,347,939
保管報酬に関連する繰延収益	58,141	308,226
外国通貨スワップでカバーされたポジションにかかる 為替差損益の中立化（注2.2）	14,380,755	1,717,819
その他の未払費用	114,097	122,543
その他の仮受金（*）	63,797	74,389
	<u>29,941,563</u>	<u>15,704,349</u>

（*）関連受益者に対する2019年12月31日以降の未払仮受金に係る仮勘定。

注11 税金 - 為替差損失：繰延税金

ルクセンブルグの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日（改正）法に準拠して、通常の場合においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の場合においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

2019年12月31日現在、繰延税金はない。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は、従業員報酬引当金で構成される。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
従業員報酬引当金	1,408,538	1,611,952
	<u>1,408,538</u>	<u>1,611,952</u>

注13 発行済資本

2019年12月31日現在、当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスＡの5,002,575株およびクラスＢの49,080株に対して187,117,966米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2019年１月１日現在の残高	5,404,737	152,787,012	3,259
2018年12月31日終了年度の利益	0	0	39,820,145
利益の増加			
- 株主への配当金支払			(57,409)
- 2019年純資産税準備金への振替		9,981,000	(9,981,000)
- 2013年純資産税準備金からの振替		(3,101,000)	3,101,000
- 自由準備金への割り当て		30,894,000	(30,894,000)
- 法定準備金への割り当て	1,991,008	0	(1,991,008)
2019年12月31日現在の残高	<u>7,395,745</u>	<u>190,561,012</u>	<u>988</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低５％相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10％に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の10％に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、前年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の５倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを５年間維持しなければならない。

2019年12月31日現在、総額29,324,927米ドル（2018年：22,444,927米ドル）の純資産税特別準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2019年３月25日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、9,981,000米ドルを2019年の純資産税特別準備金に割り当て、また、2013年の純資産税特別準備金3,101,000米ドルを準備金に計上した。

2019年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

	2019年 純資産税準備金 米ドル
2014年-2015年	3,019,136
2016年	3,348,440
2017年	4,276,351
2018年	8,700,000
2019年	9,981,000
2019年12月31日現在の残高	<u>29,324,927</u>

注15 関連会社残高

2019年12月31日現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,313,250,489	3,314,382,591
前払金および未収収益	25,391,063	24,033,836
	<u>3,338,641,552</u>	<u>3,338,416,427</u>

負債

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,121,324,163	1,787,952,744
顧客に対する未払金	790,938,178	1,001,503,360
未払金および繰延利益	5,272,305	5,654,686
	<u>1,917,534,646</u>	<u>2,795,110,790</u>

当行は、2019年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（ＣＳＳＦ）は、2013年6月26日付の（パート４）規則（ＥＵ）575／2013に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。

2019年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、3,383,066,716米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2019年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,311,881,103
前払金および未収収益	14,190,435
外国為替取引（市場リスク手法）	56,995,178
	<u>3,383,066,716</u>

注16 外貨建て負債

2019年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、5,161,213,531米ドル（2018年：3,951,265,679米ドル）である。

注17 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
発行済念書	<u>528,585</u>	<u>541,339</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注18 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	<u>5,226,846</u>	<u>6,499,120</u>

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2019年12月31日および2018年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注20 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注21 未収手数料

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
投資ファンド報酬	22,712,248	21,506,351
機関投資家からの全体保管報酬	99,635,836	80,663,753
信託取引報酬	11,022,939	11,772,959
管理会社に対するサービス報酬	700,533	921,843
その他の報酬および手数料	<u>1,461,279</u>	<u>795,814</u>
	<u>135,532,835</u>	<u>115,660,720</u>

未収手数料は、以下で構成される。

投資ファンド報酬は、保管業務、中央管理事務代行業務、預託業務およびその他の業務に関して投資ファンドに課される報酬および手数料で構成される。当該報酬は、管理下にあるファンドの純資産価額に基づいて計算される。

機関投資家からの全体保管報酬は、証券取引管理、決済、コーポレートアクション、収益回収および議決権代理行使を含む全体保管業務に関して機関投資家に課される報酬および手数料で構成される。当該報酬は、預り資産および取引数に基づいて計算される。

信託取引報酬は、保管取引、キャッシュ・マネジメントおよびフィデューシャリー・ノートの発行を含む受託資産から得られる報酬および手数料で構成される。当該報酬は、運用資産および取引数に基づいて計算される。

管理会社に対するサービス報酬には、機能的支出をカバーする報酬および品質保証契約に基づくサポート・サービスに対する報酬が含まれる。

その他の報酬および手数料には、上場代理人報酬、保証報酬、銀行サービス報酬およびファンド注文デスクサービス報酬などの様々な報酬が含まれる。

注22 その他の事業収益

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
2013年、2014年、2015年および2017年度の法人税の調整	0	2,530,324
過年度の手数料の調整	663,382	1,151,445
過年度の一般経費調整からの利益	478,260	414,867
管理会社から受領したサブ・レンタル報酬 （品質保証契約）	78,621	70,598
その他の事業収益	219,529	155,028
	<u>1,439,792</u>	<u>4,322,262</u>

注23 その他の事業費用

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
過年度の一般経費調整からの費用	170,811	345,919
過年度の手数料	325,550	220,859
過年度の利息	106,282	7,836
その他事業損失	21,848	31,164
	<u>624,491</u>	<u>605,778</u>

注24 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2019年 人数	2018年 人数
上級管理職	30	29
中間管理職	83	71
従業員	56	67
	<u>169</u>	<u>167</u>

注25 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
上級管理職	<u>5,606,190</u>	<u>5,084,843</u>
内、各種報酬	821,298	875,409
内、固定報酬	4,784,892	4,209,434

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2019年12月31日および2018年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注26 その他の一般管理費用

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
データ費用	1,286,243	1,372,967
維持費	1,420,213	1,264,913
会費	3,049,059	2,847,608
専門家報酬	3,356,649	3,550,904
賃貸および関連費用	1,207,833	1,141,991
業務契約	5,099,944	4,997,353
業務費用	2,770,636	2,847,497
システム費用	11,351,403	11,679,286
通信費用	393,275	363,250
旅費、交通費、出張費	172,054	203,378
その他の費用	614,441	646,406
	<u>30,721,750</u>	<u>30,915,553</u>

会費の増加は、2019年度中に単一破綻処理基金に支払われた費用の増加に起因する（注29）。

注27 税金

27.1. 経常収益にかかる税金

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
法人税	12,027,260	9,760,432
地方事業税	4,468,057	3,408,937
	<u>16,495,317</u>	<u>13,169,369</u>

27.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
付加価値税（VAT）	1,710,089	1,819,754
その他の税金	59,733	56,869
	<u>1,769,822</u>	<u>1,876,623</u>

注28 親会社

2019年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が100%を共同で出資する子会社である。

当行の財務書類は、日本国財務省関東財務局の登録金融機関番号33を有し、日本の郵便番号100-8212、東京都千代田区丸の内一丁目4番5号に登録住所を有する三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社の連結財務書類に含まれている。

持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（ＭＵＦＧ）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注29 預金保証制度

金融機関および特定の投資会社の破綻処理、再編および清算手続きに関する法律ならびに預金保証および投資者への補償制度に関する法律（以下「法律」という。）を、金融機関および投資会社の再建、破綻処理に対する枠組みを設定したルクセンブルグ法指令2014／59／ＥＵならびに預金保証および投資者への補償制度に関する指令2014／49／ＥＵに置き替える案が、2015年12月18日に可決された。

預金保証制度（「ルクセンブルグ預金保証基金」（以下「ＦＧＤＬ」という。））および投資者への補償制度（「ルクセンブルグ投資家補償制度」（以下「ＳＩＩＬ」という。））は、各預金者の適格な預金については100,000ユーロを上限とし、投資については20,000ユーロを上限として補填されるものである。法律はまた、特定の取引または特定の社会目的もしくはその他の目的を満たす預金について、12か月にわたって100,000ユーロを超える金額に対して補填されると規定している。

金融機関は、それぞれＦＧＤＬに対して、ルクセンブルグの銀行破綻処理基金（「ルクセンブルグ破綻処理基金」（以下「ＦＲＬ」という。））に毎年拠出する。

法律第107条(1)において定義されるとおり、ＦＲＬ積立額は、2024年末までにすべての参加各国における認可済み金融機関の付保預金額の少なくとも１％に達する見込みである。かかる金額は、2015年から2024年にわたって回収される予定である。

法律第179条(1)において定義されるとおり、ＦＧＤＬの積立ての目標水準は、該当する金融機関の付保預金の0.8％に設定されており、年間拠出を通じて、2018年度末までに当該水準に達する見込みである。かかる金額は、2016年から2018年にわたって回収される予定である。法律第180条(1)において定義されるとおり、0.8％の水準に達した時に、ルクセンブルグの金融機関は、安全バッファとして追加の付保預金の0.8％を構築するために、さらに８年間継続して拠出するものとする。

2019年12月31日終了年度において、当行のＦＲＬへの年間拠出金は、1,924,193ユーロ(2,144,032米ドル)（2018年：1,686,439ユーロ／1,988,649米ドル）であった。

注30 監査報酬

会計年度中、当行は監査法人およびその全ネットワークから以下の報酬（付加価値税（ＶＡＴ）を除く）を請求されている。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
監査報酬	273,905	329,206
その他の保証業務	138,827	139,547
税務顧問報酬	30,103	39,220
	<u>442,835</u>	<u>507,973</u>

会計年度中に監査法人の全ネットワークにより提供されたその他の保証業務には、以下の業務が含まれていた。

- 2019年１月１日から2019年12月31日までの期間におけるＩＳＡＥ３４０２／ＳＯＣ１タイプ２報告書

会計年度中に監査法人の全ネットワークにより提供された税務顧問業務には、以下の業務が含まれていた。

- 納税申告書の作成
- 付加価値税（ＶＡＴ）申告書の作成

注31 金融商品の開示

31.1. 主要な非トレーディング金融商品

2019年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
B C L 残高	3,122,139,702	0	0	0	3,122,139,702
金融機関に対するローン および貸付金	3,021,799,645	687,000,000	0	0	3,708,799,645
顧客に対するローンおよび 貸付金	670,745	0	0	0	670,745
株式およびその他の変動 利回り有価証券	0	0	0	2,783	2,783
金融資産合計	6,144,610,092	687,000,000	0	2,783	6,831,612,875
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,156,999,949	0	0	0	1,156,999,949
顧客に対する未払金	5,228,117,398	0	0	0	5,228,117,398
金融負債合計	6,385,117,347	0	0	0	6,385,117,347
偶発債務としてオフ・バランス シートに開示されている 項目					
保証金	528,585	0	0	0	528,585
保証金合計	528,585	0	0	0	528,585

2018年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
ＢＣＬ残高	3,714,129,527	0	0	0	3,714,129,527
金融機関に対するローン および貸付金	2,854,550,709	679,000,000	0	0	3,533,550,709
顧客に対するローンおよび 貸付金	372,880	0	0	0	372,880
株式およびその他の変動 利回り有価証券	0	0	0	2,834	2,834
金融資産合計	6,569,053,116	679,000,000	0	2,834	7,248,055,950
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,794,570,343	0	0	0	1,794,570,343
顧客に対する未払金	5,073,055,610	0	0	0	5,073,055,610
金融負債合計	6,867,625,953	0	0	0	6,867,625,953
偶発債務としてオフ・バラン スシートに開示されている 項目					
保証金	541,339	0	0	0	541,339
保証金合計	541,339	0	0	0	541,339

31.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2019年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,932,042,624	5,842,135	0	0	3,937,884,759	26,049,631
スワップ	1,004,949,710	0	0	0	1,004,949,710	2,872,627
合計	4,936,992,334	5,842,135	0	0	4,942,834,469	28,922,258
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,952,576,741	5,799,199	0	0	3,958,375,940	26,036,732
スワップ	2,408,687,339	0	0	0	2,408,687,339	11,231,097
合計	6,361,264,080	5,799,199	0	0	6,367,063,279	37,267,829

上記の金額には、取引日が2019年12月31日以前で、評価日が2019年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2018年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,271,219,543	3,321,504	0	0	3,274,541,047	77,666,609
スワップ	1,394,522,057	0			1,394,522,057	2,067,411
合計	4,665,741,600	3,321,504	0	0	4,669,063,104	79,734,020
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,303,598,230	3,270,027	0	0	3,306,868,257	76,992,277
スワップ	854,553,985	0	0	0	854,553,985	2,708,455
合計	4,158,152,215	3,270,027	0	0	4,161,422,242	79,700,732

上記の金額には、取引日が2018年12月31日以前で、評価日が2018年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

31.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2019年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2019年 簿価 米ドル	2018年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、ＢＣＬ残高	3,122,139,702	3,714,129,527
ＥＵ加盟国	3,122,139,702	3,714,129,527
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,708,799,645	3,533,550,709
ＥＵ加盟国	135,123,430	180,725,105
北および中央アメリカ	894,909,307	722,872,089
アジア	2,674,535,568	2,605,130,138
ヨーロッパ（非ＥＵ加盟国）	1,183,449	5,033,138
オーストラリアおよびニュージーランド	3,047,891	19,790,239
顧客に対するローンおよび貸付金	670,745	372,880
ＥＵ加盟国	315,164	50,865
北および中央アメリカ	351,379	318,231
アジア	0	4
ヨーロッパ（非ＥＵ加盟国）	4,202	3,780
株式およびその他の変動利回り有価証券	2,783	2,834
ＥＵ加盟国	2,783	2,834
合計	6,831,612,875	7,248,055,950

31.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2019年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2019年 未払想定元本 米ドル	2019年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
ＥＵ加盟国	3,136,956,781	17,460,853
アメリカ	752,436,735	8,314,206
アジア	48,491,243	274,572
スワップ		
ＥＵ加盟国	1,004,949,710	2,872,627
合計	4,942,834,469	28,922,258

2018年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2018年 未払想定元本 米ドル	2018年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
ＥＵ加盟国	3,160,915,130	75,043,013
アメリカ	113,600,617	2,623,478
アジア	25,301	118
スワップ		
ＥＵ加盟国	1,394,522,057	2,067,411
合計	4,669,063,105	79,734,020

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2019

(in USD)

ASSETS

	Notes	2019	2018
Cash, balances with central banks and post office banks	31.1., 31.3.	3.122.139.702	3.714.129.527
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 31.1., 31.3.	3.708.799.645	3.533.550.709
a) repayable on demand		2.480.378.645	2.311.150.709
b) other loans and advances		1.228.421.000	1.222.400.000
Loans and advances to customers	31.1., 31.3.	670.745	372.880
Shares and other variable-yield securities	4, 31.1., 31.3.	2.783	2.834
Fixed Assets	5	3.551.365	3.783.033
Other assets		365	257
Prepayments and accrued income	6, 15	37.533.722	36.979.553
TOTAL ASSETS	7	<u>6.872.698.327</u>	<u>7.288.818.793</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2019

(in USD)

- continued -

LIABILITIES

	Notes	2019	2018
Amounts owed to credit institutions	15, 31.1.	1,156,999,949	1,794,570,343
a) repayable on demand		1,156,999,949	1,565,940,343
b) with agreed maturity dates		0	228,630,000
Amounts owed to customers	8, 15, 31.1.	5,228,117,398	5,073,055,610
a) repayable on demand		5,228,117,398	5,071,655,610
b) with agreed maturity dates		0	1,400,000
Other liabilities	9	1,232,118	2,206,816
Accruals and deferred income	10, 15	29,941,563	15,704,349
Provisions		21,488,541	18,148,556
a) provisions for taxation	11	20,080,003	16,536,604
b) other provisions	12	1,408,538	1,611,952
Subscribed capital	13	187,117,966	187,117,966
Reserves	14	197,956,757	158,191,749
Result brought forward	14	988	3,259
Profit for the financial year		49,843,047	39,820,145
TOTAL LIABILITIES	16	<u>6,872,698,327</u>	<u>7,288,818,793</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2019

(in USD)

	Notes	2019	2018
Contingent liabilities	17, 31.1.	528,585	541,339
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as			
collateral security		528,585	541,339
Fiduciary operations	20	80,843,518,883	92,427,954,484

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2019

(in USD)

	Notes	2019	2018
Interest receivable and similar income		102.750.017	81.824.073
of which:			
- Negative interest received on deposits		9.159.885	5.448.991
- Interest Gain from foreign currency swap		45.637.424	31.789.988
Interest payable and similar charges		(54.594.603)	(40.218.579)
of which:			
- Negative interest paid on loans and advances		(18.415.271)	(12.070.732)
- Interest Loss from foreign currency swap		(511.746)	(392.542)
Income from securities		0	92
Income from shares and other variable yield securities		0	92
Commission receivable	21	135.532.835	115.660.720
Commission payable		(68.018.470)	(56.930.365)
Net profit on financial operations		3.671.743	4.336.416
Other operating income	22	1.439.792	4.322.262
General administrative expenses		(50.532.935)	(51.755.210)
a) staff costs	24, 25	(19.811.185)	(20.839.657)
of which:			
- wages and salaries		(16.226.776)	(16.818.051)
- social security costs		(2.550.297)	(2.632.035)
of which:			
- social security costs relating to pensions		(1.580.110)	(1.596.915)
b) other administrative expenses	26, 30	(30.721.750)	(30.915.553)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1.515.702)	(1.767.494)
Other operating charges	23	(624.491)	(605.778)
Tax on profit on ordinary activities	11, 27.1.	(16.495.317)	(13.169.369)
Profit on ordinary activities after tax		51.612.869	41.696.768
Other taxes not shown under the preceding items	27.2.	(1.769.822)	(1.876.623)
Profit for the financial year		49.843.047	39.820.145

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (the "Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a *société anonyme*.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the Bank became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the Bank has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of the Bank hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

On August 7, 2014, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to UE Regulation, 1993, under the number 907648.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

On May 1, 2016, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has changed its name to MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (MIBL).

On May 31, 2017, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation obtained 100% of the voting shares of Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A..

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and Independent Directors. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. In case of unrealised results on position covered by foreign exchange swap, these are neutralized at year end.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the **revaluation of the Bank's commitments at market value**. There is no provision for unrealized losses on forward deals recorded for the year 2019 (2018: USD nil).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the *Directeur des Contributions* on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should **not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures**.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2019 (2018: USD 0).

- 20 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

- Hardware equipment: 4 years;
- Software: 4 years and 5 years;
- Other intangible assets: 5 years;
- Other tangible assets: 10 years;
- Goodwill: 5 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the Balance Sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate. Provision for taxation corresponds to the difference between the estimated provisions created by the Bank and the advance payments for the financial years for which no final tax assessment notices have been received yet.

2.11. Prepayment and accrued income

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

2.12. Accruals and deferred income

This liability item includes income received during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.13. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

2.14. Revenue recognition

The Bank's **main streams of revenue are comprised of** interests and commissions income. The Bank earns fee and commission income from a wide range of services it provides to its customers.

Revenue is generally recognized when the related services are performed or recognized over the period that the services are provided.

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2019 USD	2018 USD
Not more than three months	541.421.000	543.400.000
More than three months but less than one year	<u>687.000.000</u>	<u>679.000.000</u>
	<u>1.228.421.000</u>	<u>1.222.400.000</u>

NOTE 4 - SHARES AND OTHER VARIABLE YIELD SECURITIES

Transferable securities shown under the item "Shares and other variable yield securities" consist entirely of unlisted securities for USD 2.783 (2018: 2.834).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year USD	Additions USD	Disposals USD	Exchange difference USD	Gross value at the end of the financial year USD	Cumulative value adjustments USD	Net value at the end of the financial year USD
1. Tangible assets	3,096,039	336,220	(135,335)	(55,927)	3,240,997	2,414,061	826,936
a) Hardware	739,476	198,135	(134,010)	(13,358)	790,243	509,876	280,367
b) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2,356,563	138,085	(1,325)	(42,569)	2,450,754	1,904,185	546,569
2. Intangible assets	19,183,189	1,016,151	(14,891)	(311,385)	19,873,064	17,148,635	2,724,429
a) Software	17,237,750	1,016,151	(14,891)	(311,385)	17,927,625	15,203,186	2,724,429
b) Goodwill acquired for valuable Consideration	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
Total Fixed Assets	22,279,228	1,352,371	(150,226)	(367,312)	23,114,061	19,562,696	3,551,365

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2019	2018
	USD	USD
Accrued interest income	14,177,184	15,591,714
Accrued Interest income on swaps	1,713,597	1,076,761
Commission from the Management Company	183,794	921,843
Commission on fiduciary operations	1,566,075	2,124,415
Commission on global custody	12,792,274	9,573,008
Commission on investment funds	5,053,137	5,836,414
Other accrued income	543,439	483,831
Other Commissions	171,171	162,315
Other prepayments	324,052	664,574
Prepaid general expenses	572,304	481,264
Prepaid income taxes	751	765
VAT recoverable	435,944	62,649
	<u>37,533,722</u>	<u>36,979,553</u>

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2019, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 5,141,994,595 (2018: USD 5,393,986,107).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2019, there is no debts other than those repayable on demand owed to customers.
(as at December 31, 2018 debts other than repayable on demand amounted to USD 1,400,000).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2019	2018
	USD	USD
Preferential creditors	649.292	618.902
Sundry creditors	582.826	1.587.914
	<u>1.232.118</u>	<u>2.206.816</u>

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2019	2018
	USD	USD
Accrued commission	8.943.522	6.908.708
Accrued general expenses	4.769.237	3.224.725
Accrued interest expenses	1.612.014	3.347.939
Deferred income related to custody fees	58.141	308.226
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap (note 2.2.)	14.380.755	1.717.819
Other accrued expenses	114.097	122.543
Other suspense receipts (*)	63.797	74.389
	<u>29.941.563</u>	<u>15.704.349</u>

(*) Transitory account for suspense receipts payable after the 31/12/2019 to the related beneficiary.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

As at December 31, 2019, there are no deferred tax.

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions are made of provision for staff remuneration.

	2019	2018
	USD	USD
Provision for staff remuneration	<u>1.408.538</u>	<u>1.611.952</u>
	<u>1.408.538</u>	<u>1.611.952</u>

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

As of December 31, 2019, the Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 187.117.966 for 5.002.575 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

- 26 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve	Other reserves	Result brought forward
	USD	USD	USD
Balance at January 1, 2019	5,404,737	152,787,012	3,259
Profit for the year ended December 31, 2018	0	0	39,820,145
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(57,409)
- Transfer to reserves for Net Worth Tax 2019		9,981,000	(9,981,000)
- Transfer from Reserve for Net Worth Tax 2013		(3,101,000)	3,101,000
- Allocation to Free reserve		30,894,000	(30,894,000)
- Allocation to Legal reserve	1,991,008	0	(1,991,008)
Balance at December 31, 2019	<u>7,395,745</u>	<u>190,561,012</u>	<u>988</u>

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the previous year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years.

As of December 31, 2019, the special **reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total** amount of USD 29,324,927 (2018: USD 22,444,927).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 25, 2019, the Bank has allocated an amount of USD 9,981,000 to special reserve for Net Worth Tax 2019 and reversed the available special reserve for Net Worth Tax constituted in 2013 which amounted to USD 3,101,000.

The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2019.

- 27 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

Years	2019 Reserve for Net Worth Tax USD
2014 - 2015	3,019,136
2016	3,348,440
2017	4,276,351
2018	8,700,000
2019	9,981,000
Balance at December 31, 2019	29,324,927

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2019, the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2019 USD	2018 USD
Loans and advances to credit institutions	3,313,250,489	3,314,382,591
Prepayments and accrued income	25,391,063	24,033,836
	<u>3,338,641,552</u>	<u>3,338,416,427</u>

LIABILITIES

	2019 USD	2018 USD
Amounts owed to credit institutions	1,121,324,163	1,787,952,744
Amounts owed to customers	790,938,178	1,001,503,360
Accruals and deferred income	5,272,305	5,654,686
	<u>1,917,534,646</u>	<u>2,795,110,790</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 "Related Party Disclosures" which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2019 and for the year then ended.

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV).

As at December 31, 2019, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 3,383,066,716 and can be analysed as follows:

	2019 USD
Loans and advances to credit institutions	3,311,881,103
Prepayments and accrued income	14,190,435
Foreign exchange transactions (Market Risk method)	56,995,178
	<u>3,383,066,716</u>

NOTE 16 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2019, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 5,161,213,531 (2018: USD 3,951,265,679).

NOTE 17 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2019 USD	2018 USD
Counter-guarantees issued	<u>528,585</u>	<u>541,339</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

- 29 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 18 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2019	2018
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	<u>5,226,846</u>	<u>6,499,120</u>

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 19 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2019 and 2018:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 20 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

- 30 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 21 - COMMISSIONS RECEIVABLE

	2019	2018
	USD	USD
Fees on Investment Funds	22,712,248	21,506,351
Fees on Global custody from Institutional customers	99,635,836	80,663,753
Fees on Fiduciary transactions	11,022,939	11,772,959
Fees on Services to Management Company	700,533	921,843
Other fees and commissions	1,461,279	795,814
	<u>135,532,835</u>	<u>115,660,720</u>

Commissions receivable consist of the following:

Fees on Investment Funds consist of fees and commissions charged to Investment Funds for custody services, central administration, depositary and other services. The fees are calculated on the basis of the value of net assets of the funds under administration.

Fees on Global custody from Institutional customers consist of fees and commissions charged to institutional customers for global custody services including securities trade management, settlement, corporate actions, income collection and proxy voting. The fees are calculated on the basis of the assets held under custody and the number of transactions.

Fees on Fiduciary transactions consist of fees and commissions earned on fiduciary assets including custody transactions, cash management and fiduciary notes issuance. The fees are calculated on the basis of the assets held under management and the number of transactions.

Fees on Services to Management Company include fees covering functional expenditures and fees for support services in accordance with the Service Level Agreement.

Other fees and commissions include various fees such as listing agent fees, guarantee fees, banking services fees and fund order desk services fees.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

	2019	2018
	USD	USD
Adjustment of Income taxes 2013-2014-2015-2017	0	2,530,324
Adjustment for commission previous years	663,382	1,151,445
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	478,260	414,867
Sub-Rental Fee received from the Management Company (Service level agreement)	78,621	70,598
Other operating income	219,529	155,028
	<u>1,439,792</u>	<u>4,322,262</u>

NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES

	2019	2018
	USD	USD
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	170,811	345,919
Commission on previous years	325,550	220,859
Interest on previous years	106,282	7,836
Others operating losses	21,848	31,164
	<u>624,491</u>	<u>605,778</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2019 Number	2018 Number
Senior management	30	29
Middle management	83	71
Employees	<u>56</u>	<u>67</u>
	<u>169</u>	<u>167</u>

NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2019 USD	2018 USD
Senior management	<u>5,606,190</u>	<u>5,084,843</u>
<i>Of which variable remuneration</i>	<i>821,298</i>	<i>875,409</i>
<i>Of which fix remuneration</i>	<i>4,784,892</i>	<i>4,209,434</i>

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2019 and 2018, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2019	2018
	USD	USD
Data charges	1.286.243	1.372.967
Maintenance	1.420.213	1.264.913
Membership fees	3.049.059	2.847.608
Professional fees	3.356.649	3.550.904
Rent and related expenses	1.207.833	1.141.991
Service contracts	5.099.944	4.997.353
Service fee	2.770.636	2.847.497
System cost	11.351.403	11.679.286
Telecommunication expenses	393.275	363.250
Travelling, moving, business trips	172.054	203.378
Other expenses	<u>614.441</u>	<u>646.406</u>
	<u>30.721.750</u>	<u>30.915.553</u>

The increase of the costs for Memberships is due to the increase of the fees paid to Single Resolution Funds during the year 2019 (Note 29).

NOTE 27 - TAX

27.1. Tax on profit on ordinary activities

	2019	2018
	USD	USD
Corporate Income Tax	12.027.260	9.760.432
Municipal Business Tax	<u>4.468.057</u>	<u>3.408.937</u>
	<u>16.495.317</u>	<u>13.169.369</u>

- 34 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

27.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2019	2018
	USD	USD
VAT	1.710.089	1.819.754
Other taxes	<u>59.733</u>	<u>56.869</u>
	<u>1.769.822</u>	<u>1.876.623</u>

NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2019, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 100 %, which are under the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The annual accounts of the Bank are included in the consolidated accounts of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation, with Registered Financial Institution number 33 at Kanto Local Finance Bureau Japan and registered address 4-5, Marunouchi 1-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100-8212, Japan.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

The law related to the resolution, reorganisation and winding-up measures of credit institutions and certain investment firms and on deposit guarantee and investor compensation schemes (the "**Law**"), transposing into Luxembourgish law the directive 2014/59/EU establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and the directive 2014/49/EU related to deposit guarantee and investor compensation schemes, was passed on December 18, 2015.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

The deposit guarantee scheme ("Fonds de garantie des dépôts Luxembourg" (FGDL)) and the investor compensation system ("Système d'indemnisation des investisseurs Luxembourg" (SIIL)) cover eligible deposits of each depositor up to an amount of EUR 100,000 and investments up to an amount of EUR 20,000. The Law also provides that deposits resulting from specific transactions or fulfilling a specific social or other purpose are covered for an amount above EUR 100,000 for a period of 12 months.

Credit institutions contribute on an annual basis to the Luxembourg banking resolution fund ("Fonds de resolution Luxembourg" (FRL)), respectively to the FGDL.

The funded amount of the FRL shall reach by the end of 2024 at least 1% of covered deposits, as defined in article 107(1) of the Law, of all authorized credit institutions in all participating Member States. This amount will be collected during the years 2015 to 2024.

The target level of funding of the FGDL is set at 0,8% of covered deposits, as defined in article 179(1) of the Law, of the relevant credit institutions and is to be reached by the end of 2018 through annual contributions. This amount will be collected during the years 2016 to 2018. When the level of 0,8% is reached, the Luxembourgish credit institutions are to continue to contribute for 8 additional years in order to constitute an additional safety buffer of 0.8% of covered deposits as defined in article 180(1) of the Law.

For the year end December 31, 2019, the Bank's annual contribution for FRL amounted to EUR 1.924.193 (USD 2.144.032). (2018 : EUR 1.686.439 / USD 1.988.649).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 30 - AUDIT FEES

During the financial year, the Bank has been charged by the Audit firm and its entire network with the following fees (excluding VAT):

	2019	2018
	USD	USD
Audit fees	273.905	329.206
Other assurance services	138.827	139.547
Tax Advisory fees	<u>30.103</u>	<u>39.220</u>
	<u>442.835</u>	<u>507.973</u>

The other assurance services provided during the financial year by the entire network of the Audit firm included the following Service:

- ISAE 3402 / SOC 1 Type II Report for the period from January 1, 2019 to December 31, 2019.

The Tax Advisory services provided during the financial year by the entire network of the Audit firm included the following services:

- Preparation of tax returns;
- Preparation of VAT returns.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 31 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

31.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2019, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At carrying amount in USD	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total
	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Balances with the BCL	3,122,139,702	0	0	0	3,122,139,702
Loans and advances to credit institutions	3,021,799,645	687,000,000	0	0	3,708,799,645
Loans and advances to customers	670,745	0	0	0	670,745
Shares and other variable yield securities	0	0	0	2,783	2,783
Total Financial Assets	6,144,610,092	687,000,000	0	2,783	6,831,612,875
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1,156,999,949	0	0	0	1,156,999,949
Amounts owed to customers	5,228,117,398	0	0	0	5,228,117,398
Total Financial Liabilities	6,385,117,347	0	0	0	6,385,117,347
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees	528,585	0	0	0	528,585
Total Guarantees	528,585	0	0	0	528,585

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

As at December 31, 2018, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At carrying amount in USD	≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total
	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Balances with the BCL	3,714,129,527	0	0	0	3,714,129,527
Loans and advances to credit institutions	2,854,550,709	679,000,000	0	0	3,533,550,709
Loans and advances to customers	372,880	0	0	0	372,880
Shares and other variable yield securities	0	0	0	2,834	2,834
Total Financial Assets	6,569,053,116	679,000,000	0	2,834	7,248,055,950
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1,794,570,343	0	0	0	1,794,570,343
Amounts owed to customers	5,073,055,610	0	0	0	5,073,055,610
Total Financial Liabilities	6,867,625,953	0	0	0	6,867,625,953
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees	541,339	0	0	0	541,339
Total Guarantees	541,339	0	0	0	541,339

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

31.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2019, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At notional payable amount in USD	≤ 3 months		> 3 months		> 1 year		> 5 years		Total		Fair value	
	USD		≤ 1 year USD		≤ 5 years USD		USD		USD		USD	
FINANCIAL ASSETS												
Instrument class												
Foreign exchange transactions												
Forwards	3,932,042,624		5,842,135		0		0		3,937,884,759		26,049,631	
Swaps	1,004,949,710		0		0		0		1,004,949,710		2,872,627	
Total	4,936,992,334		5,842,135		0		0		4,942,834,469		28,922,258	
FINANCIAL LIABILITIES												
Instrument class												
Foreign exchange transactions												
Forwards	3,952,576,741		5,799,199		0		0		3,958,375,940		26,036,732	
Swaps	2,408,687,339		0		0		0		2,408,687,339		11,231,097	
Total	6,361,264,080		5,799,199		0		0		6,367,063,279		37,267,829	

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2019 and a value date after December 31, 2019.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

As at December 31, 2018, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At notional payable amount in USD		≤ 3 months		> 3 months ≤ 1 year		> 1 year ≤ 5 years		> 5 years		Total		Fair value	
		USD		USD		USD		USD		USD		USD	
FINANCIAL ASSETS													
Instrument class													
Foreign exchange transactions													
Forwards		3,271,219,543		3,321,504		0		0		3,274,541,047		77,666,609	
Swaps		1,394,522,057		0						1,394,522,057		2,067,411	
Total		<u>4,665,741,600</u>		<u>3,321,504</u>		<u>0</u>		<u>0</u>		<u>4,669,063,104</u>		<u>79,734,020</u>	
FINANCIAL LIABILITIES													
Instrument class													
Foreign exchange transactions													
Forwards		3,303,598,230		3,270,027		0		0		3,306,868,257		76,992,277	
Swaps		854,553,985		0		0		0		854,553,985		2,708,455	
Total		<u>4,158,152,215</u>		<u>3,270,027</u>		<u>0</u>		<u>0</u>		<u>4,161,422,242</u>		<u>79,700,732</u>	

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2018 and a value date after December 31, 2018.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

31.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2019, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2019	2018
	Carrying amount	Carrying amount
	in USD	in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	3.122.139.702	3.714.129.527
<i>EU member countries</i>	3.122.139.702	3.714.129.527
Loans and advances to credit institutions	3.708.799.645	3.533.550.709
<i>EU member countries</i>	135.123.430	180.725.105
<i>North & Central America</i>	894.909.307	722.872.089
<i>Asia</i>	2.674.535.568	2.605.130.138
<i>Europe, non-EU member countries</i>	1.183.449	5.033.138
<i>Australia and New Zealand</i>	3.047.891	19.790.239
Loans and advances to customers	670.745	372.880
<i>EU member countries</i>	315.164	50.865
<i>North & Central America</i>	351.379	318.231
<i>Asia</i>	0	4
<i>Europe, non-EU member countries</i>	4.202	3.780
Shares and other variable yield securities	2.783	2.834
<i>EU member countries</i>	2.783	2.834
Total	6.831.612.875	7.248.055.950

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

31.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2019, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2019 Notional/payable amount in USD	2019 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
<i>EU member countries</i>	3,136,956,781	17,460,853
<i>America</i>	752,436,735	8,314,206
<i>Asia</i>	48,491,243	274,572
Swaps		
<i>EU member countries</i>	1,004,949,710	2,872,627
Total	4,942,834,469	28,922,258

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
 NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

As at December 31, 2018, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2018 Notional/payable amount in USD	2018 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
<i>EU member countries</i>	3,160,915,130	75,043,013
<i>America</i>	113,600,617	2,623,478
<i>Asia</i>	25,301	118
Swaps		
<i>EU member countries</i>	1,394,522,057	2,067,411
Total	<u>4,669,063,105</u>	<u>79,734,020</u>

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2020年11月30日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝103.89円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表(財政状態計算書)

2020年6月30日現在

(単位:米ドル)

資産

		米ドル	千円
010	現金、中央銀行における現金残高およびその他の要求払預金	4,337,018,208	450,572,822
020	手元現金		
030	中央銀行における現金残高	2,855,171,572	296,623,775
040	その他の要求払預金	1,481,846,636	153,949,047
050	売買目的で保有される金融資産	27,207,999	2,826,639
060	デリバティブ	27,207,999	2,826,639
070	持分証券		
080	債務証券		
090	ローンおよび貸付金		
096	強制的に損益計算書を通じて公正価値で測定される 売買目的保有以外の金融資産	0	0
097	持分証券		
098	債務証券		
099	ローンおよび貸付金		
100	損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして 指定した金融資産	0	0
120	債務証券		
130	ローンおよび貸付金		
141	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	2,784	289
142	持分証券	2,784	289
143	債務証券		
144	ローンおよび貸付金		
181	償却後原価における金融資産	3,021,982,786	313,953,792
182	債務証券		
183	ローンおよび貸付金	3,021,982,786	313,953,792
240	デリバティブ・ヘッジ会計		
250	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおける ヘッジ項目の公正価値変動		
260	子会社、合併会社および関連会社への投資		
270	有形資産	5,168,539	536,960
280	有形固定資産	5,168,539	536,960
290	投資不動産		
300	無形資産	3,009,484	312,655
310	営業権		
320	その他の無形資産	3,009,484	312,655
330	税金資産	751	78
340	現行税金資産	751	78
350	繰延税金資産		
360	その他の資産	25,770,032	2,677,249
370	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
380	資産合計	7,420,160,584	770,880,483

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表(財政状態計算書)

2020年6月30日現在

(単位:米ドル)

負債

		米ドル	千円
010	売買目的で保有される金融負債	45,589,584	4,736,302
020	デリバティブ	45,589,584	4,736,302
030	ショート・ポジション		
040	預金		
050	発行済み債務証券		
060	その他の金融負債		
070	損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして指定した金融負債	0	0
080	預金		
090	発行済み債務証券		
100	その他の金融負債		
110	償却後原価で測定される金融負債	6,884,536,105	715,234,456
120	預金	6,880,136,553	714,777,386
130	発行済み債務証券		
140	その他の金融負債	4,399,552	457,069
150	デリバティブ・ヘッジ会計		
160	金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
170	引当金	0	0
180	年金およびその他の退職後給付金債務		
190	その他の長期従業員給付金		
200	再編		
210	係属中の法的問題および租税訟務		
220	コミットメントおよび保証		
230	その他の引当金		
240	税金負債	14,432,457	1,499,388
250	現行税金負債	14,159,986	1,471,081
260	繰延税金負債	272,471	28,307
270	要求払株式資本		
280	その他の負債	16,811,084	1,746,504
290	売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
300	負債合計	6,961,369,230	723,216,649

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表(財政状態計算書)

2020年6月30日現在

(単位:米ドル)

資本

		米ドル	千円
010	資本	187,117,966	19,439,685
020	払込資本	187,117,966	19,439,685
030	未払込請求資本		
040	株式発行差金		
050	資本を除く発行済みエクイティ商品	0	0
060	複合金融商品のエクイティ部分		
070	その他の発行済みエクイティ商品		
080	その他のエクイティ		
090	その他の累積包括利益	0	0
095	損益に再分類されることがない項目	0	0
100	有形資産		
110	無形資産		
120	確定給付型年金制度に係る数理計算上の利益または(-) 損失		
122	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
124	子会社、合併会社および関連会社への投資のその他の認識収益および費用の持分		
320	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の公正価値変動		
330	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の公正価値ヘッジに対するヘッジ非有効性		
340	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の公正価値変動〔ヘッジ項目〕		
350	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の公正価値変動〔ヘッジ手段〕		
360	負債の信用リスク変動に帰属する損益計算書を通じて公正価値で測定される金融負債の公正価値変動		
128	損益に再分類されることがある項目	0	0
130	外国事業純投資のヘッジ〔有効部分〕		
140	外貨換算		
150	ヘッジ・デリバティブ、キャッシュ・フロー・ヘッジ準備金〔有効部分〕		
155	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される債務証券の公正価値変動		
165	ヘッジ手段〔指定されていない要素〕		
170	売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
180	子会社、合併会社および関連会社への投資のその他の認識収益および費用の持分		
190	利益剰余金	1,810	188
200	再評価準備金		
210	その他の準備金	247,675,774	25,731,036
220	持分法を用いて計上される子会社、合併会社および関連会社への投資の準備金または累積損失		
230	その他	247,675,774	25,731,036
240	(-) 自己株式		
250	親会社株主に帰属する損益	23,995,804	2,492,924

米ドル

千円

		米ドル	千円
260	(-) 中間配当		
270	少数株主持分〔非支配持分〕	0	0
280	その他の累積包括利益		
290	その他の項目		
300	資本合計	458,791,354	47,663,834
310	資本および負債合計	7,420,160,584	770,880,483

(2) 損益の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2020年6月30日に終了した期間

(単位:米ドル)

		米ドル	千円
010	利息収益	34,935,989	3,629,500
020	売買目的で保有される金融資産	15,216,383	1,580,830
025	強制的に損益計算書を通じて公正価値で測定される 売買目的保有以外の金融資産		
030	損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして 指定した金融資産		
041	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
051	償却後原価における金融資産	14,121,622	1,467,095
070	デリバティブ-ヘッジ会計、金利リスク		
080	その他の資産	646,408	67,155
085	負債に係る利息収益	4,951,576	514,419
090	(支払利息)	14,741,325	1,531,476
100	(売買目的で保有される金融負債)	89,472	9,295
110	(損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして 指定した金融負債)		
120	(償却後原価で測定される金融負債)	3,914,625	406,690
130	(デリバティブ-ヘッジ会計、金利リスク)		
140	(その他の負債)	1,338	139
145	(資産に係る支払利息)	10,735,889	1,115,352
150	(要求払株式資本に係る費用)		
160	受取配当	0	0
170	売買目的で保有される金融資産		
175	強制的に損益計算書を通じて公正価値で測定される 売買目的保有以外の金融資産		
191	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
192	持分法を用いて計上されるもの以外の子会社、合併会社および 関連会社への投資		
200	受取手数料	70,505,130	7,324,778
210	(支払手数料)	35,524,547	3,690,645
220	損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産および負 債の認識除外に係る利益または(-)損失、純額	0	0
231	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
241	償却後原価における金融資産		
260	償却後原価で測定される金融負債		
270	その他		
280	売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益または (-)損失、純額	4,699,042	488,183
287	強制的に損益計算書を通じて公正価値で測定される売買目的保 有以外の金融資産に係る利益または(-)損失、純額		
290	損益計算書を通じて公正価値で測定されるものとして指定した 金融資産および負債に係る利益または(-)損失、純額		
300	ヘッジ会計からの利益または(-)損失、純額		
310	為替差額〔利益または(-)損失〕、純額		
330	非金融資産の認識除外に係る利益または(-)損失、純額		
340	その他の事業収益	1,263,523	131,267
350	(その他の事業費用)	1,095,269	113,787
355	事業収益合計、純額	60,042,543	6,237,820

米ドル

千円

360	（管理費用）	24,876,507	2,584,420
370	（従業員費用）	10,360,793	1,076,383
380	（その他の管理費用）	14,515,714	1,508,038
385	（破綻処理基金および預金保証制度に拠出する現金）	1,594,626	165,666
390	（減価償却）	1,352,769	140,539
400	（有形固定資産）	719,564	74,756
410	（投資不動産）		
420	（その他の無形資産）	633,205	65,784
425	修正利益または（－）損失、純額	0	0
426	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
427	償却後原価における金融資産		
430	（引当金または（－）引当金の戻入）	0	0
435	（破綻処理基金および預金保証制度に支払うコミットメント）		
440	（コミットメントおよび保証）		
450	（その他の引当金）		
460	（損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損または（－）減損の戻入）	378,022	39,273
481	（その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産）	0	0
491	（償却後原価における金融資産）	378,022	39,273
510	（子会社、合併会社および関連会社への投資の減損または（－）減損の戻入）		
520	（非金融資産に係る減損または（－）減損の戻入）	0	0
530	（有形固定資産）		
540	（投資不動産）		
550	（営業権）		
560	（その他の無形資産）		
570	（その他）		
580	損益認識されるマイナスの営業権		
590	持分法を用いて計上される子会社、合併会社および関連会社への投資の利益または（－）損失の持分		
600	非流動資産および非継続事業の条件を満たさない売却目的保有に分類される売却グループからの利益または（－）損失		
610	継続事業からの税引前利益または（－）損失	31,840,619	3,307,922
620	（継続事業からの損益に関する税金費用または（－）収入）	7,844,815	814,998
630	継続事業からの税引後利益または（－）損失	23,995,804	2,492,924
640	非継続事業からの税引後利益または（－）損失	0	0
650	非継続事業からの税引前利益または（－）損失		
660	（非継続事業に関する税金費用または（－）収入）		
670	当期利益または（－）損失	23,995,804	2,492,924
680	少数株主持分〔非支配持分〕に帰属する金額		
690	親会社株主に帰属する金額	23,995,804	2,492,924

４【利害関係人との取引制限】

サブ・ファンドの投資運用会社の関係で利益相反が生じることがある。利益相反は投資運用会社と各サブ・ファンドの運用成績に影響する可能性がある。投資運用会社は、常に、かかる利益相反の問題を公正に解消するために合理的な努力を行う。

投資運用会社は、各サブ・ファンドの投資対象の運用において最善の努力を行うことを合意しているが、投資運用会社およびその関係会社（以下、併せて「投資運用会社関係者」という。）はファンドまたはサブ・ファンドについて完全にまたは相当程度専念する義務を負うものではない。投資運用会社またはその関係会社は、サブ・ファンドと類似した投資方針有するファンドを含む他の数多くの投資ファンドやサブ・ファンドと同一の投資対象を数多く保有するその他の顧客に対して助言を与えることができる。投資運用会社関係者は、サブ・ファンドに対して特定の投資機会を提供する義務を負うものではない。

投資運用会社は、ファンドと類似の法主体を運営または組織することができる。投資運用会社関係者または投資運用会社関係者が助言を行う顧客は、随時、ファンドもしくはサブ・ファンドが投資を行い、そこから投資を回収しまたは投資を行わない主体について、投資を行い、そこから投資を回収することができる。更に、投資助言会社または副投資運用会社は、助言を提供している他の顧客が売却または取得を行う投資対象についてファンドまたはサブ・ファンドに対して取得または売却を推奨することができる。

投資運用会社関係者は、顧客勘定および自己勘定の双方で様々な証券に直接投資することができる。投資運用会社関係者は、顧客勘定または自己勘定で取引を行う際、ファンドおよびサブ・ファンドの運用を行う過程で投資運用会社関係者が取得した情報を利用することができる。投資運用会社関係者は、かかる情報の利用から得た収益についてファンドもしくはサブ・ファンドに説明を行い、またはかかる情報の受領についてファンドに対して補償を行う義務を負わない。

かかる行動および利益相反は、受益者による受益証券の購入の必要な条件として、各受益者によって明示的に認識され、かつ承諾される。

５【その他】

（１）定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

（２）事業譲渡または事業譲受

管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、金融機関として認可されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社に対する認可付与の条件が充足されなくなった場合、管理会社が12か月間認可を利用せず、明示的に認可を放棄し、もしくは直前の６か月間にわたり業務を行わなかった場合、虚偽の申告もしくはその他の不正な方法により認可が取得された場合、または、管理会社がその債権者に対する債務を履行することができなくなった場合、ルクセンブルグの金融監督委員会（ＣＳＳＦ）は、1993年４月５日法（改正済）に基づき、管理会社に対する認可を撤回することができる。

（３）出資の状況

該当事項はない。

（４）訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前１年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する１年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited) (「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2020年10月末日現在、38,846,467米ドル(約40億3,576万円)

(ロ) 事業の内容

ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「FCIB」という。)は、グランド・ケイマン、ジョージ・タウンに所在する。同社は、2020年10月31日現在7,690億カナダ・ドルを超える資産を有する世界最大級の銀行であるカナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマーシ(以下「CIBC」という。)の間接的な完全所有子会社である。FCIBは、昭和40年に設立された、ケイマン諸島の最大級の信託会社である。同社は、銀行業、信託業および投資サービス、ならびに投資信託の事務管理を行っている。同社の顧客には、ケイマン諸島および世界中の個人、法人、銀行およびファンドが含まれる。

FCIBは、適式に設立され、有効に存在し、ケイマン諸島の銀行および信託会社法に基づき事業を行うための免許を取得している。同社はまた、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき、投資信託の事務管理についても免許を取得している。

信託証書に基づき、受託会社の側に故意の不適切な行為、詐欺または重過失がある場合を除き、受託会社は、受益者またはその他の者に対して何らの責任をも負わない。

2020年11月23日をもって、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、その商号をファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドに変更した。

- (2) MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(MUFG Lux Management Company S.A.)(「副管理会社」)

(イ) 資本金の額

2020年11月末日現在、7,375,000ユーロ(約9億1,730万円)

(注)ユーロの円貨換算は、2020年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1ユーロ=124.38円による。

(ロ) 事業の内容

三菱UFJ信託銀行の100%子会社である副管理会社は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき、無期限の存続期間を有する株式会社として1995年1月4日付公正証書によって設立され、1995年4月5日にメモリアルに公告された。副管理会社は、投資信託の運用管理を行うことを目的とする運用管理会社である。副管理会社は、ルクセンブルグの商業および会社登録簿にB49.759番として登録されている。

副管理会社は、ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1150、アーロン通り287-289番に登記上の事務所を有する株式会社であり、その主な活動は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009/65/EC(随時改正される。)に従って認可された譲渡性のある証券を投資対象とする一または複数のルクセンブルグおよび外国投資信託ならびに指令2009/65/ECの対象ではない他のルクセンブルグおよび外国投資信託の集合ポートフォリオをそれらの受益者または株主を代理して、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法(随時改正される。)第15章の規定および他の適用法に従って、運用することである。副管理会社の目的はまた、ルクセンブルグの専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)の意味の範囲内で、対象となる一または複数の専門投資信託の運用にも及ぶ。副管理会社の目的は、ルクセンブルグのオルタナ

ティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(随時改正済)により置換えられたオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUの意味の範囲内で当該指令に従った、オルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)の運用を含む。

(3) ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)(「保管会社」兼「管理事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

前記「第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額(2019年11月30日現在)」に記載の通り。

(ロ) 事業の内容

前記「第1 管理会社の概況 2 事業の内容および営業の概況」に記載の通り。

保管・管理事務委託契約に基づき、保管会社兼管理事務代行会社、その取締役、役員、関係会社、使用人、代理人または委託を受けた者の側に詐欺または故意の不適切な行為から発生した場合を除き、これらの者に対するあらゆる責任、義務、損失、損害、罰則、法的手続、判決、訴訟、費用または経費(以下、本(ロ)において「請求等」という。)についてサブ・ファンドの資産から補償を行うものとする。ただし、かかる請求等が受託会社自身の詐欺または故意の不適切な行為によるものである場合はこの限りではない。

(4) ミツビシ・UFJ・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(Mitsubishi UFJ Asset Management (UK) Ltd.)(「投資運用会社」)

(イ) 資本金の額

2020年12月末日現在、2,000,000英ポンド(約2億7,710万円)

(注) 英ポンドの円貨換算は、2020年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1英ポンド=138.55円による。

(ロ) 事業の内容

ミツビシ・UFJ・アセット・マネジメント(UK)リミテッドは、三菱UFJ信託銀行株式会社の子会社であり、1984年に英国におけるアセット・マネジメント会社として設立された。

投資運用契約に基づき、投資運用会社は、関連する各サブ・ファンドの資産の投資および再投資の運用について責任を負うものとする。かかる業務の提供にあたり、投資運用会社は、同契約に基づいて行った、投資対象その他の資産の購入、保有または売却における判断の誤りまたは被った損失について責任を負わないものとする。ただし、それらが、投資運用会社、その従業員、関係会社またはその従業員の過失、詐欺行為または故意の不履行により生じた場合を除く。

(5) ピムコジャパンリミテッド(PIMCO Japan Ltd)(「副投資運用会社」)

(イ) 資本金の額

2020年12月末日現在、13,411,674.44米ドル(約13億9,334万円)

(ロ) 事業の内容

ピムコジャパンリミテッドは、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(PIMCO)グループの日本における拠点である。

金融商品取引法に基づき登録を行い、日本において金融商品取引業を営んでいる。

副投資運用契約の条項に基づき、副投資運用会社は、誠実に行為し、かつ、機関投資家のポートフォリオ運用会社に通常求められる水準の慎重さ、能力および専門性をもって行為した場合は、副投資運用会社による作為または不作為について責任を負わないものとする。

(6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

2020年11月末日現在、405億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

受益証券販売・買戻契約の条項に基づき、日本における販売会社が同契約の規定に違反したことにより、管理会社および/またはサブ・ファンドが損害を被り、または費用(合理的な範囲の弁護士費用を含む。)を負担した場合、販売会社は、かかる損害および費用を管理会社および/またはサブ・ファンドに対し補償するものとする。

2【関係業務の概要】

- (1) ファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(FirstCaribbean International Bank and Trust Company(Cayman)Limited)

(「受託会社」)

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドの受託業務および保管業務を行う。

- (2) MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(MUFG Lux Management Company S.A.)(「副管理会社」)

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約に基づき、サブ・ファンドのAIFMとして行為し、ファンドのポートフォリオ運用業務およびリスク・マネジメントに関する業務を行う。

- (3) ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking(Luxembourg)S.A.)(「保管会社」兼「管理事務代行会社」)

保管・管理事務代行契約に基づき、ファンド資産の保管および管理事務代行業務を行う。

- (4) ミツビシ・UFJ・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(Mitsubishi UFJ Asset Management(UK)Ltd.)(「投資運用会社」)

投資運用契約に基づきファンドの資産の運用に関する業務を行う。

- (5) ピムコジャパンリミテッド(PIMCO Japan Ltd)(「副投資運用会社」)

副投資運用契約に基づきファンドの資産の運用に関する業務を行う。

- (6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

代行協会員として行為し、またファンド証券の販売および買戻しの取扱いを行う。

3【資本関係】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.、ミツビシ・UFJ・アセット・マネジメント(UK)リミテッドおよび三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の最終的な親会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループである。

第３【投資信託制度の概要】

１． ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2020年改正）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（2018年改正）または地域会社（管理）法（2019年改正）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - (a) 1993年７月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するミューチュアル・ファンド法（2020年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - (b) 2020年２月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制する2020年プライベート・ファンド法（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本リーガルガイドの残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2019年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、10,857（2,886のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年２月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年２月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

２． 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2020年改正）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投

投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

(a) 投資持分の所有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合

(b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合

ただし、以下を除く。

(a) 銀行および信託会社法または2010年保険法に基づく免許を受けた者

(b) 住宅金融組合法(2020年改正)または共済会法(1998年改正)に基づき登録された者、または

(c) 非ファンド・アレンジメント(アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。)

- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して(直接的または仲介会社を通じて間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。

- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正した2020年(改正)ミューチュアル・ファンド法(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう定める。

- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役(または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員)に適切かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免

許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条ミューチュアル・ファンド）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

(a) 一投資者当たりの最低初期投資額が（CIMAが100,000米ドルと同等とみなす）80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務（CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。）に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならない。当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者（運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。）を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額）の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類（当該書類はCIMAに提出しなければならない。）に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類（限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2020年改正)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式(および該当する条件)によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託(年次申告書)規則(2018年改正)に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社またはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。)に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が

投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の()および()に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
 - () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - () 免許を受ける者が、以下の各号のいずれかにおいて「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
 - (A) 会社法(2020年改正)(以下「会社法」という。)の第17編A
 - (B) 有限責任会社法(2020年改正)の第12編
 - (C) 2017年有限責任事業組合法の第8編
 - (以下、併せて「受益所有権法」という。)
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類(特に定款)は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。

- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上 (例えば米国) 非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
 - () 免除会社は、適用される受益所有権法を遵守しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。

- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2020年改正)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取ることができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法(2018年改正)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島パートナーシップ法(2013年改正)により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。

- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
- () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報法(2017年改正)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
- () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
- () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、(免除会社と同様に)別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引(ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬/プラン・ピークルなどを含む。)において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド(代替投資ピークルを含む。)がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア・オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。2014年契約(第三者の権利)法により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと

- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)

(a)(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
- (c) 受益所有権法に定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、受益所有権法に違反した場合
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行

- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること

- (b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。
9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行
- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった人物、または
- (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
- (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
- (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
- (d) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- (e) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しを

とすること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。
- (a) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律(2020年改正)(以下「犯罪収益に関する法律」という。)または薬物濫用法(2017年改正)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
 - (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項(場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。)に關係する場合
 - (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに關連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
 - (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
 - (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく(当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合
 - (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
 - (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合
 - (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
 - (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に關連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法(1996年改正)

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(2019年改正)第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2019年改正）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(l)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

- 14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改正)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である。)をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域(以下「同等の法律が存在する法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(2020年改正)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。

- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
 - () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィード・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
 - (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
 - (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
 - (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
 - (xx) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
 - (xx) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
 - (xx) 投資顧問会社(下記事項を含む)

- (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
- (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
- (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第４【参考情報】

サブ・ファンドについては、当該計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2020年１月31日	有価証券報告書（第10期）
2020年１月31日	有価証券届出書
2020年４月30日	半期報告書（第11期中）
2020年４月30日	有価証券届出書の訂正届出書

第５【その他】

該当事項なし。

[次へ](#)

別紙 A

定義

「決算日」とは、管理会社が受託会社の同意を得て別段に定めない限り、各サブ・ファンドにつき、各年の7月31日または補遺信託証書に定められたその他の日をいい、(最終計算期間の場合は)関連するサブ・ファンドが信託証書の条項に従って終了する日をいう。

「計算期間」とは、各サブ・ファンドにつき、管理会社が受託会社の同意を得て別段に定めない限り、各サブ・ファンドの設立日(最初の計算期間の場合)または各年の決算日の翌日から、翌決算日までの期間をいう。

「管理事務代行会社」とは、各サブ・ファンドの管理事務代行会社として行為するルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.およびその承継会社またはいずれかのサブ・ファンドにつき管理事務代行会社として行為する者として任命され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「代行協会員」とは、各サブ・ファンドの代行協会員として行為する三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社およびその承継会社またはサブ・ファンドの代行協会員として選任され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「代行協会員報酬」とは、英文目論見書において定められる代行協会員に対して支払われる報酬をいう。

「関連会社」とは、ある者(会社である場合)に関して、その持株会社、子会社、かかる持株会社の子会社、当該者または上記に基づくその関連会社が発行済株式の3分の1以上を実質的に所有する会社(またはその子会社)をいい、それには、その一人または複数のパートナーが、直接または間接に、もしくは法人を通じて、当該者(会社である場合)の発行済株式の4分の3以上に対して実質的に権利を有する社団を含み、かつ当該社団のパートナーも含む。当該者が、個人、社団その他の法人格なき団体である場合、「関連会社」とは、当該者により直接または間接に、もしくは法人を通じて支配されている会社をいう。

「豪ドル」とは、オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルをいう。

「監査人」とは、ケイマンのプライスウォーターハウスクーパースまたはそれ以外に受託会社の同意を得て、管理会社によりサブ・ファンドの会計監査人として指名されたケイマン諸島に本拠を置く公認会計士または公認会計士事務所をいう。

「実質的所有者」とは、受益証券の実質的所有者をいう。

「営業日」とは、補遺信託証書で別途定められる場合を除き、各サブ・ファンドについて、(1)ロンドン、ルクセンブルグ大公国、ニューヨークおよび東京において銀行が営業している日、および(2)ニューヨーク証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時定める日をいう。

「ケイマン諸島」とは、英国の海外領土であるケイマン諸島をいう。

「セント」とは、1米ドルまたはサブ・ファンドの補遺信託証書および英文目論見書で定められるその他の通貨の100分の1をいう。

「当局」、「CIMA」とは、ケイマン諸島金融庁をいう。

「保管会社」とは、各サブ・ファンドの保管会社として行為するルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.およびその承継会社またはサブ・ファンドの保管会社として選任され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「取引日」とは、補遺信託証書で別途定められる場合を除き、各サブ・ファンドについて、(1)次の暦日が営業日であるすべての営業日、および(2)営業日である金曜日で、次の月曜日も営業日である場合、または管理会社が随時定めるその他の日をいう。

「信託財産」とは、信託証書に基づき信託により保有されているまたは保有されるとみなされる各サブ・ファンドに帰属するあらゆる資産をいう。

「販売会社」とは、各サブ・ファンドの販売会社として行為する三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社およびその承継会社またはサブ・ファンドの販売会社として選任され、英文目論見書に定められるその他の者をいう。

「公課・費用」とは、ある取引、売買に関する、印紙税および租税公課、政府徴収金、ブローカレッジ手数料、銀行手数料、名義書換手数料、登録手数料、訴訟その他の法律費用およびすべてのその他の費用、義務および負担(信託財産の設定、信託財産の増加、受益証券の創設、発行、消却、販売、交換または購入、投資対象の取得、処分もしくは保有、保護に関する他の取扱い、収益の回収に関するかそれ以外かを問わない。)であり、それにより当該公課、費用、負担が支払われることになった取引、売買または他の事由が生じる以前に支払われなければならないか支払われなくなることがあるものをいうが、純資産価額を確定する際に考慮される手数料、費用、公課を意味するわけではない。

「適格投資家」とは、()適用される法令に違反しなければ受益証券を取得または保有することができない自然人、会社もしくは法主体、または()()に定められた者のためのカストディアン、名義人もしくは受託者を除く非米国人または非欧州人をいう。

「特別決議」とは、信託証書の条項に従い正当に招集し開催された受益者集会で挙手により議決権を行使する受益者によって行使された議決権の4分の3以上を構成する多数が支持した決議または投票が正当に要求された場合は、当該投票により行使された議決権の4分の3以上を構成する多数により可決された決議をいう。

「フィーダー・ファンドB」または「フィーダー・ファンド」とは、ピムコ ケイマン エマージング ボンド ファンドBおよびそのサブ・ファンド(クラスD(BRL)およびクラスA(BRL)を含む。)をいう。

「フィーダー・ファンド受益証券」とは、フィーダー・ファンドBの受益証券をいう。

「重過失」とは、過失の水準を超える主観的状态であり、ある者が他の者に対して負う注意義務に違反した場合の結果について認識しながら配慮を怠った場合におけるものをいう。

「受益者」とは、

- (a) サブ・ファンドの存続中、法的所有者かつ受益証券の所有者として受益者名簿に随時記載される者をいい、共同所有者として同様に記載される者を含む。および
- (b) 信託証書の規定に従うサブ・ファンドの終了から受託会社の手元にサブ・ファンドの資産が残存しなくなる日までの間に、受益者名簿にサブ・ファンドの終了日付で記載されている者をいう。

「収益」とは、管理会社により信託財産から生じる収益の性質を有すると判断されるあらゆる利息、配当およびその他の金額をいう。

「英文目論見書」とは、サブ・ファンドについて、受益証券の募集に関してサブ・ファンドまたはそのクラス受益証券のために発行される予定の、随時補足もしくは更新されうる募集目論見書、英文目論見書その他の募集書類またはその附属書類をいう。

「中間決算日」とは、管理会社が受託会社の同意を得て別異に決定しない限り、毎年1月の最終の評価日またはサブ・ファンドについて補遺信託証書で別途定められる日をいう。

「中間計算期間」とは、管理会社が受託会社の同意を得て別異に決定しない限り、毎年、決算日の翌日に始まり中間決算日に終了する期間をいう。

「投資対象」とは、英文目論見書の規定に基づき許容され、信託財産の投資の目的で管理会社により選択された、その性質、収益を生み出すかどうかを問わず、あらゆる資産またはその一部分を成すものをいう。

「当初払込日」とは、各サブ・ファンドについて、当該サブ・ファンドが運用を開始するのに先立ち、当初発行価格で受益証券が発行される日(2010年1月21日)をいう。

「当初発行価格」とは、受益証券1口当たり100米ドルまたはサブ・ファンドについて補遺信託証書または英文目論見書に記載されうるその他の価格をいう。

「発行価格」とは、当初払込日後のあらゆる取引日において受益証券が発行される価格であり、信託証書に基づいて計算される。

「法」とは、ケイマン諸島におけるミューチュアル・ファンド法(2020年改正法)、規定および/または(文脈により)信託法(2020年改正法)をいう。

「管理会社報酬」とは、信託証書第28(3)条に基づき管理会社に与えられるあらゆる金額をいう。

「管理会社」とは、サブ・ファンドの管理会社であるルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.およびその承継会社をいう。

「最低保有口数」とは、1口またはサブ・ファンドについて英文目論見書で別途定められるその他の口数をいう。

「最低買戻口数」とは、受益者が一度の買戻請求によって買戻しを請求することができるサブ・ファンドの受益証券の最低限の口数をいい、１口または英文目論見書で定められるその他の口数とする。

「最低申込単位」とは、英文目論見書において定められる各投資家が申し込みをなさなければならない最低の単位をいう。

「月」とは、暦上の月をいう。

「純資産価額」とは、各サブ・ファンドについて、信託証書第５条に基づき決定される、当該サブ・ファンドの資産から、当該サブ・ファンドの債務を控除した額をいう。

「１口当たり純資産価格」とは、信託証書第５条に規定された評価日に受益証券口座の純資産価額を、評価日現在発行済みの受益証券数で除し、１セントの100分の１単位に切り捨てた額、またはサブ・ファンドについて補遺信託証書および英文目論見書に定められるその他の端数を切り捨てた額をいう。

「非適格者」とは、受益証券を取得および保有することが国や政府当局の法律や規則に違反することになる者、受託会社もしくは管理会社の意見において、サブ・ファンドが、そうでなければ負担もしくは被ることのなかった納税義務を負担し、もしくは他の金銭上もしくは商業上の不利益を被る可能性がある状況（かかる状況が、直接もしくは間接に当該一もしくは複数の人物に影響するか否か、単独もしくは関係するもしくは関係しないその他の人物に該当するか否かを問わず、または受託会社もしくは管理会社にとってかかる状況に該当すると思われる状況）に置かれることになる一または複数の人物、21歳未満の者、米国人、またはケイマン諸島に在住もしくは居住する人物（ケイマン諸島において設立された免除会社および非居住会社を除く。）をいう。

「申込期間」とは、各サブ・ファンドについて英文目論見書に定められる期間をいい、管理会社が受託会社と協議の上その裁量により延長することがある。

「主要証券市場」とは、ある投資対象に関して、管理会社の判断において、その場所において当該投資対象が上場されもしくは取引されているか、またはその場所について取引の許可が有効である、唯一のまたは主要な証券市場をいい、「証券市場」という表現は、すべての店頭市場または著名な証券取引所を含む。

「参照通貨」とは、各サブ・ファンドの資産が保有され、また、各サブ・ファンドの受益証券が評価される補遺英文目論見書に定められた通貨をいう。（各サブ・ファンドの参照通貨は次のとおりである。米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ：米ドル、豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ：豪ドル）

「受益者登録簿」とは、信託証書の条項に従い備置される受益者の登録簿をいう。

「登録事務代行会社」とは、サブ・ファンドの登録事務代行会社および名義書換代理人として行為する受託会社により管理事務代行契約に基づき任命された管理事務代行会社または信託証書の条項に従い受益者登録簿を保管するその他の者をいう。

「買戻通知」とは、サブ・ファンド（またはサブ・ファンドのクラス）の受益証券について、信託証書の定めにしたがって、受益証券の買戻しを請求する通知をいう。

「買戻価格」とは、受益証券が、買戻される価格をいい、信託証書の定めに従い決定される。

「副管理会社」とは、サブ・ファンドの副管理会社であるMUFJルクスマネジメントカンパニーS.A.およびその承継会社をいう。

「サブ・ファンド」とは、信託証書の定めに従い設定される個別のトラストをいう。

「サブ・ファンド決議」とは、信託証書の定めに従い、適法に招集され開催されるサブ・ファンドの受益者の集会で、挙手の方法によるか、投票が議決権の4分の3以上の多数により適正に要求されかつ決定された場合には投票の方法により、参加した受益者が有する議決権の4分の3以上の多数により採択された決議をいう。

「申込通知」とは、サブ・ファンド（またはサブ・ファンドのクラス）の受益証券について、管理会社、販売会社または管理事務代行会社が随時定める様式により受益証券の買い付けを申し込むための通知をいう。

「補遺信託証書」とは、各サブ・ファンドについて、サブ・ファンドを設立し、随時変更または補足されることがある補遺信託証書をいう。

「終了日」とは、各サブ・ファンドについて、関連する補遺信託証書または英文目論見書の条項により定められた日または状況をいう。サブ・ファンドの存続期間は、法および一般法の制限のもと、受託会社と協議した上で管理会社がその裁量に基づき、または管理会社および受託会社の同意の上で行われた受益者集会の特別決議により延期されうる。

「ファンド」とは、信託証書に言及された名称（または、受託会社および管理会社が随時決定するその他の名称）で認識される信託証書により設定されたユニット・トラスト型投資信託をいう。

「信託証書」とは、管理会社および受託会社の間で2009年4月28日付で締結された信託証書（随時変更される。）をいい、添付された別紙およびサブ・ファンドその他の関連して締結される補遺信託証書を含むことがある。

「受託会社」とは、受託会社としての役割を有するファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドおよびその承継会社をいう。

「受託会社報酬」とは、信託証書第28(1)条の定めに基づき受託会社に与えられるあらゆる金額をいう。

「受益証券」とは、各サブ・ファンドについて、当該サブ・ファンドの未分割の持分をいい、文脈上要求される場合には、当該サブ・ファンドのクラスの受益証券およびその端数をいう。

「受益証券勘定」とは、各サブ・ファンドについて、サブ・ファンドの内部勘定であり、特定の受益証券のクラスに関係しうる、会計上、その勘定に対し、サブ・ファンドの他の資産と分別して各受益証券の発行手取金が貸記され、会計上、その勘定に対し、ファンド勘定に帰属する資産のインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインが貸記され、かつ会計上、その勘定より、各受益証券に関連するすべての費用および負債、各受益証券の買戻代金が支払われるものを意味する。

「英国」とは、グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国をいう。

「米国」とは、アメリカ合衆国ならびにそのいずれかの州およびコロンビア特別区を含むその領土および属領をいう。

「米国人」とは、(1)1933年証券法(改正済)のレギュレーションSに定義されている米国人をいい、随時、()米国に居住する自然人、()米国においてまたは米国法に基づき設立され、創設されまたは組織されたパートナーシップ、会社またはその他の法人、()遺産管理人または管財人が米国人である財団、()受託者が米国人である信託、()米国に所在する米国外の機関の代理機関または支店、()米国人のためディーラーまたはその他の受託者により保有される非一任勘定または類似の勘定(財団または信託を除く。)、()米国で組織され、設立されまたは(個人の場合)米国に居住するディーラーまたはその他の受託者により保有される一任勘定または類似の勘定(財団または信託を除く。)、() (A)米国外の法域の法律に基づき組織されまたは設立されている場合、および(B)証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立されている場合(ただし、自然人、財団または信託ではない認定投資家(証券法に基づくルール501(a)で定義される。)により組織されまたは設立されかつ所有されている場合にはこの限りではない。)のパートナーシップまたは法人を随時含む米国人、ならびに(2)米国商品取引所法(改正済)に基づくルール4.7に規定されている「非米国人」ではない者をいう。

「米ドル」とは、アメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルをいう。

「評価日」とは、各サブ・ファンドについて、補遺信託証書で別異に定められる場合を除き、取引日の翌営業日、または管理会社が受託会社の承諾を得て随時定める日もしくは英文目論見書に定められるその他の日をいう。

「年」とは、暦上の年をいう。

「取引対象通貨」とは、フィーダー・ファンドBのクラスD(BRL)およびクラスA(BRL)が対米ドルでの為替変動のヘッジを行う対象通貨であるブラジルレアルをいう。

別紙B

ファンドの特色

1 サブ・ファンドは、フィーダー・ファンドへの投資を通じて、主として米ドル建ての新興国債券に投資します。

- フィーダー・ファンドはマスター・ファンドに投資することによりその投資目的の達成を目指し、通常、その他の発行体の株式または債券に直接投資を行いません。
- マスター・ファンドについては「サブ・ファンドが投資対象とする投資先ファンドの概要」の〔マスターファンド〕をご参照ください。

2 サブ・ファンドは、フィーダー・ファンドへの投資を通じて、米ドルに対しブラジルレアルで為替取引を行います。

ファンドにおける3つのポイント

1. 米ドル建て新興国債券の高い利回り

米ドル建ての新興国債券へ実質的な投資を行い、高水準の利子収入の獲得をめざします。

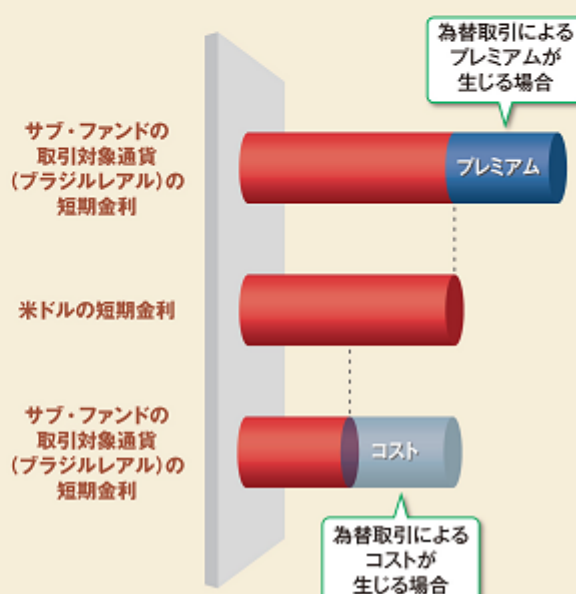
2. 為替取引によるプレミアム(コスト)

サブ・ファンドにおいて取引対象通貨(ブラジルレアル)の短期金利が米ドルの短期金利より高い場合には、「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」の獲得が期待できます。一方、サブ・ファンドにおいて取引対象通貨(ブラジルレアル)の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合には、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。

3. 為替の変動

ブラジルレアルが対参照通貨で上昇(参照通貨安)した場合には、為替差益を獲得することができます。一方、対参照通貨で下落(参照通貨高)した場合には、為替差損が生じます。

為替取引によるプレミアム(コスト)



(訳文)

独立監査人の監査報告書

米ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、豪ドル・ポートフォリオ、南アフリカランド・ポートフォリオ、米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ、豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ（エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションの各サブ・ファンド）の受託会社としてのＣＩＢＣバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、当財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、米ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、豪ドル・ポートフォリオ、南アフリカランド・ポートフォリオ、米ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオ、豪ドル（ブラジルレアル・ヘッジ）ポートフォリオの2019年7月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

各サブ・ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2019年7月31日現在の資産負債計算書
- ・ 2019年7月31日現在の要約投資有価証券明細表
- ・ 同日に終了した年度の損益計算書
- ・ 同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・ 重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ＩＳＡｓ」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「ＩＥＳＢＡ規程」という。）に従ってサブ・ファンドから独立した立場にある。我々はＩＥＳＢＡ規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

経営陣は、管理会社の報告書および未監査の別紙を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、当財務書類の「公表日」または「公表が可能になった日 (available to be issued)」から１年以内に特定のサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に相当な疑義を生じさせると総合的にみなされる状況および事象が存在するかどうかを評価し、清算ベース会計が特定のサブ・ファンドにより使用されている場合を除き、該当する場合には、本評価に関する事象を開示する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、ＩＳＡＳに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ＩＳＡＳに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・サブ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、特定のサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、特定のサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、受託会社のためのみに監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2019年11月13日

（注）エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション（以下「ファンド」という。）は各サブ・ファンドによって構成されているため、上記の独立監査人の監査報告書は各サブ・ファンドの財務書類を監査対象としている。

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as the Trustee of USD Portfolio, EUR Portfolio, AUD Portfolio, ZAR Portfolio, USD (BRL-hedged) Portfolio and AUD (BRL-hedged) Portfolio (each a Sub-Trust of Emerging Bond Fund Currency Selection)

Our opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of each of USD Portfolio, EUR Portfolio, AUD Portfolio, ZAR Portfolio, USD (BRL-hedged) Portfolio and AUD (BRL-hedged) Portfolio as at July 31, 2019, and the results of each of their operations and the changes in each of their net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

What we have audited

Each Sub-Trust's financial statements comprise:

- the statement of assets and liabilities as at July 31, 2019;
- the condensed schedule of investments as at July 31, 2019;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Sub-Trusts in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the manager's report on pages 5 to 7 and the unaudited appendix on pages 48 to 54 (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for evaluating whether there are conditions and events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about a particular Sub-Trust's ability to continue as a going concern within one year after the date that the financial statements are issued, or available to be issued, and disclosing, as applicable, matters related to this evaluation unless the liquidation basis of accounting is being used by a particular Sub-Trust.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Trusts' internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on a particular Sub-Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause a particular Sub-Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Trustee in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers Cayman Islands

November 13, 2019

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

（訳文）

独立監査人の監査報告書

米ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、豪ドル・ポートフォリオ、南アフリカランド・ポートフォリオ、米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ、豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ（エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクションの各サブ・ファンド）の受託会社としてのファーストカリビアン・インターナショナル・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、当財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、米ドル・ポートフォリオ、ユーロ・ポートフォリオ、豪ドル・ポートフォリオ、南アフリカランド・ポートフォリオ、米ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオ、豪ドル（ブラジルリアル・ヘッジ）ポートフォリオの2020年7月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

各サブ・ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2020年7月31日現在の資産負債計算書
- ・ 2020年7月31日現在の要約投資有価証券明細表
- ・ 同日に終了した年度の損益計算書
- ・ 同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・ 重要な会計方針およびその他の補足情報を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ＩＳＡｓ」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会により発行される職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「ＩＥＳＢＡ規程」という。）に従ってサブ・ファンドから独立した立場にある。我々はＩＥＳＢＡ規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

経営陣は、管理会社の報告書および未監査の別紙を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して当財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、当財務書類の「公表日」または「公表が可能になった日 (available to be issued)」から１年以内に特定のサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に相当な疑義を生じさせると総合的にみなされる状況および事象が存在するかどうかを評価し、清算ベース会計が特定のサブ・ファンドにより使用されている場合を除き、該当する場合には、本評価に関する事象を開示する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、ＩＳＡＳに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ＩＳＡＳに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・サブ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、特定のサブ・ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、特定のサブ・ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、受託会社のためのみに監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2020年12月18日

（注）エマージング・ボンド・ファンド・カレンシー・セレクション（以下「ファンド」という。）は各サブ・ファンドによって構成されているため、上記の独立監査人の監査報告書は各サブ・ファンドの財務書類を監査対象としている。

[次へ](#)

Independent auditor's report

To FirstCaribbean International Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as the Trustee of USD Portfolio, EUR Portfolio, AUD Portfolio, ZAR Portfolio, USD (BRL-hedged) Portfolio and AUD (BRL-hedged) Portfolio (each a Sub-Trust of Emerging Bond Fund Currency Selection)

Our opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of each of USD Portfolio, EUR Portfolio, AUD Portfolio, ZAR Portfolio, USD (BRL-hedged) Portfolio and AUD (BRL-hedged) Portfolio as at July 31, 2020, and results of each of their operations and the changes in each of their net assets for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

What we have audited

Each Sub-Trust's financial statements comprise:

- the statement of assets and liabilities as at July 31, 2020;
- the condensed schedule of investments as at July 31, 2020;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Sub-Trusts in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the manager's report on pages 5 to 8 and the unaudited appendix on pages 50 to 59 (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for evaluating whether there are conditions and events, considered in the aggregate, that raise substantial doubt about a particular Sub-Trust's ability to continue as a going concern within one year after the date that the financial statements are issued, or available to be issued, and disclosing, as applicable, matters related to this evaluation unless the liquidation basis of accounting is being used by a particular Sub-Trust.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Trusts' internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on a particular Sub-Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause a particular Sub-Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matters

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Trustee in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers Cayman Islands

December 18, 2020

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

[次へ](#)

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取締役会各位

ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番

承認された監査人の報告書

財務書類の監査に関する報告

監査意見

我々は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「当行」という。)の2019年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、および重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記で構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当行の2019年12月31日現在の財務状態および同日に終了した年度の運用実績についてすべての重要な点において真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、EU規則No.537/2014、監査業務に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)および金融監督委員会(以下「CSSF」という。)がルクセンブルグについて採用した国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採用したISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認企業監査人(Réviseur d'Entreprises Agréé)の責任」の項において詳述されている。我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件とともにルクセンブルグについてCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(「IESBA規程」)に従って当行から独立した立場にあり、かかる倫理上の要件に基づき他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、我々の専門的な判断に基づき、当期の財務書類の監査において最も重要であった事項である。当該事項は、財務書類の監査全体の過程およびそれに対する我々の監査意見の形成において取り上げられており、我々は、当該事項について個別の監査意見を提供するものではない。

収益の認識 - 未収手数料	
当該事項が監査における最重要事項の1つと考えられる理由	監査における当該事項の対応方法
我々は、財務書類の重要な会計方針の要約-注2.14「収益の認識」および注21「未収手数料」を参照する。 2019年12月31日現在、未収手数料は135,532,835米ドルであった。未収手数料は主に、ファンド管理業務、信託業務および全体保管業務から生じる。	我々は、未収手数料の認識プロセスを理解し、当該プロセスの重要な統制を精査した。未収手数料の手作業による処理に関する不備が指摘されたため、我々は、コントロール・リライアンス・アプローチは使用せず、詳細テストおよび分析の実証手続で構成される実証監査手続に基づいて保証を得た。

投資対象、合意された条件および提供されたサービスに応じて、基礎となる様々な基準や金利が適用される。 当行の未収手数料の認識処理には、手作業による重要な介入が含まれる。 したがって、未収手数料の計算は、未収手数料の算出の決定に関連する複雑性および業務リスクと併せて、関連する金額が重大であるため、監査上の主要な事項とみなされる。	我々は、受取手数料の種類ごとの合計額について期待値を算出し、その期待値を当行が計上した金額と比較した。 異なる種類の手数料のサンプルについては、 ・我々は、未収手数料を独立して再計算することで未収手数料を試算した。これには、基礎となる基準の外部証拠への調整も含まれる。 ・我々は、その後の支払いの手数料の受領に合意した。
--	---

その他の情報

取締役会は、経営者報告書に表示される情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の公認企業監査人の報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、その過程で、当該その他の情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する取締役会と統治責任者の責任

取締役会は、当該財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当行が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、当行の取締役会が当行の清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、当行の財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d'Entreprises Agréé）の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認企業監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびルクセンブルグについてCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

EU規則No.537/2014、2016年7月23日法およびルクセンブルグについてCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- 当行の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 取締役会が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当行が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認企業監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認企業監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当行が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正な表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

我々はまた、統治責任者に独立性に関する当該倫理要件を遵守していることの表明を提供し、我々の独立性に影響を及ぼすと合理的に思われるすべての関係およびその他の事項、また該当する場合、関連する予防対策を報告する。

統治責任者に報告した事項から、我々は、当期の財務書類の監査において最も重要であった事項、従って監査上の主要な事項を決定する。法律または規則が当該事項についての公的開示を認めない場合を除き、我々は、当該事項を我々の報告書において記載する。

他の法令上の要件に関する報告

我々は、2019年3月24日付の取締役会によって公認企業監査人に任命され、前回の更新および再任命を含む我々の連続する契約期間は45年である。

経営者報告書は、財務書類と一致しており、適用される法律要件に従って作成されている。

我々は、EU規則No.537/2014において言及される禁じられている監査対象外の業務は提供されておらず、また我々は、監査の実施中、当行から独立した立場を維持していたことを確認している。

デロイト・オーディット、公認の監査法人

〔署名〕

マーティン・フローネ、公認の監査人
パートナー

2020年3月10日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the Audit of the Annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (the "Bank"), which comprise the balance sheet as at December 31, 2019, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of, in all material respects, the financial position of the Bank as at December 31, 2019, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the EU Regulation N° 537/2014, the Law of July 23, 2016 on the audit profession (Law of July 23, 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (CSSF). Our responsibilities under the EU Regulation No 537/2014, the Law of July 23, 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises Agréé for the Audit of the Annual accounts" section of our report. We are also independent of the Bank in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual account, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Key Audit Matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgment, were of most significance in our audit of the annual accounts of the current period. These matters were addressed in the context of the audit of the annual accounts as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

Revenues recognition - Commission receivable	
Why the matter was considered to be one of most significant in the audit	How the matter was addressed in the audit
We refer to Summary of significant accounting policies - Note 2.14 - Revenue Recognition and Note 21 on Commission Receivable of the annual accounts. Commission receivable amounted to USD 135,532,835 as of December 31, 2019. Commission receivable mainly derives from fund administration, fiduciary and global custody operations. Different underlying bases and rates are applicable depending on the underlying investments, agreed terms and services provided. The process of commission receivable recognition for the Bank includes significant manual interventions. Accordingly, the calculation of commission receivable are considered to be a key audit matter due to the significance of the amounts involved, combined with the complexity and operational risk associated with determining the calculation of the commission receivable.	We obtained an understanding of the commission receivable recognition process, and we reviewed key controls in the process. Due to deficiencies identified related to the manual processing of commission receivable, we did not use a control reliance approach and our assurance was obtained based on substantive audit procedures, consisting of a combination of tests of details and substantive analytical procedures. We developed expectations for the aggregate amounts per type of commission income and we compared the expectations to the amounts recorded by the Bank. For a sample of the different types of commissions: • we tested commission receivable by performing independent recalculation of the commissions. This also included the reconciliation of the underlying basis to external evidence; • we agreed the receipt of the commissions to subsequent payments.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the management report but does not include the annual accounts and our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of and Those Charged with Governance for the Annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Bank's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Bank or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Bank's financial reporting process.

Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises Agréé for the Audit of the Annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the Réviseur d'Entreprises Agréé that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the EU Regulation N° 537/2014, the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the EU Regulation N° 537/2014, the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Bank's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Bank's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé. However, future events or conditions may cause the Bank to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and to communicate with them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, related safeguards.

From the matters communicated with those charged with governance, we determine those matters that were of most significance in the audit of the annual accounts of the current period and are therefore the key audit matters. We describe these matters in our report unless law or regulation precludes public disclosure about the matter.

Report on Other Legal and Regulatory Requirements

We have been appointed as Réviseur d'Entreprises Agréé by the Board of Directors on March 24, 2019 and the duration of our uninterrupted engagement, including previous renewals and reappointments, is 45 years.

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

We confirm that the prohibited non-audit services referred to in the EU Regulation N° 537/2014 were not provided and that we remained independent of the Bank in conducting the audit.

For Deloitte Audit, Cabinet de Révision Agréé

Martin Flaunet, Réviseur d'Entreprises Agréé
Partner

March 10, 2020

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。